

ベトナム・カンボジア・ラオス民法にかかる比較調査

——インクルーシブな発展のための  
民法典整備の意義に関する基礎調査——

松尾 弘＝深沢 瞳

(慶應義塾大学大学院法務研究科 松尾研究室)

はしがき

本報告書は、ベトナム、カンボジアおよびラオスの民法（典）を各国における政治・経済・社会の変化に照らして比較分析する研究のための基礎調査に当たるものである。

最初に本報告書が、各国の民法（典）をどのように分析し、考察を加えているか、その基本方針を確認しておきたい。本報告書では、民法（典）が国家の開発プロセスにおいてより多くの人々の権利を保護・実現し、インクルーシブで自由な活動へのインセンティブを創造するための手段として捉えている。したがって、各国の民法（典）について、各規定の内容的特色とその理由を、現在の当該国家の政治・経済・社会状況に照らして、できる限りその国家の内部事情を考慮して、内在的に理解することに努めている。このことは、いわゆる先進国の民法（典）といわゆる発展途上国の民法（典）とを、それぞれの国家の歴史や現状の相違を度外視して横並びに比較し、条文数や規定事項が少ないとか、欠けている制度があるとか、内容が不備であるとか、劣っているとかいう見方をできるだけ回避しようとするものである。

もちろん、どの国の法規にも欠缺や矛盾は存在するし、そうした問題点の指摘は有益である。しかし、そのことと両立するものとして、現在の民法（典）の個々の規定の内容的特色を抽出し、そこに見出されうる様々な理由を、真実に反しない限り、開発プロセスの観点からできるだけポジティブに捉えることが、本研究の基本方針である。本報告書がそのような視角から、ベトナム、カンボジア、ラオスの民法（典）を考察していることを最初にお断りしておきたい。

## 【もくじ】

はしがき

## 【凡例】

### I 序論

- 1-1 本調査研究の目的
- 1-2 インドシナ諸国における統治と法の発展経緯

### II 一般法理

- 2-1 法観念と法意識
- 2-2 宗教規範と法規範との関係
- 2-3 現在の社会における慣習法の存在意義と役割
- 2-4 社会構造の特色
- 2-5 公法・私法の区別の態様
- 2-6 民事法・刑事法の区別の態様

### III 民法総論

- 3-1 民法典の編別構成
- 3-2 民法の法源
- 3-3 民法の基本原則
- 3-4 民法上の権利
- 3-5 自然人の法的地位
- 3-6 権利能力・意思能力・行為能力の概念的区別
- 3-7 成年年齢，未成年者・精神的障害者の保護
- 3-8 法人制度に関する規定
- 3-9 法律行為概念の採否
- 3-10 無効・取消し・解除の概念的区別
- 3-11 時効制度

## IV 物権法

- 4-1 所有権の概念
- 4-2 占有権の制度
- 4-3 財の概念と有体物・無体物
- 4-4 土地・建物の関係（一体不動産か別不動産か）
- 4-5 物権と債権の区別
- 4-6 物権変動の意思主義と形式主義
- 4-7 登記制度の整備状況
- 4-8 善意者保護の方法
- 4-9 用益物権の種類と機能
- 4-10 土地法の規定内容

## V 債権法

- 5-1 債務の履行について
- 5-2 債務不履行の場合（その1）——履行の強制等
- 5-3 債務不履行の場合（その2）——損害賠償，契約解除等
- 5-4 履行不能の効果について（原始的不能，後発的不能，危険負担等）
- 5-5 瑕疵担保法理の独自性
- 5-6 第三者に対する債権の効果
- 5-7 債権譲渡・債務引受・契約譲渡に関する規定の有無と内容
- 5-8 多数当事者の債権・債務関係に関する規定の有無と内容
- 5-9 契約類型とその特色
- 5-10 準契約（事務管理等）に関する規定の存否と内容
- 5-11 不当利得に関する規定の存否と類型
- 5-12 一般の不法行為の要件と効果
- 5-13 特殊の不法行為の類型の有無と内容
- 5-14 無過失責任の類型。中間責任の類型

## VI 担保法

- 6-1 物的担保

6-2 人的担保

VII 家族法（狭義。親族法）

- 7-1 家族法（狭義。親族法）の位置づけ
- 7-2 婚姻の成立要件
- 7-3 婚姻の効果
- 7-4 離婚の要件と効果
- 7-5 実親子関係
- 7-6 養親子関係
- 7-7 継親子関係に関する規定の有無と内容
- 7-8 親族間の扶養の権利・義務の内容およびその範囲
- 7-9 後見制度の種類と内容

VIII 相続法

- 8-1 相続制度の構成
- 8-2 法定相続人の範囲（遺言による変更の可否）と法定相続分の内容
- 8-3 相続権の喪失事由の有無と内容
- 8-4 相続の承認と放棄の制度の有無と内容
- 8-5 遺言の方式・効果・制約
- 8-6 遺産の管理方法
- 8-7 遺産分割の方法
- 8-8 涉外規定

IX 民法整備活動の現状と評価

- 9-1 アウトプット——民法典の制定・施行
- 9-2 アウトカム——法的発展への寄与
- 9-3 インパクト——経済的・政治的・社会的発展への寄与
- 9-4 今後の課題

【参考文献】 邦文／欧文

## 【凡例】

1. 本報告書では、法令名、条項表記等に関し、以下の略記を用いる。

カ憲：カンボジア憲法

カ土：カンボジア土地法

カ民：カンボジア民法典

ド民：ドイツ民法典

フ民：フランス民法典

ベ憲：ベトナム憲法

ベ婚：ベトナム婚姻家族法

ベ土：ベトナム土地法

ベ民：ベトナム民法典（特に断りのない限り、2005年民法典を指す）

ベ民（1995）：1995年ベトナム民法典

ベ民（2015）：2015年ベトナム民法典

ベ養：ベトナム養子法

ラ憲：ラオス憲法

ラ国：ラオス国籍法

ラ土：ラオス土地法

ラ所：ラオス所有権法

ラ契：ラオス契約内外債務法

ラ担：ラオス契約履行担保法

ラ家：ラオス家族法

ラ相：ラオス相続法

ラ民草：ラオス民法典草案（特に断りのない限り、2016年2月末現在のもの）

2. 本報告書では、法令を文章の（ ）内で引用する場合は、条・項・号の表記を省略し、1条2項3号は1Ⅱ③と略記する。例えば、（ベ民114Ⅰ①）は（ベトナム民法114条1項1号）を指す。

3. 本報告書において文献を引用する場合（主として注の中で）、巻末の【参考文献】に

掲載した文献については、編著者名と出版年で引用する。例えば、片倉 1987 : 3-38 頁は、片倉穰『ベトナム前近代法の基礎的研究』（風間書房，1987 年）3-38 頁を指す。

## I 序論

### 1-1 本調査研究の目的

本調査研究は、ベトナム、カンボジアおよびラオスの民法関連法令の整備状況および実施状況を確認し、それが各国の法的発展(legal development)に対してどのように寄与しているかを考察するとともに(課題1)、そうした民法関連法令の整備および実施が、一方では各国の政治体制や経済政策、民主化政策等の開発政策からどのような影響を受け、他方では民法関連法令の整備および実施を含む法的発展が政治的発展(political development)および経済的発展(economic development)にどのような影響を与えているか、その相互作用の実相を検討すること(課題2)を目的としている。このことは、国家の法・政治・経済の状況が複雑に絡み合う中で、ある国は顕著な発展を遂げる一方、ある国は停滞を続けている現実を踏まえ、どのような条件が整うことによって法改革・経済成長・民主化が好循環を生み、実際の発展に通じるか、その際、法改革としてはどのような内容・順序・方法・ペースのものが有効であるかを探求するという目標に通じている。こうした開発法学の視点からの調査研究は、日本が行っている法整備支援の実効性をより高めるためにも有用であると考えられる。

調査研究の対象として、ベトナム、カンボジアおよびラオスの民法関連法令を取り上げることには、以下のような理由がある。

第1に、民法関連法令は、個々人の人格権・財産権等を中核とする、市民にとって最も身近で、基本的で、重要度の高い私権を、すべての者に対して平等に保護し、実現するための制度として、発展の基盤を提供するものであると考えられる。それは、より多くの一般市民が、より意欲的に経済的・政治的・社会的活動に参加することによって初めて可能となる経済成長や民主化や社会発展にとって不可欠のインセンティブを生み出す制度の基礎的条件である。本調査研究では、個々人の出自・性別・年齢・宗教・民族・能力・その他の自然的・社会的条件を越えて、可能な限り多くの一般市民が経済的・政治的・社会的活動に参加し、その発展の成果を享受することをインクルーシブな発展(inclusive development)と呼ぶ。そうしたインクルーシブな発展を可能にする制度を構築する上で、民法関連法令、とくに民法典の制定と実施がもつ意義は相当大きいものがあるのではないかと本調査研究は考えている。これが調査研究対象として民法関連法令を取り上げる理由である。

第2に、本調査研究がベトナム、カンボジアおよびラオスを取り上げる理由は、これら



3 か国が相互に国境を接するインドシナ諸国を構成し、地理的に近く、比較のために便宜であるというにとどまらない。これら3か国は何れも、1990年前後から法改革に着手し、その初期段階から民法典または民法を整備することを重視してきた。もっとも、民法関連法令の整備の方法や内容には各国独自の特色もある。また、何れの国も法改革への着手後、国際的な経済危機の時期を除き、年5%を超える顕著な経済成長率を長期的に維持している。もっとも、1人当たりGDPの推移等、国民が享受する成長の内実には相違もある。さらに、これら3か国は何れも政治的にフランスの植民地支配の経験をもつ一方で、独立後は様々な経緯の末に、ベトナムおよびラオスは社会主義体制を、カンボジアは立憲君主制を採用し、政治構造、政治的イデオロギー、民主化のプロセス等においても独自の特色を示している。このように、これら3か国間に見出される共通点と相違点をさらに探求することは、法・経済・政治発展の相互作用の内実および有効な法改革の方法に関する考察を深めることに通じるものと考えられる。

第3に、本調査研究がベトナム、カンボジアおよびラオスを取り上げる理由として、その地理的条件がある。これら3か国からなるインドシナは、メコン川の水力、農業・鉱業資源、工業振興のための物的・人的資源が豊富であることに加え、ミャンマー、中国およびタイと接しつつ、流通の要衝であり、商業活動も一層拡大する可能性を秘めている。多くの日本企業も進出しており、今後、産業集積の拠点として、国際的な生産ネットワークの中核となりうる、極めて有望な地域である。それだけに、これら3か国において確固とした法的基盤を構築し、これらの国の国民の利益と諸外国の国民の利益が両立する形で発展への相乗効果を生み出す制度的条件を整備することには、いわばウィン・ウィン関係の相互利益を生み出すという大きな意義がある。こうした国家間における協力ネットワークの構築というグローバルな開発戦略の観点から、その不可欠の手段としての民法関連法令の整備およびその支援のあり方を考えるためにも、これらインドシナ諸国を対象とする調査研究は、有意義であろう。

第4に、本調査研究がベトナム、カンボジアおよびラオスの民法関連法令を比較検討する理由として、民法（典）そのもののあり方を再考することが挙げられる。日本では明治期における近代法整備のプロセスにおいて、フランスおよびドイツを中心とする西洋諸国からその民法典（草案）および民法学を継受した。三権分立に基づく司法制度の整備を前提とする裁判規範としての民法（典）は、日本における民法（典）および民法学の発展に大きな影響を与える一方で、日本の既存の法観念や法意識のみならず、伝統的なコミュニ

ティ意識、宗教、倫理との間に一定のギャップも生じさせた。それは既存の制度をある程度取り込んでいたものの、漸次的なパラダイム転換以上の変更を伴ったものとみることができる。そして、今日の民法典改正は、国際取引法等の標準に照らした新たな変更を迫っている。このような日本の経験との対比においてベトナム、カンボジアおよびラオスにおける民法関連法令の整備・実施のプロセスをみると、3 か国で態様は同一ではないものの、伝統的なコミュニティの制度とそれを尊重する意識、伝統的な国家意識を前提とする政府と国民との関係、基本的に（政府が国民に指し示す）行為規範としての（民）法の捉え方をはじめ、伝統の蓄積の延長上に新たな制度を構築しようとする志向が少なからず見出される。それらが今後どのような形で持続的な経済成長・民主化・社会発展に通じてゆくか定かではないが、各国の歴史と現状に照らして最も相応しい発展プロセスにおける制度改革の手段としての（民）法という開発法学的視点（動態的・相対的法観念）からみた場合、ベトナム、カンボジアおよびラオスにおける民法典の整備・改正とその実施のプロセスは、日本の民法および民法学にとっても参照可能な、新たな民法（典）のあり方を提示する余地も秘めているように思われる。

以上の理由から、本調査研究は、ベトナム、カンボジアおよびラオスにおける民法関連法令の整備・改正とその実施のプロセスを探求し、比較検討することにより、各国の民法関連法令の共通点と独自性を具体的に明らかにし、各国の法的発展において民法関連法令の整備・実施がもつ意義を確認するとともに、それが各国の政治体制や経済政策とどのように関連し、経済成長や民主化とどのような相互作用の関係にあるかを探求する。それを踏まえ、各国における民法関連法令の現状が、インドシナ諸国におけるグローバルな協力関係の構築拠点の形成にとってもつ意義と課題を検討する。これらの検討を通じて、民法関連法令の整備がインクルーシブな発展のための制度基盤として、なぜ、どのような意味をもつか、それははたして画一的な内容のものか、各国の歴史と現状を反映した独特のものでありうるかについて考察する。

## 1-2 インドシナ諸国における統治と法の発展経緯<sup>1</sup>

### (1) ベトナム

#### (i) ベトナムにおける統治と法の変遷

**中国支配への対抗** ベトナムには早くから秦が遠征し（紀元前 218 年）、始皇帝が象

<sup>1</sup> 以下、本節（1-2）の記述は、松尾 2015a : 62-66 頁、松尾 2015b : 66-70 頁、松尾 2015c : 60-64 頁に依拠している。

郡を設置する等、中国帝国が支配を及ぼしてきた。これに対してベトナム人王朝が興亡し、中国との抗争を繰り返した<sup>2</sup>。紀元前 207 年に成立した南越国を前漢の武帝が滅ぼし、交趾郡を設置した。李贲が興して独立した王朝（前李朝。544 年～）を隋が侵攻し（602 年）、交州総督府を設置した。これを引き継いで唐が安南都護府を設置した（679 年）。唐の衰退後、呉権が白藤江の戦い（938 年）で南漢軍を破り、呉朝を成立させた。丁朝（966 年）を経て、黎桓が興した前黎朝は宋軍を撃退した（981 年）。1001 年に成立した李朝は 1054 年、国号を「大越」としたが、宋は引き続き朝貢国「安南」とみなした。

元が 3 度の侵攻に失敗した後、成立した胡朝を明が滅ぼした（1407 年）。しかし、黎利が明を駆逐して（1428 年）、南部へ支配を拡大し、ヴィジャヤ王朝とパーンドゥランガ王朝に分裂していたチャンパ王国のヴィジャヤ朝を滅ぼし（1471 年）、ベトナム国家の原型を形成した（後黎朝。～1789 年）。一方、パーンドゥランガ朝は広南阮氏に滅ぼされたが（1693 年）、これを西山阮氏の阮恵が征服し（1777 年）、清（乾隆帝）の援軍を得た後黎朝（昭統帝）をも滅ぼした（西山朝 1789 年）。しかし、西山朝の内乱に乗じ、広南阮氏の残党阮福暎がシャム・華僑・フランスの援助を得て西山朝を滅ぼし（1802 年）、阮朝（～1945 年）が成立した<sup>3</sup>。

この間、後黎朝は唐律・明律と慣習を採用した法典を編纂し（1428 年～）、土地を管理して農民に分配する田土分給制度を採用した<sup>4</sup>。また、阮朝は清律に基づくジャロン法典を編纂した。しかし、それらの「王法も村落の秩序には立ち入らない」とされ、村落が自律性を維持してきたことが注目される<sup>5</sup>。

**フランス・日本支配への対抗** 1847 年、フランスはベトナムに侵攻し、南部 3 省の割譲（1862 年）を得て、1867 年にフランス領コーチシナが成立した。1884 年、フランスは中国のベトナムに対する保護権限を放棄させ、阮朝と第 2 次フエ条約を結び、保護国とした。1887 年仏領インドシナ連邦（コーチシナ直轄植民地、アンナン・カンボジア保護国、

---

<sup>2</sup> ベトナムには歴史上最初の国家と考えられている文郎国（文献に残っていない伝説上の国家）の伝説があり、その統治者である雄王（フン・ヴォン）を祀る神社「デン・フン」がある。雄王伝説は独立・護国の範になっており、雄王の命日は祝日扱いになっている。ホー・チ・ミン、共産党書記長等もデン・フンを参拝しており、封建王朝から社会主義時代に至るまで、国家の護国信仰対象としての地位を保っている。これは、国家の独立とその維持のために、国家体制に関する政治的イデオロギーを超えて、過去の英雄事績に範を求めようとするベトナム人の思考が如実に反映している。西村 2004 : 24 頁。

<sup>3</sup> 桜井＝石澤 1988。

<sup>4</sup> 片倉 1987 : 3-38 頁。

<sup>5</sup> 安田 2000 : 254-256 頁、桜井＝石澤 1988 : 26 頁。Sidel 1997 : pp. 356-389; Gillespie 2004 : pp. 146-182.

トンキン保護領等)が成立し、1889年ラオス保護国が加わった。そこでは、①フランス人とそれに類する者の間、これらの者と原住民の間にはフランス法、②原住民間では原住民法が適用された(二元的法体系)<sup>6</sup>。一方、原住民に適用すべきアンナン法綱要(1883年)、トンキン民法典(1931年)が成立し、アンナン民法の編纂(1936~1939年)も試みられた<sup>7</sup>。

対仏独立運動が広がる中、1930年にホーチミンが香港でベトナム共産党を設立した。他方、日中戦争が激化する中、ベトナムから中国国民政府(蒋介石)への物資輸送(援蒋ルート)を遮断すべく、1940年に日本が北部仏印に進駐、1941年には南部仏印に進駐し、阮朝の保大帝を擁してベトナム帝国のフランスからの独立を宣言した(1945年3月)。しかし、日本の降伏、ベトナム独立同盟によるハノイ占拠(ベトナム8月革命)によって保大帝は退位し(同年8月)、阮朝は滅亡した。一方、ホーチミンは1945年9月にベトナム民主共和国の樹立宣言を経て国家主席に就任し、日本の降伏文書に調印した。その後、1946年11月にフランスからの独立戦争が始まり、ベトナム民主共和国が中国、旧ソ連の承認を受け一方、フランスは保大帝を復位させてベトナム国としての独立を認めた。1954年7月にジュネーブ協定によってフランスはベトナムから撤退したが、北緯17度線以北のベトナム民主共和国と同以南のベトナム国(同年10月、ベトナム共和国)に分断された。

**南北統一と社会主義的改造の帰結** 1962年2月に始まったベトナム戦争は、1975年のサイゴン陥落、ベトナム共和国消滅・南ベトナム共和国成立を経て終結した。1976年4月に南ベトナム共和国を消滅させて南北が統一され、初の統一選挙後、同年7月にベトナム社会主義共和国と改称された。

しかし、統一後のベトナムは、国境紛争等によるカンボジアへの侵攻開始(1978年)、これを非難する中国との戦争開始(1979年)、難民発生等により、国内外の政治は安定しなかった。また、南部を取り込んだ社会主義的改造は成果を上げず、生産は伸び悩み、第2次5か年計画(1976~1980年)の目標値(食糧生産2100万トン、工業総生産額の成長率16-18%)を大きく下回り、1980年時点で食料生産1400万トン(1976年1351万トン)、同じく工業生産額成長率-6.0%(同12.6%)と停滞した<sup>8</sup>。また、ベトナム戦争中に行われ

---

<sup>6</sup> 1921年大統領令112条。ただし、原住民法に存在しない事項、原住民が契約書で明記した場合については、フランス法が適用された。安田2000:257頁。

<sup>7</sup> 福井1942:16-19頁、福井1951:19-61頁。

<sup>8</sup> 白石1993:131頁。

た社会主義国からの物資の無償援助は、戦争終結後打ち切られ、国は低価格で配給すべき物資を輸入したため、財政赤字に陥った<sup>9</sup>。

**ドイモイへの転換** そうした中、ベトナム共産党は第6回共産党大会（1986年）でドイモイ（刷新）政策を採用し、市場システムの導入と対外開放へと転換した。しかし、それに至る道程は平坦ではなかった。まず重要な契機として、①地方レベルで試みられた農民からの自由価格での米の買付けによる米不足の緩和、合作社が放棄した耕作地を農民に請け負わせる生産請負制等、小規模ながら自由化が現実成果を生んだことが注目される<sup>10</sup>。

加えて、②そうした現実の変化を目の当たりにした共産党幹部のイデオロギーの変化を無視できない。とりわけ、8月革命と抗仏戦争で活躍したが、1950年代の農地改革の失敗の責任をとり、1956年に共産党書記長を辞任したチュオン・チンが重要な役割を果たした<sup>11</sup>。1982～1983年に精力的に地方視察を行い、前記①の現場で、人々の明るい表情と奮い立った精神を実感したチュオン・チンは、1984年7月の共産党第5期第6回中央委員会総会で、ベトナムが社会主義への過渡期の最初の段階にあるとの前提に立ち、市場価格の許容を提言した。それは直ちに採用されるどころとはならなかったが、同年11月の第7回総会、翌1985年の第8回・第9回総会で引き続き議論され、保守派と改革派の激論を引き起こした。1986年7月に保守派の書記長レ・ズアンの死去とチュオン・チンの書記長就任により、政治報告草案が書き換えられ<sup>12</sup>、同年12月の第6回共産党大会でドイモイ政策への転換が実現した。

**ドイモイによる法改革の促進** ドイモイ路線は、第3次5か年計画（1986～1990年）の成果を踏まえ、第7回党大会（1991年6月）でも承継された。ベトナムは本格的な経済改革に乗り出すべく、カンボジアとの戦争終結（1989年）、中国との関係正常化（1991年）、フランスとの和解（1993年）、アメリカとの外交関係樹立（1995年）、ASEAN加盟（同）等、対外関係の安定化と開放を進めた。

これと並行して、市場経済化を推進するために、様々な形態の生産・経営組織による多セクター制の経済構造（1992年改正憲法15条、16条）への転換を図るために、民法典の

---

<sup>9</sup> 古田 2009 : 27-28 頁。

<sup>10</sup> 古田 2009 : 30-46 頁。

<sup>11</sup> 古田 2009 : 80-99 頁。

<sup>12</sup> 古田 2009 : 212-232 頁参照。

制定作業が開始され、1995年10月に公布、翌年7月に施行された<sup>13</sup>。もともと、1995年民法は、社会主義経済制度の中で非社会主義セクターによる取引を規律しようとするもので、契約自由の原則の承認へ一挙に進むものではなかった<sup>14</sup>。また、無権利者・無権原者による取引、無効・失効化した取引について善意の第三者の保護は、その相手方に対する責任追及にとどまった<sup>15</sup>。

しかし、その後経済成長が継続し、市場経済化政策が成果を生むに従い（【図表2】参照）、2005年の改正民法は契約自由の原則を承認し、善意取得者の保護を拡大する等、取引安全の確保を強化した<sup>16</sup>。この傾向は2015年民法改正でもさらに推進されている<sup>17</sup>。ドイモイ政策を契機とする法改革を促した一要因として、法整備支援も看過できない<sup>18</sup>。

市場経済化と対外開放の制度改革により、ベトナムはASEAN（1995年7月）、APEC（1998年11月）、WTO（2007年10月）の各正式加盟を達成した。

（ii）ベトナムにおける経済発展

**経済発展の経緯** ベトナムの1人当たりGDPは順調に増大し、約2000米ドルに迫っている。GDP成長率の経緯をみると、アジア金融危機（1997年）の影響時期を挟んで、1990年代後半から2000年代前半にかけての成長が特に顕著である。ドイモイの成果が現れ始めたのは1989年頃からで、特に1995年・1996年は9%台の高成長を遂げた。1997年以降はアジア金融危機の影響によって外国直接投資が急減する等したため、1999年の成長率は約4.8%に低下した。しかし、海外直接投資の増大に伴い、2000年代は平均7%を超える成長率を回復した。2010年代の成長率はやや鈍っているが、20年以上にわたって5%超の成長率を維持している（【図表2】参照）。

**経済成長の要因** ドイモイ後の経済成長の主要因は、輸出志向の強い外国資本の導入による<sup>19</sup>。外国からの投資実績（認可額）は約217億米ドル（2013年）であり、前年比約55%増加した（同年のGDPは約1700億米ドル）。主要輸出品目は携帯電話・PC等の電

---

<sup>13</sup> 鈴木 1996。

<sup>14</sup> 1995年民法7条、131条参照。

<sup>15</sup> 1995年民法155条参照。

<sup>16</sup> 2005年民法4条、401条2項2文、256条但書・257条・258条参照。

<sup>17</sup> “Vietnam’s draft Civil Code: ten debatable issues,” *Vietnam Law and Legal Forum*, January and February 2015, pp. 42-43.

<sup>18</sup> ドイモイ政策と1995年・2005年民法典との関係につき、深沢 2013、深沢 2014、両民法典の特色と相違、法整備支援の内容等につき、リエン 2006: 52-64 頁、森嶋 2006: 65-66 頁、野村 2006: 67-68 頁参照。

<sup>19</sup> 国際貿易投資研究所 2009 参照。

子機器・部品，履物，原油等である<sup>20</sup>。

ベトナムは 1996 年に外国投資法（2000 年改正），1998 年に内国投資奨励法を公布し，2006 年に両者を統合した共通投資法・統一企業法を公布，2007 年から施行した。また，投資法の施行細則を定める政令が投資禁止分野・条件付投資分野を具体的に定めている<sup>21</sup>。WTO 正式加盟（2007 年 1 月）に伴い，卸売・小売等の物流・運輸・金融等のサービス分野が段階的に開放されている<sup>22</sup>。

**経済政策の課題** ベトナムは 2011～2015 年の 5 か年計画で，平均経済成長率の目標値を 6.5～7% に設定した。しかし，2010 年に 6.4% の成長を達成した翌年にインフレが加速したことに鑑み，経済成長率重視から，物価・国際収支・雇用重視の安定成長路線のマクロ経済運営への転換も考慮に値する<sup>23</sup>。その後ベトナム経済は 5.2%（2012 年），5.4%（2013 年）の成長を続けている。これを維持するためには，制度環境の整備が不可欠である。

そのために，一方で，経済成長に伴う貧富の差の拡大，投資促進政策に伴う官僚主義の弊害，汚職の蔓延，環境破壊等，顕在化する副作用への対処が求められる。

他方で，ベトナムの裾野産業とそれを支える民間企業の発展，そのための人材育成，公的インフラの充実，政策の予測不可能性や非効率性の改善，外国の中小企業との技術協力や直接投資による相互補完的な戦略的パートナーシップの推進等の提言も注目される<sup>24</sup>。1990 年に個人企業法と会社法が制定され，個人企業と有限会社の設立が急増した。しかし，金融制度の発展を伴わなかったために，私営セクターは資本規模が小さいままで，新しい設備や技術の導入ができず，都市部のサービス，商業に集中した。そこでは市場規模が限定され，成長が頭打ちになり，国営企業や外資企業に凌駕されてしまった<sup>25</sup>。

それゆえ，実効的な制度改革のためには，政府が関連制度の相互関連を包括的に把握し，法改革の実行能力をもつことが求められる<sup>26</sup>。

(iii) ベトナムにおける政治・経済と法

**段階的・継続的法制改革** ベトナム政府は極めて堅実に段階的・継続的な法制改革を進め

---

<sup>20</sup> 外務省 2014。

<sup>21</sup> Decree No. 108/ND-CP.

<sup>22</sup> Decree No. 23/2007/ND-CP.

<sup>23</sup> “5-year economic development plan doesn’t win economists hearts,” *Viet Nam Net Bridge*, 27 September 2011.

<sup>24</sup> 外務省 2014，国際貿易投資研究所 2009，上田 2012：57-72 頁。

<sup>25</sup> 石田 2002：104 頁。

<sup>26</sup> 石塚 2004：169-208 頁。

ている。市場経済化と対外開放を推進すべく、「多様なセクターからなる商品経済の促進」を目標に掲げ、土地所有権を譲渡する権利も認めた 1992 年改正憲法の下、土地法（1993 年）、民法（1995 年。2005 年改正、2015 年改正作業中）、外国投資法（1996 年）、内国投資奨励法（1998 年）、民事訴訟法（2004 年）、破産法（2004 年）、共通投資法・統一企業法（2005 年）、民事判決執行法（2008 年）等、市場取引を支える主要法律を制定した。また、環境保護法（1994 年）、労働法（2002 年。2006 年改正）、社会保障法（2006 年）等も市場取引の環境や前提条件を支える制度として重要である<sup>27</sup>。

**急ピッチの法改革の問題点** しかし、社会主義的改造の行詰りを打開するための市場化と投資促進という差し迫った経済的要請に応えるための法整備は、内容検討の不十分さ、パッチワーク的な立法による法令間の矛盾・欠缺、体系性の欠如等をもたらした。もっとも、これらの問題は法整備の初期段階では程度や態様の差はあれ一般的に生じうる。また、ベトナムは法改革をプロセスとして捉え、一回的に完成するものとは考えず、試行錯誤により、段階的に法整備を進めている。しかも、外国法の直接移植ではなく、ベトナムの経済・社会の発展状況、政治事情等に適合するようアレンジを加えている<sup>28</sup>。

ただし、市場経済化に必要な課題を解決すべく制定された前記諸法律は、1992 年改正憲法を越えるような内容も含んでいたとされる<sup>29</sup>。ある政策目的を達成するための立法が憲法を超えることは、立法の正統性(legitimacy)を減殺する。それが立法目的の正当性(justness)によってどこまで補完可能かが問われる<sup>30</sup>。差し迫った政策目的を達成するために立法が憲法を安易に超えるとすれば、法は経済や政治に従属する道具にすぎなくなってしまふ。そうした危険性を孕んでいることに注意が必要である。

**社会主義的適法性から社会主義的法治へ** この問題は社会主義における法観念、特に法の支配との親和性に関わる。1992 年憲法によれば「国家は、法律により社会を管理し、社会主義的適法性を絶えず強化する」(12 条 1 項)。これは①国家が法をもって統治し、②人民が法を遵守すべきことを意味した<sup>31</sup>。それは、法が国家権力を縛ることをも含意する法の支配の観念とは同じでない。

他方、2001 年改正憲法はベトナムが「社会主義的法治国家」であることを新たに規定した(2 条 1 項)。それは「社会主義」に拘束されつつも、「法によって」国家が統治される

---

<sup>27</sup> Rose 1998: pp. 93-140.

<sup>28</sup> 松尾 2006 : 39-40 頁。

<sup>29</sup> 鮎京 2009 : 173 頁。

<sup>30</sup> 松尾 2015e: 339-367 頁参照。

<sup>31</sup> 鮎京 2009 : 174 頁。



べきことも含意しうる。

そして、2013年改正憲法は「社会主義的法治国家」の理念を維持する一方で(2条1項)、「社会主義的適法性」の概念を承継しなかった。ここには社会主義国家における市場経済化の進展に伴う法観念の変容を見出しうるように思われる。それは前回みた最近の中国における法治の強調に通じる現象である。

**法治を求める市場?** 市場経済の進展は自から取引当事者をして国家における法の支配を求めるものであろうか<sup>32</sup>。ちなみに、ベトナムにける法整備の進展は、国家の賠償責任に関する法律(2009年)等にも及んでいる。2013年憲法は人権規定を厚くし、公正な選挙を行うための国家選挙評議会の設置、裁判官の独立を盛り込む等、法の支配に通じる要素を濃くしている<sup>33</sup>。加えて、改正に先立ち、2013年1~9月の長期にわたってパブリック・コメントを募集し、約2600万件の意見が寄せられた。ちなみに、民法典草案も2015年1月5日から5月4日までパブリック・コメントに付されている。ベトナムにおける市場経済化が社会主義への一道程か資本主義への過渡期か<sup>34</sup>、定かでないが、それが法の有様に対して国家の内部から変化を求めていることは確実であるように思われる。

**社会と法** 政治・経済と法の関係と並び、社会と法の関係も問題になる。ベトナムでは市場経済化に伴う急ピッチの法改革が社会の隅々までカバーしているとはいえない。それは、フォーマルな制度に組み込まれた企業等の組織と、インフォーマルな既存の制度下に置かれたままのブラック・マーケット等の組織からなる二重構造を生み出すことになる。司法アクセスの改善等を通じた構造改革は、決して容易でないが、避けて通ることができない<sup>35</sup>。

## (2) カンボジア

### (i) カンボジアにおける統治と法の変遷

ベトナム、ラオスとともにフランス領インドシナ連邦を構成したカンボジアは、独立(1953年)後、政治形態が王制とその廃止(1970年)から極端な共産主義(1975年)へ進み、その崩壊(1979年)後も内戦が続き、1993年に王政を復活させて和平の再構築プロセスに入った。国際社会の支援も集中し、短期間のうちに先進的な法令が整備され、選

---

<sup>32</sup> この観点から、後述9-6「キンド・ビル問題」参照。

<sup>33</sup> 伊藤 2014。

<sup>34</sup> 安田 2000 : 251-272 頁。

<sup>35</sup> 松尾 2012b : 15-30 頁。

挙が実施され、経済成長も加速した。しかし、政治の振子を右から左へ、左から右へと大きく揺らしてきたカンボジアの統治は大きな爪痕を残した。かつてインドシナ半島の大部分を支配したクメール帝国として繁栄し、偉大なアンコール遺跡群を創出した文化大国は、統治と法の動揺が経済発展にどのような影響を与えるかを考えさせる重要な問題提起をしている。

**クメール帝国の勃興と統治の拡大** カンボジアは現カンボジア南部からベトナム南部のメコン・デルタ地帯を支配した扶南王国（1世紀頃～）を7世紀頃に滅ぼした真臘王国（6～8世紀）に由来する。そのジャヤヴァルマン2世がクメール王朝を創始し（802年）、ヤショヴァルマン1世はアンコールに都を築き（889年）、東北タイに支配を広げた。王の不滅の職務は法規範を維持し、カーストを堅持し、祭儀を執り行い、過ちに依じて犯人を処罰することとされ、祭政一致的統治を行った<sup>36</sup>。スールヤヴァルマン2世はタイ中部、マレー半島、ベトナム南部に支配を拡大し、アンコール・ワット等のヒンドゥー教寺院を建築した（1113年～）。クメール王朝はジャヤヴァルマン7世が築いたアンコール・トム（1190～1431年）の時代に最盛期を迎え、仏教寺院も建築された。しかし、フビライのモンゴル軍がアンコール・トムに侵攻し、ジャヤヴァルマン8世は元に朝貢するに至り（1285年、1292年）、衰退が始まった<sup>37</sup>。

**シャムとベトナムによる挟撃** クメール王朝の弱体化に乗じ、シャム（タイ）のアユタヤ王国が侵攻し、クメール王国は王都アンコールを放棄した（1432年）。その後もシャムはクメール王国への侵攻と支配を続け、北西部3州（アンコールを含むシェムリアップ、バットアンバン、シソポン）を併合した（1794年）。

他方、ベトナム中部のフエを都とした広南阮氏王朝は1623年、クメール王国南部プレイ・ノコー（現ホーチミン）への進出認許を契機に入植を進め、同王国の内紛に介入してベトナム南部コーチシナに支配地域を広げ、これを併合した（1841年）<sup>38</sup>。しかし、ベトナム人官吏の支配に反発したカンボジアの地方官吏と住民が蜂起し（1845年）、バンコクに亡命していたアン・ドゥオンが帰国して即位した。もともと、シャムとベトナムはその即位承認に際し、各々カンボジア北西部およびコーチシナの領有も了解させた<sup>39</sup>。

クメール王国では、刑法、裁判官法等からなる12巻の法典（16世紀末～17世紀）が編

---

<sup>36</sup> 石澤 1984: 101 頁。

<sup>37</sup> 周 1989。

<sup>38</sup> 桜井=石澤 1988: 34-37 頁。

<sup>39</sup> 桜井=石澤 1988: 36-37 頁。

纂された。1692年、チェイチェスター王は判例集の編纂を命じた<sup>40</sup>。一方、農村では自給自足的な村落共同体が形成され、村長と補佐役の下で慣習に従った農作業、祭祀、紛争解決等が行われた<sup>41</sup>。

**フランスによる植民地支配** シヤムとベトナムへの両属状態に危機感を覚えたアン・ドゥオン王は1853年、シンガポールのフランス領事に密使を派遣した。1863年、フランス海軍大尉は後継者ノロドム王に接して保護条約を締結し、国内最高官吏としてのフランス理事官の駐在を認めさせた。1884年、フランスは理事総監の設置、フランス官憲の指揮下へのカンボジア人官吏の編入等による支配強化の協約をノロドム王に強要し、内政を掌握した。1887年、フランス領インドシナ連邦を発足させ、カンボジアを編入した。フランス理事官府の指揮下で、国王の下に内閣を設置する一方、地方では伝統的統治機構を維持し、州知事・県長・村長を置いた。村長は村の有力者からなる村会で互選され、助役を選任し、徴税も担当した。フランスは1904年、シェムリアップを含む北西部3州をシヤムから取り戻して王族の歓心を買う一方、支配を強化した<sup>42</sup>。

フランスは下級官吏や警察官に多くのベトナム人を登用してカンボジア人の憎悪を煽り、ノロドム王の抵抗に対しては王位承継に干渉して王弟シソワットを即位させて王族の分裂を図り、反仏の動きを反らした。また、カンボジアをフランスの商品市場とする一方、土地の払下げを受けてゴムや米のプランテーションを経営した<sup>43</sup>。

フランス植民地下では原則として、①フランス人とそれに類する者の間、これらの者と原住民の間にはフランス法が、②原住民間では原住民法が適用された（二元的法体系）。②に関し、カンボジアでも固有法の成文化が試みられ、1911年、刑法、刑事訴訟法、民法第1編（身分関係）が公布された。その後、民法典（4編、1365か条）が編纂され、公布（1920年2月25日）・施行（同年7月1日）された<sup>44</sup>。

**独立への国王の奮闘** 日本軍によるフランス官憲の武装解除（1945年3月9日）を受け、シハヌーク王は3月12日の王令でカンボジアの独立を宣言した。しかし、日本の敗戦後にフランスが再進駐し、旧理事長官に代わった高等弁務官の強い要求により、シハヌーク王は独立宣言を撤回した。1946年1月に暫定協定が締結され、フランスはインドシナ連邦政府を介して関税・治安・警察・外交の権限を維持し、王令の公布には高等弁務

<sup>40</sup> 飯泉＝上田 1999; 2000; 2002。

<sup>41</sup> 桜井＝石澤 1988: 36 頁。

<sup>42</sup> 桜井＝石澤 1988: 60-64 頁, 78-79 頁。

<sup>43</sup> 桜井＝石澤 1988: 78-79 頁, 134-137 頁。

<sup>44</sup> 福井 1942: 19-20 頁; 1951: 38 頁。

官の連署を要するものとした。以前と実質的に大きく変わらない内容の暫定協定に失望したクメール・イサラク（自由カンボジア）やクメール抵抗派（ベトナム独立同盟会と連携）は王国政府への批判と反仏運動を展開した。一方、1946年9月の制憲議会選挙では、シソワット・ユットヴォン殿下が指導する民主党が圧倒的多数を占め、1947年5月にカンボジア王国憲法が制定された。新憲法下で同年12月に実施された総選挙でも民主党が圧勝し（75議席中54議席）、反仏の立場をとって早期完全独立を主張し、国王と対立した<sup>45</sup>。

シハヌーク国王は民主党とクメール・イサラクが合流し、あるいはクメール抵抗派が強大化してベトナムやラオスのような内戦に発展することを危惧し、自ら完全独立に向けてフランスとの交渉に乗り出した。国王はフランスでの交渉が進展しない中、アメリカ、タイへと移動して国際世論に訴え、カンボジアに戻って交渉を続けた。その結果、1953年8月に警察権と司法権、10月に軍事権が委譲され、11月9日の独立式典を経て、1954年3月に外交権も委譲され、名実ともに完全独立が達成された<sup>46</sup>。

**国王の退位と失脚** 1955年2月、国王が独立達成の使命を果たしたか問う国民投票で約99.8%の支持を得たシハヌークは、政党政治の不安定性を除去した統治体制づくりを目指し、議会の政府不信任制度を廃し、議員立候補者の3年継続居住等を要件とする憲法改正を試みたが、民主党の反対に遭って撤回した。そこで国王は3月、王位を父スラマリットに譲って退位し、4月に王制社会主義（経済・社会・教育等における社会主義的方法により、王室を中心とする国民の結集と仏教信仰に基づく民主的で平等な社会を目指す思想）を標榜して人民社会主義共同体（サンクム）を結成し、総裁に就任した。サンクムは9月の総選挙で約83%の得票を得て全91議席を独占した（民主党約12%、人民党約4%）。この優勢は1958年、1962年、1964年の総選挙でも維持された。1960年4月のスラマリット国王の逝去を受け、シハヌークは6月に政治に関与できる国王としての国家元首を創設する憲法改正案を作成して国民議会を通過させ、これに就任した。しかし、その強権政治に批判的な民主党は政府の汚職、物価問題等を攻撃して共和制を主張し、人民党は共産主義を主張した。

東西両陣営の対立が深まる中、シハヌーク元首は中立政策を維持し、アメリカ、フランス、旧ソ連、中国の両陣営から経済支援を受けることに成功した。しかし、それは援助競争を助長し、汚職と腐敗を蔓延させ、一部の富裕層や高級官僚の私腹を肥やすのみで、国民全体の福祉増大に通じなかった。シハヌーク元首は1963年、援助を拒否して自力更生

<sup>45</sup> 桜井＝石澤 1988: 294-298 頁。

<sup>46</sup> 桜井＝石澤 1988: 299-308 頁。

政策に転換し、1964年には貿易・銀行の国営化、農産物の生産・流通の組合化・公社化を実施した。しかし、私的経済活動の制限は、アメリカの援助打ち切りと相俟って、1964年以降の財政赤字をもたらし、1966年以降は農作物の不作、米・ゴム等の輸出不振で貿易収支も赤字に転落し、経済が停滞し始めた。1968年、シハヌーク元首は自力更生路線から国際協力路線への再転換を示唆し、1969年8月に成立したサンクム右派のロン・ノル内閣は、国有化政策を修正し、経済自由化を打ち出した。自力更生政策自体は正しくとも、一気に社会主義に移行しようとした急進性が失敗の原因であった。1970年3月18日、国民議会と王国参議院の合同会議は全会一致でシハヌーク元首の解任を決定し、ロン・ノル政府は王制廃止とクメール共和国樹立を宣言した<sup>47</sup>。

**民主カンプチアの成立** モスクワで3.18クー・デタを知ったシハヌークは、翌19日から北京で周恩来首相、ファム・ヴァン・ドン北ベトナム首相らと協議し、国民議会・参議院の解散、ロン・ノル政府による法令等の不執行要求、民主カンプチア統一戦線の結成を含む5項目声明を公表した。ポル・ポト、イエン・サリら急進的左派グループのクメール・ルーージュはこれを支持し、その中心勢力となった。5月4日、カンボジア王国民族連合政府の樹立が宣言された。一方、ロン・ノルはアメリカの支援を受け、アメリカ軍・南ベトナム軍はカンボジア国境付近の北ベトナム軍・南ベトナム解放勢力を攻撃すべくカンボジアに侵攻し、カンボジアも遂にベトナム戦争に巻き込まれた。1975年4月17日、ロン・ノル派のプノンペンが陥落したが、5年に及ぶ戦闘は数十万人の死傷者を出し、肥沃な農地は荒蕪地となった。プノンペン市民は農村・田園地帯への移住を命じられた。特別国民大会を経て、1976年1月5日、新憲法が公布され、同連合政府は国名を民主カンプチアに改称した。1976年憲法は「貧富の差がなく、搾取、被搾取階級のない幸福・平等・正義及び真の民主主義が支配する社会」の実現を目指し、「生産手段は国家及び共同体の共同所有」であることを明記した。3月には人民代表議会選挙が行われ、シハヌークは国家元首・統一戦線議長を辞任し、旧王宮内に幽閉される一方、第1回人民代表大会はポル・ポトを首相に選出した。このクメール・ルーージュによる新国家建設も短期間のうちに自力更生共同体を組織し、一気に大躍進を図る急進的政策であった。それは伝統社会を打ち毀し、共同所有に基づく集団労働方式の協同組合（サハコー）の組織・運営を目指した。その実態は1日10時間以上の重労働と粗末な食事、宗教の禁止、学校の廃止、鎖国、中国

---

<sup>47</sup> 桜井=石澤 1988: 316-348 頁。

との連帯形成、親ベトナム派や知識人の粛清であった<sup>48</sup>。

**カンブチア人民共和国の成立** 粛清を逃れた親ベトナム派軍人や旧人民党幹部らは、ヘン・サムリンを中心に 1978 年 12 月、カンブチア救国民族統一戦線を結成し、ベトナム軍と共にカンボジア東部、南東部等で攻勢を開始し、1979 年 1 月にプノンペンを占領、カンブチア人民共和国を樹立した。ベトナム、旧ソ連、東欧諸国がこれを支持した。1981 年 5 月に第 1 回総選挙を行い、第 1 期国民議会は新憲法を採択して 6 月 27 日公布した。ヘン・サムリンが元首、フン・センが閣僚評議会副議長（後に議長）に就任し、人民革命党が唯一の合法政党とされた。農民は以前の居住地に戻り、寺院の再建も始まった。しかし、ポル・ポト派、反ベトナム・反共産主義で共和制を目指すソン・サン派、反ベトナム・反共産主義で旧王制を支持するシハヌーク派の 3 派は 1982 年 7 月、民主カンブチア連合政府を樹立し、シハヌークが大統領に就いた。中国、ASEAN 諸国がこれを支援し、国連も正式代表と認めた<sup>49</sup>。カンブチア人民共和国政権と民主カンブチア連合政府の内戦が始まった。

**カンボジア王国の成立** 1990 年 6 月の東京会議を経て、1991 年 10 月のパリ和平協定によってようやく内戦終結、武装解除、国連カンボジア暫定統治機構(UNTAC)の設置、制憲議会選挙の実施等が合意され、1992 年 3 月から UNTAC が活動を開始した。1993 年 5 月に国民議会選挙が行われ、9 月 23 日新憲法が公布された<sup>50</sup>。それは立憲君主制を採用し、シハヌークがカンボジア王国の国王に再度即位し、フンシンペック党（58 議席）党首のラナリット（シハヌークの二男）が第 1 首相、人民党（51 議席）のフン・センが第 2 首相となった。9 月に UNTAC の暫定統治は終了したが、1997 年 7 月にはフンシンペック党と人民党が軍事衝突を起こした。1998 年 7 月の国民議会選挙では人民党が第 1 党となり、フン・センが首相に就任した。同年 4 月、ポル・ポトは死亡し、12 月、ポル・ポト派は解体した。翌 1999 年、カンボジア王国は ASEAN 加盟を果たした。

**1993 年憲法の特徴** 1993 年憲法は 1970 年の 3.18 クー・デタ以来 23 年ぶりに王制を復活させた。しかし、国王は君臨するが統治しないことを絶対的な修正不能条項とした（7 条 1 項、17 条）。ただし、王位は世襲によらず、3 王家の直系子孫から王位継承評議会が選任する。この方式を仏教的王権思想の現れとみる見解もある<sup>51</sup>。実際、国家原理と

<sup>48</sup> 桜井＝石澤 1988: 350-369 頁, 437-445 頁。

<sup>49</sup> 桜井＝石澤 1988: 445-451 頁。

<sup>50</sup> Gottesman 2002.

<sup>51</sup> 安田 2000: 293 頁。

して国民・宗教・国王を挙げ（4条）、仏教を国教とし（43条3項）、仏教の教育・研究施設を保護する（68条3項）。一方、複数政党制に基づく自由民主主義（前文、51条1項）と市場経済体制の採用（56条）を明記し、自由民主主義制度と立憲君主制に影響を及ぼす修正も禁止する（152条）。三権分立も明記する（51条4項）。行政と司法の分離は課題となっているが、カンボジアは1993年憲法に適合的な法制度と司法制度を精力的に整備している<sup>52</sup>。比較的詳細な民事訴訟法（2006年）、民法（2007年）等はその一環である。

（ii）カンボジアにおける経済発展

**経済成長の特色** カンボジアのGDP成長率および1人当たりGDPの推移をみると、1980年代後半も続いたカンブチア人民共和国政府と民主カンブチア連合政府の内戦時に比べ、1990年代の和平回復が経済の成長と安定に寄与していること、1997年のフン・セン派とラナリット派の政争がそれにマイナスに作用していることが看取される。

2010年代における経済成長の主要因は、①農業、②米国・香港等への縫製品や靴の輸出、③プノンペンを中心とする建設業・不動産業、④外国人観光客の増加である。経常収支は慢性的に赤字であるが、⑤海外直接投資の増加による資本収支黒字によってファイナンスされている。慢性的な財政赤字も、⑥無償援助によって補われている<sup>53</sup>。⑤の背景には、タイ・中国・ベトナム等における労働力の逼迫状況や賃金上昇に比べ、カンボジアが比較的豊富な労働力を安価に提供できること、政府が約25の経済特区を認可し、税制優遇も設けたこと、タイとベトナムの中間に位置し、地政学的優位性があること、外資や金融に対する規制が緩いこと等の事情がある。

**経済発展の課題** 行政の不透明、熟練労働者の不足、電気料金や物流コストの高さ等は改善の可能性がある。しかし、より根本的・構造的な問題が重要である。第1に、概して経済成長率が高い一方で、国民1人当たりGDPは2012年で約951ドルであり、ベトナムの約1753ドル、ラオスの約1414ドルに比べて低だけでなく、10年前の2002年にカンボジア約337ドル、ベトナム約440ドル、ラオス約299ドルであったことに鑑みると、急速な成長の成果が国民に公正に分配されていないという懸念がある。第2に、1990年代以降に限ってみても、カンボジアの経済成長率はベトナム、ラオスに比べて振れ幅が大きい。政治状況や国際経済環境の変化に対する経済の脆弱性の背景には、外資や援助への依存度の高さも関わっているように思われる。

---

<sup>52</sup> 四本 2009: 199-200 頁。

<sup>53</sup> 外務省 2013, 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 2013。

(iii) カンボジアにおける政治・経済と法

**2013年総選挙が示唆するもの** 2013年7月28日、第5回国議会議員選挙が実施され、フン・セン首相を党首とする与党・人民党は当初の予測を下回る67議席(改選前90議席)に止まる一方、サム・ランシーを党首とする野党第1党の救国党が56議席(改選前29議席)を獲得した。しかも、有権者名簿の操作による投票阻止、幽霊有権者や重複名簿による複数投票等による与党に有利な選挙不正があったとして、野党は選挙管理委員会および憲法院に申立てをし、平和的抗議行動を呼びかけ、国会をボイコットした<sup>54</sup>。不正は認定されなかったものの、選挙結果自体がマクロ的には順調な経済成長が続いているにもかかわらず、国民の不満が蓄積している。それに対する司法アクセスの不十分さも顕在化した。

これと連動して、総選挙の1争点であった公務員給与の引上げ運動が起こり、経済財務相は2013年9月1日から教師、国軍兵士、警察官ら約9万人につき月額基本給を約60ドルから約80ドルに引き上げた。しかし、労働者側は倍増の160ドルを要求して争い、2014年1月に3人が死亡、40人が怪我をし、逮捕者が出た。不満の遠因には、事の真偽は別として、政府高官の中には森林伐採や鉱物資源開発によって上がる収益から不正な利益を得る等、汚職が蔓延し、利益が公正に分配されていない、民主化が進んでいないという認識がある。政府による土地のコンセッションが土地収奪を生み出す問題も取り上げられている<sup>55</sup>。これらの場合、経済発展の潜在力を政治が阻害している可能性がある。

**急進的統治改革の教訓** しかし、そのための政治改革は法改革を通じて漸進的に時間をかけて行う必要がある。前述したカンボジアの経験は、急進的統治改革が潜在力に見合った経済発展を妨げ、それを是正するための法改革も性急に理想を追い過ぎることによって現実離れし、その結果として政治・経済・法が悪循環に陥るパターンが生じる可能性を示唆しているように思われる。

(3) ラオス

(i) ラオスにおける統治と法の変遷

ベトナムに隣接する社会主義国で、同じく目覚ましい、しかもこのところ最も安定的な経済成長を見せているのが、ラオスである。両者はフランスによる植民地化、日本による占領、対米戦争、内戦、社会主義革命、市場経済の導入等の共通点とともに、経済成長の要因、産業構造、社会主義革命の内実等に相違点も見られる。

<sup>54</sup> *Phnom Penh Post*, 19 Aug 2013; *The Cambodia Daily*, 24-25 Aug 2013.

<sup>55</sup> LICADHO 2009.



**曼荼羅国家の形成** ラオスでは1千年紀初期に北部のジャール平原に巨石文化が築かれ、1千年紀後半にはメコン川中流域に小規模の集団が形成された。それらの政治体は、ヒンドゥー教や仏教に基づく宗教的儀礼と一体化した統治によって支配の正当性を維持し、より大きな権力としての王権が中心になり、同様の構造をもつより小さな権力としての土侯から朝貢を受ける形で、複数の支配地域が可変的な権力関係によって結び付いた<sup>56</sup>。それは、複数の要素が一定の法則に従って結合され、全体として秩序づけられた宇宙観としての曼荼羅(mandala)によって特徴づけられている<sup>57</sup>。

**伝統社会と村落** 曼荼羅国家の特色は、その核となる村落(ban)にある。ラオ族はメコン川に沿って北から南へ分散居住し、各地に村落を形成した。村落の集合が国(muang)である。各村落では、世俗の代表としての村長が共同作業の指揮やもめ事の解決等を行い、寺院の僧侶や小祠の霊媒が農耕儀礼、村人の悩み事相談等を行い、包括的な生活規範を醸成した。村落は自給自足的農作業や宗教行事の共同作業を通じて自律的共同体としての小宇宙を形成し、広域の政治勢力に頼らずに共存可能であった<sup>58</sup>。

**王国の統一と分裂** ラオスでは1353年にファエグム王が初の統一国家ランサーン王国を建国し、北部のルアンパバーンを都とした<sup>59</sup>。それは1479年にベトナムの侵攻を受け、16世紀後半にはビルマが脅威になった。ランサーンのセタティラート王は、1563年に中部のヴィエンチャンに遷都して備えた。1569年にビルマはヴィエンチャンに侵入したが、セタティラート王はビルマ軍を撤退させた。1637年に即位したスリニャウオンサー王は仏教の興隆と富国強兵に努め、統治はいったん安定した<sup>60</sup>。

しかし、王位をめぐる内紛からランサーン王国はルアンパバーン王国とヴィエンチャン王国に分かれ(1707年)、さらに後者の南部がチャンパサック王国として分離した(1713年)。分裂した3王国にシャム(タイ)が支配を強めたのに対抗し、ビルマがチェンマイ(1763年)、ルアンパバーン(1765年)、アユタヤ(1767年)を陥落させた。ところが、シャムは復活してビルマを駆逐し、ラオスの3王国をも属国とした(【図表1】参照)。1826年にはヴィエンチャン王国のアヌウォン王がシャムからの独立を企てたが失敗し、ヴィエンチャン王国は消滅した<sup>61</sup>。

---

<sup>56</sup> スチュアート・フォックス／菊池訳 2010: 18 頁。

<sup>57</sup> Wolters 1999.

<sup>58</sup> 桜井＝石澤 1988: 38-40 頁。

<sup>59</sup> スチュアート・フォックス／菊池訳 2010: 22-26 頁。

<sup>60</sup> スチュアート・フォックス／菊池訳 2010: 27-28 頁。

<sup>61</sup> スチュアート・フォックス／菊池訳 2010: 29-33 頁、桜井＝石澤 1988: 37-38 頁。

こうした分裂と結合の繰り返しによって特徴づけられる曼荼羅国家の形成要因は、①自律的村落の分立が権力の中央集権化を妨げたこと、②ラオスの大部分が山岳・高原地帯で、従来の不便が地域割拠性を助長したことにある。しかし、③小国分立状態は絶え間ない周辺国の干渉と侵略を誘引した。

**ラオスの伝統的法観念** ラオ族は貝葉表、折畳式手写本の形式で仏教経典、伝承説話等を記録したが、そこに法の記述も含んでいた。それによればファーム王以前の法は年代記『クーン・ブロム物語』中の遺言という形式をとり、精霊信仰の影響が強い<sup>62</sup>。

これに対し、16世紀前後からは統治の手段としての積極的な法制定がみられる。それは王が「王権をもって王の慣習（法）を作成され、各人の指針とし、その通りに履行するようにさせた」もので、刑罰、身分制度、所有、貸借、相続等の規定を含んでいた。その法観念の特色は、世俗の事件を（仏）法（善道・非道）に照らして裁き、国法の治める世界を仏法の治める世界と比較審理して正当性を確保したことである。これは法の理念が仏教の教義に依拠し、国法は仏法の反映であると捉えるもので<sup>63</sup>、法は戒律であり行為規範である。

他方、法を運用する裁判人は国王や土侯が務めたが、土侯や村落の自律性ゆえに、国王の裁判権が及んだ範囲は限定的であった<sup>64</sup>。それは裁判規範としての法の発展を抑制した。

**植民地化とナショナリズムの胎動** ラオスを属国支配するシャムに対し、フランスは1893年、フランス＝シャム条約により、メコン川東岸等、ほぼ現在のラオスに当たる地域をフランスに割譲させた。1895年にルアンパバーン王国と保護協定を結び、1899年にラオス全土を仏領インドシナ連邦に編入した。フランスはラオスを10省に区分したが、ルアンパバーン王国のみがその1省として存続した。他方、1907年にシャムとの条約によってメコン西岸部分を含むチャンパサック全域を支配したフランスは、シャムから正式にチャンパサック王とは認められていなかったチャオ・ニューイ王子を県知事に任命し、チャンパサック王国の復活を認めなかった<sup>65</sup>。

仏領インドシナで実施された二元的法体制はラオスにも妥当するが<sup>66</sup>、フランスは大部分が慣習法であった原住民法の法典化を試み、1908年に刑法典、民法典、訴訟法典を制定

---

<sup>62</sup> Ngaosyvathn 2006: pp. 73-80.

<sup>63</sup> 吉川 1981: 265-305 頁; 1983: 54-59 頁。

<sup>64</sup> 安田 2000: 277 頁。

<sup>65</sup> スチュアート・フォックス／菊池訳 2010: 50-51 頁, 安田 2000: 277-278 頁, 瀬戸 2009: 269-271 頁。

<sup>66</sup> 松尾 2015a: 62 頁。

した。1922年にはより現地の慣習を考慮すべく、裁判所組織法、刑法典、刑事訴訟法典、民商事法典、民商事訴訟法典の制定・改正を行った。これらは原住民間の事件につき、原住民裁判所で適用された。その特色は、①ラオスの法概念をできる限り維持する、②奴隷制を廃止する、③体罰刑を禁止し、民事責任と刑事責任を分離する、④村落レベルで村長の下に村裁判委員会を設置し、一定訴額以下の紛争を管轄させるものであった<sup>67</sup>。しかし、フランスの統治は18歳から45歳までの全ラオス人男子に一定期間賦役を課し、ラオス人の反乱に対する武力鎮圧等を通じてラオス人の反感が強まり、ナショナリズムが徐々に胎動し始めた<sup>68</sup>。

仏領インドシナは日本軍が北部進駐（1940年9月）、南部進駐（1941年7月）以後実質的に支配したが、戦況が悪化する中で連合軍の上陸を恐れ、1945年3月、フランス軍の武装解除と政庁の接收を行った（明号作戦）。ルアンパバーン王国のサワンワッタナー皇太子はシーサワンウォン王の名で日本軍への抵抗とフランス支援を呼びかけた。これに対し、一部ナショナリストは日本軍を支持した。4月8日、シーサワンウォン王はラオスの独立を宣言し、これを促したペッサラート・ラタナウォン首相（国王の甥の子）は日本軍の支持を得ていた。

日本の降伏（8月15日）後は、フランスの復帰を阻止すべく、ペッサラートがラオスの統一と独立を宣言し（9月1日・15日）、反フランスのナショナリストはラオ・イサラ（自由ラオス）暫定政府の樹立を宣言した（10月12日）。その人民代表者議会はシーサワンウォン王の解任とペッサラートの国家元首選出を決議し、11月、王はこれを一旦承認した<sup>69</sup>。

**フランスの再占領と独立** しかし、1946年4月末、フランスがヴィエンチャンを再占領し、ラオ・イサラはバンコクに逃れた。フランスはルアンパバーン王国と暫定協定を結び、1947年5月、ラオス王国初の憲法を公布した。1949年7月、ラオス王国はフランス＝ラオス協定により、フランス連合内で共同国として独立した（外交・国防権限はフランスが保持）。10月、ラオ・イサラはこれに対する評価をめぐって妥協派と急進派に分裂・解散し、スワンナ・プーマ（ペッサラートの弟）ら妥協派はヴィエンチャンに帰還した。スワンナ・プーマは1951年11月から王国政府首相を務め、1953年10月、フランス＝ラオス友好連合条約を締結し、ラオスは完全独立を果たした<sup>70</sup>。

<sup>67</sup> 福井 1942: 20 頁; 1951: 38-39 頁, 安田 2000: 278 頁, 瀬戸 2009: 270 頁。

<sup>68</sup> スチュアート・フォックス／菊池訳 2010: 50-93 頁。

<sup>69</sup> スチュアート・フォックス／菊池訳 2010: 95-104 頁, 桜井＝石澤 1988: 372-374 頁。

<sup>70</sup> スチュアート・フォックス／菊池訳 2010: 95-205 頁, 桜井＝石澤 1988: 375-380 頁。

**王政から共和政へ** 一方、急進派のスパヌウォン（ペッサラート、スワンナ・プーマの異母弟）らは 1950 年、ネオ・ラオ・イサラ（ラオス自由戦線）を結成した。その代表者会議は、ラオ・イサラ政府を承継する臨時抗戦政府の樹立を決定し、首相にスパヌウォン、副首相にプーミー・ウォンウィチット、国防省にカイソーン・ブンウィハーン、蔵相にヌーハック・ブンサワンを選出した（4 者は 25 年後、ラオス人民民主共和国政府の閣僚となる）。ネオ・ラオ・イサラは北ベトナム（当時）から支援を受け、王国政府に対する陽動作戦、解放区の建設を進めた。それは 1953 年、ラオスの完全独立を機に「パテート・ラオ」（ラオス人の国）と改称、1955 年 3 月にラオス人民党（書記長カイソーン）を設立し、1956 年 1 月にラオス愛国戦線を設立した。解放区に対しては王国政府を支援するアメリカが 1962 年から激しい無差別空爆を行った。1972 年 2 月、ラオス人民党は秘密裏に第 2 回党大会を開き、ラオス人民革命党に改称した。1972 年 10 月に和平会談が始まり、1973 年 2 月に和平協定が調印されて停戦が発効し、協定実施のための議定書は 9 月に調印された<sup>71</sup>。

1975 年 5 月・6 月の反右派・反米デモ、10 月の国王退位デモ、11 月の選挙を経て、12 月 1 日・2 日に全国人民代表大会が開かれ、サワンワッタナー国王の退位、王国政府の法制度の廃止、ラオス人民民主共和国の樹立が承認された。大統領にスパヌウォン、首相にカイソーン、副首相にプーミーとヌーハックが就任し、元国王は大統領顧問となった<sup>72</sup>。ここに 620 年余り続いたラオス王国の歴史は幕を閉じ、共和制に移行した。

**社会主義国家建設** 政府は党書記長兼首相のカイソーンを中心とする組織を整え、当初は資本主義段階を経ない速やかな社会主義化を図った。1978 年 5 月、農業集団化を促進する党決議を公布し、6 月からカイソーンが先頭に立って集団化キャンペーンを始めた。しかし、土地等の集団化、平等主義的分配は農民の反発を招き、食糧増産の目論見は外れ、人々の生活は却って悪化した。1979 年 7 月、政府は農業集団化の即時停止を突然発表した。11 月、党中央執行委員会総会でカイソーンは、社会主義への過渡期は長期の過程で、ラオスはその初期段階にあると認識を改め、同過渡期には国家経済、集団経済、国家資本主義経済、私営経済、個人経済の 5 部門が併存し、生産拡大と国民生活改善のために非社会主義経済部門を活用することを認めた。これに従い、党は市場経済原理の一部導入を決定し、国有企業の自主性尊重、農民の個人的所有権の確保、市場価格体系構築と補助金廃止、国際分業への参加、非社会主義国からの援助獲得と貿易関係の拡大、民活等を徐々に

<sup>71</sup> スチュアート・フォックス／菊池訳 2010: 207-254 頁、桜井＝石澤 1988: 380-420 頁。

<sup>72</sup> スチュアート・フォックス／菊池訳 2010: 243-255 頁、桜井＝石澤 1988: 420-424 頁。

実施することになった。資本主義を飛び越して社会主義に進みえないとカイソーンは自覚した<sup>73</sup>。

**新思考への転換と法整備の促進** 1986年11月、ラオス人民革命党第5回党大会で「新思考」(チンタナカーン・マイ)の下、市場と計画を融合した新たな社会主義的経済管理メカニズムの推進が承認され、その制度化が精力的に実施された<sup>74</sup>。それは価格政策に関する閣僚議会決議(1987年)に始まり、外国投資奨励管理法(1988年)、人民裁判所法(1989年)、所有権法・契約法・契約外債務法・家族法・相続法・民事訴訟法(1990年)、家族登録法・公証法(1991年)、事業法・担保取引法(1994年)、土地法(1997年)等へと短期間のうちに具現した。こうして1975年の王政廃止以降ほぼ空白になっていた法制度が、市場経済化を機ににわかに整備され出した事実を看過できない<sup>75</sup>。そして、1991年憲法は「経済管理は国家による調整を伴う市場経済のメカニズムに従って遂行される」(16条)と明記した。ラオスは1997年ASEANに加盟した。学生による民主化要求デモ(1999年10月)とその抑止、反政府軍等による襲撃・爆弾事件(2003年)等も起こったが、ラオス政府は継続的に法整備を進めた。

2003年5月、憲法が改正され、引き続き「国家は、国家によって規制された市場経済のメカニズムに従って経済を管理する」(18条)とした。加えて「国家経済を市場経済に移行させるとともに工業化及び近代化を遂行し、地域経済及び世界経済への統合を図るべく(13条)、国内経済部門による投資(14条)のみならず、ラオスへの「外国投資を促進し、生産、事業及びサービス部門に資本、技術及び先進的管理を導入するような環境を整備」し(15条)、内外投資家の所有権を保障するとした(16条)。

憲法改正に伴い、2003年に人民裁判所法が改正され、下級裁判所の司法行政権が司法省から最高人民裁判所に移管され、最高人民裁判所が全ての裁判所の司法行政権を把握し、司法の自律性が進展した。その帰結として2004年、民事訴訟法を改正し、確定判決を人民検事総長等の異議申立によって再審理する監督審の制度を廃止した(ベトナムでは存続)<sup>76</sup>。また、北部・中部・南部に高等裁判所を設置し、三審制を整え、司法アクセスを改善した<sup>77</sup>。同じく2003年に改正された土地法は、外国人投資家等による土地の賃借権またはコンセッションの取得を認めた(64条)。2011年には株式市場も開設された。

<sup>73</sup> スチュアート・フォックス／菊池訳 2010: 255-294 頁, 山田 2011: 11-19 頁。

<sup>74</sup> 山田 2011: 20-29 頁。

<sup>75</sup> 「法治を求める市場」に関し、松尾 2015a: 65-66 頁参照。

<sup>76</sup> 瀬戸 2009: 274 頁, 289 頁。

<sup>77</sup> ラオスにおける司法アクセスにつき、松尾 2012 年: 31-42 頁。

## (ii) ラオスにおける経済発展

**経済発展の経緯** 前述のような新思考による制度改革に伴い、ラオス経済は 1988 年頃から急速な回復と成長を示し、年平均 6~7%の成長を続けた。しかし、アジア金融危機 (1997 年) による貿易縮小によって関税収入が大幅に減少する一方、インフラ事業等への支出に迫られた政府は、中央銀行からの借入れによって資金調達すべく紙幣を増刷したため、為替相場の暴落、物価の大幅上昇、年 140%に達するインフレを引き起こした。これによって落ち込んだ経済は、憲法改正も行って市場経済化を強化した 2003 年頃から急回復し、2000 年代後半以降はインドシナ諸国中最も高く安定的な経済発展を遂げている。2013 年に名目 GDP 約 100 億米ドル、国民 1 人当たり GDP 約 1600 米ドル、過去 10 年間で約 8%の高成長を維持している。2013 年 2 月、ラオスは WTO 加盟も達成した。

**経済成長の要因と課題** ラオスの経済成長の主要因は(1)鉱工業部門と(2)サービス部門の成長にある。(1)では銅・金等の採掘、水力発電によるタイ向け売電、欧州向け縫製品輸出、発電所・宿泊施設等の建設の拡大が寄与している。(2)では卸・小売業、運輸・通信業、観光業、飲食業、ホテル業等の成長が重要である。これらを交通インフラや法制度の整備が間接的に促進していると考えられる<sup>78</sup>。

しかし、課題も多い。①GDP の約 40%が鉱業であり、銅・電力・金の資源輸出だけで全輸出の約 63%を占め、外国からの投資もそこに偏っているために、技術移転による高付加価値製品の製造業の発展を促す構造にはなっていない。また、②資源開発のための資本財を輸入に頼っているために、貿易収支の経常赤字が GDP 比約 30%に上り、これを外国からの直接投資と国際機関からの援助資金で調達していることから、外貨準備高も低い。さらに、③資源部門の成長による恩恵は国民の一部階層に止まり、所得格差が拡大している<sup>79</sup>。

## (iii) ラオスにおける政治・経済と法

**曼荼羅国家から近代国家へ** 自律的村落を核とする曼荼羅国家から発展したラオスは、今なお政治権力の集権化の過程にある。日本の本州とほぼ同じ面積でありながら、60 前後の民族に対して統一的な主権を及ぼし、権利を保障し、近代国家を構築する困難は想像に余りある。王政下の法制度は廃棄されたものの、村落を核とする社会構造は維持され、慣習法を含む制度的連続性は比較的強い。社会主義革命に王族が関与し、前国王が革命後も大統領顧問に就任した。そうした連続性に起因する安定性も、ラオスの経済成長に寄与

<sup>78</sup> 鈴木 2009, 増川 2014: 12-15 頁。

<sup>79</sup> 鈴木 2009, 増川 2014。

していると考えられる。

**社会主義理念の維持** 市場化による急速な経済成長は、個人主義の進展と格差拡大等の弊害の統制との調整を必要としている。2008年家族法改正は離婚要件を柔軟化する等の制度改革を行った<sup>80</sup>。一方、紛争の解決・回避制度として村落調停等、共同体の機能も重視している<sup>81</sup>。また、2011年3月の第9回党大会政治報告・同大会決議を実施するための第7次経済・社会開発5か年計画（2011-2015年）は、原材料の国内供給を可能とする製造業の発展を重視する等、前述した経済課題を認識しつつ、社会主義理念の維持を強調している<sup>82</sup>。

**法治の拡充** さらに、同大会決議・5か年計画は、法治の対象を党にまで拡張するとともに、民法典・刑法典の制定、確定判決の執行の徹底、法的サービスの強化等、法の支配の拡充を重視している。ラオス政治の一層の安定化と経済発展の持続可能性を促し、蓄積された法制度の実効性を発揮し、好循環を生じさせる鍵は、そうした社会主義的法治<sup>83</sup>の拡充に大きく依存しているように思われる。

#### （4）小括

以上に概観したように、グローバル化の進行に伴い、旧植民地であったベトナム、カンボジア、ラオスは、1990年代以降、アジア通貨危機やリーマンショックの影響を受けながらも、比較的短期間のうちに回復を果たし、目覚ましい経済成長を遂げてきた（【図表1】参照）。これら3か国は、何れも各国の発展経緯に根差した独自の発展戦略を取る一方で、相互に影響を受けながら、何れも国際標準に従った法改革の要請と、自国に固有の順序とペースに従った法整備の要請との調整に苦慮しながら、特色のある法形成を行っている。その中で法整備支援は、植民地支配がもたらした伝統的制度との乖離による制度的「空白」を充填する役割を付与されていると考えられる。そして、そうした法整備支援の結果として形づくられつつあるインドシナ諸国の民法——各々の独自性を維持しつつ、共通の課題と特色をもつものとして、インドシナ民法と呼ぶ——は、比較法学の対象としても関心を集め始めていることが注目される<sup>84</sup>。それは、法整備支援のあり方、そして、日本の民法

---

<sup>80</sup> 2008年には相続法、家事登録法、契約内外債務法も改正された。

<sup>81</sup> 瀬戸 2009: 282 頁。

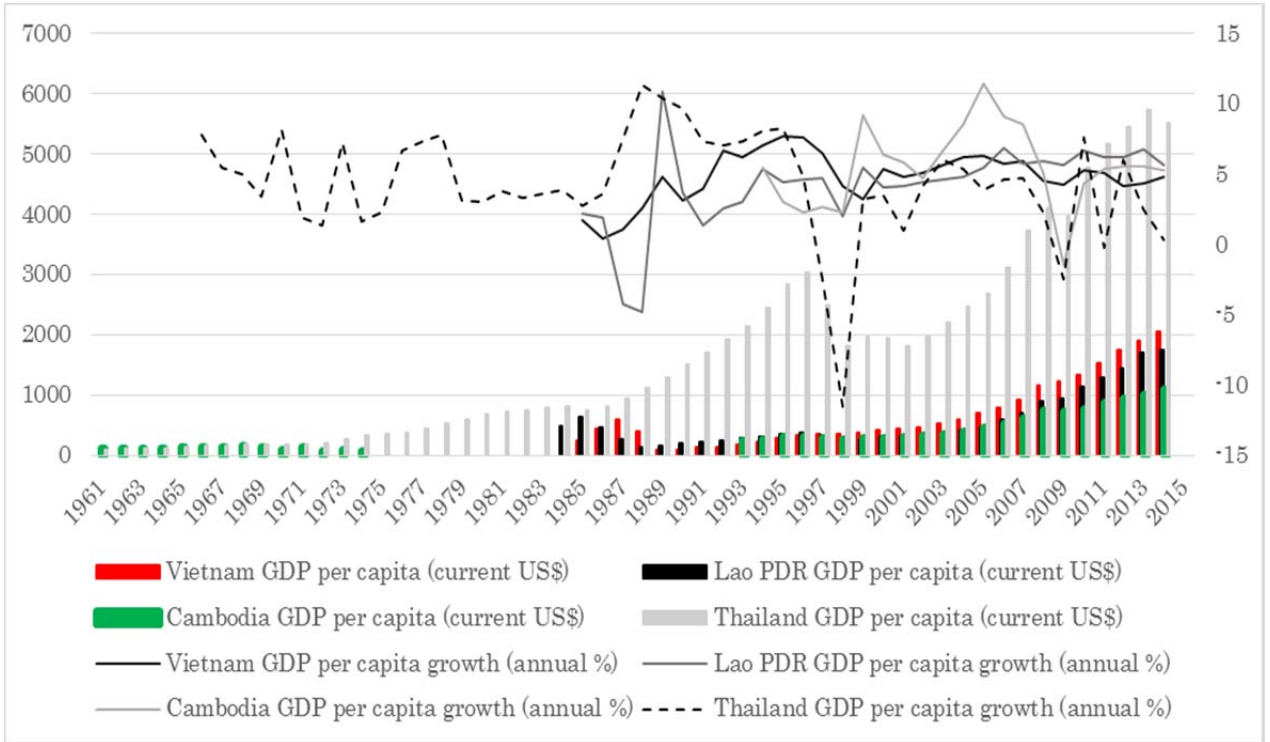
<sup>82</sup> 山田 2012。

<sup>83</sup> 「社会主義的法治」に関し、松尾 2015a: 65 頁参照。

<sup>84</sup> 戒能 2001: 61 頁、森島 2001: 120 頁、松本 2002: 390 頁、野村＝青木＝大村＝鈴木 2010: 26 頁（野村豊弘）、松尾 2015d: 106 頁参照。

と民法学に対しても豊かな示唆を与えつつある。

【図表1】 ベトナム・カンボジア・ラオス・タイにおける経済成長の推移



左軸：1人当たり GDP (USD)

右軸：経済成長率 (年率%)

出典：World Bank, *World Development Indicators 2015*に基づき，筆者作成。



## II 一般法理

### 2-1 法観念と法意識

前述のように、ベトナム、カンボジア、ラオスでは、各国の統治と法の形成プロセスに応じ、独特の法観念と法意識が形成されてきた。それは一方では王権の性質と統治の形態に、他方では地域コミュニティの実質によって大きく影響されてきたとみることができる。すなわち、一方では、法は王権が仏教規範等を用いて被支配者に示す行為規範であり、説論的な性質を多分にもつものであったと考えられる。その裁判規範性が稀薄であったことは、王令のそうした行為規範的性格とともに、自律的コミュニティの中に王権が浸透しなかったことの反映であるとも考えられる。他方では、自律的コミュニティの自生的規範としての慣習法がもう1つの法観念を形成したことも看過されえない。こうした二元的構造をもつ法規範の存在は、インドシナ諸国法を検討するうえで無視できない特色であると思われる。

その影響は、特にベトナム、ラオスの民法関連法令に顕著に現れているように思われる。それは、ある法規の意味を分析してゆくと、裁判になった場合に当該法規からどのような法律効果が帰結として生じるかを必ずしも含意していない規定が少なくないことに現れている。また、そうした法律効果を導くための解釈規範も極めて少ない。その結果、裁判規範でも解釈規範でもない行為規範が数多く存在する。

### 2-2 宗教規範と法規範との関係

インドシナ諸国の法と宗教との関係は、さほど強くないように思われる。ベトナム国家の原型を形成したといわれる後黎朝（1471～1789）は唐律・明律と慣習からなる法典を編纂し、阮朝（1802～1945）も清律に基づく法典を編纂する等、国家法としては律令の影響が強かった。他方、村落内では後述する慣習法が主要な役割を果たしたと考えられる。

もともと、カンボジアでは前述したように、クメール王朝がヒンドゥーの影響を受けてカースト制度を維持し、祭政一致的統治を行った。しかし、モンゴルやシャム（タイ）の侵入によるクメール王朝の支配は弱体化した。また、クメール王国の法は刑法、裁判官法等が中心を占める一方、農村の自給自足的村落共同体では慣習が優位であった。

ラオスでも、王法のレベルでは世俗事件を仏法の善道・非道に照らして裁く行為規範を形成した<sup>85</sup>。しかし、それもまた自給自足的な村落共同体に浸透するには至らず、やはり

---

<sup>85</sup> Ngaosyvathn: 2006, pp. 73-80, 吉川 1981: 265-365 頁; 1983: 54-59 頁, 安田: 2000: 277

村落内では慣習法が優勢であったと考えられる。

### 2-3 現在の社会における慣習法の存在意義と役割

ベトナムでは、「王法も村落の秩序には立ち入らない」といわれるように、郷約等の慣習法の効力には根強いものがあるとみられる。民法典も「基本諸原則」の1つとして「道徳、伝統の尊重原則」を明示的に掲げ、「民事権・民事義務の確立及び履行は、民族の特色の保護を保障し、またベトナムに住んでいる諸民族の風俗、習慣、よい伝統、団結、相互扶助、相愛、一人が共同のため・共同が一人のためという精神及び崇高な道徳の価値を尊重し、発揮させるものでなければならない」（ベ民81。下線は引用者による）としている。

ラオスでも、刑罰、身分、所有、貸借、相続等に関する慣習法が、すでに王政時代（1353-1975年）に仏教経典や伝承に記録された<sup>86</sup>。現在編纂作業中のラオス民法典草案でも、「民法典の基本原則」の1つとして、「善良な慣習（パペニーアンディーゲーム）の尊重」が掲げられている（ラ民草6, 10）。

### 2-4 社会構造の特色

既述のように、インドシナ諸国、特にメコン流域に形成された村落共同体を核として、複数の共同体が連合する形で形成されたベトナム、カンボジア、ラオスにおいては、村落の自立性の高さが王の統治権力の村落への浸透を阻んだ。こうした中央政府の権力の自生的共同体への浸透の限界は、裁判規範の形成を抑制したと考えられる<sup>87</sup>。

### 2-5 公法・私法の区別の態様

ベトナム、ラオスでは、民法関連法規の中に、取引行為の規制に関する行政法的規定、詐欺行為をした者が取得した財産を国家が没収することに関する刑事法的規定が含まれていることが珍しくない。また、前述したベトナム民法典における人格権の規定に典型的に現れているように、憲法上の人権に相当するものを民法上的人格権として取り込む例も珍しくない。それはまた、民法典自体、国家が国民を導いて開発政策を実現する手段としての、一種の行政法的色彩を帯びているともいえる。

---

頁。

<sup>86</sup> Ngaosyvathn 2006: pp. 73-80, 吉川 1981: 265-365 頁; 1983: 54-59 頁, 安田 2000: 277 頁。

<sup>87</sup> Ngaosyvathn 2006: pp. 73-80, 吉川 1981: 265-365 頁; 1983: 54-59 頁, 安田 2000: 277 頁。

## 2-6 民事法・刑事法の区別の態様

インドシナ諸国の民法では、民事法と刑事法の区別もさほど厳格ではない。

ベトナム民法典は、違法行為に対する制裁として、違法行為によって得た財産の没収について規定している（ベ民 137②, 254）。

ラオス契約内外債務法も、違法行為によって移転された財産の没収（ラ契 23②・③）、契約の履行担保手段としての罰金の賦課（ラ契 34, 36）を認めている。

カンボジアでは、民事・刑事の区別が不明確であることの問題として、例えば、調停法の適用状況がある。管轄は民事・商事のみであるにもかかわらず、民事・刑事の区別を明確にしていなかったために、調停人が刑事事件（強姦事件等）にも調停制度による紛争解決を流用するという問題が生じている。

### Ⅲ 民法総論

#### 3-1 民法典の編別構成

##### (1) ベトナム

ベトナム民法典（2005年）は、第1編総則、第2編財産と所有権、第3編民事義務と民事契約、第4編相続、第5編土地所有権の移転に関する規定、第6編知的財産及び技術移転、第7編外国的要素をもつ民事関係からなっている。第1編～第4編はドイツ式のパンデクテン体系に近い構成をとっている。もともと、婚姻家族法（2000年、2014年）は民法典に組み入れず、別個独立の制定法として維持している。そこには、家族は社会を構成する最小基本単位であるとみて、良い家族が良い社会の基礎になるという思想が反映している。

ちなみに、2000年婚姻家族法の「前書き」は、「家族は社会の細胞や人間養成の揺り籠、人格の形成教育のための重要な環境であり、祖国の建設保護事業に貢献するものである」とし、「優良の家族があつて初めて優良社会がある。優良社会があれば、家族がより優良のものになる」という思想を明示している。そして、「社会における家族の役目を高め、結婚や家族に関するベトナム民俗の伝統や優良の風俗や慣習を維持、發揮し、時代遅れの習慣や慣行を廃止するため、ベトナムの婚姻家族制度の構築強化における国民、国家、社会の責任を高めるためベトナムの婚姻家庭に関する法律を継承し、発展させるため」同法を制定するとする<sup>88</sup>。

民法典はより広く、「民事関係」——それは「民事、婚姻と家庭、経営、商業、労働関係」を含む——における財産、人格についての個人・法人・その他の主体の権利・義務を規定するものであり、その任務は「個人・組織の合法的な権利利益、国家の利益、公共の利益を守り、民事関係上の平等と法的安全を保障し、国民の物質的・精神的需要を満たす条件を作り出すように寄与し、社会・経済の発展を促進する」ことである（ベ民1）。

##### (2) カンボジア

カンボジア民法典（2007年）は、第1編総則、第2編人、第3編物権、第4編債務、第5編各種契約・不法行為等、第6編債務担保、第7編親族、第8編相続、第9編最終条項から構成されている。その特色は、第1編総則を最初に置き、第3編～第6編の財産法と第7編・第8編の家族法を最後に置く点で、パンデクテン体系の要素をもつ一方で、第

---

<sup>88</sup> もともと、この「前書き」は、2014年婚姻家族法には存在しない。

2 編人——人の法——を第 3 編物権——物の法——の前に置くインスティトゥティオネス体系の要素もち、また、意思表示、消滅時効といった総則規定および債務の履行、債務不履行、第三者に対する債権の効力、債務の消滅、債権譲渡・債務引受け等の債権総論の規定を契約総論と共に規定する等、総則から各論への展開を厳格に階層化するパンデクテン体系の特色を緩和している。その意味で、カンボジア民法典は、パンデクテン体系とインスティトゥティオネス体系の折衷構造をもつものとして特徴づけることができる。

### (3) ラオス

ラオスにはまだ民法典は存在せず、民法関連の個別制定法が存在するにすぎない。

ちなみに、ラオス民法典草案（2016 年 2 月末現在）は、第 1 編総則、第 2 編人及び法人、第 3 編家族、第 4 編物及び所有権、第 5 編契約内債務、第 6 編担保、第 7 編契約外債務、第 8 編相続、第 9 編最終条項から構成されている。その特色は、冒頭に総則編を置き、多くの編の冒頭に一般原則が置かれる等、パンデクテン体系の特色をもつ一方で、第 2 編人及び法人を第 3 編家族とともに、第 4 編物及び所有権の前に置くインスティトゥティオネス体系の特色を示している。このように、ラオス民法典草案もパンデクテン体系とインスティトゥティオネス体系の折衷構造をもっている。また、債権総論を契約総論と一体化させている点にも折衷的特色が現れている。さらに、第 3 編家族（親族）と第 8 編相続をパンデクテン体系のように家族法として連続させるのではなく、家族法は人格に関する法として前半に置き、相続法は財産に関する法として後半に置く点は、独自の論理を示す特徴的な構成となっている。それは人の一生を時系列で辿る形になっているとみることもできる。

## 3-2 民法の法源

### (1) ベトナム

民法の中心的法源は、ベトナム社会主義共和国民法典（国会第 7 会期・国会 XI 期〔2005 年 5 月 5 日～6 月 14 日〕。法律番号 33/2005/QH11 号。以下、2005 年民法という）である。なお、2015 年 11 月 24 日新民法典（法律番号 91/2011/QH13）が成立し、2017 年 1 月 1 日から適用されることになっている。

裁判例の公開・利用はまだ本格的に始まっておらず、判例の法源性はまだ認められていないとみられる。

## (2) カンボジア

カンボジアにおける民法関連の法源としては、民法典（2007年12月8日公布。2011年12月20日適用開始）のほか、民法の適用に関する法律（2011年5月31日公布，2011年12月20日適用開始）が重要である。そのほか、夫婦財産契約登記に関する司法省令，不動産登記共同省令等がある。

裁判例の公開・利用は行われておらず，判例の法源性は認められない。

## (3) ラオス

ラオスにはまだ民法典が存在しないが，民法関連の個別制定法が実質的な民法の法源となっている。1986年，ラオス政府は新思考（チンタナカーン・マイ）として市場と計画を融合した新経済管理メカニズムの導入を決定し，この政策を外国投資奨励管理法（1988年），人民裁判所法（1989年），所有権法，契約法，契約外債務法，家族法，相続法，民事訴訟法（1990年），家族登録法，公証法（1991年）等によって精力的に制度化した。1991年憲法16条は，経済は「国家による調整を伴う市場経済のメカニズム」に従うと明規し，事業法，契約履行担保法（1994年），土地法（1997年）と法整備を続けた<sup>89</sup>。2003年の憲法改正により，工業化・近代化による国家経済の市場経済への移行，地域経済・世界経済への統合（13条），国内外の投資と先進技術導入のための制度環境整備（15条），内外投資家の所有権保障（16条）を明記したラオスは，同年土地法も改正し，外国人投資家等への土地のコンセッションを承認した（64条）。同年には人民裁判所法も改正して下級裁判所の司法行政権を司法省から裁判所に移管して司法の自律性を強化し，翌2004年には民事訴訟法を改正して確定判決を検事総長等の異議申立によって再審理する監督審制度を廃止，北部・中部・南部に高等裁判所を設置して三審制を整える等，司法アクセスを改善した。さらに，2008年の契約内外債務法，家族法，相続法，家事登録法改正，2011年の株式市場開設等による市場経済化を進める一方，紛争の解決・回避制度としての村落調停等，村落機能を依然として重視している<sup>90</sup>。

こうした経緯を経て，現在では，所有権法，契約内外債務法，家族法，相続法，契約担保履行法，家族登録法等が，民法の実質的法源を構成する。判例の公開・利用はまだ始ま

---

<sup>89</sup> スチュアート・フォックス／菊池訳 2010: 255-294 頁，山田 2011: 11-19 頁，20-29 頁，松尾 2015b: 65 頁。

<sup>90</sup> 松尾 2012b: 31-42 頁，瀬戸 2009: 274 頁，282 頁，289 頁。

っておらず、判例の法源性はまだ認められていないものと考えられる。

なお、民法典はその草案の審議、パブリック・ヒアリングの実施等、編纂作業の途上にある<sup>91</sup>。

### 3-3 民法の基本原則

#### (1) ベトナム

ベトナム民法典は、第 I 編総則・第 2 章基本諸原則（ベ民 4～13）において、①自由で、自主的に約束し、合意する原則（ベ民 4）、②平等原則（ベ民 5）、③善意・誠実原則（ベ民 6）、④民事責任の負担の原則（ベ民 7）、⑤道徳、伝統の尊重原則（ベ民 8）、⑥民事権の保護（ベ民 9）、⑦国家の利益、公共の利益、他人の合法的な権利と利益の尊重原則（ベ民 10）、⑧法律遵守原則（ベ民 11）、⑨和解原則（ベ民 12）、⑩民事権・民事義務の確立の根拠（ベ民 13）を掲げている。

ここでも、①個人の自由な意思に基づく法律関係の形成に中核的価値が認められている。その一方で、ベトナム民法典は、⑤道徳、伝統の尊重原則、⑦国家・公共の利益等の尊重原則、⑨和解原則等も掲げており、個人の意思・利益と社会の利益・規範との調和を民法の理念にしているとみることができる。例えば、⑨和解原則に関しては、「民事関係において、法律の規定に合致する各当事者間の和解が、奨励される」（ベ民 12 I）とあえて規定されている。

#### (2) カンボジア

カンボジア民法典は、その基本理念として、「この法律は、憲法が定める個人の尊厳、男女の平等及び財産権の保障の理念を具体化するものである」とする（カ民 2）。

また、民法の基本原則として、①私的自治の原則（カ民 3）、②権利濫用の禁止（カ民 4）、③信義誠実の原則（カ民 5）を掲げている。特に①に関しては、この民法典が「個人の自由な意思を尊重し、法人を含む私人間の平等対等な法律関係を規定する」ものであり、この観点からは、「公法人も取引関係においては私人とみなす」ことを明示している。

このようにカンボジア民法典は、個人主義の理念とそれを具体化するための基本原則を

---

<sup>91</sup> 2011 年、第 9 回人民革命党大会政治報告・同大会決議を実施するための第 7 次経済・社会開発 5 年計画（2011-2015 年）の中で、民法典と刑法典の制定をベースに、確定判決の執行徹底、法的サービス強化、法治の対象の党活動への拡張等、法の支配の拡充を強調した。山田 2012: 3 頁, 30-32 頁, 139 頁。

強調している。このような理念が真に実現されるならば、民法の目標であるインクルーシブな開発のための制度基盤としてその真価を發揮することになるであろう。

### (3) ラオス

ラオスには2015年2月末現在、民法典は存在しない。しかし、民法典の起草過程では、民法の基本原則として、「民事関係に参加する者は、以下の基本原則に基づいて行動しなければならない」として、①自由と任意性の尊重の原則、②法の前での平等の原則、③善良な意思（チェッタナーディー）および良心（ポーリスツチャイ）<sup>92</sup>の原則、④法律および善良な慣習（パペニーアンディーガーム）の尊重と実施の原則、⑤損害に対する責任と賠償の原則を挙げている<sup>93</sup>。ここには個人の自由と自律、自己責任という個人主義の原理とともに、個々人に意思の善良さや良心、善良な慣習を重んじる社会倫理の要求が並存していることが看過できない。後者は伝統的な倫理と社会主義思想が融合した社会倫理であるとも解される。それが今後市場経済の進行に伴ってどのように変化してゆくのか、あるいは根強く存続してゆくのか、極めて注目されるところである。

## 3-4 民法上の権利

### (1) ベトナム

ベトナム民法典は、各種の人格権（ベ民24～51）、所有権（ベ民164）、土地使用权（ベ民173②a）、財産権（ベ民181）<sup>94</sup>、民事契約等に基づいて発生する民事義務に対応する権利（ベ民280, 281）について規定している。中でも人格権は多岐に及び、民法上の権利と共に、憲法上の基本的人権とオーバーラップするものも少なくない。例えば、国籍に対する権利（ベ民45）、住居の不可侵の権利（ベ民46）、信仰・宗教の自由権（ベ民47）、往来・居住の自由権（ベ民48）、労働権（ベ民49）、経営の自由権（ベ民50）、研究、創造の自由権（ベ民51）等である。

また、担保権としての質権、抵当権、遺産に対する相続人等の権利についても定めてい

---

<sup>92</sup> 「チェッタナーディー」は、「チェッタナー」すなわち「意図」ないし「意思」と「ディー」すなわち「良い」の語が組み合わされたものである。一方、「ポーリスツチャイ」は「善意」という意味でも用いられるが、あることを「知らない」という意味での「善意」の概念はラオスには元来なく、法律実務家ですら「ポーリスツチャイ」を「良い心」の意味で理解している。

<sup>93</sup> ラオス民法典草案（2016年2月末現在）6条～11条参照。

<sup>94</sup> これは「知的財産権も含み、金銭に換算し、民事取引において引き渡すことができる権利」（ベ民181）である。



る。

なお、家族法上の権利に関して、婚姻権（ベ民 39）、夫婦の平等権（ベ民 40）、家族の構成員間の世話を享受する権利（ベ民 41）、離婚権（ベ民 42）、父・母・子の認定権（ベ民 43）、不認定権（ベ民 44）、養子を養う権利及び養子と認められる権利（ベ民 45）等は、前述した人格権の一種として捉えられている。

## （2）カンボジア

これに対し、カンボジア民法典は、人格権を「生命・身体・健康・自由・氏名・名誉・プライバシーその他の人格的利益を内容とする権利」（カ民 10）とシンプルに定義し、それが侵害され、または侵害の恐れがある場合の差止請求権（カ民 11）、侵害結果の除去請求権（カ民 12）、損害賠償請求権（カ民 13）について規定するに止めている。

また、カンボジア民法典は、「第 3 編物権」として、所有権、占有権、永借権、用益権、使用权および居住権、地役権、国・仏教寺院・少数民族その他の共同体の所有権その他の物権、土地のコンセッションによって設定された権利を認め、規定を置いている。

さらに、債権・債務、担保権としての留置権、先取特権、質権、抵当権、根抵当権、譲渡担保権、真剣、後見人の権利、扶養請求権、相続人の権利について定めている。

## （3）ラオス

ラオスでは、民法関連法（ラ所、ラ契、ラ担、ラ家、ラ相等）により、所有権、土地使用権、債権・債務、契約に基づく債権・債務の履行を担保するための抵当権、登録担保権、親権、後見人の権利、扶養請求権、遺産に対する相続人等の権利等が認められている。

## （4）小括

以上のように、権利のカタログという意味では、カンボジア民法典が人格権から財産権に及ぶ最も広範な、かつ多様な権利を認めているといえることができる。

問題は、それらが社会において実際にどのように活用され、個々人の利益の保護・実現に役立っているかである。この点については、さらなる探求が必要である<sup>95</sup>。

### 3-5 自然人の法的地位

---

<sup>95</sup> この点に関連して、カンボジアにおける「権利」とその保護・実現の実情につき、後述 9-7（バサック川立退問題）参照。

### (1) ベトナム

ベトナム民法典は、「民事権及び民事義務を有する個人の能力」のことを「個人の民事法律能力」と呼び、すべて個人は民事法律能力を「出生した時」から取得し、「死亡」によって喪失する。「すべての個人は、同等の民事法律能力を有する」とされる（ベ民 14）。

ただし、外国人については、別に法律の定めがある場合を除き、個人の民法上の能力はその人が国籍を有する国の法律に基づいて確定されるが、ベトナムにおける外国人はベトナムの国民と同じように民法上の能力をもつ（ベ民 761①・②）とされる。

胎児の権利能力も一定範囲で認められる。①不法行為によって死亡した者の子が胎児であった場合、出生後も生存しているときは原則として 18 歳になるまで給養金請求権をもつ（ベ民 612②a）。②胎児も相続人となりうる（ベ民 635。死産の場合は権利能力をもたなかったことになる）。③遺産分割に際しては、胎児の相続分に相当する部分をとっておかなければならない（ベ民 685。死産の場合は他の相続人に帰属する）。

### (2) カンボジア

すべての自然人が「権利能力」、すなわち、「権利・義務の主体となりうる資格」をもちうる（カ民 6）。権利能力は、出生によって取得され、死亡によって喪失される（カ民 8）。

「外国人」<sup>96</sup>は、「法律・条約に別段の定めがある場合」は、「一定の権利を取得または保持すること」ができない（カ民 7）。これは、内外人平等主義を原則としたうえで、法律または条約に基づく例外を認める趣旨であると解される。例えば、土地所有権は、カンボジア人およびカンボジア法人のみが所有することができる（カ憲 44）。

胎児は、「後に出生した場合には」、胎児の間に発生した不法行為を理由とする損害賠償請求、相続、遺贈を受ける等の遺言の効果を受けることができる（カ民 9）。その限りで、胎児の権利能力を認めている。

### (3) ラオス

ラオス法では、権利能力概念はなく、したがって、自然人が出生によって権利能力を取得し、死亡によってそれを喪失する旨の規定（カ民 8 参照）も存在しない。もっとも、子の出生による子の親に対する権利の発生（ラ家 29）、死亡による相続の開始（ラ相 6）等、実質的には出生と死亡による権利能力の取得・喪失の取扱いが行われているものとみられ

---

<sup>96</sup> 「外国人」とは、カンボジア国籍をもたない者をいうと解される。

る。

外国人<sup>97</sup>の権利能力についても、現在は直接に規定がない。ラオス民法典草案は「外国人、永住外国人及び無国籍者も、法律又は法律等に規定がない限り、ラオス国民と同様の権利能力を有する」（ラ民草 52IV）と提案している。

胎児について、ラオス法は独特の取扱いをしている。例えば、「胎児は、被相続人の遺産を相続する権利を有し、胎児の母がその相続財産を管理する」（ラ相 16）とする。注目すべきは、既に胎児の段階でその権利帰属を認め、かつその管理権限をもつ者（胎児の母）を法律が定めていることである。したがって、カンボジア民法典と異なり、胎児の段階で遺産分割を行うことが可能であり、しかも、実務では、死産の場合には、ベトナム民法典のように他の相続人に帰属させるのではなく、胎児の母の財産としてしまう（母をいわば権利能力者たる胎児の特別の相続人と認める）取扱いが行われている<sup>98</sup>。それは胎児をあたかも権利能力者と扱うに近い結果になるものと解される。

### 3-6 権利能力・意思能力・行為能力の概念的区別

#### (1) ベトナム

ベトナム民法典は、①民事法律能力（ベ民 14。権利能力に相当する）と②民事行為能力（ベ民 17。行為能力に相当する）を概念的に区別している。しかし、意思能力の概念は定めていない。

#### (2) カンボジア

これに対し、カンボジア民法典は、①権利能力（カ民 6）、②意思能力（カ民 14）、③行為能力（カ民 16）を概念的に区別し、それぞれ規定している。

そして、「意思能力」（自己の行為の法的な結果を認識し、判断することのできる状態）を欠く状態で行った行為は、無効ではなく、取り消すことができるものとされている（カ民 14）。

#### (3) ラオス

---

<sup>97</sup> 「外国人」とは、ラオス国籍をもたない者をいうと解される。ラオス国籍は出生、帰化およびラオス国籍の再取得によって取得される（ラ国 9）。また、父母の一方がラオス国民である場合の子、無国籍者を父母としてラオスで出生した子、父母が知れない子、および外国市民または無国籍者についての国籍取得が可能である（ラ国 11～14）。

<sup>98</sup> 2016年2月18日、X氏（司法省司法研修所副所長）へのインタビュー調査による。

ラオス現行法には、「権利能力」について直接に定めた規定は存在しない<sup>99</sup>。したがって、抽象的・一般的な概念としての「権利能力」の概念は存在しないものと考えられる。もっとも、権利の帰属主体の存在を前提にした規定は数多く存在することから、実質的に権利能力の考え方が存在することは否定できない。例えば、所有権法 21 条は「私有財産権者は、必要に応じて自らの資産及び所得を占有、利用、収益、処分する権利を有するが、自らの資産を用いて国家、共同体及び他人の法律上の利益を侵害してはならない。」と規定する<sup>100</sup>。また、所有権法 18 条 1 項は、「民間経済単位」も権利帰属主体とし、法人格を認めており、実質的にその権利能力を認めている。会社は民間経済単位の一つである<sup>101</sup>。所有権法 17 条は民間経済単位に帰属する権利について（会社については企業法がそれを）定めている。

「法人の権利能力」に関する規定は存在しないが、「法人の行為能力」に関する規定は存在する<sup>102</sup>。

ラオス現行法には、「意思能力」に関する規定はなく、それに相当する概念も存在しないものと考えられる。

これに対し、「行為能力」に関する法規定およびそれに対応する概念は、現行ラオス法にも存在する。すなわち、契約内外債務法 12 条（契約当事者の行為能力）が、「①行為能力は自らに民事上の権利及び義務を生じさせる、人又は組織の行為についての能力である。／②18 歳以上であり、かつ、精神障害者ではない者は、行為能力を有するとみなす。／③法人格を承認された組織は、行為能力を有するものとみなす」と規定する<sup>103</sup>。

したがって、18 歳未満の者または精神障害者は行為能力を欠く者と認められる。行為能力のない者がした契約は不確定的無効（相対無効）であり（ラ契 19Ⅱ）、その場合、未成年者および精神障害者の両親または後見人は当該契約の取消しを請求する権利をもつ（ラ契 22）。

以上のように、ラオス現行法には、権利能力および意思能力の概念は存在せず、したが

---

<sup>99</sup> 2005 年ベトナム民法は 14 条以下に権利能力に関する規定を置く。

<sup>100</sup> ちなみに、ラオス所有権法は、所有権の形態として、①国有所有権、②共同体所有権、③自営所有権、④民間所有権および⑤私有所有権の 5 形態を認めており、「国家は法律に基づき、これらの所有権を保護する。」（所有権法 2 条）と規定する。これらの所有権の形態の相違は、所有権の帰属主体となりうる資格をもつ者＝権利能力者の形態の相違に帰着するものと考えられる。

<sup>101</sup> 企業法（2005 年）は、会社が法人格をもつことを定めている（企業法 2 条）。

<sup>102</sup> 後掲注 103 参照。

<sup>103</sup> このように契約内外債務法は法人の行為能力の概念を認めている（ラ契 12Ⅲ）。

って権利能力・意思能力・行為能力の概念的区別は明確でない。この点は立法論的課題であり、民法典起草過程でこれらの概念の創出が議論されている<sup>104</sup>。もっとも、意思能力の概念と行為能力の概念を区別しうるかどうか、議論の行方は流動的である<sup>105</sup>。

ちなみに、現行法上契約の不確定的無効（相対無効）の原因とされている「行為能力」（ラ契 19 I ②）は、ある者がその行為当時に有効な法律行為を単独で締結できた能力を過去に遡って判断するものであるから、実質的には**意思能力**を意味し、かつ裁判所はそれについてすでに判断してきたとも解される。

### 3-7 成年年齢，未成年者・精神的障害者の保護

#### (1) ベトナム

ベトナムでは、成年年齢は 18 歳である（ベ民 18）。

6 歳未満の未成年者は民事行為能力をもたず、法定代理人によって行われなければならない（ベ民 21）。

6 歳以上、18 歳未満の未成年者は、年齢に合致する日常生活需要のための取引または法律に別の規定がある場合を除き、民事取引を確立し、履行するときは、法定代理人の同意を得なければならない（ベ民 20①）。

しかし、満 15 歳から 18 歳未満の未成年者は、民事義務の履行を担保する固有財産をもつ場合には、法定代理人の同意を得る必要がなく、自ら民事取引を確立し、履行することができる。ただし、法律に別の規定がある場合を除く（ベ民 20②）。

また、精神病または他の病気に罹患し、自分の行為を認識し、管制することができない場合、関連する権利利益を有する者の要請により、裁判所は、関係組織の結論に基づいて、民事行為能力の喪失を宣告する。この場合、民事行為能力喪失者の民事取引は、法定代理人によって行われなければならない（ベ民 22）。

さらに、麻薬または他の刺激物に耽溺し、家族の財産を散失させる者に対しては、関連する権利利益を有する者、関係機関・組織の要請により、裁判所は、その者が民事行為能力制限者であると宣告することができる。民事行為能力制限者の財産に関連する民事取引は、日常生活のための取引を除き、法定代理人の同意が必要である。民事行為能力制限者

---

<sup>104</sup> ラオス民法典草案（2016 年 2 月末現在）52 条，53 条，57 条，63 条参照。

<sup>105</sup> 例えば、裁判所による行為能力喪失の裁判の前に、行為能力に相当する能力（ラ民草 72 II は「行為能力」の語を用いている）を喪失していたことの認定に基づく法律行為の取消しに関するラオス民法典草案 72 条 2 項参照。

の法定代理人と代理範囲は、裁判所によって定められる（ベ民 23）。

## （2）カンボジア

カンボジアでは、成年年齢は 18 歳である（カ民 17）。

未成年者、一般被後見人、被保佐人は制限（行為）能力者である（カ民 16）。

未成年者が、親権者または未成年後見人の同意を得ずにした行為は取り消すことができる。ただし、単に権利を得る行為、義務を免れる行為、日常生活上の行為はこの限りでない（カ民 18）。親権者または未成年後見人が処分を許した財産や、営業を許可した場合の営業の範囲内の行為もこの限りでない（カ民 19, 20）。

16 歳に達した未成年者が自活している場合、その者の申立てにより、裁判所は、その未成年者の利益に適うと判断するときは、親権からの解放を宣告できる（カ民 21 I）。

精神上の障碍により、自己の行為の法的結果を認識し、判断する能力を欠く常況にある者については、裁判所は一般後見開始の宣告をし、一般後見人の後見に付すことができる（カ民 24, 25）。一般後見人の代理によらない一般被後見人の行為は、日常生活上の行為を除き、取り消すことができる。

精神上の障碍により、自己の行為の法的結果を認識し、判断する能力が著しく不十分な者については、裁判所は、保佐開始の宣告をし、保佐人の下に置くことができる。被保佐人は、カンボジア民法典 30 条所携の重要な行為を行う場合には、日常生活上の行為を除き、保佐人の同意がなければならない（カ民 28, 29, 30）。

## （3）ラオス

ラオスでは、成年年齢は 18 歳である（ラ契 12 II）<sup>106</sup>。

未成年者の保護に関し、家族法は親が子を教育する義務（ラ家 32）、子の権利と利益を守る権利と義務（ラ家 33）、子の財産を管理する権利（ラ家 34）、子を世話・養育する義務（ラ家 35）を定めている。また、遺棄された者に対しては、「遺棄された者に関する通知を受理した場合、村長は遅くとも 1 か月以内に、子又は行為能力のない者の後見人（保護者）を近親者の中から指名しなければならない」（ラ家 44 II）と定めている。

未成年者または精神障碍者は行為能力を欠く者であり（ラ契 12 II）、行為能力を欠く者がした契約は不確定的無効（相対無効）であって（ラ契 19 II ②）、未成年者または精神障

---

<sup>106</sup> 婚姻適齢も男女とも 18 歳である（家族法 3 条 2 項）。

碍者の両親または後見人は契約の取消しを裁判所に請求しうる（ラ契 22）。

### 3-8 法人制度に関する規定

#### (1) ベトナム

##### (i) 法人

自然人以外の権利主体として、ベトナム民法典は、各種の法人、世帯、組合を認めている。

法人とは、①合法的に設立され、②確固たる組織構成を有し、③他の個人、組織と独立した財産を有して、その財産をもって自ら責任を負い、④自分の名義をもって独立で法的関係に参加する組織である（ベ民 84）。

法人には、**1** 国家機関、人民武装部隊、**2** 政治組織、政治・社会組織、**3** 経済組織、**4** 政治社会・職業組織、社会組織、社会・職業組織、**5** 社会基金、慈善基金、**6** 前記①～④の要件を具備したその他の組織がある（ベ民 100）。国家それ自体を 1 つの法人とするのではなく、国家機関を法人と認めている点に特色がある<sup>107</sup>。

また、法人の実態としての社団・財団をベースにした法人の組織形態について規定されていない点も、現行ベトナム民法典の特色であるように思われる。

##### (ii) 世帯

現行ベトナム民法典は、世帯も民事関係に参加しうる主体として認めている点に特色がある。これはベトナムの慣習法に基づくものと解される。

世帯であって、その構成員が、農業・林業・漁業の生産あるいは法律で規定される他の生産・経営のいくつかの分野における経済共同活動を行うために共有財産をもち、労力を共に提供する世帯は、「その分野に属する民事関係に参加するとき、主体となる」ことが認められる（ベ民 106）。

世帯は、その代表者である世帯主または世帯主から委任を受けた代理人の代理によって行為することができる。世帯主とは、世帯の共同利益のための民事取引における世帯の代理者のことであり、父母または成年者である他の構成員は、世帯主となることができる。もっとも、世帯主は、民事関係において、成年者である他の構成員を世帯の代理として委任することもできる。世帯の代理人によって世帯の共同利益のために確立され、履行される民事取引は、世帯全体の権利義務を発生させる（ベ民 107）。

---

<sup>107</sup> 例えば、国会、司法省、裁判所等である。その取扱いの詳細については、さらに追加調査を要する。

世帯の共有財産は、世帯の土地使用权、森林、植林使用权、世帯の構成員が提供し、共に作り出したもしくは共同で贈与を受けた財産、相続財産、および構成員が世帯の共有財産であると合意した他の財産を含む（ベ民 108）。

世帯の共有財産は、その旨の公示がされるわけではないから、個人財産との区別がつきにくく、取引の相手方の利益および一般的な取引安全への配慮も必要である。しかしまた、世帯の共有財産として現実に所有・利用される実態が存在する限り、世帯構成員の利益保護と、取引安全の調整をどのように図るべきか、解釈論的・立法論的な慎重な検討が求められるところである。

### （iii）組合

一定の事業を行って利益を享受するとともに、責任を負うために、「3 人以上の個人」が財産、労務を共に提供して、村、街区、町人民委員会に確認された組合契約に基づいて成立される組合は、民事関係における主体である。法律の規定により、法人となる条件が整っている組合は、権限のある国家機関において、法人として事業活動を登記する（ベ民 111①）。

## （2）カンボジア

カンボジア民法典は、ベトナム民法典と異なり、法人をまずはその組織形態の相違に従い、社団法人と財団法人に区分したうえで（カ民 46 I）、その目的に従い、非営利法人と営利法人に区分しており（カ民 46 II）、その限りではシンプルで、分かりやす規定をしている。もっとも、社団法人をさらに有限責任社団法人と無限責任社団法人に区分する点は、社団法理との関連性をどのように説明するかが課題となるように思われる。

営利法人は会社法等によって規定されることから、カンボジア民法典は、非営利法人の設立、管理・運営、解散・清算について、社団法人と財団法人に共通する一般規定について規定している（カ民 49～81）。

次いで、有限責任社団法人の設立と管理・運営（カ民 82～100）、無限責任社団法人の設立と管理・運営（カ民 101～109）、財団法人の設立と管理・運営（カ民 110～118）について、特別規定を置いている。

## （3）ラオス

現行ラオス法には、法人に関する一般規定は存在しない。営利社団法人である会社に関



しては、企業法が定めている<sup>108</sup>。また、非営利法人に関しては、社団（サマコム）に関する首相令および財団（ムンニティ）に関する首相令が、非営利社団法人および非営利財団法人の設立、運営・管理、消滅等について定めている。非営利法人の設立に関しては、何れも所管官庁による許可主義がとられている。

法人の権利能力に関して、所有権法 19 条は、民間経済単位が定款に定めた目的外の生産事業を行ったとき等を処分の対象とし、法人が自己の組織および活動に関する規則に反して締結した契約は、契約内外債務法 20 条 2 項によって確定的無効ないし絶対無効とされている。

### 3-9 法律行為概念の採否

#### (1) ベトナム

ベトナム民法典は、「**民事取引**とは、民事権・民事義務を発生、変更、終了させる契約又は一方的な法律行為をいう」（ベ民 121）と定めている。ここでは「民事取引」を中心概念にしつつ、「法律行為」概念も使い、契約または一方的な法律行為を包含する一般的・抽象的概念として用いている。この点は、ドイツ民法学的な抽象概念の利用およびそれをを用いた総則的規定の構成というパンデクテン体系的な特色を示すものといえる。

#### (2) カンボジア

これに対し、カンボジア民法典は、「民事取引」や「法律行為」の概念を用いることはせず、むしろ、そのよりプリミティブな構成要素である「**意思表示**」（カ民 310）の概念を用い、意思表示の瑕疵（錯誤、詐欺、不実の情報提示、強迫）について規定している（カ民 345～350）。また、可能な限り、具体的な「**契約**」（カ民 311）を用いて、過剰利得行為、心裡留保、虚偽表示、違法、公序良俗違反、原始的不能について規定している（カ民 351～355）。これは、一般的・抽象的な概念を多用するパンデクテン体系の特色が強すぎないようにする配慮であるとも考えられる。

もっとも、カンボジア民法典は、無効および取消しの規律（カ民 356～363）に際して、「**行為**」の概念を用い、無効および取消しに関しては「行為とは、契約または単独行為をいう」としている（カ民 356）。この「行為」概念はドイツ民法や日本民法では“**Rechtsgeschäft**”，「法律行為」に当たるものである。

---

<sup>108</sup> 前述 3-6 (3) 参照。

### (3) ラオス

ラオス現行法は、契約の概念および法規定をもつ一方で、法律行為の概念および法規定はもっていない。もっとも、前述したように「行為能力」の概念および法規定をもっており、それは実質的に法律行為の概念を前提にしていると解釈する余地もある。

また、契約が成立するための要件として、当事者の自発的意思、行為能力をもつこと、目的物が明確・実現可能・合法的であること、動機が合法的であること、および形式の合法性を必要としている（ラ契 10）。そして、これに反する契約は不確定的無効ないし相対無効である（ラ契 18）。私人間の契約は口頭でも締結できるが、文書による場合は「(契約を) 公証担当部局に提出し、証明を受けなければならない」（ラ契 15）。もっとも、この証明を受けない場合に契約の効力がどうなるかは明規されていない<sup>109</sup>。

なお、法律行為の付款としての条件・期限に関する一般規定は存在しない。

さらに、代理人による法律行為に関する一般規定も存在しない。代理に関しては、委任契約、家族法および企業法等において、個別規定が設けられているにとどまる。

こうした現行法の状況を前提にしつつ、民法典草案の議論では、総則編における「法律行為」概念の導入が検討されている<sup>110</sup>。また、代理人による法律行為の一般規定も総則編に設けることが検討されている<sup>111</sup>。

## 3-10 無効・取消し・解除の概念的区別

### (1) ベトナム

ベトナム民法典は、「民事取引」の有効要件として、①民事取引に参加する者が、民事行為能力を有すること、②民事取引の目的と内容が、法律の禁則に違反せず、社会道徳に反しないこと、③民事取引に参加する者が、完全に自主的であること、④民事取引の形式は、法律の規定がある場合に取引の効力要件であることを定める（ベ民 122）。したがって、この何れかに反する民事取引は、無効である（ベ民 127）。

この無効の中には、法律の禁則の違反・社会道徳に反した民事取引（ベ民 128）、偽装による民事取引（ベ民 129）、未成年者・民事行為能力喪失者・民事行為能力制限者による民

---

<sup>109</sup> 行為規範性の強さ、裁判規範性の稀薄さの一例である。もっとも、複数の裁判官に対するインタビュー調査によれば、公証を得ない契約であっても、それに基づく請求を裁判所は却下せずに受理し、かつ契約内容の判断を行っているとのことである。

<sup>110</sup> ラ民草 14 条～28 条。

<sup>111</sup> ラ民草 135 条～151 条。

事取引（ベ民 130）といった多様な無効原因によるものを含んでいる。

その結果、ベトナム民法典は、ドイツ民法や日本民法でいうような無効（強行法規違反、公序良俗違反、意思能力の欠如等を理由とする。追認によっても有効とならない）と取消し（制限行為能力、詐欺・強迫、誤認・困惑等を理由とする。追認によって有効となりうる）とを区別していない。

なお、契約当事者の一方が契約違反をした場合、他方は契約を解除することができる（ベ民 425）。

## （2）カンボジア

これに対し、カンボジア民法典は、行為（契約または単独行為）が無効になる場合と取消しになる場合を区別している。

行為の内容が強行法規または公序良俗に反するときは、行為は無効であり、何びとも無効を主張することができる。行為が法律によって要求されている方式に違反しているために無効である場合も、何びとも無効を主張することができる（カ民 357）。

他方、表意者の錯誤または他人の詐欺・強迫・不実表示もしくは過剰利得行為によって意思表示をした場合、契約を取り消すことができる（カ民 345～351, 358～363）。取り消すことができる行為は追認も可能である（カ民 360～362）。

## （3）ラオス

契約内外債務法は、契約の無効に関して、確定的無効（絶対無効）および不確定的無効（相対無効）（取消しに相当する）の区別を設けている。また、全部無効と一部無効の概念も区別されている。これらは、植民地時代の立法におけるフランス民法の影響によるものと解される<sup>112</sup>。

全部無効は契約内容の全てが無効な契約であり、一部無効は契約内容の一部が無効な契約である（ラ契 21）。

確定的無効の契約は、「国家又は社会の権利に係る無効な契約」である。それは、具体的には、①「国家又は社会の利益に反して締結された契約」、②「法人が自己の組織及び活動に関する規則に反して締結した契約」、③「秘密裏に締結された契約」、④「契約の形式に違反して締結された契約」である。そして、確定的無効の契約の効果として、「契約当

---

<sup>112</sup> 野澤 2012: 959 頁以下参照。

事者はいかなる事由においても、前記の確定無効契約を合意し、又は承認〔追認〕することはできない」ことを規定している（ラ契 20 I～III）。

不確定的無効の契約は、「私人の権利に関係する無効な契約」である。それは、具体的には、①「詐欺若しくは強迫によって締結された契約、又は当事者の一方が不利益を被るよう締結された契約」、②「行為能力を欠く者によって締結された契約」、③「意識を欠く者によって締結された契約、又は泥酔した状況で締結された契約」、④「代理人の悪意によって締結された契約」、⑤「特別に重大な状況においてやむを得ずに締結された契約」である。そして、不確定的無効に契約は、絶対的無効の契約と異なり、「不利益を被る当事者の一方が合意又は承認〔追認〕したときは、有効な契約とされる」という効果をもつ（ラ契 19 I～III）。

このように、確定的無効（絶対無効）の契約は、当事者が合意しても有効な契約とすることができないものであり（ラ契 20 III）、かつすべての利害関係人が無効を主張することができる（ラ契 22 V）。これに対し、不確定的無効（相対無効）の場合は、当事者の一方の追認等によって有効な契約とすることができ（ラ契 19 III）、かつ契約当事者のみが無効の主張をすることができるものとされている（ラ契 22 V）。このように契約が確定的無効となるか不確定的無効となるかは、追認が認められるか否か、無効主張できる者の範囲に限定がないかあるかという違いとなって現れる。それは、突き詰めると、問題となっている利益が公益か私益かという相違点に帰着するものと考えられる。

なお、契約内外債務法は、絶対的無効および相対的無効の双方について、無効な契約については「ロップラーン（無効の主張）」をすることにより、履行した財産の返還請求等、原状回復を請求しうることを定めている。そして、表意者の無効主張に対して相手方が応じない場合は、裁判上の請求によることになる（ラ契 22）。

### 3-11 時効制度

#### (1) ベトナム

##### (i) 時効の種類

ベトナム民法典は、「時効とは、法律で規定される期間のことであり、その期間が終了するとき、主体は、民事権を取得し、民事義務を免れ、又は民事事件を提訴する又は非訟事件の処理を請求する権利を喪失する」ものであるとしたうえで（ベ民 154）、4種類の時効を認めている。すなわち、――

①民事権の取得時効。その期間が終了するとき、主体が民事権を取得できる期間。

②民事義務の消滅時効（義務免除の時効）。その期間が終了するとき、民事義務者がその義務を免除される期間。

③提訴時効。主体が裁判所に、侵犯された合法的な権利利益を保護するように要求するために、提訴する権利を有する期間のことであり、その期間が終了するとき、主体が提訴する権利を喪失する。

④非訟事件の処理を請求する時効。主体が裁判所に、個人、機関、組織の侵犯された合法的な権利利益、公共の利益、国家の利益を保護するよう非訟事件の処理を請求する権利を有する期間のことであり、その期間が終了するとき、主体は請求する権利を喪失する。

#### （ii）取得時効

法律的根拠のない財産に対しては、動産の場合は 10 年間、不動産の場合は 30 年間、善意、連続的、公開的に占有又は利益を享受する者は、占有した時点からその財産の所有者になる（ベ民 247 I）。ただし、国家所有形態に属する財産を占有した者は、たとえ善意、連続的、公開的に占有し、どれほど長い期間占有しても、その財産の所有者になることはない（ベ民 247 II）。

ここでは、取得時効の要件として継続的な善意が求められていることが注目される。これは、後述するラオス法と同様である。

#### （iii）提訴時効

裁判所に民事契約紛争処理を請求するための提訴時効は、個人、法人、他の主体の合法的権利、利益が侵害された日から 2 年とされている（ベ民 247）。

また、損害賠償請求の提訴時効も、個人、法人、他の主体の合法的権利・利益が侵害された日から 2 年とされている（ベ民 607）。

## （2）カンボジア

### （i）時効の種類

カンボジア民法典は、取得時効および消滅時効を認めている。もっとも、フランス民法や日本民法のように両者を一括して規定するのではなく、取得時効は第 3 編物権において不動産および動産の所有権の取得方法の 1 つとして、債権の消滅時効は第 4 編債務において債権の消滅時効として、それぞれ別個に規定している点に特色がある。また、ベトナム民法典のように提訴時効は認めていない。

### (i) 取得時効

不動産は、20年間、所有の意思をもって平穩かつ公然に占有した者は、その不動産の所有権を取得する（カ民 162 I）。また、10年間、所有の意思をもって平穩かつ公然に占有した者が、その占有の始めに善意かつ無過失であったときは、その不動産の所有権を取得する（カ民 162 II）。ただし、国有不動産は時効によって取得できない（カ民 162 III）。

永借権、用益権、使用权および居住権、地役権、賃借権、質権等の不動産に関する権利を自己のためにする意思をもって平穩かつ公然に行使する者は、不動産の所有権の時効取得に関して前述した区別に従い、20年または10年の後にその権利を取得する（カ民 178 本）。ただし、地役権は継続かつ表現のものに限って時効によって取得可能である（カ民 178 但書, 300）。また、国有不動産についてはこれらの時効も適用されない（カ民 178 III）。

動産は、10年間、所有の意思をもって平穩かつ公然に占有した者は、その動産の所有権を取得する（カ民 195 I）。また、5年間、所有の意思をもって平穩かつ公然に占有した者が、その占有の始めに善意かつ無過失であったときは、その動産の所有権を取得する（カ民 195 II）。

### (ii) 消滅時効

債権の消滅時効とは、債権者が一定期間権利行使をしなかったことに基づいて「債権を消滅させることをいう」（カ民 480）と規定し、実体法説（訴権の消滅ではなく、実体権たる請求権が消滅する）の立場を明示的に採用している。債権の消滅時効は「その債権を行使することができる時」（権利行使可能時）から進行する（カ民 481）。債権の消滅時効期間は、法令に別段の定めがある場合を除き、5年である（カ民 482）。生産者および商人が非商人に売却した商品の代価および提供した役務の対価に関する債権の消滅時効期間は2年とされる（カ民 483）。ただし、確定判決またはそれと同一の効力をもつ裁判上の和解等によって確定された債権は、5年より短い消滅時効期間の定めがあるものについても、消滅時効期間は債権確定時から5年とする（カ民 484 I）。ただし、この規定は、確定時に弁済期が到来していなかった債権には適用されない（カ民 484 II。弁済期到来時等、権利行使可能時を判定し、そこから改めて起算されることになる）。

## (3) ラオス

### (i) 取得時効

ラオス現行法によれば、取得時効は、占有者が善意占有を継続した場合に認められ、悪

意者による取得時効は認められない（ラ所 42 I）。善意の継続占有を要件とする理由は、悪意者に対する制裁の現れであると解される。さらにその要請は、社会主義思想、社会主義的民法の基本原則およびそれらに基づく社会主義的所有権の概念に由来するものであると考えられる<sup>113</sup>。興味深いことに、この善意要件は占有の公然・継続・平穩と別個の要件ではなく、それらと密接に結びついたものとして規定されている。すなわち、占有が善意によることは、占有が公然、継続かつ平穩に行われていることに表れていると規定されている。つまり、日本民法のように善意・平穩・公然に関する推定規定（日民 186 I）は存在しないが、いわば占有の公然・継続・平穩によって占有者の善意が事実上推認される取扱いになっている。時効期間は、不動産は 20 年、動産は 5 年である。この期間の経過後、元の所有者はその資産の返還請求権を失うものとされている（ラ所 42 I）。

（ii）提訴時効

ラオス現行法は、消滅時効は認めておらず、提訴時効を認めている。すなわち、建物に関する契約は 10 年間、その他の種類の契約および損害賠償請求権は 3 年間で提訴時効にかかる（ラ契 102）。もっとも、提訴時効も一定の場合には停止または中断することが認められている。起算点は、契約期間の終了したとき、または損害が生じた時からとされている（ラ契 102）。

もっとも、当事者間で契約に基づく紛争等が解決に至らない場合、まずは村落調停委員会または経済紛争解決センター（ただし、経済的紛争に限る）に紛争の解決を申し立てる必要がある（調停前置主義）。そして、そこで解決に至らない場合に提訴が可能となる（ラ契 101）。

---

<sup>113</sup> この問題は重要であり、社会主義的所有権と占有（権）との関係の問題とともに、別稿で論じる。ちなみに、ドイツ民法も取得時効の要件として善意占有の継続を要求していることが注目される（ド民 937 条 2 項、900 条）。

## IV 物権法

### 4-1 所有権の概念

#### (1) ベトナム

##### (i) 所有権の概要

ベトナム民法典では、所有権を法律に基づく所有者の財産の占有権・使用権・処分権からなる権利と定義する（ベ民 164 前段）。占有権・使用権・処分権の 3 つの権利をもつ主体が所有者とされる（ベ民 164 後段）。占有権が（使用権とは別に）所有権の権能の一部として挙げられていること、所有権が占有権、使用権および処分権の権能の束として理解されていることが注目される。使用権は「効用を開発し、財産から天然果実と法定果実を享受する権利」と定義される（ベ民 192）。果実の収受権が主な権利内容である。所有者でない者の使用権は 194 条に規定されており、財産の性能、効用及び方式を正しく使用する権利を有する（ベ民 194 I）。なお、土地使用権者の権利は土地法 166 条に規定されており、果実収受権が認められている（ベ民 166 II）。

##### (ii) 所有権の形態

ベトナムの所有形態の特徴は、全人民所有、集団所有、私人所有制度を基礎にして、様々な所有形態が存在する点である（ベ民 172）。具体的には、国家所有（ベ民 200 以下）、集団所有（ベ民 208 以下）、私人所有（ベ民 211 以下）、共有（ベ民 214 以下）、政治組織、政治・社会組織の所有（ベ民 227 以下）、政治社会・職業組織、社会組織、社会・職業組織の所有（ベ民 230 以下）がある<sup>114</sup>。

このうち、土地の所有権は全人民所有とされており（ベ憲 53, ベ民 200, ベ土 4）、組織や個人は国から土地の割当て、土地の賃貸、土地使用権の公認を受けることが認められている（ベ憲 54 II, ベ民 688, ベ土 52 以下）。ベトナムでは「土地の割当て」は土地使用権を国家が対象者に交付することと定義され、また土地の賃貸は土地使用権を国家が賃貸することを意味する（ベ土 3⑦, 3⑧）。土地そのものを個人や組織に割り当てる、あるいは賃貸の対象にするわけではない。土地 [使用権] の割当てか賃貸のいずれを用いるかは、県級土地使用年次計画と投資案件、土地交付・賃貸の申請書に表れる土地の使用の需要によって決まると解される（ベ土⑧）。土地の所有ではなく、土地使用権を発達させることで、その活用を促進しようとする点はベトナムの土地制度の特徴と言える。なお、土地の使用権の公認とは、土地使用権や土地に定着する住宅等の財産の所有権に対して証明書（以下

<sup>114</sup> 政治組織、政治・社会組織の所有と、政治社会・職業組織の所有との違いについては、さらに調査を要する。



財産証明書)を発行することと定義される(ベ土3⑨)。

土地使用者は土地所有権を契約によって移転、譲渡または賃貸することができる(ベ民689～726,ベ土167I)。なお、土地使用者は抵当権の対象や(ベ民715～720,ベ土167I),出資の目的(ベ民727～732,ベ土167I),相続の対象にもなる(ベ民733～735,ベ土167I)。土地使用者は財産証明書を有する場合、譲渡等の契約を締結することができる(ベ土168I)。例えば、ベトナム土地法168条1項は「証書を有する時に譲渡、賃貸…を実現できる」と規定するため、契約時に財産証明書を所持していることは契約の要件と解する余地がある。このように、財産証明書は土地使用者の流通に不可欠なものと解されるが、財産証明書発行事務の遅れを指摘する報道もある<sup>115</sup>。もっとも、財産証明書と契約の関係は明らかでない。そもそも財産証明書の存在は契約の要件なのかどうか、財産証明書を欠く土地使用者の譲渡等の契約の取り扱い、例えば財産証明書を欠いていたとしても当事者間では契約は有効なのかどうか等について調査する必要がある。なお、土地使用者の移転契約は法律の規定により公証、確認されなければならないと規定する(ベ民689II,ベ土168IIIb)。

#### (iii) 所有権の内容

所有者には財産の占有権(ベ民182)、使用权(ベ民192)および処分権(ベ民195)が認められている。所有者が国家に対して負う義務についても定められている。例えば、緊急事態における義務(ベ民262)、使用等に当たっての環境保護義務(ベ民263)等である(ベ民262～264)。

また、土地所有者に対しては、境界尊重義務(ベ民265)、建築規制(ベ民267)、囲繞地通行権(ベ民275)等、相隣関係に関する規定が定められている(ベ民265～279)。

なお、土地使用者にも相隣関係に関する規定の一部が適用されており、民法で規定されたものとしては境界尊重義務(ベ民265II,III)や隣接不動産の制限的使用権(ベ民273)、農地使用者の灌漑・排水権(ベ民278)がある。さらに土地法では土地使用目的の遵守義務(ベ土170I)、土地保護対策義務(ベ土170IV)、環境保護義務の遵守及び関係する土地使用者の権利遵守義務(ベ土170V)がある。

#### (iv) 所有権の保護

所有者は所有権に基づく妨害排除請求権、返還請求権、予防請求権、損害賠償請求権をもつ(ベ民169II,255～260)。また、国家の利益、公共の利益、他人の合法的権利・利益

---

<sup>115</sup> VIETJO 2015年10月14日。

に損害を与えまたは影響を及ぼさない限り、自己の意思に従って「全ての行為」を実行することができる<sup>116</sup>。ただし、「国防、安全保障、国家の利益のために本当に必要な場合」、国家は財産を強制的に収用若しくは保障付きで強制使用すると規定しており（ベ民 269Ⅲ）、一定の制限がある<sup>117</sup>。

土地使用権者の占有は合法的占有であると解されており（ベ民 183②・③・⑥参照）、合法的占有者は所有者と同様に占有権に基づき妨害排除請求権、返還請求権、予防請求権、損害賠償請求権を行使することができる（ベ民 255, 256, 259, 260）。

## （2）カンボジア

### （i）所有権の概要

カンボジア民法典は、所有権を法令の制限内で所有物の自由な使用、収益及び処分ができる権利と定義し（カ民 138）、物権の一部を構成する（カ民 132Ⅱ）。

所有権の及ぶ範囲は、カンボジア民法典 139 条が規定する。法令の制限内で、かつ所有者にとって利益のある範囲内で、その土地の上下に及ぶ。地中から埋蔵物が発見された場合、原則、遺失物の規定に従って処理される（カ民 192）。ただ、地中から文化財（彫像やレリーフ、遺物など）や法律に定められた鉱物が発見された場合は、国有財産となる（カ民 141）。なお、専ら他人を妨害し、生活妨害を与える目的の土地の使用は禁止される（カ民 139Ⅱ）。

### （ii）所有権の形態

カンボジア人やカンボジア企業の場合、不動産、動産を問わず、個人所有が認められている（カ憲 44）。単独所有以外の形式として、共有（カ民 202～214）、分割できない所有（総有）（カ土地 168～174）、共同所有（合有）（カ土地 175～185）、互有（カ民 215～226, カ土地 186～196）がある。

このうち、特殊なものとして合有と互有が挙げられる。カンボジアの合有は「各々が私的持分と共通部分の財産を有し、一区画によって分割され複数人に帰属する不動産の所有」と定義される（カ土地 175）。日本の合有の概念と異なっている特徴がある。互有は、隣接する土地および建物を区分する壁等を共同して所有するような場合に成立する所有形式である。相隣関係を規律すると解される。

---

<sup>116</sup> ここでの「全ての行為」が何を意味するのか、調査を要する。

<sup>117</sup> 強制収用が認められるための要件である「国家の利益のために本当に必要な場合」については、さらに調査を要する。

なお、外国人の土地の所有は禁止されている。(カ憲 44 第 2 文, カ土地 8), ただ, コンドミニアム等の区分所有建物の専有部分については, 特別区分所有権が認められている(区分所有建物の専有部分の所有権を外国人に付与する法律 5)。この場合の所有形式は共同所有(合有)である(カ土地 175, 区分所有建物の専有部分の所有権を外国人に付与する法律 5)。ただ, 区分所有建物であっても一階部分については土地に接着しているため, 取得できないという制約がある(区分所有建物の専有部分の所有権を外国人に付与する法律 6)

もっとも, 外国資本であっても, カンボジア企業が 51 パーセントの株式を所有する合弁企業を設立することで土地を所有することができる(カ土地 9)。

憲法および土地法は公有地について規定する(カ憲 58, カ土地 12~19)。森や自然の湖, 海岸の土手などの自然に由来する不動産が公有地の具体例として挙げられる(カ土地 15 第 1 文)。公有地の場合, 占有権や使用権は認められるが, 処分は禁止されている(カ土地 16)。しかし, 現在, カンボジアでは湖の所有権が違法に譲渡されているという問題が発生しており, それについての対応が問題になっている。例えば, トンレ・サップ湖周辺の所有権をめぐる問題がある。トンレ・サップ湖はプノンペンの北西にある湖であり, シェムリアップから近い。トンレ・サップ湖は乾季と雨季でその水量が変化し, 乾季には陸地が大きくなる特徴がある。乾季に出現する陸地は慣習としてコミューンが使用してきた。しかし, 最近になって一部の金持ちがコミューンから陸地の権利を買い取っており, コミューンが使用できないという問題が発生している。なお, トンレ・サップ湖は水資源省が管轄するトンレ・サップ公社(Tonle Sap Authority)が行っている。水資源省側から国土省に権利として確定したいとの要望があったようである。この問題は民法典とも関わる問題であり, 誰を所有権者とするか, 所有権者の特定の問題がある。理論構成として, トンレ・サップ湖周辺の所有権を移転禁止にする方法もあり得る。しかし, 民法典に合わせるのであれば, 州名義で湖周辺の土地の所有権を登記し, 処分を禁止した上で, コミューンに利用権を設定するという構成も考えられる<sup>118</sup>。

その他の特殊な所有形態としては僧院の不動産の共同所有(カ土地 20~22)および先住民団体の土地の共同所有(カ土地 23~27)がある。

---

<sup>118</sup> 2015 年 12 月 24 日に国土省で行った同省外国人アドバイザー W 氏とのインタビューによる。トンレ・サップ湖が公有地であるにもかかわらず, 干拓地の譲渡が行われている問題が取り上げられた。なお, トンレ・サップ湖に限らず, 他の湖でも同様の問題が起きている。Chakrya 2016.

### (iii) 所有権の内容

所有物の自由な使用，収益，処分が認められている（カ民 138）。所有権者が負う義務としては，相隣関係に関する義務（カ民 143～151），生活妨害行為の制限義務（カ民 152），窓及びバルコニー等の目隠し設置義務（カ民 153）などがある。

### (iv) 所有権の保護

所有権に基づく物権的返還請求権（カ民 155），所有権に基づく物権的妨害排除請求権および妨害予防請求権（カ民 159）が認められている。さらに，所有者が他の土地から生活妨害行為（臭気や音，振動など）により，現に著しい被害を受けている場合，相当の補償を相手方に対して請求する相当補償請求権を認めている（カ民 140Ⅱ）。なお，この場合であっても，不法行為に基づく損害賠償請求権の行使は妨げられない（カ民 140Ⅱ）。また，隣地から竹木の枝や根が延びて，土地の境界を越えた場合，越境された土地の所有者に越境竹木の切除権を認めている（カ民 142）。

## (3) ラオス

### (i) 所有権の概要

ラオスにはまだ民法典がなく，所有権は，現行法では，所有権法によって定義されている。それによれば，所有権とは，法律で規定された制限の範囲内で，財物の占有，使用，収益，処分という観点からみた国家，共同体，個人ならびに私人・民間団体の全体的かつ確定的な権利を意味する（ラ所 1）。

また，土地法は，土地所有権の規定を設け，「ラオス人民民主共和国の土地は，憲法第 17 条で規定されているとおり国民共同体が所有するものであり，そうした体制の下で，国家は全土に及ぶ〔土地の〕中央集権的かつ統一的管理に加え，使用，賃貸又はコンセッションを目的とした個人，世帯及び経済組織への〔土地の〕割当て，使用を目的とした軍隊，国家組織，政党組織，国民建設戦線，大衆組織への割当て，賃貸またはコンセッションを目的とした外国人，国籍未確定者，外国の個人及びかかる者の組織への割当てを担う」（ラ土 3）と定めている。

### (ii) 所有権の形態

所有権法は，所有権の 5 つの形態を認めている。すなわち，①国家所有(state ownership)，②集団所有(collective ownership)，③個人所有(individual ownership)，④民間部門所有(private sector ownership)，⑤私的所有(personal ownership)である（ラ所 2）。

①国家所有は、土地・工場・インフラ・国営企業等、国家の管理下に置かれた社会の物質的・技術的基盤をなす財産に対する所有と、国家機関が使用する建物・机と椅子・車両等の業務運営用財産に対する所有からなる（ラ所 4）。

②集団所有は、協同組合およびその他の共同組織の財産（トラクター、ブルドーザー、輸送手段、機械、固定資産、居住区等）に対する所有である（ラ所 9）。

③個人所有は、農民、職工、製造者、その他の小規模所有者がもつ生産手段、生産物、製造品等に対する所有である（ラ所 14）。個人所有の所有者は、それらを自由に売却する権利をもつ（ラ所 15）。

④民間部門所有は、民間経済単位が経営する事業で使用する生産手段、生産物、製造品、資本等に対する所有である（ラ所 16）。

⑤私的所有は、消費財、私的使用を目的とする物品、住宅、家財、私的な必要性のための家畜、個人所得等に対する所有である（ラ所 20）。「私的所有権者」は「必要に応じて自らの資産及び所得を占有、使用、収益、処分する権利を有するが、自らの資産を用いて国家、共同体及び他人の法律上の利益を侵害してはならない」（ラ所 21）。

このように、⑤私的所有が市民にとっては最も身近な所有権であるといえることができる。

#### （iii）所有権の内容

ラオス所有権法は、所有権につき、「所有権とは、法律で定められた範囲内における財物の占有、使用、収益、処分に関する国家、共同体、自営業者、民間企業及び私人の包括的かつ絶対的な権利である」と定義している（ラ所 1）。そして、所有権に基づく財物使用の範囲を定め（ラ所 46～55）、隣地に雨水を浴びせかける建物の建築禁止（ラ所 47）、囲繞地通行権（ラ所 49）、余水排泄権（ラ所 50）等、土地の相隣関係に関する規定を置いている（ラ所 46～54）。

#### （iv）所有権の保護

所有権法は、所有権侵害に対する救済方法を定めており（ラ所 56～68）、所有権に基づく返還請求（57条）<sup>119</sup>、確認請求（62条）、妨害の除去・停止、同予防請求（63条）を認めている。さらに、所有権に基づく返還請求と契約に基づく返還請求との競合（66条）、侵害利得の返還請求（67条）、所有者でない合法的（権原）占有者が妨害を受けた場合の保護（68条）等、簡潔ながら比較的豊富なメニューを設けている点に特色がある。

その際、善意占有者に果実・収益の取得や費用償還請求を認めるが、悪意占有者には一

---

<sup>119</sup> 善意取得者の価額弁償請求（58条。前述（3）（vii））は、返還請求の例外則に位置する。

切の費用償還すら否定しており、時効取得の要件（前述（3）（vi））同様、悪意者に対する制裁的色彩が強い（ラ所 59～61）<sup>120</sup>。

また、所有権法は、公用収用の要件・効果（ラ所 43）のほか<sup>121</sup>、違法行為をした個人財物の没収（ラ所 44）、財物の滅失による所有権の消滅（ラ所 45）も規定する。

## 4-2 占有権の制度

### （1）ベトナム

ベトナム民法典は、第XII章「所有権の内容」の冒頭で、所有権の重要な要素として、占有権を規定している。すなわち、「占有権とは、財産を保持し、管理する権利のことである」（ベ民 182）。現行法の段階では、所有権から独立した、もっぱら平和的な占有状態の維持を目的として、占有侵害に対して占有保護請求権を付与する制度は存在しない。

### （2）カンボジア

ベトナムと異なり、カンボジア民法典は、第3編物権・第2章所有権から独立して、第3章占有権が規定されている。占有とは「物を所持すること」であり、所持とは、「直接的であるか間接的であるかを問わず、物を事実上支配している状態」を指すと定義される（カ民 227）。そして、占有状態の侵害または侵害のおそれに対しては、占有保護請求権が認められる（カ民 236～241）。

さらに、カンボジア民法典は、不動産についての特別の占有者を保護している。これは、ポル・ポト政権の施策下で混乱が生じた不動産の所有権秩序を復興するプロセスにおいて、土地法所定の手続を踏んだ土地所有権の認定ないし確定が円滑に進まない中で、正式の所有権とは認められていないにもかかわらず、保護されるべき占有状態を特別に保護するために、通常の占有保護請求権より強力な権利を与えるものである。

まず、占有証明書をもつ不動産占有者の保護として、――

①占有証明書の発行を受けているが、地籍図および登記簿が整備されていないために、未だ所有権の完全な取得のために必要な登記のなされていない不動産を引き続き使用収益

---

<sup>120</sup> 果実・収益の返還請求（60条）、無権原占有者の費用償還請求（61条）、損害賠償請求（64条）についても規定する。

<sup>121</sup> 公用収用については、土地法も損失補償の基準、方法等について規定している（ラ土 71）。

する者は、物権的請求権の行使については、所有者とみなす（カ民 242 I）。

②前記①の占有者が、第三者をして当該不動産を使用収益させている場合においても、当該占有者は、物権的請求権の行使については、所有者とみなす（カ民 242 II）。

③前記①の占有者から占有証明書の譲渡とともに占有を譲り受けた者も、物権的請求権の行使については、所有者とみなす（カ民 242 III）。

次に、土地法施行前からの不動産占有者の保護のために、――

①土地法の施行前 5 年間以上にわたり、適法に私的に占有可能な不動産を平穏かつ異議なく占有していたにもかかわらず、土地法に基づくその登録を懈怠していた者は、第三者からの占有侵害に対して、占有保護請求権を行使することができる（カ民 243 I）。

②土地法の施行前から不動産を占有している者であり、かつ所有権取得に必要な期間占有を延長する許可を当局から得た者は、第三者からの占有侵害に対して、占有保護請求権を行使することができる（カ民 243 II）。

③前記①・②における占有保護請求権の行使においては、237 条（占有保護請求権）ないし 240 条（占有妨害予防請求権）に定める 1 年の期間は 3 年に読み替えるものとする（カ民 243 III）。

こうした特別の占有の保護は、ポル・ポト時代に破壊された所有権秩序の回復プロセスというカンボジアの特殊な状況において認められるものであり、占有権に基づく保護と、所有権等の本権に基づく保護の中間形態とみることもできよう。

### （3）ラオス

占有権も独立の権利（物権）としては観念されておらず、所有権の権能の一内容として定義されている（所有権法 1 条）。それゆえに、所有権等の本権に基づく保護から独立した占有保護制度は現時点では存在しない。

## 4-3 財の概念と有体物・無体物

### （1）ベトナム

ベトナム民法典上、財産となるものは有体物(tangible things)、金銭、有価証券および財産権である（ベ民 163）<sup>122</sup>。民法 163 条の財産権とは「金銭に換算し、民事取引におい

---

<sup>122</sup> ベトナム民法典において「物」＝有体物と解してよいか、さらに調査の余地がある。本条の財産権は無体物と解する余地があり、有体物のみならず、無体物も含まれている。無体物として考えられる電気等のエネルギーがどのように取り扱われているか、確認する

て引き渡すことができる権利」全般を指し、この中には第6編「知的財産権及び技術移転」に規定される著作権（ベ民736以下）も含まれている（ベ民181）。

有体物は日本と同様、不動産と動産に分けられる（ベ民174）。

また、物の性質に着目した区分としては、日本と同様に主物と従物（ベ民176）、特定物と不特定物（ベ民179）がある。しかし、それ以外にも分割物と非分割物（ベ民177）、消耗品と非消耗品（ベ民178）、同セット物（ベ民180）という規定を設けており、より詳細に分類し、規定している。

## （2）カンボジア

カンボジア民法典は物を「気体、液体および固体である有体物」と定義する（カ民119）。有体物は動産と不動産に分けられる（カ民120Ⅰ）。不動産は土地および建物、工作物、農作物、樹木など土地に固定されて移動できない物を指し（カ民120Ⅱ）、不動産以外の物が動産である（カ民120Ⅲ）。支配可能な無体財産については、特別な規定がない限り動産に関する規定が準用される（カ民120Ⅳ）。そのため、電気などのエネルギーも支配可能性がある限り、動産と同様に所有権の対象になると解される。

物の性質に着目した区分としては、主物と従物（カ民126）、特定物と種類物（カ民314,315）がある。

## （3）ラオス

ラオス現行法によれば、所有権は「<sup>サブ・シンコーン</sup>財物」の占有・使用・収益および処分を行う全面的かつ絶対的な権利として定義されている（所有権法1条）。ここで「<sup>サブ・シンコーン</sup>財物」は有体物を意味することから、所有権は有体物を客体としている。

そのうち、土地所有権は国家共同体に帰属し（憲法17、ラ土3、ラ所4Ⅱ）、個人には国家による割当と個人間の譲渡・承継による土地所有権の取得が認められる（ラ土52）。土地所有権者は土地を保護・使用・用益・譲渡・承継する権利をもつ（ラ土53～58）。このうち、土地所有権の売買・贈与・交換等による他人に譲渡する権利の承認（ラ土57）は、土地所有権の売買を禁じていた旧土地法（旧ラ土3）を改正し、市場経済化政策を具体化したものである。ラオス市民の日常生活上の観念および土地取引実務のレベルでは、土地

---

必要もある。



使用権を「所有権」と意識し、表現することも少なくない<sup>123</sup>。

#### 4-4 土地・建物の関係（一体不動産か別不動産か）

##### （1）ベトナム

ベトナム民法典では、「不動産に対する所有権」は登記されなければならないとされている。これは不動産の所有者に登記義務を課したものと解される（ベ民 167）。しかし、土地法では、土地使用者等に対しては登記が法律上必須とされている（ベ土 95 I 前段）一方で、住宅等の土地に定着する不動産の登記は所有者の要求に応じて実施されるものとされている（ベ土 95 I 後段）。これらの規定によれば、土地の登記と建物の登記は別個になされており、その限りでは土地と建物とは別不動産扱いがされている<sup>124</sup>。

##### （2）カンボジア

カンボジア民法典 122 条は「土地に定着し、または一体となった物、特に土地上に建築され移動できない建物…は、土地から分離されない限り、土地の構成部分」になると規定する。土地と建物は一体不動産という取扱いになっている。もっとも、地上権等の権利に基づき、土地上に建物を建築したような場合には、その建物は土地の構成部分とはならず（カ民 123）、地上権等の権利の構成部分とみなされる（カ民 124）。そのため、建物は独立した処分の対象にはならない。

ただ、外国人も所有できる区分所有建物（ Condominium 等）については異なる取扱いがされている。区分所有建物の場合、各戸の所有者について土地の登記はされず、専有部分登記簿（register of private units of co-owned building）に、専有部分の所有権が登記される（区分所有建物の管理と使用に関する政令 18、区分所有建物の専有部分の所有権を外国人に付与する法律 19 I）。そして、共用部分は各区分所有者に利用権を認めた、非分割の共同所有とされる（カ土地 179, 181、区分所有建物の専有部分の所有権を外国人に付与する法律 15、区分所有建物の管理と使用に関する政令 12）。区分所有建物に限ってみると、土地と建物を別個に扱っていると解釈する余地がある。ただ、共用部分に関する権利のみの処分を禁止している（カ土地 183、区分所有建物の専有部分の所有権を外国人

<sup>123</sup> 所有権法 28 条 2 項、42 条 1 項参照。

<sup>124</sup> この土地・建物別不動産扱いがどこまで及んでいるかについては、さらに調査を要する。例えば、他人が所有権または使用権をもつ土地の上に、その者の承諾なしに無権原で建物を建築した者がある場合、その建物は誰のものになるか等である（土地法施行に関する 181 号政府決議 9 条参照）。

に付与する法律 16、区分所有建物の管理と使用に関する政令 14) ため、共用部分と専有部分は一体扱いとなっている。

### (3) ラオス

ラオス現行法上、建物が土地から独立した不動産か否かは法律上明確でない。例えば、担保設定する際には、土地と建物を一体的に担保とするのが通常の実務である<sup>125</sup>。

ちなみに、土地登記簿はあるが、建物登記簿はない。その結果、建物だけに抵当権を設定することはできず、そのこととも相俟って、実務上も土地に抵当権を設定する際には、建物も抵当権の範囲に加え、しかも、建物の増改築等、土地の利用状況に変更を生じさせるためには、抵当権者の同意を要するものとしている。これらのことを考慮に入れると、ラオスでは土地・建物一体不動産の取扱いが事実上制度化しているとみることもできる<sup>126</sup>。

## 4-5 物権と債権の区別

### (1) ベトナム

#### (i) 物権と債権の区別

物権という概念が導入されていないため、債権と物権の区別がどの程度認められているのか不明確である。もっとも、所有権には直接排他的支配権が認められており、物権の一つと考えられる(ベ民 184, 193, 197 など)。なお、登記が必要な財産の売買契約では、所有権の移転時期は登記手続が終了した時点とし(ベ民 439 II)、土地使用権の移転は登記した時点から有効になるとされている(ベ民 692)。

#### (ii) 他人物売買・二重売買の規律

他人物売買に関連する規定として「売買財産に対する買主の所有権の保証」(ベ民 443)がある。売主は買主に対し、所有権が第三者に争われないように保証する義務を負い(ベ民 443 I)、第三者が所有権をもつ場合、買主は契約を取り消し、売主に対し損害賠償を請求することができる(ベ民 443 II)。この規定を前提にすると、他人物売買も一応は有効であると読むことができる。なお、売買契約の対象物は「取引することを許可された財産」となっている(ベ民 429 I)。

もっとも、財産権を売買契約の対象にした場合には、売主の所有に属することの証明が

---

<sup>125</sup> 契約履行担保法 22 条は、担保不動産の価額評価・区分・種類・大きさ・品質・数量・所在等の特性に関する明確な記述を求めているが、土地と建物を分けてはいない。

<sup>126</sup> この点は、さらに追加調査を要する。

必要である（ベ民 429Ⅲ）。その結果、他人物売買は事実上起きないようにする措置が制度的に設けられているが、この規定がどのような効力をもつか、特に売主の所有に属することの証明がされないまま売買契約が締結され、または売主の所有に属すると証明が誤っていた場合に、売買契約自体の効果がどうなるか（売買が無効になるか、売買は有効で、売主は権利を取得して移転する義務を負い、それができないときは債務不履行責任を負うか）は、この規定自体からは明確でない。さらに、売主と買主の合意の下で、まだ売主に所有権が移転していない物について売買契約を締結した場合、それは有効かどうかについても、この規定からは明らかでない。少なくとも、財産権の売買において他人物売買は無効と解される余地がある。

なお、二重売買については特別の規律はない<sup>127</sup>。

## （2）カンボジア

### （i）物権と債権の区別

カンボジアはベトナムと異なり、物権概念を導入している（カ民 130, 131, 132）。カンボジア民法典 130 条は物に対する直接的排他的支配権を認めており、債権と区別されている。

### （ii）他人物売買・二重売買

カンボジアでは、他人物売買も有効である（カ民 531Ⅱ）。この場合、日本民法と同様に、売主はその権利を取得し、買主に移転する義務を負い、移転できなかった場合、買主は契約を解除することができる（カ民 531Ⅱ, Ⅲ）。他人物であることについて善意の買主は損害の賠償も請求できる（カ民 531Ⅲ後段）。

二重売買について、カンボジア民法典 134 条が規定する。不動産の場合、登記が対抗要件である（カ民 134Ⅰ）。もっとも、不動産の合意による所有権の移転については後述 4-5 で詳しく述べるが、別の取扱いがなされている。この場合、当事者間の合意のみならず、登記の移転がなければ所有権の移転の効力は生じない（カ民 135）。そのため、不動産の所有権の合意による移転（売買や贈与など）に関しては二重売買が問題になる余地はないように見える。しかし、135 条はあくまで当事者の合意による所有権の移転の場合についての規律である。そのため、合意によらない不動産の取得（遺産分割など）の場合、二重売買が問題になる。例えば、A が遺産分割によって土地を取得したが A が登記しないうちに

---

<sup>127</sup> 二重売買の問題が解釈論上どのような法理に基づいて処理されているか、さらに調査が必要である。

BがCに土地を売却したような場合、134条の原則に戻り、対抗関係にあるAとCの関係は対抗要件の問題として処理される。動産の場合、占有の移転が第三者に対する対抗要件となっている。

### (3) ラオス

#### (i) 物権と債権の区別

ラオス現行法上、物権行為と債権行為の区別がどの程度認められているかは明確でない。ちなみに、土地に関する法律行為の登記規則 3.1 条は、土地の使用権譲渡のために、①売買契約書、②譲渡証明書、③土地登記証を必要としている<sup>128</sup>。このうち、登記申請に際して作成される②が、売買契約と区別された物権行為的なものに対応するかどうかについては、さらに調査を要する。

#### (ii) 他人物売買・二重売買

他人物売買が有効かどうかは議論があり、(a)有効説と(b)無効説がある。契約内外債務法 39 条 1 項は、売買契約を「売主が買主に対して財産の所有権を移転する義務を負い、買主が財産を受領し、かつ合意した価格に従って代金を支払う義務を負う」合意と定義しており、売主に所有権移転義務（債務）を負わせるにとどまるが、同条 2 項は「売主は、自己の所有権に属するいかなる財産も販売することができる」としており、無効説の論拠になっている。起草者は、売主が買主に対し、将来所有権を取得して移転すると約束する事例もあるとして有効説をとっていた<sup>129</sup>。

二重売買についても(a)有効説と(b)第二売買無効説が対立している。起草者は有効説に立ち、引渡しまたは登記すべき財産権の移転の場合は登記によって結着が付けられると解釈していた。これに対し、二重売買行為を批判的にみる見解は無効説を主張する<sup>130</sup>。

## 4-6 物権変動の意思主義と形式主義

### (1) ベトナム

ベトナム民法典における所有権移転の要件は、動産の場合は引渡し（ベ民 168 II）、不動産および土地所有権の場合は登記となっている（ベ民 168 I I, 692）。売買、贈与等の

<sup>128</sup> 土地に関する法律行為の登記規則（首相府＝土地管理庁 500 号、2008 年 5 月 9 日）。

<sup>129</sup> 松尾 2012a: 170 頁。ただし、他人物売主（例えば、賃借中の財産の売主）は買主に対し、他人の権利について報告しなければならず、売主がそれを怠った場合、買主は契約を解除し、損害賠償を請求しうる（土地に関する法律行為の登記規則 2.2.1）。

<sup>130</sup> 松尾 2012a: 170 頁。

所有権移転原因に基づく動産の引渡し、または不動産もしくは土地所有権の登記を所有権移転行為（いわゆる物権行為）と解釈することができるのであれば、ベトナム民法典は物権行為の独自性を認めているとみる余地もある。

## （２）カンボジア

カンボジア民法典は、所有権移転の要件について当事者間の合意によって効力を生じると規定し、意思主義を採用している（カ民 133）。ただ、合意による不動産所有権の移転については、形式主義を採用しており、所有権移転の効力要件として登記が要求されている（カ民 134）。

## （３）ラオス

所有権譲渡について、所有権法 28 条 1 項前段は、所有権の取得は財物の引渡しによって発生するとし、引渡主義の原則にみえる。しかし、同項後段で引渡前でも合意すれば取得が可能であるとしており、意思主義を採用しているとも読める。ただし、登記制度のある財物および土地所有権の譲渡は登記を効力要件とする。

なお、無主物等に対する所有権の原始取得に関し、所有権法は土地、その他の天然資源、野生動物等も国家共同体に属するとし（ラ所 4Ⅱ）、個人所有物を除く財物の国家管理の思想に立脚する。したがって、相続人のない遺産（ラ所 35）、所有者がない財物（ラ所 36, 37）、遺失物（ラ所 38, 39）、世話を受けていない動物（ラ所 40）、埋蔵物（ラ所 41）も、無主物の国庫帰属または所有者不明の財物の国家管理を原則とする。

### 4-7 登記制度の整備状況

#### （１）ベトナム

##### （i）土地登記制度

土地使用者、管理のために土地を交付された者に対しては、土地の登記義務が課されているが、住宅等の土地に定着する財産の所有権登記は任意である（ベ土 95Ⅰ）。

登記は土地管理機関の登記部門によって管理され、紙か電子登記による土地管理台帳によって管理される（ベ民 95ⅡⅡ, 96Ⅰ）。

なお、土地所有権や住宅等の土地に定着する財産に対して、登記以外に財産所有権証明書が交付される（ベ土 97~105 ベ住宅 9Ⅰ）。

(ii) ハノイ土地権利登記事務所における登記実務の実態調査

(ア) 調査概要

2015年11月19日(木)15時50分から17時頃まで、ハノイ土地権利登記事務所(中心事務所)に赴いてインタビューと現場調査を行った。ベトナム側の説明は、同事務所の所長(女性)(主な回答者)ほかによって行われた。

(イ) 土地権利登記事務所の概要

本事務所は、ハノイにおける土地権利登記の中心的な登記所であり(登記簿も同事務所に保管されている)、ほかにハノイには28か所の支所(登記申請事務の受付)がある。

(ウ) 土地権利の移転登記の手続

売買等に基づく土地権利の移転には、①売買契約書(公証が必要)4、②土地権利証明書、③申請書(インターネットでダウンロード可能)である。

申請書類(前記①～③)を提出した後、税金に関する機関(税務署)から税金の納付に関する通知が申請者(土地権利の買主等)に対して行われる。申請者は、納税通知に記載された税金を納付し、その領収書を登記所に提出する。その後、土地権利の移転登記が行われ、登記手続が完了する。なお、登記所に対して納付する登録免許税は、30万ドンである。

登記の申請から完了までに要する時間は、税務機関からの納税通知を受領してすぐに税金を支払い、領収書を提出した場合、土地全体の権利の譲渡の場合は約20日間である。土地の一部を譲渡する場合は、[測量等のために]もっと時間がかかる。抵当権の設定の場合は、約3日間である。

土地権利の移転登記が完了した場合、土地権利の証明書が発行される。それについては、申請者の選択に応じ、①新規の土地権利証明書が発行される場合と、②以前の土地権利証明書に新しい名義人を書き加える方法がある。

(エ) 不動産取引の概況

土地権利の設定・譲渡件数は、2014年は、約4万件であった。抵当権の設定登記の申請件数は、1日約50件である。

登記申請に際し、偽造の文書(偽造の土地権利証明書等)が用いられたり、二重の登記申請がされたケースは「存在しない」という回答であった。

(オ) 登記簿の様式について

登記簿には、土地と建物の双方を同一の登記用紙に記載している。登記簿の書式は、ベ

トナム全土で統一様式を用いている。

注目すべきは、コンドミニアム（区分所有建物）の登記であり、各区分所有建物の登記に際し、敷地利用権（土地使用権の共有持分権）の登記の記載がないことである。この点は、区分所有建物には敷地利用権が当然に付着しているという理解のうえで行われているのであれば、土地・建物の同一不動産制に近い構成ということができるが、必ずしも敷地利用権との関係が詰められていない可能性もある。

ちなみに、土地上に建物が存在する場合、土地使用権のみに抵当権を設定したり、建物のみを担保登録することも可能であり（もっとも、そのような抵当権設定または担保登録には時間がかかることである）、その結果、担保権の実行として、土地使用権のみまたは建物所有権のみが売却されて、土地使用権と建物所有権が異なる者に帰属した場合における建物所有者のための土地利用権の有無に関するルールを整備する必要がある。

### (iii) ホーチミン市土地使用権登記事務所における登記実務の実態調査

#### (ア) 調査概要

2015年11月23日（月）13時30分～15時頃まで、ホーチミン市土地使用権登記事務所2階の会議室でインタビュー調査を行った。回答者は、Y1副所長（女性）であり、ほかに土地登記部の副部長Y2氏（女性）、Y3氏（女性）、男性職員1名、NRASTのZ氏（女性）が同席した。

#### (イ) ホーチミン市土地使用権登記事務所の管轄について

同登記事務所は、ホーチミン市の土地登記事務所の中心的事務所であり、ほかにホーチミン市各区に24か所の支所がある。同事務所が所管する職務は、①土地使用権の登記、②土地付着財産（建物等）の登記、③抵当権の登記、④その他の担保取引登記である。

各区の支所では、個人関連の登記申請を受け付けているのに対し、同登記事務所では、①会社等の組織による登記申請、②組織に関連する個人による登記申請を受け付けている。

土地登記に関する帳簿は、その管轄に応じ、当該登記事務所および各支所が保管している。その様式は、かつては統一されていなかったが、2015年7月1日以降は天然資源環境省が全国一律の統合的な情報管理のために、統一化した。

また、登記手続のコンピュータ化およびデジタル化は、2015年7月1日以降の取引から行われている。また、古い記録についても、同時並行でデータベース化が進んでいる。もっとも、法律改正があった部分については修正が必要であり、そのためのソフトウェアの修正が行われている。ホーチミン市土地使用権登記事務所は天然資源環境省が改訂した

ソフトの最新版を用いているが、他の地域ではまだ最新版になっていない。

#### (ウ) 登記申請の状況

ホーチミン市における土地権利関連の登記申請件数はかなり多い。当該登記事務所に限定していえば、2015年1月～10月において、7,000以上の登記申請があった。土地取引証明書の発行申請（組織によるもの）は7,000件を超えている。組織による土地権利の変動登記の申請は7264件、同じく抵当権設定登記申請は8648件であった。個人による土地権利証明書の発行申請は39556件であり、土地権利の変動登記申請は203930件、個人による抵当権設定登記申請は192498件であった。

#### (エ) 土地登記簿の仕組み

土地登記簿は、土地資源環境省の命じた43号議定書61条に従い、その手続と期間制限の枠内で実施されている。土地権利証明書の記載内容としては、地籍情報、土地に付着している建物等の財産（財産の内容、関連数値、図面等）に関する情報等（数値および図面）が登記されている。

#### (オ) 登記手続について

売買契約に基づく土地権利の移転登記手続は、次のような手順で行われる。

①土地登記事務所での申請。売買契約に基づく土地権利移転の登記手続に必要な書類は、①売買契約書（公証済）、②土地権利証明書である（ハノイ土地権利登記事務所では、①、②に加え、③申請書（ダウンロード可能）が必要とされていた）。登記完了後、申請者の選択に従い、既存の土地権利証明書をアップデートするか、新規の土地権利証明書を発行する。

②土地登記事務所から税務署に必要な情報を送り、納付すべき税金が算定され、税務署から土地権利移転登記手続の申請者に納付通知が送付される。

③申請者が納付すべき税金を納付し、領収証を受領する。

④申請者が領収書を土地権利登記事務所へ提出し、それと引き換えに権利証を受領する。

以上のうち、①～②に約5日間、③～④に約5日間かかる。したがって、②～③において申請者が納付すべき税金を直ちに支払えば、土地の付着財産（建物等）、その他について法令違反がない限り、移転登記の申請から土地権利証明書の発行までにかかる日数は、約10日間である。

納付すべき税金の算定は、権利の移転対象となる土地の場所、種類等に応じ、税務署



の審査に従い、決定される。税務署は、当該土地が道路に接しているか、裏通りに面しているか等を審査する。その結果、土地価格 10 億ドンまでは税金 5 万ドン、土地価格 10 億ドン～50 億ドンは税金 10 万ドン、土地価格 50 億ドン～100 億ドンは税金 210 万ドン、土地価格 100 億ドン超は税金 310 万ドンとなっている。

なお、登記所に支払われる登録免許税は、土地所有権の移転登記手続のみの場合は 2 万ドン、付着財産がある場合は 5 万ドンである。

#### (カ) 地図情報の更新

登記手続に関して、登記所の職務の観点から見て重要なのは、地図情報の更新である。現在、地図に関しては、①1975 年地図、②299 図面、③02 図面があり、これらの間に不整合があれば、現地を調査して、地図情報を更新している。土地はあまりずれていないが、建物等の土地の付着財産は往々にして少なからず変動しており、それを土地所有権証明書にも反映する必要がある。その際、違反建築がある場合は、建設省の検査団に通告し、その判断に従って対応する。違反の程度が軽微で、付着財産がそのまま存続しても差し支えないものと判断された場合は、そのまま登記手続を進める。そうでない場合は、取壊しとなる〔登記簿にもその旨が反映される〕。

建設法、土地法の改正により、2008 年以降は、取壊しもありうる。

地図の最新データはデジタル化し、修正はコンピュータで行うことにより、土地の権利証を速やかに発行することができるようになった〔まだ全国には普及していない〕。

#### (キ) 権利証の偽造等

土地所有権証明書の偽造等による違法な登記申請は存在する。権利証の色やサインに怪しい点があつて発覚し、警察に通報した。権利証はバーコードで管理されており、違法な申請に基づく虚偽の登記が行われる前に発覚したため、不実の登記が行われて登記名義に基づいて第三者が権利を承継または設定するといった事態は生じていないようである。

#### (ク) 登記所が直面する課題について

登記申請があつた場合、1 つの書類についての処理期間が定められている。例えば、抵当権の設定登記は 3 日以内である。しかし、〔大規模なコンドミニアム（区分所有建物等）等の開発プロジェクト地域に関わる登記申請の場合、1 回の申請で 500 件～1000 件の登記が申請されることもある。その場合、残業したり、土・日出勤して対応しているが、支払は十分にされていない。何より、規定通りに登記を完了できないことに対して残念に感じている。〕

また、土地所有権の移転の申請があった土地の付着財産について、従前の状態とは異なる変化があった場合は、登記手続は申請後 20 日以内と規定されている。しかし、住宅法、土地法等の規定に従い、関連部門への照会（例えば、合法性について建設局に、その他の事項に関して管轄部門に等）をしていると、1つの関連部門への照会で約 5 日以上を要し、場合によっては1か月経っても返信がない場合もある。にもかかわらず、全ての手続が ISO で管理されており、この事務手続に関する期間制限に従わないと警告が発せられる。調査の結果、合法的な登記かどうかを判明しない場合、登記所の管理局（総局）は申請者に書類を返却しなければならない。それは仕方のないこととはいえ、登記所（の職員）としては不本意な結果であると感じている。

## （2）カンボジア

### （i）不動産登記制度の整備

不動産登記制度は整備されている。物権の登記・変更・抹消について定めた「民事関連の不動産登記手続に関する共同省令（以下民事不動産登記共同省令）」と民事訴訟法上の執行手続等と登記実務について定めた「カンボジア王国民事訴訟法適用に関する不動産登記共同省令」がある。

物権の登記を管轄する官庁は国土省である。ただし、国土省が全ての登記事務手続を管轄しているわけではなく、契約の解除の登記や予告登記は経済財政省（MEF）の省令によって管理されている<sup>131</sup>。登記申請の受付管轄機関は不動産が所在する首都（capital）、州（province）の地籍管理所および市（municipal）、群（district）、区（kan）の地籍管理所である（民事不動産登記共同省令 5 I 第 1 文）。ただ、実際に登記手続を行う登記管轄機関は首都、州の地籍管理所である（民事不動産登記共同省令 5 II）。そのため、受付管轄機関である市等の地籍管理所は、登記申請書を不動産が所在する登記管轄機関に送付しなければならない（民事不動産登記共同省令 5 I 第 3 文）。

前述した通り、カンボジアでは**土地と建物は一体扱い**のため、土地登記簿に登記がされる（民事不動産登記共同省令 89 I）。ただ、建物だけの登記も存在する。これはカンボジアの不動産所有制度の沿革に起因している。1989 年、政府はまず建物の所を認めたため、建物の登記から登記制度が進んでいった。現在存在する建物登記はかつての名残である。建物登記がある土地について登記がされた場合、建物は土地の登記に含まれ、建物登

---

<sup>131</sup> 2015 年 12 月 24 日に国土省で行った同省外国人アドバイザー W 氏とのインタビューによる。

記を閉鎖される<sup>132</sup>。

なお、区分所有建物の場合、前述した通り、専有部分登記簿 (register of private units of co-owned building) が作成される。建物全体の面積を占める専有部分の大きさが専有部分の所有権として登記される (区分所有建物の管理と使用に関する政令 18)。コンドミニウムの登記がされると、逆に土地の登記が閉鎖されるようである<sup>133</sup>。

カンボジアの登記状況は進んでいるようである。プノンペン市内全体の約 50%の土地が 2015 年時点で登記されているようである<sup>134</sup>。権利証の発行件数は 2012 年 7 月～2015 年 9 月末時点で、約 345 万枚の権利証 (システムティック登記に基づくもの約 285 万件、スポラディック登記に基づくもの約 60 万 7000 件) が発行されている<sup>135</sup>。登記の事務処理手続期間は短縮されている。職員発案した登記手続に必要なスタンプを作成し、そこに必要事項を書き込む方式を採用したことが大きく影響しているようである<sup>136</sup>。2016 年度の目標は全体の約 60%の土地の登記を完了することであり、国土省としては 2018 年までに全ての土地の登記を完了したいという意向をもっている<sup>137</sup>。

登記の閲覧と証明書の発行は民事不動産登記共同省令上、認められている (138, 139)。証明書の発行申請の場合、申請書を受領後、登記官は申請人に対して遅滞なく 3 日以内に証明書を発行しなければならないと規定している (民事不動産登記共同省令 139IV)。しかし、実際は時間がかかっているようである。登記事項証明書が全て手書きで発行されること、発行前に上の事務局から一件ごとに許可を受ける必要があること、職員も登記手続をまず優先すべきであるという認識をもっていることが理由として挙げられた<sup>138</sup>。

登記の閲覧についても同様の問題が指摘された。ドイツの GIZ の支援によってオンライン化のシステム自体は導入されているが、不要な情報を削る必要があり、実際の閲覧はま

---

<sup>132</sup> 2015 年 12 月 24 日に国土省で行った同省外国人アドバイザー W 氏とのインタビューによる。

<sup>133</sup> 同前。

<sup>134</sup> 同前。

<sup>135</sup> インタビュー調査後における国土省外国人アドバイザー W 氏からの追補情報による。もっとも、2014 年 12 月時点における 2012 年 7 月からの権利証発行件数はこれより多かった (約 380 万件) ことから、W 氏から国土省側にどのような経緯が質問したが、不明であるとの回答であった。

<sup>136</sup> 2015 年 12 月 24 日に国土省で行った同省外国人アドバイザー W 氏とのインタビューによる。

<sup>137</sup> 同前。

<sup>138</sup> 2015 年 12 月 24 日に国土省で行った同省外国人アドバイザー W 氏とのインタビューによる。

だ実現されていないようである<sup>139</sup>。

(ii) 不動産登記の実務——国土省でのインタビュー調査から

(ア) 調査概要

2015年12月24日(木)15時30分から16時30分まで、国土省でインタビュー調査が行われた。国土省側の説明および質問への回答は、同省外国人アドバイザーW氏が行った。

(イ) カンボジアにおける不動産登記制度(その①)——直面する課題

現在、契約の解除の登記を抹消登記と扱うか、移転登記として扱うかについて、国土省と経済財政省の間で議論が起きている。問題の背景には税金や手数料の取扱いがある。契約の解除をどう理論構成するかにより、実務上の取扱いも変わってくるが、少なくとも司法省と国土省は合意解除の場合にだけ、税金をかける方向で一致しているようである。ただ、この点について経済財政省側の見解は不透明である。このような問題の解決のためにも、この点に関する省令の規定を法律(不動産登記法)に格上げする必要がある、法律化することで、省令それ自体も変わっていくとの見解が示された。今後、相続に関わる登記事務手続(特に添付書類)が問題になるのではないかという見解が示された。

(ウ) カンボジアにおける不動産登記制度(その②)——移転登記について

2015年現在でも、権利証だけのやりとりが多く、半分以上は移転登記がされていないという問題がある。所有者A(登記済み)からB→C→Dと所有権の移転がされたが、A→B、B→Cの間で移転登記がなされていないため、Dが登記できないという、中間省略登記が絡む問題も現れてきているようである。ようやく初期登記が進んできた段階である。

(エ) カンボジアにおける不動産登記制度(その③)——判決の執行と登記

判決書に基づいて登記できないという問題が起きている。本来ならば、給付判決によるべきところ、裁判所が全て確認判決で行っていることが問題の背景にある。そのため、形式的審査権しか持たない登記官は確認判決では登記しようがないようである。判決に基づく登記がなされないため、裁判所が登記官を刑法に基づいて呼び出すこともある。登記官は法律および省令に従ってやっている以上、登記することはできないと表明し、対応しているようである。しかし、地方では確認判決にもかかわらず、裁判官に脅されて執行しているケースも起きている。将来的には予防が不可欠であり、そのためには司法省と国土省の連携が必要との見解が示された。

---

<sup>139</sup> 同前。

(オ) その他

国土省が関わる関連法令として建設法や都市計画法が立法される予定である。建設法には建築契約というチャプターがあり民法典や民事訴訟法と関連する条文があるため齟齬がないように注意する必要があるとの見解が示された。

(カ) 小括

初期登記は事務処理手続の効率化によってかなり進んでいるとの感触を得た。その一方で、①移転登記は進んでいないこと、②後順位抵当権の設定が事実上不可能な実務運用がされていること、③トンレ・サップ湖をめぐる問題（4-1（2）（ii）参照）に見られるように、所有権の保護それ自体に関わる課題があることが分かった。また、④裁判実務と登記実務の乖離があることも確認した。

(3) ラオス

(i) 天然資源環境省ボリカムサイ県土地登記事務所における登記実務の実態調査

ラオスにおける土地登記の現状については、2015年8月、ラオス中南部にあるボリカムサイ県土地登記所で行った現地調査から、現状の一端を窺うことができる<sup>140</sup>。

ボリカムサイ県における土地登記は、天然資源環境省ボリカムサイ県事務所が管理している。同事務所の土地管理課におけるインタビュー調査によれば、天然資源環境省ボリカムサイ県事務所・土地管理課は、県内全ての土地を管轄している。本土地管理課の下に、各郡（District）内に土地管理部門があり、地図情報を提供している。しかし、土地登記簿それ自体は、全てが本土地管理課にあり、郡（District）の事務所には徴税のため詳細な地図があるにとどまる。

本土地管理課には、①登記および評価、②測量、③国有地管理、④コンセッション、⑤調停の5つのセクターがある。

(ii) 土地登記簿の作成方法について

初めて行われる土地登記簿の作成には、2つの方法がある。

(ア) 第1に、個々の所有者の申請による方法である<sup>141</sup>。所有者は、①まず、申請書のフォームに必要事項を記載しなければならない。その際、同フォームには村長および隣家

---

<sup>140</sup> Natural resource and Environment Department (Land office), Bolicamxay Prefecture. 日時：2015年8月25日（火）8:30～10:40。場所：天然資源環境省・ボリカムサイ県事務所。インタビューの相手方は、土地登記課課員2名（P1, P2）。SWGメンバーからはA1, A2。日本側参加者は専門家B, 通訳C, 松尾であった。

<sup>141</sup> これは、カンボジア法でいう「スボラディック登記」に該当する。

の署名が必要である。さらに、農地であれば農業局の証明書が必要であり、宅地または商業地であれば都市計画局の証明書が必要である。②つぎに、土地所有権の証拠の提示が必要である。③所有者からの申請後、土地を調査して所有権を確認する。調査では隣家から署名をとり、別の証明証を発効する。この調査には本土土地管理課、郡 (District)、村長、所有者、隣家等が参加する。本土土地管理課職員の費用は、本事務所が負担する。一方、所有者はフォーム (代金 15,000Kip) と測量代を負担する。測量代は宅地で約 500,000Kip 程度、農地で約 800,000~900,000Kip 程度である。農地の方が売買単価は安いですが、面積は広いからである。

(イ) 第 2 に、本事務所のイニシアティブで登記を行う方法がある。ある村で多くの家族が土地の登記を望むのであれば、その村の登記作成を行うことになる。この場合、最初に基礎調査を行う。その際、家族数、経済状況、既に登記している土地の筆数等を調査する。その約 5 日後にチーム編成を行う。まず、村人のトレーニングをする。それには村長、老人、女性同盟等の代表、当課職員等が参加する。つぎに、大会議を開く。それには全家族 (全ての土地の所有者) を呼び出す。そこで制度の周知を行う。例えば、婚姻財産とは何か等である。この会議には郡長 (District Governor)、副郡長、当課職員等が参加する。

さらに次の段階として、10~20 家族を対象にした小会議を行う。これが重要である。その際には土地登記とは何かといったことを説明する。

その後、家族毎に、通常は 3 家族程度一緒にして、測量を実施する。

大会議も小会議も当該登記の対象となっている村で行う。

收拾されたデータは、郡 (District) の土地管理部門に提出され、同部門が次のステップを行う

登記簿整備状況についてみると、既に県内 7 郡中 6 郡で前記 (イ) の方法による登記が着手されているが、6 郡何れもまだ完了していない。現時点では、63,621 筆 (県内の全土地筆数。調査による) 中、34,934 筆の土地について登記済みである。**登記率は約 50%強である**。したがって、県内全ての土地について村や郡による証明証が発行されている訳ではなく、単に所有者と称する者が占有しているだけで、何の根拠書類もない場合もある。最終的には、2020 年に全土地について登記簿を整備することを目標にしている。

どの村を優先的に前記 (イ) の方法による登記整備事業の対象とするかは、人々の要請の強い村を優先している。例えば、多くの土地を担保に提供して利用していたりする場合である。

ちなみに、かつては、村人が（郡や村が発行する）土地証明証を貸主（債権者）に預け、これを担保にしてお金を借りていた。本土地管理課では、それを登録していた。しかし司法局（県レベルの組織）から、それはしてはならないと禁止され、行わないことにした。当時は1つの土地につき、証明書が2通発行される等の問題が生じていたからである。郡は容易に証明証を発効することができる。その際には、詳細かつ正確な地図がなかった。

### (iii) 土地（使用权）の移転登記について

土地（使用权）の移転登記に必要な書類は、つぎのとおりである。すなわち、①申請書、②契約書、③譲渡人と譲受人の関係証明書、④土地所有の経緯を証明する書類（どのようにして所有者になったのかについての証明書）、⑤譲渡人および譲受人両方の家族登録ならびにID、⑥土地登記証（バイターディン）またはその証明証である。

このうち、③については、もし無関係であれば、同証明書フォームに「無関係」と記載することで足りる。この情報は税金に関係する。例えば、近親間の移転であれば税金は0.2%となるが、無関係であればより高い税率が適用される等の取扱いがあるためである。

土地使用権の移転登記には、通常1週間から20日間くらいかかっている。ちなみに、15日以内に終わらせるというガイドラインないし規則(Regulation)がある。

土地（使用权）の移転の形式をとっているが、実質的に土地担保であることも予想される（例えば、代物弁済の予約を原因とする土地使用権の移転登記）が、本土地管理課では、所有権移転の理由を詳細に確認している。その結果、本来は担保目的であるにもかかわらず、権利移転の形式をとっている場合には、全件について両当事者を呼び出し、両者の面前で意思を確認して記録をとっている。もし呼出に応じなければ、移転登記はしないことにしている。村長の土地取引証明証を完全には信用していない。

そして、もしも実質は担保であるのに、移転登記を求められている状況であれば、とりわけ、土地の価値に比して少額の金銭の消費貸借のために、土地の権利自体を債権者に移転しようとしていることが判明した場合には、本土地管理課としては、裁判所で訴訟をした方がよいであろうと助言している。

土地登記簿（権利証のコピーを保管している）の閲覧は、誰でもできるし、謄写も可能である。

土地登記簿は、フォームに手作業で記載したものであり、電子媒体への記録にはなっておらず、オンラインでの情報提供もされていない。

当事者のために土地登記手続を代理する専門家（日本での司法書士等）は、ラオスには

いない。事情により、時折親戚が代理人となることがあるにとどまる。

土地所有権の移転登記は、譲渡人のみで申請することもできる。とくに重要なのは、権利を失うことになる譲渡人である。

#### (v) 土地紛争と土地登記所の役割について

本事務所では、土地紛争に対する調停も行っている。

土地紛争の原因としては、①遠隔地にある未開地の住民の無知による争い、②相続等がある。②の内容としては、例えば、父親が土地をこのように分割しろと指示して死亡したが、書面がなく、口頭の指示であったため、証拠がなく、争いとなる等である。

また、不正取引の申請も存在した。例えば、かつて土地証明証（バイヤンユン。村等で発行されるもの）を持参して、登記証（バイターディン）の発行申請をした者があった。本事務所では、警察に通報すること等はしなかったが、その者が申請に来る度に、それが間違った行為であること、刑法にも記載されていること等を教え、後は相手にしなかった。何度か来たが、相手にされないのその後には来なくなった。

以上のように、土地登記事務所は、単に土地登記の事務的管理のみならず、土地紛争の解決と回避のための紛争解決・予防機能を果たしていることが看過されえない。

## 4-8 善意者保護の方法

### (1) ベトナム

善意の第三者が動産を占有する場合、日本の即時取得に相当する規定はない。所有者は無償契約によって動産を占有する場合、有償契約であっても盗難、紛失またはその他所有者の意思に反して占有される場合には動産の返還請求することができる（ベ民 257）。反対に、善意の取得者が占有者から売買等の有償行為によって動産を占有した場合で、かつ占有者がその動産を賃貸または寄託により、所有者の意思に基づいて占有していたときは、取得者は返還義務を免れる。その限りで、実質的には即時取得に近い第三者保護が図られているものと解される。同規定は 1995 年民法には存在せず、2005 年民法で新たに加えられたものであり、善意の取得者の保護および取引安全の確保の要請に応えたもの、またはその必要性を配慮したものと推測される。ただ、返還義務を免れるだけであって、所有権を取得するのかどうかまでは明らかでない。実際に本条を適用した事例がどの程度現れているかについて、調査を要する。

さらに、登記を要する動産および不動産については、たとえ占善意の占有者に対しても、



所有物の返還を請求することができる（ベ民 258）。所有権者の保護の色が強い。

## （2）カンボジア

カンボジア民法典 193 条は日本民法の即時取得に相当する規定である。有効な所有権譲渡契約により善意無過失で動産の占有の移転を受けた者は、譲渡人に所有権がなかったとしてもその動産の所有権を取得することができる（カ民 193 本文）。しかし、譲渡人が直接占有を継続している場合は含まれない（カ民 193 但書）。日本での、「占有改定による即時取得を認めるか」という議論を反映し、占有改定による即時取得を否定した条文となっている。善意者の保護が図られていると評価できる。また日本民法と同様に、動産が盗品・遺失物だった場合、被害者等に対して 2 年間の返還請求権を認めている（カ民 194）。善意者と被害者等との間の利益調整も図られている。

## （3）ラオス

現行ラオス法は、所有者の保護と第三者の保護ないし取引安全の確保との調整が問題になる場面では、基本的に所有者の保護に相対的ウェイトを置いているようにみえる。すなわち、善意取得者の保護制度として、動産についても即時取得は認めていない。また、土地の取引および登記システムとしてオーストラリア諸州のトレンズ・システムの影響を受けながらも、トレンズ・システムが採用する土地登記の覆滅不可能性(*indefeasibility*)ないし公信力は認めていない<sup>142</sup>。

しかし、他人物の善意・無過失の取得者（受贈者、相続人を除く）に対し、所有者が所有権に基づいて返還請求する際に、価額弁償義務を課すことを通じて、善意取得者を保護している。その根拠規定として、①所有者は「財物の価額に応じて」占有者に補償すべきとする所有権法 58 条と、②所有者は善意の買主に「購入者が支払った代金」を償還すべきとする契約内外債務法 42 条がある。特に売買に関する後者は前者の特別法とみることもできる。しかし、価額弁償額が財物の返還請求時の現在価格を基準とすべきか、財物取得時の代価を基準とすべきか、議論がある。実務では、基本的に取得者が財物の取得時に前主に支払った代価を弁償すべきとの見解がとられているようである<sup>143</sup>。

---

<sup>142</sup> 土地に関する法律行為の登記規則 8.1 は「土地登記台帳にある情報と土地登記管理制度の他の要素に記録された情報に食い違いがある場合、土地登記台帳にある情報が正しいものとみなす。ただし、他の事実を証明する反対証拠がある場合を除く」とする。

<sup>143</sup> 複数の裁判官に対するインタビュー調査による。

#### 4-9 用益物権の種類と機能

##### (1) ベトナム

ベトナム民法典には、用益物権の規定はないが、それに相当する権利として土地使用权がある（ベ民 688~735）<sup>144</sup>。

##### (2) カンボジア

カンボジア民法典 132 条 3 項は用益物権として (i) 永借権, (ii) 用益権, (iii) 使用権・居住権, (iv) 地役権を規定する。以下、各権利について概説する。

##### (i) 永借権

カンボジアの不動産賃貸借契約は、期限の定めのない賃貸借契約と、期限の定めのある賃貸借契約に分けられる。そして、期限の定めがある場合、その期間は 15 年以下の短期賃貸借契約か 15 年以上の長期賃貸借契約にさらに分けられる（カ土地法 106 II）。永借権は 15 年以上の長期賃借権で、かつ書面により契約されたものについて成立する（カ民 244, 245 I）。書面によらない永借権設定契約は期間の定めのない賃貸借とみなされ、当事者の一方は解約の申入れ（カ民 615）の規定に従って、終了させることができる（カ民 245 II）。

登記された永借権は第三者に対して対抗することができる（カ民 246 I）。賃借権の物権化を認めることで、賃借人を保護しようという姿勢である。登記された永借権者は目的物たる不動産が譲渡された場合であっても、新たな譲受人に対して永借権を主張することができる（カ民 246 II）。永借権は土地登記簿および永借権登記簿に登記される（民事不動産登記共同省令 94）。

もっとも、永借権が登記を欠くとしても、15 年以上の長期の賃貸借契約として賃借人を保護する必要がある。そのため、登記のない永借権であっても 15 年間は、不動産の対抗要件の規定に基づいて保護される（カ民 246 III, 598 I）。不動産の永借人は永借権の対象となる不動産の占有の使用・収益を継続することによって、それ以降に不動産を取得した譲受人に対して永借権を主張することができる（カ民 598 I）。

永借権の設定期間の上限は 50 年である。50 年を超えて設定した場合、50 年に短縮され

---

<sup>144</sup> 多彩な集団所有形態が認められるベトナムでは、例えば、住民共同体が土地使用权を有することによって、入会権のような権利が実質的に存在するかどうか、調査の余地がある。

る（カ民 247 I）。ただし、カンボジア民法典制定前にできた 2001 年土地法には、長期賃貸借契約の期間制限はない（カ土地 106 II）。そのため、50 年を超える長期賃貸借契約も存在する。民法典制定前に締結された 50 年を超える長期賃貸借契約に民法 247 条 1 項を適用した場合、不都合が生じる。これを回避するために、カンボジア民法適用法 41 条は民法典が適用される前に 2001 年土地法に基づいて設定された長期賃借権のうち、50 年を超えるものについては民法 247 条 1 項の規定にかかわらず、約定された期間の存続を認めることにした。ただし、最長でも 99 年に制限されている（カ民法適用法 41 但書き）。

永借権は自由に処分が認められており、相続の対象にもなる。さらに、賃貸人の承諾なく転貸することもできる（カ民 252）。賃貸人の承諾がなければ、転貸することができない賃借権との大きな違いである（カ民 608）。

永借権は物権であるため、物権的請求権が認められている（カ民 253）。

#### （ii）用益権

用益権は「用益権者の生存期間を最長期間として、他人の不動産を使用および収益することができる権利」と定義される（カ民 256 I）。用益権者には使用収益権が認められる（カ民 256 II）。用益権の設定契約は当事者の合意のみで成立する（カ民 257 I, 258）。

登記された用益権は第三者に対して対抗することができる（カ民 259）。用益権は土地登記簿および用益権登記簿に登記される（民事不動産登記共同省令 100）。

用益権者に対しても、物権的請求権が認められている（カ民 265）。

#### （iii）使用権および居住権

カンボジアに独特な用益物権として、使用権と居住権がある。

使用権は使用権者およびその家族の需要の限度で、不動産の果実を収受する権利と定義される（カ民 274 I）。居住権は居住権者およびその家族の居住に必要な範囲で、建物の一部を占有する権利と定義される（カ民 274 II）。

使用権と用益権の違いは、果実の収受権の範囲が使用権の場合「使用者およびその家族の需要の限度」という一部に限定されている点である。

居住権の成立が想定される具体例としては、夫婦の家に両親が同居している場合や家に孤児などが同居している場合が考えられる。賃借権と居住権の違いは賃借権が使用・収益を目的としているのに対して（カ民 596）、居住権はあくまでも居住者およびその家族に建物の一部について占有を認める権利にすぎない点（カ民 274）である。また、使用権および居住権の処分は禁止されており、また権利の目的となった不動産を賃貸に供することが

できない点（カ民 280）でも、用益権や永借権、賃借権と異なっている。

使用権および居住権は当事者の合意または法律の規定によって生じる（カ民 275）。要式性は要求されていない（カ民 276 I）。なお、使用権および居住権の設定後、家族が増えたとしても、権利は存続する（カ民 279）。

使用権および居住権の第三者に対する対抗要件は登記ではなく、現実に使用または居住していることである（カ民 277）。使用権者および居住権者も、所有者が有するのと同様の物権的請求権が認められる（カ民 281）。

#### （iv）地役権

地役権は地役権設定契約で定められた目的に従って、他人の土地を自己の土地の便益のために供する権利である（カ民 285 I 本文）。地役権は合意のみで契約することができ、要式契約ではない（カ民 286）。登記した地役権は第三者に対抗することができ、承役地の譲受人に対しても地役権を主張することができる（カ民 287）。地役権は承役地の土地登記簿および要役地の土地登記簿に登録される（民事不動産登記共同省令 105）。地役権者には物権的請求権が認められている（カ民 294）。

### （3）ラオス

ラオス現行法は、用益物権については規定していない<sup>145</sup>。

現時点では、地役権的な機能を営む制度として、所有権法の中に、相隣関係に関する規定を置くに止めている。例えば、袋地の使用権者による囲繞地通行権（ラ所 49 I）、排水溝の敷設権（ラ所 50）等である。

ちなみに、ラオス国民は、土地の使用権とは別に、30年を超えない範囲で、国家から土地を賃借することができ、この存続期間は事案に応じて延長可能である（ラ土 13 I）。賃借期間の決定に際しては、土地の使用を求める事業運営の特徴および規模が考慮される（ラ土 13 II）。この権利がどのような性質をもつものか、いわゆる物権的な性質をもちうるか、検討の余地がある。この権利は、その存続期間の範囲内で、ラオス国民間で譲渡可能である。その際には、国家の許可ないし同意は必要とされておらず、村または公証人役場で認証され、土地が所在する地域または市町村当局における登記されることが求められている（ラ土 13 III）。この土地利用権が譲渡性をもつ点では、物権的性質を見出しうる。

---

<sup>145</sup> ラオス民法典草案では、地役権（ラ民草 370～378/1）および地上権（ラ民草 379～389/1）の導入を検討している。

#### 4-10 土地法の規定内容

##### (1) ベトナム

##### (i) 土地法の概要

土地法は、土地所有制度、全人民所有の土地を統一管理するに当たっての国家の権限ならびに責務、土地管理・使用制度、土地使用者の権限および義務を規定した法律である（ベ土 1）。ここでは、土地に対する国家の権限と管理、土地の使用権限の特徴について確認する。

##### (ii) 土地の国家管理

国家の責務は、所有者の代表として、全人民に属する土地を統一管理し、土地使用権者に対して土地使用権を交付することである（ベ土 4）。土地の所有者代表は、①土地使用企画、土地使用計画の決定、②土地使用目的の決定、③土地使用の限度、土地使用期間の規定、④土地の回収・収用の決定、⑤土地価格の決定、⑥土地使用者への土地使用権の交付決定、⑦土地に関する財政政策の決定、⑧土地使用者の権限及び義務を規定する権限を有する（ベ土 13）。

国会は、①土地関連法令・議決の発出権限、②国家級土地使用企画・計画の決定権限、③全国の土地の管理および使用に対する最高監察権を有する（ベ土 21 I）。

各級人民評議会は、①地方の土地使用企画・計画の承認権、②土地価格表、土地回収の承認権、③地方における土地関連法令の施行について監察権を有している（ベ土 21 II）。

なお、政府、各級の人民委員会が土地所有者の代表権限を有する（ベ土 21 III）。

土地に関して管理責任を負う機関は、政府と各級の人民委員会である。政府は全国の土地について、各級の人民委員会は地方の土地について、国家管理責任を負う（ベ土 23 I, III）。なお、国家統一管理について政府に対し責任を負う省・省級機関は資源環境省である（ベ土 23 II）。

国家管理の具体的内容については、土地法 22 条が規定する。具体的には、①土地の管理・使用に関する法律文書の発行・施行（ベ土 22 I）、②土地の交付・賃貸・回収・使用目的変更の管理（ベ土 22 V）、③土地回収時の賠償・援助・再定住の管理（22 VI）、④土地の登記、土地管理台帳の作成・管理、⑤土地使用権、土地に定着する住宅・その他の財産の所有権証明書（以下財産証明書）の交付（ベ土 22 VII）、⑥土地関連法令の普及・教育（ベ土 22 XIII）、⑦土地に関する紛争等の解決（ベ土 22 XIV）等である。

国家は土地使用者に対し、①土地使用権の保護、②財産所有権証明書の交付などの責務

を負う（ベ土 26 I, II）。

(iii) 土地の回収・徴用

国家は、国防・安寧の目的、国家利益・公益を目指す経済・社会発展のために、土地の回収・徴用をすることができる（ベ土 61～72）。土地の回収は土地使用者の交付された者に対して土地使用者の回収決定をした場合、または土地関連法違反に違反した土地使用者から土地の回収決定をした場合になされる（ベ土 3XI, XII）。この場合は、土地使用者に対して損失補償・援助・再居住の支援をしなければならない（ベ土 26III, 74～94）。

土地を回収する場合の損失補償は、土地法 75 条が規定する補償条件を満たした土地使用者に対して行われる（ベ土 74 I）。損失補償は、原則として回収される土地と同一種類の土地の交付による。補償用地がない場合は、価格補償となる（ベ土 74 II）。土地に定着する財産（例えば、植木や動物）が損害を受ける場合や移動費用がかかる場合は、それらについても賠償される（ベ土 88～91）。

土地法 83 条は、補償に加えて援助を検討するものと規定する。援助は客観性・公平性・適時性・公開性を確保し、法令の規定を遵守して行うものとする。援助の具体的内容は、①生活および生産の安定化、②職業訓練、転職（occupation change）および求職支援、③再定住等である（ベ土 83 II, 84～87）。

なお、国家による損失補償がされない土地の回収がある（ベ土 82, 92）。損失補償がされない場合としては、①土地使用料を収納しない形で国家から土地を交付されている場合（ベ土 82 I, 76 I a）②土地使用料を収納する形で組織が土地を交付されているが、土地使用料が免除されている場合（ベ土 82 I, 76 I b）、③国家から土地を賃貸されているが、賃料が免除されている土地（ベ土 82 I, 76 I c）、④国から管理のために交付された土地（ベ土 82 II）、⑤土地関連法令に違反を理由に回収される場合（ベ土 82 III, 64）、⑥土地使用の終了、随意による土地の返還、人命の危機があるため土地回収がされる場合（ベ土 82 III, 65 I a～d）、⑦財産所有権証明書の交付条件が満たされていない場合（ベ土 82 IV）等である。条件を満たしていないことを理由に国家による損失賠償がされない場合を除いて、損失補償がされない理由としては、①被土地回収者に経済的不利益が小さい点（ベ土 82 I・II・III の 65 I a～d に基づく場合）、②被土地回収者が不利益を甘受すべき点にあると考えられる（ベ土 82 III, 64 に基づく場合）<sup>146</sup>。

---

<sup>146</sup> 今後の調査項目（課題）として、土地回収において賠償されない場合の理由、土地回収は頻繁に起こっているか、回収が行われた場合に援助は実際に「検討」されているか、財産証明書は土地使用者や土地に定着する財産の所有者にあまねく交付されているか、「本

なお、①土地法 64 条 1 項 a・b・d・d・e・i および 65 条 1 項 b・d のいずれかに当たる場合、②土地に定着する財産が違法に作られた場合、または土地回収通知書が出された後に作られた場合、③使用されていない技術・社会インフラ工事等の場合、土地に定着する財産の補償は行われぬ（べ土 92）。

土地の徴用は土地法 72 条に規定されている。徴用は国防または安寧目的のために「本当に必要な場合」または戦争やそれに準ずる緊急事態もしくは災害防止の場合に限り行われる（べ土 72 I）。国防または安寧目的のための土地回収もあるが（べ土 61）、「本当に必要な場合」であること、戦争や災害という緊急事態に限定されており厳格化されているという違いがある。その他の違いとしては、徴用は徴用期間を 30 日以内に設定しており、徴用期間が終了すると土地が被徴用者に返還される点が挙げられる（べ土 72IV, VI）。

#### (iv) 土地の使用制度

##### (ア) 土地の使用期間

土地の種類に応じて、使用期間は変わる。土地法 125 条各号に列記されている①家族世帯・個人が使用する居住地（べ土 125 I）や、②131 条 3 項に規定されている a) 各民族の風俗・習慣に付く民族的なアイデンティティを保存するために国家が住民共同体に土地を交付し、土地使用权を公認し、b) 交付された土地を保護する責任を負い、他の使用目的に変更せず、農業生産および水産物養殖の目的と結合し土地を使用できる住民共同体が使用する農地（べ土 125 II）等については、長期的・安定的に使用できる土地とされている。

他方、土地法 126 条に規定される土地は、期限付き使用される土地である。これらの土地は使用期間が満了すると、延長されない限り、返還しなければならない。使用期間は使用目的や使用主体によって変わる。例えば、農業を直接生産する家族世帯、個人に対する農地の交付・土地使用权の公認期間は 50 年であり、50 年を超えることはできない（べ民 126 I）。なお、需要があれば土地賃貸の継続も検討される。他方、組織に対する農業目的の土地交付・賃貸期間は投資案件等に基づいて検討され、その期間は 50 年を超えてはならない（べ民 126 II）。このように期限付き土地使用の場合には、土地使用期間が案件ごとに決まる点に特色がある。この場合も、需要があれば土地使用期間の延長も検討されるが、50 年を超えてはならないものとされる<sup>147</sup>。

---

当に必要な場合」の解釈等がある。

<sup>147</sup> 長期的・安定的というのはどの程度の期間か、土地使用期間の延長について、家族世帯や個人に対する農地の使用权の場合、50 年賃貸期間があり、50 年を超えてはならないとするが、延長される場合、例えば 50 年経った後、さらに延長できるという意味か、そ

## (イ) 土地使用者の権利・義務

土地使用者に共通の権利については、土地法 166 条が規定する。具体的には、①財産証明書の給付（ベ土 166 I）、②土地の労働成果、投資結果の享受（ベ土 166 II）、③権利侵害された場合の国家による保護（ベ土 166 VI）等がある。また土地使用者は、土地所有権の移転・譲渡・賃貸・相続等や、土地所有権に対する抵当の設定や出資もできる（ベ土 167）。しかし、土地所有権の譲渡等は、財産所有権証明書がなければすることができない（ベ土 168 I）。

土地使用者に共通の義務については、土地法 170 条が規定する。具体的には、①土地使用目的、地下の深さ・建造物の高さの規定を正しく使用する等の規定遵守義務（ベ土 170 I）、法律上規定された土地の登録、土地所有権の譲渡等の手続の徹底、土地法の規定に従った土地所有権への抵当権の設定、出資をする義務（ベ土 170 II）、③土地回収決定の公布、土地所有権満了後の土地返還義務（ベ土 170 VII）等がある。

## (2) カンボジア

### (i) 土地法の概要

カンボジアにも土地法が存在する。その目的は土地の所有権管理様式的确立、不動産所有権および関連権利書に保証を与えることである（カ土地 1）。カンボジアでは、2007 年の民法典の公布に先立ち、2001 年に改正土地法が制定されている。そのため、土地法上の土地に関する所有の規律や用益物権、所有の形式の一部の内容については民法典に反映されている。ここでは、民法典では規定されていない部分や本報告書で触れていない部分を中心に概説していく。

### (ii) 不動産所有の再構成

カンボジアでは、1970 年代から続いた内戦により、土地所有権制度が崩壊した歴史的経緯がある。土地所有権制度の再構成から出発した。土地法は 1979 年以前の不動産所有権はいかなる形式といえどもこれを認可しない（7 条）とし、混乱期の所有権を否定した。その上で、1975 年から 1979 年の危機後におけるカンボジアの不動産所有権の再構成の範囲を 29 条で規定した。29 条は、不動産所有権に関連した事項の一般規則に従属していない状況で、例外的に、1989 年以降に認定された不動産占有は、不動産の実質的権利を構成し、またこの法律によって明記された要件に従い、土地占有者による所有権の取得に結び

---

れとも 30 年の賃貸期間終了後、残り 20 年延長されるだけか。これらは今後の検討項目である。



つくと規定した。この条文は 1989 年に建物の所有権を認めた「カンブチア市民に対する建物所有権の許可に関する政令 (Sub-Decree on the Granting of House Ownership to the Citizens of Kampuchea)」を反映したものである。そして、2001 年土地法の発布以前に 5 年以上、個人的適法に平和的かつ争いなく不動産を私的に占有してきた者は確定所有権権利書を請求する権利を有するとした (カ土地 30)。土地法が効力を生じる前に所有権を享有した全ての人は関連当局によって管理され (カ土地 31)、その所有権を認定していく形で土地の所有関係を再構成していった。

#### (iii) 土地コンセッション

土地法が定めるものとして、土地コンセッションが挙げられる。土地コンセッションとは、関連当局の裁量により発行される法的文書によって創設される法的権利であり、これを受けた個人や法人等は土地を占有し、土地法で規定される権利を行使することができる (カ土地 78)。土地コンセッションは、住宅建設などを目的とする社会的コンセッションと工業や農業開発を目的とする経済的コンセッションなどがある (カ土地 49 II, III, 50)。土地コンセッションは最長 99 年まで設定でき、50 年が上限の永借権より長期に土地を利用できるという特徴がある (カ土地 61)。長期間の土地コンセッションを認めることで、大規模な経済開発が期待される。その一方で、コンセッションの対象地域の住民の立退き問題などが起きている。

#### (iv) その他

その他、土地法は土地台帳制度について規定している (カ土地 226~246)。

### (3) ラオス

#### (i) 土地法の制定経緯

ラオスの土地法は、市場経済システムの導入を決定した所有権法(1990年)よりも遅く、1997年に制定された。その際にはアメリカ、ドイツ、オーストラリア、アジア開発銀行(ADB)等の支援を受けた。ラオスの土地法起草チームは、ADBの支援によってオーストラリアに赴き、土地登記制度について、トレンズ・システム(Torrens System)の研修を受けている。その後、土地取引の活発化に伴い、土地使用権の設定(分配)、侵害等を巡って紛争が頻発し、社会問題化していった。

#### (ii) 土地法改正

2003年の土地法改正は、そうした事情を背景にして、土地管理システムを強化しつつ、

市場経済システムの浸透に伴う土地開発の促進との調整を図ったものである（ラ土 3, 4, 8~12, 13, 17, 21, 22, 24, 26, 27, 36, 39, 43, 45, 46, 49~51, 53, 57, 58, 62, 63, 65~67, 71, 80, 81, 85, 86 参照）<sup>148</sup>。

2003 年の土地法改正は、土地管理の強化の一環として、土地登記手続等の手続規定を詳細化している。また、土地登記の管理が、財務省から資源・環境省が管轄する土地管理局に移管された。土地法はさらなる改正が検討されており、特に土地のコンセッションの期限が到来した場合の更新、外国人を含む土地投資を促進するために土地所有権の種類を現在の 8 類型からさらに増やすことが計画されている。

### （iii）土地所有権の概念

ラオス憲法（2003 年改正）は、「土地については、国家共同体の所有に属し、国家は法律に従い、その土地を使用、譲渡及び相続する権利を保護する」（ラ憲 17）と規定する<sup>149</sup>。その結果、個々の国民（私人）がもちうるのは、国家によって認められた土地の「使用権」である<sup>150</sup>。もっとも、個々の国民（私人）が土地の「所有権」をもち、それが私人間で売買され、移転する旨の表現も行われている。ラオス憲法制定に際して土地は誰のものが議論され、国民全体のものであると観念され、財産法でも土地はラオス国家全体の所有とされ、個人には政府の管理下で使用権と相続権が認められるとされた<sup>151</sup>。その後、現在の考えでは、ラオス国民も土地の所有権をもっていると考えており、これについてはイギリス等のコモンウェルスにおける土地所有権概念（形式的には国王の所有であるが、実質的には国民が所有しうる）に類比する説明も行われている。

### （iv）土地取引の自由化と土地所有権概念への影響

こうした土地所有権観念の変化は、所有権法および土地法の改正に反映している。元々所有権法 20 条は、土地は自由に使用できないものとし、売買も禁止していた<sup>152</sup>。しかし、市場経済の進展に伴い、土地の使用権を売買によって取得することが、まずは政府通達によって認められた。その後、2003 年改正土地法は、土地が売買の対象外である旨の規定が削除した。そして、土地所有権を売却、譲渡、交換によって他の者に与える権利を認めた

---

<sup>148</sup> 松尾 2012a: 162 頁。

<sup>149</sup> なお、2003 年に改正された土地法 3 条（土地所有権）も同旨である。

<sup>150</sup> 土地に対する全人民所有と私人の使用権という法概念は、中国法、ベトナム法等の社会主義法に見出される。

<sup>151</sup> 「土地、水、森林、水棲及び陸上動物などは、天然資源であり国家が代表する国家共同体に帰属し、国家はこれらの管理、利用、譲渡、相続に関する権利を、他の組織、経済単位又は個人に譲与することができる」（ラ所旧 4Ⅱ）。

<sup>152</sup> 国家以外の組織、経済単位、個人は「…土地を売却する権利は有さない」（ラ所旧 4Ⅲ）。

のである（ラ土 57。2003 年改正による）。土地法は、土地使用权は国家による割当てのほか、譲渡、相続によっても取得されると規定しており（ラ土 52）、土地使用权の保有者の権利として、土地を保護する権利、使用する権利、用益に関する権利、譲渡する権利、承継に関する権利を認めている（ラ土 53～58）。

こうした法意識の変化および政府通達に伴い、所有権法自体を改正すべきであるとの意見も出てきている。ラオスの法実務および一般市民の意識としては、土地に対する私人の「所有権」が成立するという観念が普及している。このことは、革命前後の土地所有権の連続性の経緯が影響を与えていることも考えられる。ラオスでは、革命時には、従来の土地を国家によって接収された者もあったが、土地の占有をそのまま認められなかった者も少なくなかった。それらの者にとっては革命前の土地の占有（所有権に基づく）と革命後の占有は連続性をもっている。この事情（社会的実体）が、社会主義下での土地の使用权をも「所有権」と呼ぶ意識の基底にあるように思われる。これに加え、土地の使用权の期間が限定されていないこと、譲渡・担保権設定等の処分が自由であること、相続が認められることと相俟って、社会主義憲法下での土地使用权という建前にもかかわらず、一般市民がこれを「所有権」と意識することをごく自然なものにしていると考えられる<sup>153</sup>。

---

<sup>153</sup> ラオスでは 2000 年代の後半以降急速に、ヴィエンチャンやルアンパバーンの都市だけでなく、都市の郊外の農業地帯にも、様々なデザインの豪邸が頻繁に見られるようになった。古いあばら家と共存しているが、建築途中の建物も数多い。都市では、かつてみなかった物乞いの子どもをごくわずかではあるが、見かけるようになった（2012 年 6 月）。都市郊外の農村の風景は、水田の間に点在する農家の建物、敷地の広さ、造作のいずれをとっても、日本の農村風景よりも遥かに豊かにすら見える。新しいコンバインを豪邸の軒先に 2 台並べて置いている農家もある。自由化が一気に進んでいる感がある。

## V 債権法

### 5-1 債務の履行について

#### (1) ベトナム

ベトナム民法典は、債務、すなわち、ベトナム民法典にいう民事義務の履行について、詳細な規定を置いている。債務者、すなわち、民事義務者は「誠実に、協力的、約束通りに、法律及び社会道徳に反しない、という原則に基づいて自分の義務を履行しなければならない」（ベ民 283）という民事義務履行の原則をまずは掲げる。

次いで、民事義務の履行場所（ベ民 284）、履行期限（ベ民 285）、履行遅滞（ベ民 286）、履行の猶予の要請（ベ民 287）、受領遅滞（ベ民 288）、物の引渡義務の履行（ベ民 289）、金銭支払義務の履行（ベ民 290）等の規定が置かれている。

#### (2) カンボジア

これに対し、カンボジア民法典は、契約の履行として、債務者が「契約の趣旨及び信義誠実の原則に従って、その債務を履行しなければならない」（カ民 384 I）とし、債権者は債務者に対し、「裁判外又は裁判で債務の履行を請求することができる」（カ民 385 I）とする。

そのうえで、双務契約当事者間の同時履行の抗弁権（カ民 386）と不安の抗弁権（カ民 387）について規定する。その他、弁済に関する規定（カ民 434～463）の適用が示されている（カ民 388）。

#### (3) ラオス

契約内外債務法は、24 条～29 条において、簡潔ながら、契約の履行に関する重要な規定を設けている。契約の履行に関する原則規定（ラ契 24）は、①契約の完全履行義務、②契約の拘束力、③不完全な履行に対する受領拒絶権を定めている。

契約に基づいて履行すべき給付の品質に関する定めがない場合または不明確である場合は、「契約の目的に適合し、かつ、製造物規格法若しくはその他の関係法令、又は慣行からみて受容できる基準に適合するように」履行しなければならない（ラ契 25 I）。

さらに、契約で価格または代償の定めがない場合または不明確である場合も、契約不成立ではなく、「契約履行場所の契約履行時における市場での一般的価格、又は国家が定めた価格に適合するように」履行しなければならない（ラ契 25 II）。

契約の目的物の品質や価格が明確に定められていなかった場合に関する補充規定は、いったん締結された契約をできるだけ有効にすべきことを要請する契約の尊重(favor contractus)の思想およびそれを具体化する国際取引法(理)の影響を窺わせる<sup>154</sup>。

その他、契約の履行に関しては、契約の履行期銀(ラ契 26)、履行場所(ラ契 27)、弁済(ラ契 28)について規定している。契約の履行場所に関しては、「契約を締結した時の債権者の住所において履行しなければならない。ただし、国家機関、集団組織又は社会団体による債務弁済については、この限りでない」(ラ契 27③)とされ、持参債務が原則となっている点が注目される。

契約の履行期限は、当事者間の合意によるが(ラ契 26 I)、履行期限の定めがないときは、債権者は何時でも履行請求ができ、債務者は何時でも履行する権利をもつが、債権者が履行請求したときは、債務者は債権者の履行請求した時から 15 日以内に履行する義務を負う(ラ契 26 II)。履行期限を定めた場合、債務者は契約または法律に反せず、かつ債権者が合意した場合にのみ、期限前に履行することができる(ラ契 26 III)。

さらに特徴的な規定として、契約履行の困難に関する通知(ラ契 29)がある。これは、「契約履行において困難が生じ、契約当事者の一方がいかなる努力を行っても自己の義務を通常に履行することができないときは、契約履行の期限が到来する前の適切な時に、困難の事由を相手方に通知しなければならない」(ラ契 29①)とするものである。もっとも、その効果として債権者・債務者の権利・義務に直ちに変動を生じさせるものではない。したがって、「困難に関する通知は、債務者が自己の責任を逃れる事由とはならない」(ラ契 29②)。その意味で、この規定はもっぱら行為規範を定めたものにとどまる。しかし、それによって当事者間の紛争を回避ないし最小限にし、取引費用を削減する効果がまったくないとはいえないと思われる。

## 5-2 債務不履行の場合(その1)——履行の強制等

### (1) ベトナム

ベトナム民法典は、民事義務の違反に対する民事責任の規定(ベ民 302~308)を設けているが、履行の強制に関する規定は置いていない。

---

<sup>154</sup> 例えば、国際商事契約原則(PICC)5条・7条等参照。この契約内外債務法 25条は、2008年改正によって導入された。不安の抗弁権に関わる契約内外債務法 30条も同様である。野澤正充「契約及び契約外債務、人的担保」比較法研究 77号(2015) 139頁参照。

## (2) カンボジア

これに対し、カンボジア民法典は、債務不履行の効果として、①履行の強制、②損害賠償、③契約の解除が可能であるとしたうえで（カ民 390）、債務者が任意に履行しないときは、債務の性質が強制履行を許さない場合を除き、民事訴訟法の定める手続に従い、強制履行を求めることができることを定めている（カ民 396）。そして、履行請求は損害賠償請求と必ずしも矛盾しないことを明らかにしている（カ民 397）。

## (3) ラオス

契約不履行に対する履行の強制についての規定はない。

契約内外債務法は、債務不履行に関し、双務契約の当事者の一方による履行の中断、契約の解除について定めている。

契約内外債務法 30 条は、契約当事者の一方（A）が「自己の義務の一部を履行した後」に、相手方（B）が自らに対して損害を加えうる、次の状況に置かれていることを認識したときは、自己の義務の履行を中断し、相手方に直ちに通知することができるとし、相手方が①「倒産の訴え又は請求を受けているとき」、②「事業を実施する信頼を欠いており、契約を履行することが不可能に思われるとき」、③「当事者が契約を履行することができない状況に置かれているとき」を挙げている（ラ契 30 I）。

これに対し、契約履行の中断について通知を受けた契約当事者（B）が「自己の義務を履行する能力について証明し、又は契約の履行について適切な保証を行うとき」は、履行を中断した契約当事者（A）は、引き続き自己の義務を履行しなければならない。一方、Bがそのような証明または適切な保証ができない場合は、中断した契約当事者（A）は、契約の解除をすることができる（過去に行った義務の履行については、中断の通知を受けた契約当事者（B）が解除をした契約当事者（A）に対して補償しなければならない）とする（ラ契 30 III）。

この規定は、不安の抗弁権に該当するもの（ただし、当事者の一方が一部履行後であることを要件としている）と解される。

## 5-3 債務不履行の場合（その2）——損害賠償、契約解除等

### (1) ベトナム

債務不履行の効果として、損害賠償責任を定めている。注目すべきは、損害賠償責任の

中に、物質的損害賠償責任のみならず、精神的損害を填補するための損害賠償責任も認められている点である。そこには、威信の侵害による損害賠償も認められる余地がある(カ民 307)。

損害賠償請求の要件として、過失責任主義をとり、義務者に「故意又は過失があれば、民事責任を負わなければならない」(ベ民 308)としていることも特徴的である。

## (2) カンボジア

債務不履行の効果として、履行の請求に続き、損害賠償請求(カ民 398~406)、契約解除(カ民 407~414)について詳細な規定を置いている。

損害賠償に関しては、やはり過失責任主義をとり、「債務者が債務の不履行について自己に過失がないことを証明した場合には、損害賠償責任を免れる」(カ民 398 I 但書)ことが注目される。この点は、前述したベトナム民法典と同じ立場をとっている。また、損害軽減義務についても定めている(カ民 402)。

## (3) ラオス

契約内外債務法 33 条は、契約不履行について、損害賠償請求権の要件・効果を定めている。それによれば、「契約不履行」とは「契約に定めたとおりの品質を伴わない、期限に間に合わない、若しくは誤った場所における契約履行等、契約当事者の一方による全体的契約不履行、部分的契約不履行又は非合理的な契約履行」である(ラ契 33 I)。

契約当事者の一方が契約の不履行をしたときは、「その当事者が加えた損害を賠償する責任」を負う(ラ契 33 II 本文)。ただし、「契約不履行が緊急事態によって生じたときは、この限りでない」(ラ契 33 II 但書)。これは、債務不履行の効果としての損害賠償請求には債務者の帰責事由を要求しない趣旨と解される<sup>155</sup>。

契約不履行が生じた場合、「不利益を被った契約当事者」は、別段の合意がない限り、「一方的に契約の変更又は解除」をすることができる(ラ契 37 II)。

契約が解除された場合は、契約解除の効果として、①「過去の当事者双方の履行については、相殺されなければならない」、②「当事者の一方が先に義務の履行を終えたときは、履行を提供していない相手方は、補償をしなければならない」、③「相互に実施していない義務については、互いに免除しなければならない」とする(ラ契 37 IV)。①・②は既履行

---

<sup>155</sup> これに対し、契約の目的物の品質の契約不適合に対する責任(瑕疵担保責任)の効果としての①代物請求、②代金減額請求、③契約解除については帰責事由が要求されていないことに留意する必要がある(ラ契 40 II)。

債務の処理方法、③は未履行債務の処理方法である。

#### 5-4 履行不能の効果について（原始的不能，後発的不能，危険負担等）

##### （1）ベトナム

ベトナム民法典は、**原始的不能の契約は無効**としている（ベ民 411 I）。もっとも、そのことを売主が契約締結時に知っていて、それについて知らなかった買主に告げなかったときは、損害賠償責任を負う。すなわち、「客観的な理由で契約の対象が締結時点から客観的な理由で実現不能である場合」、「その契約は無効となる」（ベ民 411 I）。しかし、「一方の当事者が、契約の対象が実現不能である事実を知っている又は知っているべきであったのに、これを契約の相手方に通知しなかったために相手方が契約した場合、相手方に損害を賠償しなければならない。ただし、相手方が契約の対象が実現不能である事実を知っている又は知っているべき場合を除く」（ベ民 411 II）。

このことから、契約締結後に売主の債務（民事義務）が売主の帰責事由によらずに履行不能となった場合、当該債務（民事義務）は消滅し、買主の代金支払債務がどうなるか、売主は代金支払請求できるかが問題になるものと考えられる。これについてベトナム民法典は、危険の移転に関しては、売買契約において、「他の合意がなければ、売主は、財産が買主に引き渡された時点までにその売買財産に対する危険を負担しており、買主は、財産を受け取ったときから売買財産に対する危険を負担する」としている（ベ民 440 I）。また、「法律が財産に対する所有権を登記しなければならないと規定する財産の売買契約では、他の合意がなければ、売主は登記手続が終了する時点まで危険を負担しており、買主は登記手続が終了した時点から、買主がまだ財産を受け取らない場合をも含めて危険を負担する」（ベ民 440 II）。このように目的物の引渡しまたは登記手続終了を基準に危険移転のルールを定めており、現実的で公平であると考えられる。

##### （2）カンボジア

これに対し、カンボジア民法典は、原始的不能の契約もそのことだけを理由に無効とはならないとする。すなわち、「契約の内容が契約締結時において実現することが不可能である場合においても、そのことを理由としては契約は無効とならない。但し、錯誤の要件がみたされる場合に、契約の当事者が錯誤を理由としてその契約を取り消すことを妨げない」（カ民 355 I）。また、「契約の内容の実現が当初から不可能であったことについて知るこ



とができた当事者は、契約の締結により相手方に損害を与えた場合には、その損害につき、相手方に対して債務不履行の第 398 条（損害賠償責任の要件）以下の規定に基づき、損害賠償の責任を負う」（カ民 355 II）。

カンボジア民法典は、危険負担についても規定を置いている。注目すべきは、「債務の履行が不能となり、かつ、そのことについて債務者に過失がない場合には、その債務は消滅し、債権者はその給付を請求することができない」（カ民 415）としていることである。ここでは、債務者の帰責事由によらずに債務の履行が不能になった場合、債務は消滅することを明規している。そして、危険負担については債務者主義の原則（カ民 415）をとったうえで、特定物の所有権移転契約について、特別規定を置いている。すなわち、この場合も、債務者主義が妥当するが、危険が債務者から債権者に移転する時期として、①債権者に対する目的物の引渡し、登記の移転その他目的物に対する実質的支配が債権者に移転したと考えられる時、②債務者による正当な履行の提供があった時、または③債権者が正当な理由なく債務者の履行の受領を拒んだ時を挙げている（カ民 416 II）。①は前述したベトナム民法典と同様である。②・③も異論のないところであろう。

### （3）ラオス

契約内外債務法は、契約の有効要件として、「契約の目的物が、明確、現実的及び合法的であること」（ラ契内外 10③。下線は引用者による）とし、さらにこれを具体化して、「契約の目的は、契約当事者が〔契約を〕必要としていた目的である。／〔契約の〕目的は、明確で、現実的で、合法的で、又は社会的秩序に反することなく、かつ履行可能でなければならない」（ラ契内外 13）としている。そして、契約内外債務法 10 条に定める要件を欠く契約を無効としている。その結果、ラオス現行法は原始的不能の契約は無効と解しているものと考えられる。

## 5-5 瑕疵担保法理の独自性

### （1）ベトナム

ベトナム民法典は、売主に比較的厳しい責任を課している。すなわち、売主は「売買物の使用価値又は特性を保証しなければならない」とし、「購入後、買主が、売買物の価値を失わせ又は使用価値を減少させるような瑕疵を発見した場合、その瑕疵を発見したときに、買主は直ちに売主に通知しなければならない」として買主に通知義務を課したうえで、「他

の合意がなければ、買主は、売主に、瑕疵のある物を修理し、他の物と代替し、値下げをし、かつ生じた損害賠償を要求する権利を有する」(ベ民 444 I)。ここでは、買主に修補・代物請求権、代金減額請求権、損害賠償請求権を認めている<sup>156</sup>。もっとも、売主は、①購入のときに、買主が知っていた又は知るべきであった瑕疵、②競売を通じ、または中古物商で売った物、③物の瑕疵が買主の過失で起きた場合は、前記の責任を負わない。

## (2) カンボジア

カンボジア民法典は、瑕疵担保責任について規定を設けている(カ民 540~545)。それは、国際物品売買に関する国連条約(CISG)に倣い、前述した危険の移転時期を基準に、その時点までに生じた瑕疵については、買主の売主に対する代物請求・修補請求、代金減額請求、契約解除、損害賠償請求が可能であるとしている(カ民 540~545)。すなわち、①「危険が買主に移転した時に売買の目的物に瑕疵が存在した場合には、その瑕疵が危険移転後に明らかになった場合であっても、売主は、契約及びこの法律の定めるところに従って、代わりの物の引渡、瑕疵の補修、契約の解除又は代金の減額の責任を負う」(カ民 540 I)。また、②売主は、①に定めた時よりも後に発生した瑕疵であっても、それが売主の義務違反に起因するものである場合には、①と同様の瑕疵担保責任を負う(カ民 540 II)。ただし、③買主が、売買契約を締結する時に、目的物に瑕疵があることを知っていた場合および知らないことに重大な過失があった場合は、売主はその瑕疵について「瑕疵担保責任」を負わない(カ民 540 IV)。

## (3) ラオス

売買目的物が「契約に定められた品質を伴わないとき」は、「売主はその物について責任を負わなければならない」(ラ契 40 I)とされ、その責任の内容として、買主は売主に対し、①「品質を伴った同一の種類のものとの交換」、②「価格の減額」、③「契約の解除」、④「損害賠償」を請求する権利をもつとする(ラ契 40 II)。

なお、買主には購入後に目的物の検査・通知義務が課されている。すなわち、「買主は、購入した財物の品質を検査し、購入した物に瑕疵を発見した場合は、売主に直ちに通知しなければならない。その義務を怠ったときは、買主は、その瑕疵について責任を負わなければならない」(ラ契 40 III)。

---

<sup>156</sup> 民事責任の過失責任主義(ベ民 308)がここにも適用されるか否かは、明らかでない。さらに調査を要する。

この検査・通知義務の賦課は商人等に限定されていない<sup>157</sup>。また、買主は売主に「直ちに通知しなければならない」としているが、通知その結果、一般市民にとっては場合によっては重い負担になることも予想される。しかし、その一方で、裁判システムの機能が限定される中で、可能な限り紛争を回避するための行為規範の面をもつという解釈も可能であるように思われる。

## 5-6 第三者に対する債権の効果

### (1) ベトナム

ベトナム法における債権者代位権、詐害行為取消権、債権に基づく妨害排除等、債権の第三者に対する効力については、引き続き調査を行う。

### (2) カンボジア

カンボジア民法典は、第4編債務・第6章で「第三者に対する債権の効力」として、債権者代位権（カ民422～427）、詐害行為取消権（カ民428～432）を規定している。

また、不動産賃借権に関し、「賃借物を現に占有する賃借人は、賃借権の侵害に対して、所有権者が有するのと同様の、返還請求権、妨害排除請求権、および妨害予防請求権を行使することができる」（カ民598Ⅱ）とする。不動産賃借権に基づく妨害排除請求を認めるものであり、その要件として不動産の占有取得で足りるとする点で、賃借人に有利な規定となっている。ちなみに、不動産賃借権の対抗要件については、「不動産の賃貸借は、賃借人が賃借物の占有を取得し、使用・収益を継続することによって、それ以降にその不動産について物権を取得した者に対して対抗することができる」（カ民598Ⅰ）としている<sup>158</sup>。

### (3) ラオス

2008年改正により、契約内外債務法は、債権者代位権に関する規定を導入した。それによれば、債務者（B）が、自己の債務者（C）に対して弁済を請求せず、債権者（A）に不利益を生じさせている場合は、債権者（A）は、債務者（B）に代位して、Cの債務の弁済を請求する訴えを裁判所に提起する権利を有する（ただし、債務者（B）の権利が、

---

<sup>157</sup> ちなみに、買主の検査・通知義務は、国連国際物品売買法条約(CISG)38条・39条に規定されている。

<sup>158</sup> ここにいう対抗要件としての「占有を取得し、使用・収益を継続すること」と、第三者に対する妨害排除の要件としての「賃借物を現に占有する」とが同じことを意味するか、前者の方が厳格な要件を意味するかは、さらに検討が必要である。

その債務者に限って履行を請求できる性質のものであるときは、この限りでない) というものである(ラ契 32 I)。このように裁判上の代位のみを認めている。なお、債権者代位のための費用は債務者が責任を負うものとされている(ラ契 32 II)。

また、賃借権等の債権に基づく妨害排除請求等も可能である(ラ所 68)。

## 5-7 債権譲渡・債務引受・契約譲渡に関する規定の有無と内容

### (1) ベトナム

ベトナム民法典は、請求権(債権)の移転につき、他の合意または法律で別に定める場合を除き、義務者の同意がなくてもすることができることを認めている(ベ民 309 II)。その際には、請求権を移転する者(債権譲渡人)が義務者(債務者)に対し、「請求権の移転について文書をもって通知」しなければならない(ベ民 309)。法律に別段の定めがない限り、請求権(債権)の移転自体は文書でも口頭でもよい(ベ民 310)。

他方、民事義務の移転も、権利者の同意を得たときは、可能であり、引受人に民事義務が移転する(ベ民 315)。法律に別段の定めがない限り、民事義務の移転は文書でも口頭でも可能である(ベ民 316)。民事義務に担保が付されている場合、他の合意がなければ、その担保は終了する(ベ民 317)。

### (2) カンボジア

カンボジア民法典も債権譲渡を認めている。債権譲渡は譲渡人と譲受人の合意のみで効力を生じるが(カ民 502)、対抗要件を具備しなければ、債務者、その他の第三者に対抗することができない。指名債権の譲渡の場合、譲渡人が債務者に通知し、または債務者が譲渡人もしくは譲受人に対して承諾するのでなければ、債務者、その他の第三者に対抗することができない(カ民 503)。

債務引受けは、債務者と引受人との合意、または債権者と引受人との合意によってその効力を生じる(カ民 508)。それでも不都合がないのは、債権者はたとえ債務引受けがあっても、従前の債務者に対する権利を失わず、債権を行使できるからである。この場合、債務者と引受人は債権者に対して連帯して債務を負担する(カ民 509 I)。引受人は債権者の同意を得れば従前の債務者を免責できる(カ民 509 II)。

契約上の地位の譲渡も、それを譲渡しようとする契約当事者の一方と譲受人の合意のみによって効力を生じる。ただし、その譲渡を契約当事者の他方および第三者に対抗するた

めには、譲渡人から契約当事者の他方への通知または契約当事者の他方の承諾が必要である（カ民 513）。

### （3）ラオス

契約内外債務法は、債権者は債権譲渡をする権利があることを認めている（ラ契 30 I）。その要件として、債権者は譲渡債権に関する文書の新債権者（譲受人）に引き渡さなければならないとしている（ラ契 31 II）。これは、債権証書の引渡しを債権譲渡の効力要件とするものと解される。

また、債務引受けについても、「債務者は、新債務者（引受人）に、自己に代わって履行する義務を譲渡する権利を有する。ただし、債権者による合意を得なければならない。」と定めている（ラ契 31 IV）。債権者の同意を要件とすることを明確にしている。

## 5-8 多数当事者の債権・債務関係に関する規定の有無と内容

### （1）ベトナム

ベトナム民法典は、連帯民事義務（ベ民 298）および連帯権利者（ベ民 299）について定めている。連帯民事義務の場合、権利者は複数の義務者のうちの誰に対しても義務全部を履行するよう請求することができる（ベ民 298 I）。連帯義務者のうちの一部の者に対する免除の効果に関しては、権利者が「複数の義務者から義務全部を履行する者を選定したが、その後、その者に連帯義務の履行を免除した場合」、残りの者も義務の履行を免除される（カ民 298 III）。これに対し、権利者が「複数の義務者のうち誰かに対して、その者の義務分を履行しなくてもよいと、義務の履行を免除しても」、残りの者は各自の義務分を連帯して履行しなければならない」（カ民 298 IV）とされる。

連帯権利者に対しては、そのうちの誰に対しても義務者は義務の全部の履行をすることができる（カ民 299 I）。

また、複数の者が共に損害を生じさせた場合は、「連帯して」被害者に賠償しなければならない（ベ民 616）。

### （2）カンボジア

カンボジア民法典は、連帯債務について規定を設けている（カ民 921～935）。連帯債務者の1人について生じた事由の効果に関しては、請求、時効中断、弁済、相殺、更改、混

同、免除、時効に所定の範囲で絶対効が認められ（カ民 924～930）、その他の事由は相対効しか生じない（カ民 931）。連帯債務者の 1 人に対して行われた債務の全部の免除は、その債務者の負担部分についてのみ他の債務者の利益のために効力を生じる（カ民 929 I。一部免除の場合は、全額免除があった場合に比例した割合で、他の連帯債務者に対しても効力を生じる（カ民 929 II）。

複数の者の「行為が共同して損害が発生したとき」は、各加害者は連帯して損害を賠償すべき責任を負う（カ民 754 I）。これに対し、「損害に対して自己が寄与した割合を証明した」加害者は、その寄与の割合に応じて賠償すべき責任を負う。ただし、加害者間に「共謀その他緊密な共同関係」が認められる場合は、なおも全額について責任を負う（カ民 754 II）。共同不法行為者の 1 人が自己の出捐をもって全部の損害を賠償したときは、他の共同不法行為者に対してその「寄与の割合」に応じて求償することができる（カ民 754 III）。

### （3）ラオス

共同不法行為者の連帯責任についての規定があるが（ラ契 90）、それを超えて、連帯債権・連帯債務についての一般規定は設けられていない。

保証については、契約履行担保法が規定を設けている（ラ担 26～30）。そこでは、共同連帯保証も可能とされている（ラ担 28 II）。

## 5-9 契約類型とその特色

### （1）ベトナム

#### （i）契約法の概要

契約類型は 18 章に規定されている。有名契約として規定されているものは 13 種類ある。財産交換型の契約として①財産売買契約（ベ民 428～462）、②財産交換契約（ベ民 463～464）、③贈与契約（ベ民 465～470）の 3 種類が規定されている。賃貸借型の契約では④財産消費貸借契約（ベ民 471～479）、⑤財産賃借契約（ベ民 480～511）、⑥財産使用貸借契約（ベ民 512～517）の 3 種類がある。役務提供型契約としては⑦労務提供契約〔役務提供契約〕（ベ民 518～526）、⑧加工契約〔請負契約〕（ベ民 547～558）、⑨財産寄託契約（ベ民 559～566）⑩委任契約（ベ民 581～589）の 4 種類が規定されている。共同事業契約である⑪組合契約（ベ民 111～120）は第 5 章「世帯、組合」の章で規定されている。組合を法主体として位置づけるベトナムの特色が表れている。さらに⑫運送契約（ベ民 527

～546)、⑬保険契約（ベ民 567～580）という商法分野に分類される契約も民法で規定する特色がある。和解契約について規定はない。ただ、法律および社会道徳に反しない限り、契約自由の原則が働くので無名契約として許容される余地がある（ベ民 389 I）。以下、各契約類型に従って契約の特徴を確認する。

（ii）財産交換型

（ア）財産売買契約

財産売買契約は「売主が買主に財産を引き渡し、代金を受け取る」ことを約し、「買主は財産を引き受け、売主に代金を支払う」ことを約する合意によって成立する（ベ民 428）。受領義務が双方の債務の内容になっている特徴がある。取引が許されている財産であれば売買契約の対象になるが（ベ民 429 I）、財産権を対象にする場合、当該財産権が売主の所有に属することを証明する書類または証拠が必要である（ベ民 429 III）。家屋を売買契約の対象にする場合、家屋売買契約の規定が適用される（ベ民 450～455）。法律に規定がある場合を除き、「文書が作成され、公証又は確証されなければ」ならず、要式契約となる（ベ民 450）。危険負担は 440 条で規定する。

ベトナム民法典では、瑕疵担保を所有権の保証（ベ民 443）と売買物の品質の保証（ベ民 444）に区別する。このうち、日本の瑕疵担保に相当する規定は 444 条と解される。さらに、当事者が合意した場合または法律に規定がある場合、売主は瑕疵担保責任とは別に「保証義務」を負うと規定する（ベ民 445）。保証期間内で、買主が目的物の瑕疵を発見した場合、無償での修理、値下げ、代替品との交換請求または目的物を返還し、代金の返還請求をすることを認め（ベ民 446）、損害の賠償も認める（ベ民 448）。瑕疵担保とは別に保証義務を設けた背景には、経済発展途上のベトナムでは粗悪品が出回ることが多く、それらを排除し、また消費者を保護することにあると考えられる。この条文の趣旨については今後の調査が必要である。

（イ）財産交換契約

財産交換契約は各当事者が互いに財産を引き渡し、財産に対する所有権を相互に移転することを約することで成立する（ベ民 463 I）。しかし、法律の規定がある場合、財産交換契約は文書によらなければならない、公証、確証又は登記が必要な要式契約となる（ベ民 463 II）。要式契約となる財産交換契約の具体例としては、①土地所有権の交換契約（ベ民 689 I, II）や②住宅の交換契約（ベ住宅 122 I）等が挙げられる。

なお、危険負担（ベ民 463 II, 440）や瑕疵担保および保証義務の規定は準用されてい

る（ベ民 463Ⅱ， 444， 445～448）。

#### （ウ）財産贈与契約

財産贈与契約は贈与者が自己の財産を無償で引き渡すことおよび所有権を移転することを約し，受贈者が受領を約することで成立する（ベ民 465）。不動産の贈与の場合，文書の作成および公証または確証が義務付けられる要式契約となる（ベ民 467Ⅰ）。動産の贈与の場合，要式性がないため拘束力が強いようにみえるが，ベトナム民法典は契約が有効になる時点について規定している。登記が不要な動産の場合，受贈者が受領した時点から，不動産の場合，登記した時点からそれぞれ財産贈与契約は有効になる（ベ民 466,467Ⅱ）。受領または登記がされるまで，契約は有効にならないため，拘束力はそれほど強くないと考えられる。

財産贈与契約では，贈与者は受贈者に対して瑕疵の通知義務がある（ベ民 469）。瑕疵によって損害が生じた場合，瑕疵について悪意であれば損害の賠償義務を負うが，善意であれば負わない（ベ民 469）

負担付贈与に類似するものとして「条件付財産贈与」がある（ベ民 470）。贈与者は受贈者に対して，法律および社会道徳に反しない限り，贈与の前または後に民事義務の履行を条件として贈与契約を締結することができる（ベ民 470Ⅰ）。受贈者が贈与前に民事義務の履行を完了したが，財産の引渡しをしないとき，贈与者は受贈者が完了した義務に対し清算義務を負う（ベ民 470Ⅱ）。財産を引渡し，所有権を移転したにもかかわらず，民事義務の履行がなされない場合，贈与者には受贈者に対する財産の返還請求権および損害賠償請求権が認められている（ベ民 470Ⅲ）。

#### （iii）貸借型契約

##### （ア）財産消費貸借契約

財産消費貸借契約は，各当事者による合意により，それに従って貸主は借主に財産引渡し義務を負い，借主は同種・同質・同量の財産を貸主に返還義務を負う契約である（ベ民 471）。合意または法律の規定がある場合，借主は利息の支払い義務を負う（ベ民 471）。なお，ベトナム民法典では借主は財産を受け取った時から貸借財産の所有者となる（ベ民 472）。

期限の定めのない「無期限消費貸借契約」の返還時期は利息の有無によって変わる。無利息の場合，貸主は当事者間に合意のない限り，相当な期間をおいて通知をすることで財産の返還を請求することができる（ベ民 477Ⅰ）。借主は何時でも返還できる（ベ民 477



I)。利息付きの場合、貸主は相当な期間において催告をすれば返還を請求することができ、目的物の返還を受けるまで利息を受領できる（ベ民 477 II）。借主は何時も返還できるが、相当な期間において貸主に対して通知しなければならず、返還するまで利息の支払い義務を負う（ベ民 477 II）。

#### （イ）財産賃貸借契約

##### 1) 概要

第 5 節「財産賃貸借契約」では、①動産等を目的物とする財産賃貸借契約（ベ民 480～491）、②家屋を目的物とする家屋賃貸借契約（ベ民 492～500）、そして③開発の促進のために山林等を包括的に賃貸する財産包括賃貸借契約（ベ民 501～511）の 3 種類が規定されている。以下、各契約内容について検討していく。

##### 2) 財産賃貸借契約

財産賃貸借契約は、各当事者による合意により、賃貸人が一定の期間における使用のために財産を引渡し、賃借人が賃料を支払う契約である（ベ民 480）。賃貸人は目的物を引き渡すだけでなく、その財産の使用に必要な関連情報の提供義務を負う（ベ民 484 I）。賃借人は目的物の引渡しが遅滞する場合、引渡しの延長または契約を取消し〔相手型の義務違反を理由とする契約の解消〕、損害の賠償を請求することができる（ベ民 484 II）。

賃借人は賃貸人の同意を得た場合に限り、目的物を転貸できる（ベ民 483）。ただ、財産賃貸借の場合、無断転貸が解除事由になるか条文上明らかでない<sup>159</sup>。

解除権については、賃借人からの解除と賃貸人からの解除について詳細に規定している。賃借人は①目的物の使用価値が賃借人の過失なく減少した場合において、修繕不能のため賃貸借契約の目的を達成できない場合、または目的物に隠れた瑕疵がある場合（ベ民 485 II c, 498 II a）、②目的物の所有権について紛争があり、使用することができない場合（ベ民 486 II, 498 II c）に解除することができる。賃貸人は①賃借人の使用義務違反（ベ民 488 II, 498 I b,c.）、②賃料不払い（ベ民 489 II, 498a）を理由に解除できる。家屋賃貸借契約の場合、賃貸人は③賃借人の公共秩序違反により、近隣住民の通常生活に対し著しい悪影響を与えている場合（ベ民 498 I e）、④環境衛生に悪影響を与える場合（ベ民 498 I f）にも解除することができる。

##### 3) 家屋賃貸借契約

家屋賃貸借契約は、家屋を目的物にする賃貸借契約である。なお、家屋賃貸借契約に関

---

<sup>159</sup> 使用義務違反（ベ民 488）を根拠に解除することが考えられる。今後の調査が必要である。

する 492 条から 499 条までの規定は居住目的以外のための家屋賃貸借契約についても法律に別の規定がない限り準用される（ベ民 500）。目的物が家屋である場合、文書の作成が義務付けられ、要式契約となる（ベ民 492）。さらに、賃貸借期間が 6 ヶ月以上の場合、公証または確証および登記が義務となる（ベ民 492）。

賃借人は文書により同意を得たとき、賃借中の家屋の交換または転貸ができる（ベ民 496 II, III）。家屋の賃貸借では、無断交換や無断転貸は契約の解除事由となっている（ベ民 497 I d）。

#### 4) 財産包括賃貸借契約

ベトナム民法典では財産包括賃貸借契約（ベ民 501～511）という特徴的な契約が規定されている。財産包括賃貸借契約とは、当事者の合意により、賃貸人（以下、包括賃貸人）が財産の効用を開発するために、その財産を賃借人（以下、包括賃借人）に引渡し、包括賃借人はその財産から収益した天然果実・法定果実を享受し、賃料を支払う契約である（ベ民 501）。財産包括賃貸借契約の特色は包括賃貸人が包括賃借人に目的物の効用を開発させ、包括賃借人に果実の収受を認める点である。そのため、包括賃貸借契約の対象となる財産は土地、森、未開発水面、動物、生産・経営施設、その他効用開発および天然果実・法定果実の享受に必要な施設となっている（ベ民 502）。開発を円滑に進めるため、包括賃借人は包括賃貸人に対して財産の状態、財産開発の現場を定期的に報告する義務を負っている（ベ民 507 前段）。包括賃貸人は包括賃借人が目的通り財産の開発をしない場合、契約を解除し、損害の賠償を請求できる（ベ民 507 後段）。

賃料の支払は現物並びに金銭または仕事の履行によるが（ベ民 506 I）、目的物の開発を前提にしているため、開発がうまくいかなかったとしても、包括賃借人は支払義務を負う（ベ民 506 II）<sup>160</sup>。

#### (ウ) 財産使用貸借契約

財産使用貸借契約は、当事者の合意により、貸主がある期間において、無償で財産を借主に引き渡し、借主が使用貸借期間の満了または使用貸借の目的を達成した時に返還する契約である（ベ民 512）。消耗しない一切の物が財産使用貸借契約の対象となる（ベ民 513）<sup>161</sup>。

#### (iv) 役務提供型契約

---

<sup>160</sup> こういった経済開発を促進する規定がベトナムの開発にどのような影響をもたらしているのか、今後の調査が必要である。

<sup>161</sup> 例えば、車、バイク等が考えられる。財産権が対象となるかは、さらに調査を要する。

#### (ア) 役務提供契約

労務提供契約は、当事者の合意により、労務提供者が労務要求者に仕事を行い、労務要求者が労務提供者に報酬を支払う契約である(ベ民 518)。労務契約と雇用契約,加工契約,委任契約との関係性に不明確な点があるため、各契約の異同について触れておく。

まず、雇用契約との異同であるが、労務の利用自体を目的とする共通点がある。しかし、労務提供者と労務要求者は使用者と被用者という上下関係にはなく、むしろ、対等な関係として規律されている点が特徴的である。例えば、労務要求者は労務提供者に対して仕事の履行に必要な情報や資料および他の手段の提供義務を負い(ベ民 520)、労務提供者は情報、資料および機器の提供請求権をもつ(ベ民 523 I)。なお、使用者と労働者の関係について規律するのは労働法である。

つぎに、加工契約との異同が問題となる。加工契約は純粋に物の製造を目的とする契約(ベ民 547)であるため、労務の利用自体を目的とする労務提供契約と区別される。

最後に、委任契約との異同が問題となるが、委任契約は当事者の合意に従って「委任者名で仕事」を行うことを内容とする契約であり、法律行為の委任について規定している(ベ民 581)。そのため、再委任も認められる(ベ民 583)。これに対して、労務提供契約では、労務要求者が要求する労務の内容は法律行為に限られず、準委任に相当する仕事を労務提供契約の目的にすることも可能と解される。労務提供者の個性が問題になるため、労務要求者の同意がない限り、他人に仕事を依頼することが禁止される(ベ民 522 II)。

以上の点を踏まえると、労務提供契約は①物の製造以外または②法律行為と区別される準委任を内容とする仕事の提供を要求し、その提供を目的とする契約であり、③雇用契約とは区別された対等な契約と整理できると解される。

#### (イ) 加工契約

加工契約は、当事者の合意により、加工者が加工注文者の要求に基づく製品を作り出すために仕事を行い、加工注文者が製品を受け取って、労賃を支払う契約である(ベ民 547)。請負契約に相当する契約である。製品の製造に特化した契約である。

加工注文者は労賃の支払義務(ベ民 549 III)以外に①原材料の提供義務(合意がある場合を除く。ベ民 549 I)、②加工者に対する契約の履行指導義務(ベ民 549 II)を負う。これらの義務を通じ、加工注文者が製品の製造過程に積極的に関与できる仕組みになっていると考えられる。権利としては、①加工製品の受領権(ベ民 550 I)、②加工者の契約違反を理由にする解除権および損害の賠償請求権(ベ民 550 II)、③加工注文製品の品質が担保

されない場合の修理請求権、さらに修理がなされなかった場合の契約の取消権および損害賠償請求権（ベ民 550Ⅲ）がある。

反対に加工者の義務としては①提供された原材料の保管義務（ベ民 551Ⅰ）、②原材料の品質が担保されない場合の加工注文者に対する代替品への交換の通知および危険な製品を作り出す恐れがある場合の履行拒絶義務（ベ民 551Ⅱ）、③加工製品の引渡義務（ベ民 551Ⅲ）、④加工製品に関する情報の秘密保持義務（ベ民 551Ⅳ）、⑤加工製品の担保責任（原材料の不良または加工注文者の不適切な指示による場合を除く。ベ民 551Ⅴ）、⑥契約終了後の原材料の返還義務（ベ民 551Ⅵ、558）がある。権利としては、①加工注文者に対する原材料提供請求権（ベ民 552Ⅰ）、②加工製品の品質を落とす恐れがあると認識した場合における指導拒絶権（ベ民 552Ⅱ）、③労賃の支払い請求権（ベ民 552Ⅲ）がある。

危険負担については 553 条が規定する。危険の移転時期は加工製品の引渡を基準に決められる。加工製品の引渡前は「原材料を所有する当事者」が原材料および原材料から作り出された製品の危険を負担する<sup>162</sup>。

加工製品の受領が遅滞している場合、加工注文者が受領遅滞の間の危険を負担する（ベ民 553）。逆に加工者が引渡を遅滞している場合において、危険が製品に対して生じたときは加工者は注文者に対して損害の賠償義務を負う（ベ民 553）。

加工者は加工製品を合意した場所において、加工注文者に引渡し、加工注文者はそれを受領する（ベ民 554）。加工者が製品の引渡を遅滞した場合、加工注文者は引渡し期間を延期できる。延期してもなお引渡がなされない場合、加工注文者は契約を解除し、損害の賠償を請求することができる（ベ民 555Ⅰ）。加工注文者が受領遅滞する場合、加工者は寄託所に製品を寄託できる。加工者は加工注文者に通知しなければならない、合意した条件を満たし、加工注文者が通知を受けた時点で加工者の引渡義務は終了する（ベ民 555Ⅱ）。

加工契約が契約の履行の継続が各自に利益をもたらさない場合、各当事者は加工契約を解除する権利を有する（ベ民 556Ⅰ 本文）。合理的な期間を設定し、通知しなければならない（ベ民 556Ⅱ 但書）。加工注文者が解除する場合、加工者はすでに行った仕事に対する労賃の支払請求権を失わない（ベ民 556Ⅰ）。逆に加工者から解除権を行使する場合、加工者は原則労賃の支払いを請求できない（ベ民 556Ⅰ）。なお、解除によって相手方に損害が生じた場合、損害の賠償義務が生じる（ベ民 556Ⅲ）。

#### （ウ）財産寄託契約

---

<sup>162</sup> ここにいう、「原材料を所有する当事者」は材料の提供者なのか条文上明らかではない。さらに調査を要する。

財産寄託契約は、当事者の合意により、受寄者が、寄託者の財産を保管するためにその財産を受け取り、契約期間が満了するとき、その財産を寄託者に返還する契約である（ベ民 559）。受寄者は果実も返還しなければならない（ベ民 564 I）。無償寄託の場合を除いて、受寄者は労賃支払請求権を有する（ベ民 559 後段、563 I）。

ベトナムの財産寄託契約の特徴は寄託者が積極的に寄託財産の管理に関与する点である。例えば、寄託者は財産の引渡時にその財産の状態および寄託財産の適当な保管方法について受寄者に通知しなければならない（ベ民 560 I）。通知義務を怠った場合、寄託者が寄託財産の滅失または損傷について責任を負う。さらに、受寄者に損害が発生した場合、賠償義務を負う（ベ民 560 I 後段）。また、受寄者は寄託物の性質によって損傷または滅失の危険がある場合、寄託者に対し通知し、解決方法を寄託者に知らせよう要求する義務を課している（ベ民 562 III）。これらの規定を通じて、寄託者が主体的に財産の管理を行う財産寄託制度となっている。なお、受寄者の義務は 562 条に規定されている。

#### （エ）委任契約

委任契約は、当事者の合意により、受任者が委任者の名で仕事を行い、合意または法律の規定がある場合、委任者が報酬を支払う契約である（ベ民 581）。委任の内容は法律行為に限定されていると解される。委任者の同意または法律に規定がある場合、第三者に受任者は再委任をすることができる（ベ民 583）。

#### （v）共同事業型契約

##### （ア）組合契約

組合契約は、一定の事業を行って利益を享受するとともに、責任を負う目的で 3 人以上の個人が財産または労務をともに提供することを内容とする契約である。組合は権利主体の一つに位置付けられているため、契約篇ではなく、第 5 章「世帯、組合」の章で規定されている。契約が成立するためには、村、街区または町人民委員会に確証が必要である（ベ民 111）。ベトナムでは組合契約において定めるべき事項が法定されている（ベ民 111 II a～g）。具体的には①組合契約の目的および期間（ベ民 111 II a）、②組合長、組合員の氏名および住居（ベ民 111 II b）、③財産の提供比率や果実の分配方法（ベ民 111 II c）④組合長、組合員の権利、義務および責任（ベ民 111 II d）、⑤参加条件または脱退条件（ベ民 111 II e）、⑥組合の終了条件（ベ民 111 II f）などが挙げられる。組合契約は①契約期間の満了、②目的の達成、③組合員が合意した場合に終了する（ベ民 120 I a～c）。契約が終了した場合、契約を確証した村等に対して組合契約が終了した旨を通知しなければならない（ベ民 120

I 前段)。なお、法律の規定がある場合、契約を終了するためには権限のある国家機関の決定が必要である（ベ民 120 I 後段）。組合契約が終了すると、組合は負債を清算する。組合財産が負債の返済に不足する場合、組合員自身が個人財産で清算する（ベ民 120 III 前段、117）。残余財産がある場合、原則出資の割合に応じて分配がなされる（ベ民 120 III 後段）。

（イ）ホ、ファイ、ビエウ、フオン（講）

ホ、ファイ、ビエウ、フオン（以下講）とは、人数、期間、金額または他の財産、講の出資又は領収方法および構成員の権利・義務を一緒に取り決める集団による財産に関する取引形態である（ベ民 479 I）。講は財産消費貸借の一種であるから、18 章第 4 節「財産消費貸借」で規定されている。集団での金銭等の取引であること、慣習に基づく特徴がある。国民間の共済目的での講形態は法律に基づいて実施されるため（ベ民 479 II）、479 条が適用される講の範囲は狭い人的つながりの中で行われるものだと考えられる。なお、高利貸し形態の講は禁止される（ベ民 479 III）。

（vi）商法分野の契約

（ア）運送契約

運送契約には①旅客運送契約（ベ民 527～534）と②財産運送契約（ベ民 535～546）の 2 種類がある。運送契約は、当事者の合意により、それに従って運送人が旅客および荷物を合意した指定地に運び、旅客が運送料を支払う契約である（ベ民 527）。契約は口頭または文書によって成立し、交付される切符は旅客運送契約締結の証拠になる（ベ民 528）。財産運送契約は、当事者の合意により、それに従って運送人は財産を合意した場所に運び、その財産を荷受人に引渡し、荷送人が運送料金を支払う契約である（ベ民 535）。契約は口頭または文書で成立し、貨物引換証または同等の運送証書は契約締結の証拠になる（ベ民 536）。

（イ）保険契約

保険契約は、当事者の合意により、それに従って保険契約者は保険料を支払い、保険者は保険事故が起きた時に保険金を支払う契約である（ベ民 567）。保険契約は要式契約である（ベ民 570）。保険証明書または保険証券が保険契約締結の証拠となる（ベ民 570）。

（2）カンボジア

（i）契約法の概要

契約類型は第 5 編において規定されている。有名契約として規定されているものは、13

種類ある。財産交換型の契約としては①売買契約（カ民 515～565）、②交換契約（カ民 566～567）、③贈与契約（カ民 568～567）の 3 種類である。賃借型契約の契約としては、④消費貸借契約（カ民 578～595）、⑤賃貸借契約（カ民 596～621）、⑥使用貸借契約（カ民 625～636）の 3 種類がある。労務提供型の契約としては、⑦委任契約（カ民 637～651）、⑧請負契約（カ民 652～663）、⑧雇用契約（カ民 664～668）、⑨寄託契約（カ民 669～698）の 4 種類がある。共同事業型の契約としては、⑩組合契約（カ民 699～718）がある。そのほかの契約として、⑪終身定期金契約（カ民 719～723）、和解契約（カ民 724～728）の 2 種類がある。なお、ベトナム民法典で規定されていた商法分野に分類される契約は民法典には入っていない。

契約自由の原則について直接規定した条文はない。しかし、カンボジア民法典 336 条は「申込と承諾の合致」によって契約はその効力を有すると規定しており、締結の自由および相手方の締結の自由を保障している。また、原則、合意のみで成立することから、合意以外の要式を要求しない契約締結方法の自由も保障していると解される。契約内容の自由については、カンボジア民法典 354 条が強行法規や公序良俗違反を理由に意思表示を無効にする場合を定めているが、それ以外の場合については当事者の意思が尊重されると解される（カ民 354Ⅱ参照）。従って、契約自由の原則はカンボジア民法典上でも、保障されており、無名契約も認められる余地がある。以下、各契約の類型に従って、契約の特徴を確認する。

## （ii）財産交換型

### （ア）売買契約

売買契約は、売主が所有権その他の財産権を買主に対して移転義務を負い、買主が売主にその代金を支払う義務を負う契約である（カ民 515）。売買契約は原則、当事者の合意によって成立する（カ民 516）。公正証書や私署証明書の作成は契約の成立要件ではなく、任意である。ただ、例外もある。具体的には不動産の所有権の売買契約が挙げられる。公正証書を作成した場合のみ、契約は効力を生じる（カ民 336Ⅱ）。なお、売買契約の締結に際して、売買代金の額および支払方法を定めなければならない（カ民 521Ⅰ）。

法律が禁止しない限り、売買契約の全ての人及び法人は当事者になれる（カ民 524）。法律が禁止する例としては、法律上、裁判上または契約上の財産管理人（カ民 525Ⅰ）が委託された財産を買受けること、判事、検事、裁判所書記、その他の裁判所の職員が係争物

を買受けることなどである（カ民 526）。また、性質上譲渡できないものや法律によって譲渡が禁止されているものを除いて、売買の目的物となり得る（カ民 527）。

所有権の移転の効力は各条文の一般原則に従う。動産の場合、合意によって移転する（カ民 133）。不動産売買の場合、登記した時点で所有権の移転の効力が生じる（カ民 135）。債権の場合、合意によって移転する（カ民 502）。

売主と買主、双方に義務が課されている。売主の義務には、財産移転義務等の一般的義務（カ民 530）や善管注意義務（カ民 552）のみならず説明義務についても明文化されている（カ民 529）。

前述した通り、カンボジア民法典上では他人物売買も有効であるが、財産権を移転できなかった場合、担保責任を負う（カ民 531, 532）。その他の担保責任としては、①権利の一部が他人に属する場合の担保責任（カ民 533）、②用益物権等がある場合の担保責任（カ民 534）、③担保物権がある場合の担保責任（カ民 535）、④強制売却における担保責任（カ民 536）、⑤債権の売主の担保責任（カ民 537）が規定されている。なお、これらの担保責任は免除または制限する旨の合意をすることができる（カ民 538）。もっとも、売主が知りながら告げなかった事実および自らが第三者のために設定または譲渡した権利については責任を免れることができない（カ民 538）。

さらに、瑕疵担保責任について規定する（カ民 540）。カンボジア民法典は原始的瑕疵か、後発的瑕疵かで、瑕疵を判断するのではなく、危険が移転した時点で瑕疵の有無を判断するという特徴がある。買主に危険が移転した時に目的物に瑕疵があり、危険の移転後に瑕疵が明らかになった場合、売主は代替物の引渡責任、瑕疵の修補責任、契約の解除または代金の減額責任を負う（カ民 540 I）。また、危険の移転後に発生した瑕疵であっても、それが売主の義務違反に起因するものであれば、540 条 1 項の場合と同様の責任を負う（カ民 540 II）。なお、条文上、「瑕疵」としか規定されていないため、日本民法のように「隠れた瑕疵」である必要はないように見える。しかし、540 条 4 項は買主が契約締結時に目的物の瑕疵について悪意だった場合および知らないことについて重大な過失があった場合、売主は瑕疵担保責任を負わないと規定する。結果的に、対象となる瑕疵は「隠れた瑕疵」に近いものと解釈できる。売主が有する①瑕疵の治癒権（カ民 541）、②買主の追完請求権（カ民 542）、③買主の契約解除権（カ民 543）、④買主の代金減額請求権（カ民 544）は 540 条の責任を具体化したものである。なお、買主は追完請求権、解除権、代金減額請求



権を行使しなかったとしても、損害がある場合、損害賠償請求をすることができる（カ民 545）。

さらに、カンボジアにもベトナムの保証義務に類似した規定がある。これは、売主が一定の期間につき、通常の目的若しくは特定の目的に適合することまたは特別の品質若しくは性質を保持することを保証していた場合に、保証違反があった場合にも、瑕疵担保責任を負うというものである（カ民 540Ⅲ）。ただ、ベトナムの保証義務とは異なり、当事者が特約で保証義務契約を締結していた場合に限られると解される。

土地の面積の過不足の場合については特則がある。546 条は土地の売買が①特定の土地についてその全面積を指示し、かつ、単位面積当たりの代価を定めて売買をした場合（カ民 546 I, II）と②特定の土地についてその全面積を指示し、かつその全部についての価格のみを定めて売買が行われた場合（カ民 546Ⅲ, IV）に分けて規定する。①の場合、面積が不足していた時、買主には不足分の給付、不足面積に応じた代金の減額または契約の解除および損害の賠償請求が認められる（カ民 546 I）。面積が超過していた場合、面積の超過について善意無過失の売主は買主にその超過面積に応じて代金の増額を請求することができる（カ民 546 II）。他方、②の場合、土地の面積に過不足があったとしても原則、減額請求等や増額請求は認められない。これは②の場合、土地面積に応じた土地の単位で価格を決定したのではなく、指定した土地の面積の全部を指定して売買している（面積の表示は単に土地全部を対象とすることを表示するものにすぎない）からだと考えられる。ただし、②の場合であっても、不足分が 20 分の 1 を超えている場合、超過部分が 20 分の 1 を超えており、かつ売主が超過について善意無過失の場合は追完請求権等や増額請求権が認められる（カ民 546Ⅲ但書, IV但書）。

買主は代金支払義務および目的物の引取義務を負う（カ民 554）。買主が引取義務の履行を遅滞した場合、売主は損害の賠償を請求しまたは契約を解除することができる（カ民 559）。

売主、買主双方に同時履行の抗弁権が認められている（カ民 551 I, 558 I）。不安の抗弁権についても明文規定がある（カ民 551 II, 558 II）。

買戻し特約付きの売買契約も有効であり、明文規定がある（カ民 560～565）。

#### （イ）交換契約

交換契約は、当事者が互いに金銭以外の財産権を移転することを約することでその区力を生じる諾成契約である（カ民 566）。交換契約には、売買の規定が準用される（カ民 567）。

## (ウ) 贈与

贈与は当事者の一方が財産を無償で相手型に与える意思表示をし、相手方が受諾することでその効力を生じる契約である（カ民 568）。諾成契約であるが、書面によらない贈与の場合、契約の当事者に贈与の意思表示の撤回権が認められる（カ民 570）。贈与の類型としては、単純贈与の他に、定期の給付を目的とする定期贈与（カ民 575）、負担付き贈与（カ民 576）、死因贈与（カ民 577）がある。所有権の移転は、売買の場合と同様に各財産の移転の一般規定に従う（カ民 569）。

贈与契約の場合、その無償性ゆえ、一定の事由があった場合、贈与者に取消権を認めている。受贈者が贈与者に対して重大な背信行為を行った場合（カ民 571）、贈与者自身が贈与の意思表示後著しい窮乏状態に陥り、自己及び扶養義務を負う者の生計を維持し得なくなった時である（カ民 572）。贈与が取り消された場合、不当利得の規定に基づいて贈与財産の返還を請求することができる（カ民 573）。

また、贈与者は原則、担保責任を負わないが（カ民 574 本文）、瑕疵等について悪意でありながら受贈者に告げなかった場合（カ民 574 但書き）、負担付き贈与の場合はその負担の限度で売主と同様の担保責任を負う（カ民 576 II）。

## (iii) 貸借型

### (ア) 消費貸借契約

消費貸借契約は、貸主が金銭や食料、穀その他の代替物を、一定の期間、借主に対して、自由な利用に委ねる義務を負い、借主が期間経過後、貸主に受領した物と同種、同品質、同数量の物を返還する義務を負う契約である（カ民 578）。当事者の合意のみによって成立する諾成契約であるが（カ民 579）、書面によらない無利息消費貸借契約の場合、各当事者はいつでもこれを撤回することができる（カ民 580）。貸主には借主の信用状況の悪化を理由にした解除権が認められている（カ民 581）。無利息消費貸借の具体例としては、食料品の消費貸借などが考えられる。

利息を付ける場合、消費貸借契約とは別に利息の合意をしなければならない。この合意は借主の署名のある書面によってなされなければ効力を生じないと規定する（カ民 583 III）。借主を保護するために、要式性が要求されている。ただし、利息契約が書面によらず締結された場合であっても、借主が、583 条 3 項の規定があることを知りながら、利息を任意に弁済した場合には、その弁済がなされた限度で効力を有するとしている（カ民 358 IV）。

利息には、法定利率と約定利率があるが、制限利率がある（カ民 584 I, 585 I）<sup>163</sup>。

貸主は借主に対して、目的物を使用収益させる義務を負う（カ民 587）。自己の所有に属さない他人の物を目的にした使用貸借も有効ではあるが、貸主はその物の所有権を取得して貸主に移転させ、または、自己の所有する他の物と取り替える義務を負う（カ民 588 I）。588 条 1 項の義務を貸主が怠った場合、借主は契約することができるし（カ民 588 II）、善意の借主は損害の賠償を請求することができる（カ民 588 III）。また、他人の物であることについて善意の貸主にも契約の解除権が認められるが（カ民 589 本文）、借主が損害の賠償を請求している場合は、それを賠償した後でなければ解除できない（カ民 589 但書き）。また、利息付き消費貸借契約において、その目的物に隠れた瑕疵があった場合、瑕疵について善意である借主には、代替物との交換請求権および損害賠償請求権が認められる（カ民 590 I）。一方、無利息消費貸借契約の場合、瑕疵のある物の引渡しを受けた借主は、瑕疵ある物の価額を返還すれば足りることになる（カ民 590 II）。ただし、貸主が瑕疵について悪意だった場合には、590 条 1 項の規定が準用される。

借主は返還すべき日に、消費貸借の目的となった物と同種、同質、同量の物を返還する返還義務を負う（カ民 591 I）。利息付き消費貸借契約の場合、利息の弁済債務も負う（カ民 591 II）。

#### （イ）賃貸借契約

賃貸借とは、当事者の一方が優勝で相手型にある物の使用および収益をさせる契約と定義される（カ民 596 I）。賃貸借の目的物となるのは動産と不動産である（カ民 596 II）。賃貸借契約は合意によって成立する諾成契約である（カ民 597）。しかし、書面のない賃貸借契約は期間の定めのない賃貸借とみなされ（カ民 599 II）、いつでも解約の申入れが認められる（カ民 615 I）。なお、15 年以上の期間の定めのある不動産賃貸借は前述した永借権の規定に従って扱われる（カ民 599 III）。

永借権の場合、登記することで第三者に対抗することができる（カ民 246）。しかし、永借権として取り扱われない賃借権であっても、カンボジア民法典は、不動産の賃借人が目的物を占有し、使用・収益していることを第三者に対する対抗要件として認めている（カ民 598 I）。そのため、不動産賃貸借契約の目的物が契約後、貸主から第三者に譲渡されたとしても、賃借人が目的物を占有し、使用・収益を継続している限り、譲受人に対して賃借権を主張することができる。また、不動産賃借権に基づく妨害排除請求権も認められて

---

<sup>163</sup> 利息制限に関する法令の変遷と現状については、調査が必要である。

いる（カ民 598 II）。これらの規定により、不動産賃借人の法的地位は保護されていると評価できる。なお、賃貸借契約は相続の対象になる。相続人は賃貸借契約の承継を希望しない場合、解除することができる（カ民 620）。

賃借人は賃貸人に対して用法義務（カ民 600 I）や善管注意義務（カ民 601 I）を負う。また、賃借権の無断譲渡、無断転貸は禁止される（カ民 608 I）。これらの義務に違反した場合、契約の解除事由になる（カ民 600 II, 601 II, 608 II）。契約が解除された場合、その解除の効力は将来に向かってのみその効力を有する（カ民 617）。

賃貸借契約は期間の定めがある場合、その満了によって（カ民 612）、期間の定めがない場合、解約の申入れから終了時期に終了する（カ民 615）。ただ、カンボジア民法典には、日本の借地借家法のような規定が設けられており、賃借人の地位が保護されている。具体的には、不動産賃貸借契約の場合、家屋については期間満了の 3 ヶ月前までに、土地の場合は期間満了の 1 年前までに更新拒絶の意思表示をしなければ、更新に同意したものとみなされる（カ民 613）そして、613 条によって更新された賃貸借は期間の定めのない賃貸借となる。動産賃貸借の場合、賃貸借の期間満了後も賃借人が賃借物の使用または収益を継続しており、賃貸人がそれを知りながら意義を述べないときは、期間の定めのない賃貸借として、期間を除いて、従前の賃借権と同一の条件をもって契約の更新がなされたものと推定される（カ民 614）。

また、カンボジア民法典は、独自の賃貸借として分益賃貸借について規定する。分益賃貸借とは、土地の所有者が土地または家畜を収益させ、その果実を賃貸人と賃借人との間で分配する契約である（カ民 622）。収益の分配方法に特段の定めがないときは、相等しいものとされるが（カ民 623）、分益賃借人は、賃貸人に対して果実を分与した後でなければ、自己に分配されるべき果実を処分することができない（カ民 624）。

#### （ウ）使用貸借

使用貸借とは、当事者の一方が無償で相手方にある物の使用および収益をさせる契約である（カ民 625）。使用貸借契約は、当事者の一方が無償で使用および収益をした後に返還することを約して、相手方からあるものを受け取ることによってその効力が生じる要物契約である（カ民 626）。借主は用法義務および善管注意義務を負い、また無断で借用物の使用・収益を第三者にさせることはできない（カ民 627 I, II, III）。これらの義務違反は解除事由となる（カ民 627）。

使用貸借契約は贈与契約と同じく、無償性が特色である。そのため、貸主は瑕疵担保責

任を原則負わない（カ民 629 本文）。ただし、貸主がその瑕疵について悪意であり、知りながら告げなかったような場合、瑕疵担保責任を負う（カ民 629 但書）。

使用貸借の終了は、期間の定めがある場合その期間の満了時に（カ民 630 I）、期間の定めはないが目的が定められている場合、その目的に従い、使用収益を終えた時に終了する（カ民 630 II）。期間の定めも、目的も定められていない場合、貸主はいつでも使用貸借契約の解約の申入れをすることができる（カ民 631 I）。期間満了前または使用および収益の終了前であっても貸主に借用物について緊急かつ予見不可能な必要が生じた時も、貸主に解約の申入れが認められる（カ民 631 II）。貸主側の解約申入れが制限されている一方で借主はいつでも解約の申入れをすることができる（カ民 632 本文）。ただし、貸主に期限の利益がある場合、その損害を賠償しなければならない（カ民 632 但書）。

#### （iv）役務提供型契約

##### （ア）委任契約

委任契約は、受任者が受任者に対して、委任者のために事務処理を行う権限を授与する契約である（カ民 637）。委任契約は諾成契約である（カ民 639）。無償委任が原則であり（カ民 638 I, 644 I）、有償委任契約を締結した場合、受任者は委任された義務の履行後に、委任者に報酬の支払いを請求することができる（カ民 638 II, カ民 644 II）。なお、委任契約が受任者の責に帰すことができない事由によって、途中で終了した場合、受任者はすでになした履行の割合に応じて報酬の支払いを請求することができる（カ民 644 III）。

委任者は受任者に対して負う義務は、①善管注意義務（カ民 640）、②受任者の報告義務（カ民 641）、③委任の事務処理に当たって受け取った金銭等や果実の引渡義務（カ民 642）、④受任者が委任者に引き渡さなければならない金銭を自己のために消費した場合の損害賠償義務（カ民 643）がある。なお、受任者には、委任の事務処理費用の前払請求権が認められている（カ民 645）

各当事者には任意解除権が認められる（カ民 647 I）。解除の効力に遡及効はない（カ民 648）。ただ、当事者の一方が相手方にとって不利な時期に委任契約を解除した場合、解除権者には損害の賠償義務が発生する（カ民 647 II 本文）。もっとも、やむを得ない事由がある時は損害の賠償義務を免れる（カ民 647 II 但書）。

委任の終了事由は 649 条 1 項各号に列挙されているが、任意規定であるため、特約で終了しない旨の合意をすることは可能である（カ民 649 II 本文）。もっとも、①受任者の死亡（カ民 649 I ①）、②一般後見の開始（カ民 649 I ③）、③法人である受任者が解散もしくは

は合併した場合（カ民 649 I ⑤, ⑥）は、特約があっても終了事由となる（カ民 649 II 但書）。受任者の死亡や法人の解散や合併は委任の事務処理者が存在しなくなるためだと考えられる。また、一般後見の開始が終了事由となるのは、受任者の行為能力が制限されるからだと考えられる。委任が終了したとしても、急迫の事情がある場合、受任者等が応急義務を負う場合がある（カ民 650）。なお、委任が終了したとしても、相手方に通知し、または相手方が知った時でなければ、相手方に対抗することができない（カ民 651）。

#### （イ）請負契約

請負契約は、請負人が仕事完成義務を負い、注文者が仕事の結果に対して報酬支払義務を負う契約と定義される（カ民 652）。条文上、要式性が要求されていないため、合意によって成立する諾成契約と解される（カ民 336）。報酬の支払は、目的物の引渡しを要する場合、引渡しと同時履行の関係に立つ（カ民 653）。物の引渡しを必要としない場合は、仕事の完成後に報酬の支払を請求できる（カ民 653）。注文者は、請負人が仕事を完成させるまでは、いつでも損害を賠償して契約を解除することができる（カ民 663）。

請負人は瑕疵のない仕事の完成義務を負う（カ民 654 I）。請負契約における瑕疵は 654 条 2 項および 3 項が定義する。これによると、①合意された性質を有しない場合（カ民 654 II 前段）、②性質について合意を欠いていたとしても、通常の使用に適さない場合（カ民 654 II 後段）、③請負人が注文と異なる仕事を製作し、または製作された仕事が数量不足である場合（カ民 654 III）に仕事に瑕疵があるとする。

仕事に瑕疵があった場合、請負人は瑕疵担保責任を負う。カンボジアでは、請負人による瑕疵の追完が原則となっている。瑕疵があった場合、注文者は請負人に対して相当な期間を定めて、追完請求をすることができる（カ民 655 I）。請負人は注文者の選択に従い、瑕疵を修補または仕事のやり直しをすることになる（カ民 655 I 後段）。もっとも、瑕疵による不利益と比較して、過分の費用を要する場合、請負人に追完の拒絶権を認める（カ民 655 II）。注文者は、追完のために定めた相当な期間が経過した後、追完が失敗した場合、請負人に追完させることが注文者にとって不当に不利益である場合、瑕疵を自ら修補し、修補に要する費用を請負人に請求することができる（カ民 656 I, II）。さらに、注文者は 407 条から 411 条の規定に基づき、契約を解除することもできる（カ民 657 I）。もっとも、657 条 1 項後段は「請負人による追完が失敗した場合および請負人による追完によらせることが注文者にとって不利益であると評価される場合も、同様とする」と規定しているため、請負人による追完が解除権の行使に優先すると解される。なお、建物その他土地の工

作物については657条1項の適用はない。これは、瑕疵があったとしても、建物等については利用価値が認められる場合があるからだと解される。このことの裏返しとして、瑕疵が重大であり、その工作物が注文者にとって利用価値がない場合、解除権の行使を認めている（カ民657Ⅱ）。相当の期間が経過した後は、仕事の瑕疵を理由として請負人に報酬の減額の請求もできる（カ民658Ⅰ）。請負人による追完が失敗した場合、および請負人による追完が注文者にとって不当に不利益と評価される場合も同様である（カ民658Ⅰ後段）。また、注文者は追完請求権（カ民655）、注文者による瑕疵の修補（カ民656）、解除権（カ民657）、減額請求権（カ民658）を行使せずに、またはこれらの権利の行使とともに、損害賠償の規定（カ民396～406）に従って、損害の賠償を請求することができる（カ民659Ⅰ本文）。ただし、追完に代わる損害の賠償は、追完請求権を優先するため、相当の期間が経過した後、請負人による追完が失敗した場合または請負人による追完が注文者にとって不当に不利益と評価される場合に限られる（カ民659Ⅰ但書）。なお、請負人の瑕疵担保責任の規定は、注文者の提供した材料または注文者が与えた指図によって、瑕疵が生じた場合には適用されない（カ民660Ⅰ）。しかし、660条1項後段は、注文者が表明した単なる希望は指図とみなされないとする<sup>164</sup>。もっとも、請負人が提供した材料や指図が不相当であることを知りながら告げなかったような場合、660条1項の規定は適用されない（カ民660Ⅱ）。注文者が、請負人に対して瑕疵担保責任を追及できるのは瑕疵の存在を知り、または知るべきであった時から1年の期間内に行使しなければならない（カ民661）。

請負人に対する瑕疵担保責任の規定は任意規定であるから、特約で排除することもできるが、請負人が知りながら告げなかった事実については責任を免れない（カ民662）。

#### （ウ）雇用契約

雇用契約は、労働者が使用者に対して労務に服することを約束し、使用者がこれに賃金を与えることを約束することで成立する（カ民664）。雇用契約は労働法の規定が適用されるため、民法典には最低限の規定だけが置かれている（カ民668）。使用者は労働条件の明示義務（カ民665）、安全配慮義務（カ民666）を負う。明示された労働条件が事実と相違する場合、労働者は即時に雇用契約を解除することができる（カ民665Ⅱ）。また、労働契約は一身専属契約であるため、使用者は労働者の承諾なく、使用者の地位を第三者に譲渡することはできない（カ民667Ⅰ）。また、労働者は使用者の承諾なく、自己に変わって第三者を労務に服させることはできない（カ民667Ⅱ）。これらの義務に違反した場合、雇用

---

<sup>164</sup> 単なる希望か指図かを巡って解釈上争いが生じているかどうか、調査の余地がある。

契約の解除事由となる（カ民 667Ⅲ）。ただ、665 条の労働条件明示義務に反した場合と異なり、667 条 1 項および 2 項の義務に違反した場合は、即時に解除をすることはできないという特徴がある。労働者の地位に直結する労働条件明示義務違反は、労働者に対する重大な契約違反と解されるからだと考えられる（カ民 407 参照）。

#### （エ）寄託契約

寄託契約は、受寄者が寄託者から受け取った物を一定期間保管し、その保管期間の終了後同一物を寄託者に返還することを約束する契約と定義される（カ民 669）。無報酬が原則である（カ民 669Ⅱ本文）。もっとも、受寄者が自己の営業として寄託契約を締結した場合（例えば倉庫業を営んでいる等）や法律に定めがある場合には、特約がなかったとしても相当な報酬の支払いを寄託者に請求できる（カ民 669Ⅱ但書）。

寄託契約は目的物の引渡しによって成立する要物契約である（カ民 670Ⅰ）。もっとも、受寄者が先に目的物を占有している場合もある。そのような時は、指図による占有移転があった時に寄託契約が成立する（カ民 670Ⅱ）。寄託契約の合意したにすぎない場合は、目的物が引き渡されるまではいつでもこの合意を撤回することができる（カ民 671 本文）。ただし、有償寄託契約の合意の場合、約束に反して寄託物の受領を拒否したことによって、相手に損害を与えた時は、受領拒否について相当の理由がない限り、相手型にその損害を賠償する義務を負う（カ民 671 但書）。

他人物を目的物とする寄託契約も有効である（カ民 672 前段）。所有者が受寄者に対して返還請求訴訟が提起された場合の寄託物の取扱いが問題となる。この場合、受寄者は返還の訴えが認められない限り、寄託者に寄託物を返還することができる（カ民 672 後段）

受寄者が負う義務としては、①善管注意義務（カ民 672）、②自己保管義務（カ民 677）、③寄託物について権利を主張する第三者が受寄者に対して訴えを提起した場合における寄託者への通知義務（カ民 679）などがある。

寄託物を滅失または毀損した場合、受寄者は無過失を証明しない限り、損害賠償責任を負う（カ民 674Ⅰ）。これに対して、受寄者の求めに応じて寄託がなされた場合や受寄者が客が集まる施設の所有者（ホテルや宿泊所など）だった場合、受寄者は不可抗力を証明しなければ、滅失または毀損についての責任を免れない（カ民 674Ⅱ、Ⅲ）。もっとも、無償寄託であった場合、裁判所は両当事者の資産状況やその他諸般の事情を考慮して、受寄者の損害賠償責任を減ずることができる（カ民 675）。また、寄託者が高価品であることを受寄者に申告していなかった場合も、裁判所は受寄者の損害賠償責任を減ずることができる



(カ民 676)。

寄託契約は、寄託者のための契約であるから、寄託物返還の時期を定めた時であっても、寄託者はいつでもその返還を請求することができる (カ民 680)。

無償寄託契約の場合、返還に要する費用は原則、寄託者が負担する (カ民 685 本文)。また、寄託者は寄託物の保管に要する費用の支払い義務を負い (カ民 686 I)、受寄者が自己に過失なくして寄託物損害を被った場合、賠償義務を負う (カ民 686 II)。受寄者は、返還に要する費用や保管費用、損害が賠償されるまで、寄託物について留置権 (カ民 688) を有する。

寄託物は原則、使用することができないが (カ民 673 II)、消費寄託契約の場合は別である。690 条および 691 条は消費寄託について規定する。

その他の特別な寄託の種類として、混蔵寄託 (カ民 689) と係争物寄託 (カ民 692) がある。混蔵寄託とは、受寄者が複数の寄託者から同一種類の物の寄託を受け、契約によりその受寄物を分別することなく、混蔵して保管することができる寄託契約である。この場合、各寄託者は混蔵保管された全体物に対して、自己の寄託物の数量的な割合に応じた権利を有する (カ民 689)。各寄託者はその割合に応じて、寄託物の返還を請求することができる。係争物寄託とは、複数の物が物の占有権または所有権を争っている場合に、争っている複数の者が、その係争の目的物を、その権利者が確定するまで第三者に寄託する契約である (カ民 692)。紛争当事者の合意によって成立する場合と、裁判所の命令による場合がある (カ民 698)。合意による係争物寄託契約では、紛争当事者間の合意が契約の成立に不可欠である。そのため、権利を主張する全員が同意しなければ、契約は有効にならない (カ民 694)。通常の寄託契約が任意解除を認めているのとは異なり、寄託者の全員が同意しなければ、紛争解決前に係争物を返還することはできず、解除権が制限されている (カ民 697)。このように、係争物寄託では、第三者が他人間の紛争に巻き込まれる側面があること、受寄者の負担が大きいことから、有償契約となっている (カ民 695)。受寄者は紛争が終了した後、権利者に対して係争物を返還する (カ民 696)。

#### (v) 共同事業型契約

組合契約がある。カンボジア民法典は、組合契約を各当事者がそれぞれ出資をして共同の事業を営むため、法人格を備えない団体を設立する契約と定義する (カ民 699)。出資の合意および共同事業についての合意が組合契約の要素となる。また、法人格を備えない団体と明確に規定している点が特徴的である。

財産権以外に、労務も出資の目的とすることができる（カ民 700 II）。設立の合意をした当事者のいずれかによって、契約が無効または取り消されたとしても、原則、組合は他の当事者によって設立されたものとなる（カ民 700 IV）。ただし、その当事者がかけることによって組合の目的を達成することが不可能になった場合、組合は設立されない（カ民 700 IV 但書）。

組合の財産は、すべて組合員の共有である（カ民 701 I）。組合の清算前に組合財産の分割を求めることは原則できない（カ民 701 II 本文）。また持分の自由処分が禁止され（カ民 701 IV）、組合の債務者はその債務と組合員に対する債権の相殺も禁止される（カ民 708）。そのため、ここでの共有は、日本の民法解釈でいうところの「合有」とであると解される。もっとも、組合財産の分割は清算前であっても組合員全員の合意があれば可能である（カ民 701 II 但書）。ただし、分割前に取引をした第三者には対抗することができない（カ民 701 III）。

組合の業務執行は、業務執行組合員または第三者が定められていない場合、各組合員が対外的には業務執行権を有するが、業務について組合員間で意見の不一致がある場合、組合内部の意思決定は組合員の過半数で決する。（カ民 702 I）。業務執行を委任する組合員や第三者が複数人いる場合は、その過半数によって組合の業務執行は決定される（カ民 702 II）。通常の業務執行については各組合員または業務執行者は単独で行うことができる（カ民 702 III）。

業務執行組合員には委任の規定が準用される（703）。もっとも、委任契約と異なり、業務執行組合員は正当な理由がなければ辞任や解任を認めない（カ民 704 I）。さらに、正当な理由に基づき解任する場合も組合員の過半数の賛成が必要である（カ民 704 II）。委任契約と同じく、任意解除権を業務執行組合員と組合員に認めた場合、業務執行組合員の地位が不安定となり、組合の事業に支障を来すおそれを防止するという配慮に基づくものである。

各組合員の権利としては、業務・財産状況検査権（カ民 705）や利益配当請求権（カ民 706 I）などがある。

組合の債務は組合員の連帯債務となる。ただし、その債務はまず組合財産から弁済され、組合財産によってすべてが弁済できない場合に各組合員の固有財産から弁済される（カ民 707 I）。各組合員の負担割合は、特約がない限り、出資の割合による（カ民 707 II）。

組合員は任意脱退することが可能である（カ民 709）。また、死亡や破産、一般後見開始の宣告や除名は非任意脱退事由である（カ民 710）。脱退した組合員は脱退当時の組合財産の状況に従って、持分の払い戻しを受ける（カ民 712 I）。なお、労務で出資を行った組合員に対しても、金銭による持分の払い戻しが認められる（カ民 712 II）。

組合の解散事由については 713 条が規定する。組合の目的である事業が終了した場合や不能となった時（カ民 713 I ①）や組合員全員の合意がある場合（カ民 713 I ②）。組合は団体であるため、一人になった場合も解散事由となっている（カ民 713 I ③）。解散の効力は遡求しない（カ民 714）。解散した組合は清算に入る（カ民 715～718）。

（vi）その他の典型契約

（ア）終身定期金契約

719 条から 723 条が終身定期金契約について定める。終身定期金契約は、定期金債務者が定期金債権者から対価として元本を受け取り、定期金債権者に対して、死亡に至るまで、定期金の支払う合意を内容とする契約である（カ民 719 I）。具体的な例としては、個人年金などが挙げられる。

（イ）和解契約

和解契約は、当事者が互いに譲歩して、その間に存する争いを終了することを約する契約である（カ民 724）。和解をするためには、和解に含まれる目的物を処分する権限がなければならぬ（カ民 725 I）。例えば、土地について所有権を持たない賃借人は、土地の所有権について和解をすることはできない。このような和解は無効となる。また強行法規や公序良俗に反して無効な契約を有効にする和解も無効である（カ民 725 II）。

727 条は和解の確定効について定める。和解契約が成立すると、たとえ和解の内容と従前の権利関係が異なっていたとしても、和解の内容が従来の権利関係を変動させる効果をもつとする。紛争を解決する趣旨に基づいている。紛争の蒸し返しを防ぐため、争いの目的である権利等に関する錯誤の主張について制限規定を設けている（カ民 728）。728 条は「当事者の一方が権利の帰属や目的物の価額の算定の基礎となる事実を錯誤して和解した場合であっても、当事者が当該権利の帰属または事実の存否、評価等につき互いに譲歩して和解した時は、当該権利の帰属または事実の存否、評価等に関する錯誤を理由に和解を取り消すことはできない」と規定する。もっとも、和解をする意図がないにもかかわらず和解契約を締結した場合には、346 条に基づく錯誤無効の主張が可能である。さらに、和解契約の締結後、契約時には予測し得なかった事態が生じた場合（例えば、後遺障害

の発生や相手方が和解契約に基づく債務を履行しないなど)には当然適用されない。

### (3) ラオス

#### (i) 契約類型の概観

契約内外債務法は、交換型契約として、①売買、②交換、③贈与、④買戻特約付売買、貸借型契約として、⑤消費貸借、⑥使用貸借、⑦賃貸借、役務提供型契約として、⑧寄託、⑨委任、⑩役務提供、⑪建築請負、⑫運送、共同事業型契約として、⑬組合という、合計13種類の典型契約について定めている。

買戻特約付売買を売買と別個に規定している点、建築請負契約について独立して規定している点、そこでは、運送契約を典型契約に含めている点、労働契約については契約内外債務法には規定されていない点等に特色が見出される。

#### (ii) 交換型契約

##### (ア) 売買契約

売買契約は「売主が買主に対して財産の所有権を移転する義務を負い、買主が財産を受領し、かつ合意した価格に従って代金を支払う義務を負う、契約当事者による合意である」と定義される(ラ契 39 I)。この文言からは、売買契約は売主に財産権移転義務、買主に代金支払義務という債権・債務を発生させる債権契約であるとも読める。その一方で、売主は「自己の所有権に属するいかなる財産も」販売することができるとしており(ラ契 39 II)、この文言が他人物売買を無効とする趣旨であれば、売買契約は純粋な債権契約とはいえない。何れにせよ、ラオス現行法は物権(契約)と債権(契約)を概念的に明確に区別してはいないようである<sup>165</sup>。物権(契約)と債権(契約)の概念的区別の問題は、今後の取引実務の進展に従い、債権契約に対する要請がどのように強まってくるかに依存すると考えられる。

売買目的物の品質が契約に適合しないときの売主の責任(ラ契 40 I)、買主の検査・通知義務(ラ契 40 II)、他人物売買における買主の所有者に対する代価賠償請求権(ラ契 42)については既述のとおりである<sup>166</sup>。

割賦販売(ラ契 41)、売買目的物を輸送する場合(ラ契 43)に関する規定を設けている。

---

<sup>165</sup> もっとも、ラオスには所有権法が存在し、契約等に基づく動産および不動産の所有権移転の要件を定めている(ラ所 28)。これを物権契約(行為)と解釈することも可能であると考えられる。

<sup>166</sup> 前述 4-8 (3)、5-5 (3) 参照。

#### (イ) 交換契約

交換契約（ラ契 44）については、差額金付交換契約（ラ契 45）についての定めがあるほか、売買に関する規定を準用している（ラ契 46 I）。交換契約は要物契約であり、両当事者が相互に目的物を引き渡した時に「効力を有する」ものとされる（ラ契 46 II）。

#### (ウ) 贈与契約

贈与契約は、2008 年改正の契約内外債務法によって新設された。贈与契約自体は諾成契約であるが（ラ契 47）、所有権の移転は、目的物が動産の場合は引渡しにより（ラ契 48 I）、登録動産および不動産の場合は登録・登記によって生じる（ラ契 49 III）。

条件付贈与の場合、受贈者は条件を完全に履行した時に目的物の所有者となる（ラ契 50 II 前段）。条件が履行されない場合または履行不能の場合、贈与者は契約を解除することができる（ラ契 50 II 後段）。

#### (エ) 買戻特約付売買契約

買戻特約付売買は、売主が販売した財物を「3 年以内」に「販売した値段」で買い戻す権利を有する、財物の売買のための契約当事者の合意である（ラ契 53 I）。動産・不動産を問わない。契約締結時に予め合意した場合に限り、買戻しの期間は延長できるが、1 年を超えることができない（ラ契 53 II）。買戻期間の満了時まで売主が買い戻さないときは、買主が目的物の確定的な所有者となる（ラ契 53 III）。

契約を締結した時に事前に合意があったときは、3 年間の期間が終了したときに、売主は買戻特約付売買の期間を伸長する権利を有するが、[期間は]1 年を超えてはならない。

買戻期間中に目的物から生じた果実は、買主が代金全額を支払っているときは、買主に帰属する（ラ契 54）。買主は目的物の保管義務を負い、売主の買戻時に原状回復義務を負う。保管費用は、「僅かな価額」のものを除き、売主負担とされている（ラ契 55）。

#### (iii) 貸借型契約

##### (ア) 消費貸借契約

消費貸借契約は「貸主が自己の金銭又は財物の所有権を借主に移転し、借主が貸借した種類の金銭又は財物を、同じ数量及び同等の品質をもって、契約に定める期限に従って貸主に返還する、契約当事者の合意」である（ラ契 55 I）。この定義によれば、諾成契約であると解される。契約に定めのある場合に限り、貸主は借主に利息を請求することができる（ラ契 56 III）。

##### (イ) 使用貸借契約

使用貸借契約は「借主が無償で使用するために、貸主が財物を引渡し、借主が財物の所有者に対して、合意した期限に従って原状に復してその財物を返還しなければならない、契約当事者の合意」である（ラ契 58）。使用借主は貸借物を他人に転貸する権利をもたない（ラ契 59Ⅲ）。

#### （ウ）賃貸借契約

賃貸借契約は「賃貸人が自己の所有する財物を、賃借人が一時的に使用するために引き渡し、賃借人は、契約および賃貸物の効能に適切に、かつ、適合するように利用し、並びに合意した価格および期間に従って賃料を支払わなければならない、契約当事者の合意」である（ラ契 60Ⅰ）。

賃貸借の存続期間を定めなかったときは、貸主も借主も何時でも契約を解除する権利をもつが、不動産は3か月前までに、動産は1か月前までに通知しなければならない（ラ契 60Ⅱ）。ただし、耕作地の賃貸借の場合は、収穫期の後または次の収穫期の前までに通知しなければならない（ラ契 60Ⅲ）。

賃借物の修繕に関しては、小規模な修繕は賃借人が修繕義務を負い、大規模な修繕は賃貸人が修繕義務を負う（ラ契 62Ⅱ）。

賃貸目的物が第三者に譲渡されたときは、賃貸借契約は引き続き効力をもち、譲受人が貸主の地位を承継する。すなわち、《売買は賃貸借を破らない》原則を採用していると解される。譲渡人は譲受人に対し、その目的物を賃借人が使用している旨を通知しなければならない（ラ契 63）。

賃借人が目的物を第三者に転貸するためには、賃貸人の同意を要する（ラ契 64）。

#### （iv）役務提供型契約

##### （ア）寄託契約

寄託契約は「受寄者が保管するために寄託者が財物を引渡し、受寄者は、寄託者からの請求があるときに、その財物を原状に復して寄託者に返還しなければならない、契約当事者の合意」である（ラ契 65Ⅰ）。寄託は、当事者の合意または法律の規定により、有償または無償である。

返還時期を定めた場合、受寄者は原則として寄託物を期限前に返還する権利を有しない（ただし、やむを得ない場合はこの限りでない）一方、寄託者は期限前に寄託物を取り戻すことができる（ラ契 65Ⅲ）。

返還時期を定めなかった場合、寄託者は何時でも取り戻すことができ、受寄者は「適切

な時期」に寄託物を取り戻すよう、寄託者に請求することができる（ラ契 65IV）。

#### （イ）委任契約

委任契約は「受任者が委任者の名で、又は委任者の資金によって特定の事務を処理し、並びに契約又は法律に定めのある場合に、委任者が受任者に対して報酬を支払う義務を負う、契約当事者の合意」である（ラ契 68 I）。委任は 3 年を超えてはならず、期間の定めのない委任の効力は、委任状を作成してから 1 年以内である（ラ契 68III）。

受任者は、委任契約に従い、「自己の事務に対するのと同様の誠実さ」をもって履行する義務を負う。受任者は、委任者に事務処理を報告し、委任の履行によって取得した財物、金銭または文書を委任者に「直ちに引き渡す義務」を負う（ラ契 69 I）。

一方、委任者は、自己の事務を処理させるために受任者に必要な財物を提供し、自己の委任の範囲において受任者が処理した事務を承認し、契約に定めのある場合は受任者に報酬を支払い、並びに事務の処理において受任者の行った支出を承認しなければならない（ラ契 70 I）。

#### （ウ）役務提供契約

役務提供契約は、役務提供者が役務利用者に特定の物を作成し、助言を行う等の役務を提供し、役務利用者が合意した価格に従ってその利用代金を支払う旨の契約当事者の合意である（ラ契 71）。

役務提供契約には、一般的役務提供契約と、専門的役務提供契約がある。一般的役務提供契約は、役務提供者が「修繕、理髪、衣服の裁断、飲食における被用等、特定の役務を行い、又は特定の物を作成しなければならない契約当事者の合意」である（ラ契 72 II）。一方、専門的役務提供契約は、役務提供者が「専門的原則に適合するように、研究、分析、解析、資料の提供、助言又は指図の提供、プログラムの作成、並びに報告書の作成等の用役を提供しなければならない契約当事者の合意」である（ラ契 72 III）。専門的役務提供契約は文書の形式によって締結しなければならない（ラ契 72 IV）。

#### （エ）建築請負

建築請負契約は「請負人が施主の目的に従い、施主又は自己の資材を用いて、特定の建物を建設しなければならない、施主が、建築が完了し、共同で結果を確認した後に建物を引き取り、かつ建築費を支払わなければならない、契約当事者の合意」である（ラ契 75 I）。

施主は、建築した建物を検査し、契約に従って履行されていない、又は不適切な履行を行ったために建物が技術的基準を満たしていない、若しくは損傷したときは、請負人に対

し、相当の期間内に解決し、又は修補するよう請求しうる（ラ契 75IV）。

請負人は、建築規則に従って建物を保証しなければならず（ラ契 76 I）、施主が建物を引き取った後に、建物に瑕疵があるとみなすときは、保証期間が終了していないときは、施主は、請負人に対し、修補費用を支払うことなく修補を請求する権利をもつ（ラ契 76 II）。

#### （オ） 運送

運送契約も、運送という役務提供を債務の目的（給付の内容）とする契約として、役務提供型契約の 1 種とみることができる。

運送契約は「運送者が旅客、携行品、物品又は商品を目的地まで又は相手方の目的に従って運送する責任」を負い、「旅客、又は物品若しくは商品の送主が合意された価格に従って運賃又は送料を支払う義務」を負う、契約当事者の合意である（ラ契 77 I）。

運送契約は、運送者が旅客者、携行品、物品又は商品を引き受けた時から効力を有し、旅客者が携行品とともに目的地に到着した時、又は所有者若しくは受取り権者がその物品又は商品を受領した時に終了する（ラ契 77 II）。

運送者は、旅客者および携行品を安全に目的地まで運送し、又は運送するように委託された物品もしくは商品を、「出発地で引き受けた数量及び品質のまま」目的地まで運送して物品または商品の受領権者に引き渡す義務を負う（ラ契 78 I）。

交通事故が発生した場合、運送者は、負傷もしくは死亡した旅客に対し、または運送によって被害を受けた、もしくは損傷した、携行品、物品または商品に対し、責任を負わなければならない。ただし、緊急事態の場合はこの限りでない（ラ契 78 II）。

#### （v） 共同事業型契約——組合

契約内外債務法は、共同事業型契約として、組合契約について規定する。

組合契約は「利益を分配し、若しくは債務について責任を負うために、資金、財産又は労働を提供して共同で特定の事業を営むための、二者間又は多数者間の合意」である（ラ契 80 I）。この点は、組合が 3 人以上から構成されるとするベトナム民法典とは異なっている（ベ民 111 I）<sup>167</sup>。

組合の業務執行、収益の分配、損失の分担等に関する規定は、契約内外債務法にはない。組合契約が終了したときは、利益の分配および債務に対する責任の分担は、契約に別段の合意がないときは、各組合員の出資の割合に従う（ラ契 82）。

<sup>167</sup> ベトナム民法典は、組合を契約類型の 1 つとしてではなく、世帯と並ぶ権利主体として捉えている。前述 3-8 (1) (iii) 参照。



## 5-10 準契約（事務管理等）に関する規定の存否と内容

### （1）ベトナム

準契約について規定はない。ただ、法律および社会道徳に反しない限り、契約自由の原則が働くので無名契約として許容される余地があると考えられる（ベ民 389 I）。また、労務提供契約（ベ民 518）は準委任を含む余地があると解される。

事務管理については第 19 章で「委任のない仕事の実行」（以下、事務管理）として規定されている（ベ民 594～598）。事務管理とは、他人が知らない場合または知ってはいるが反対しない場合、そのような仕事を行う義務がないにもかかわらず、その他人の利益のために自主的に仕事を行うことと定義される（ベ民 594）。

委任のない仕事を行う者（以下、事務管理者）は「自己の能力、条件に合致する仕事を行う義務」を負い、「自己の仕事のように仕事を行わなければならない」（ベ民 595 I, II）義務を負う。日本民法の「自己の物と同一の注意義務」のようにも読める。しかし、そうではなく、むしろ「事務管理者は最善を尽くす義務を負っている」という意味であり、善管注意義務以上に重い義務を負っていると解釈できる。

また、他人（以下、本人）は事務管理者が引き渡した仕事を受け入れ、仕事の結果が自身の希望にそぐわなかったとしても、仕事のために支出した合理的な費用を支払わなければならない（ベ民 596 I）。さらに事務管理者が仕事を誠実にやり、自分に利益をもたらした場合は事務管理者が拒絶しない限り、報酬の支払義務を負う（ベ民 596 II）。事務管理であるにもかかわらず、成立した場合、本人に対する拘束力が強い。なお、事務管理は①本人の要求に従う場合、②本人、本人の相続人又は代理人が仕事を受け入れた場合、③事務処理者が 595 条 5 項（仕事の継続ができない場合の本人、代理人又は親族に対する通知義務若しくは第三者への仕事の依頼義務）の規定に基づいて仕事を引き続き行うことができない場合、終了する（ベ民 598）。

### （2）カンボジア

カンボジア民法典 582 条が準消費貸借契約について規定する。もっとも、準委任契約についての規定はない。カンボジアの委任契約の対象となる事務処理は、日本のように法律行為（日民 643）に限られず、委任者のためにする事務処理一般である（カ民 637）。そのため、準委任契約についてあえて規定する必要性がないからだと解される。

729条から735条が事務管理について規定する。権限がないにもかかわらず、他人のために事務の管理を開始することを事務管理と定義する（カ民729Ⅰ）。事務管理は、本人の関知しないところで始まる場合が多いため、原則無償である（カ民735 反対解釈）。もっとも、事務管理者の管理事務が管理者の職業等に含まれる場合で、本人が事務管理のなされていることを知った後に継続される事務に関して、管理事務に対して通常支払われる報酬を請求することができる（カ民735）。本人が知った後であれば、本人の意思に反するおそれがないからだと解される。

事務管理者は、善管注意義務を負い、本人の利益に最も適した方法によって、その管理をしなければならない（カ民729Ⅱ）。本人の意思を知った時や知ることができた時は、その意思に従って管理を行う義務を負う（カ民729Ⅲ）。その他に事務管理者が負う義務としては、通知義務（カ民731）や管理継続義務（カ民732）などがある。事務管理契約には委任契約の規定（カ民641～643）の規定が準用される。

事務管理者は、本人のために必要費または有益費を支出した時は、本人に償還を請求できる（カ民734Ⅰ）。事務管理が本人の意に反して行われたとしても、本人に現存利益がある場合、その限度で費用の償還を請求できる（カ民734Ⅲ）。

緊急事務管理が成立する場合、悪意または重大な過失がない限り、事務管理者はそれによって生じた損害を賠償する責任を負わない（カ民730）。

### （3）ラオス

契約内外債務法は、第3章において、事務管理として3か条の規定を設けている。事務管理は「他人が留守の時の〔他人の〕家の修繕等、事務管理代行者〔管理者〕が委任を受けることなく、他人の利益のために、ある事務を管理すること」と定義される（ラ契96）。それは「債務弁済の代行等の法律行為、又は家屋の修繕代行等の事実行為でもよい」とされ（ラ契97Ⅱ）、管理者は「善良な意図」によって「所有者又は占有者の利益」のために管理しなければならない（ラ契97Ⅰ）。管理者は受任者と同様の義務（ラ契69）を負い、自らが加えた全ての損害に対する責任を負わなければならない、自己の事務管理について所有者または占有者に通知しなければならない。管理者は自らが始めた事務を完了し、または所有者もしくは占有者が自ら行うことができるように至るまで継続しなければならない（ラ契98Ⅰ）。所有者または占有者は管理者の支出した必要費および有益費を償還する義務を負う（ラ契98Ⅱ）。

## 5-11 不当利得に関する規定の存否と類型

### (1) ベトナム

ベトナム民法典第 20 章にある「法律的根拠のない財産の占有，使用およびその財産からの収益による返還義務」が不当利得に相当する。

法律的根拠のない占有とは，民法 183 条各号に列挙された事由に当てはまらないにもかかわらず，財産を占有している場合である（ベ民 189）。例えば，①所有権や所有者からの財産管理の委任がないにもかかわらず財産を占有する場合や②民事取引が法律に合致していないにもかかわらず財産を占有している場合などが挙げられる。

法律的根拠なく他人の財産を占有または使用している者は財産の所有者または合法的な占有者に対して財産の返還義務を負う（ベ民 599 I）。財産の所有者または合法的占有者が見つからない場合でも，取得時効（ベ民 247 I）が成立しない限り，権限のある国家機関に対して財産を引渡さなければならない。法律的根拠がないにもかかわらず，財産を占有する者には，財産の取得を認めないという姿勢が特徴的である。占有者の善意・悪意を問わず，財産は全部を返還しなければならない（ベ民 600 I）。特定物の場合，その物自体の返還が原則であるが，滅失または損傷したときは，他に合意がない限り金銭による賠償が認められている（ベ民 600 II）。代替物(fungible object)が滅失または損傷した場合，同じ物を返還するか，金銭によって賠償しなければならない（ベ民 600 III）。

財産から利益を収め，それによって他人に損害を与えた者は，取得時効（ベ民 247 I）が成立しない限り，被害者にその利益を返還しなければならない（ベ民 599 II）。ここでの利益は果実のみならず，使用利益をも含む広い意味での利益を指すと解される。果実の返還については 601 条が規定する。悪意の占有者および悪意で利益を収受した者は，占有を開始した時，または利益を収受した時から得た果実を返還しなければならない（ベ民 601）。これに対して，法律的根拠のない善意占有者は異なる扱いがされている。「法律的根拠のない善意占有者」とは，財産の占有について法律的根拠がないことを知らない，または知ることができないまま占有する者と定義される（ベ民 189）。法律的根拠のない善意占有者は果実収受権を有するため（ベ民 194 II），果実を返還する範囲は，法律的根拠のない善意占有者の場合，法律的根拠がないことを知った時か，または知っているはずの時点から収受した範囲に限定されている。利益の返還は現物または金銭による（ベ民 600 III）。

法律上根拠のない財産の占有者から財産を取得した第三者と所有者または合法的占有者

との関係は 602 条が規律する。第三者は所有者または合法的占有者から返還を請求された場合、返還義務を負う（ベ民 602）。第三者の利益の保護は譲渡人に対する損害賠償請求権を認めることで図られている。所有者や合法的占有者の権利を保護しようという姿勢が強い構成になっていると解される。このことは法律的根拠のない善意占有者に必要費および有益費の償還請求権の行使を認めつつも、財産を返還した後に行使できると規定した点からもうかがえる（ベ民 603）。

不法原因給付については規定がない。

## （2）カンボジア

736 条から 741 条が不当利得について規定する。不当利得は、法律上の原因がないにもかかわらず、他人の財産等によって利益を受け、それによってその他人に損失を生じさせた場合に成立する（カ民 736 I）。不当利得が成立する場合における、相手方が返還すべき利得の範囲は、原則、現存利益に限られる（カ民 736 I）。なお、736 条 2 項は、契約が取消された場合や無効になった場合においても、不当利得の規定が適用されることを確認している。

もっとも、悪意の受益者の場合、返還義務の範囲は変わる。まず、737 条 1 項は、法律上の原因がないこと、もしくは契約の効力が効力を持たないことを知った場合、受益者は知った時の現存利益およびその利息について返還する義務を負う（カ民 737 I）。返還すべき利益の範囲の基準時を「受益者が知った時」と規定する点が特徴的である。この規定に従うと、当初は法律上の原因がないことについて善意だった者が、途中から悪意になった場合にも 737 条 1 項が適用されることになる。そして、2 項は契約の効力が失われることについて利益を受けた者に、（契約の効力が失われることについて）故意または過失がある場合、1 項と同様にその利益に利息を付して返還する義務を負う。例えば、1 項は詐欺の事案や未成年者が同意を得ずに締結した契約が取り消された事案において、調べれば未成年者であることがすぐに分かったにもかかわらず、相手方が調べなかったような場合であり、2 項は自ら詐欺をして相手方から物や金銭を受領した場合を想定していると解される。737 条 1 項および 2 項が適用される場合、相手方が損害を被った場合には、受益者はさらにその損害も賠償する責任を負う（カ民 737 III）。受益者の悪意の意味をより具体的に規定することにより、判断基準を明確にするとともに、利得者と損失者の実質的公平をよりきめ細かに図りうる条文構造になっていると評価できる。

非債弁済（カ民 738）、期限前の弁済（カ民 739）、他人の債務の弁済（カ民 740）についても規定がある。

741 条は不法原因給付について規定する。カンボジア社会で反社会的と評価される契約が無効になった場合、受益者に対する返還請求権は認められないこととなる。

### （3）ラオス

契約内外債務法は第 4 章で不当利得について定め、2 か条のみ規定を置いている。

故意に自らが取得する権利を有しないことを知りながら他人の財物を取得した者は「財物又は財物の価額、並びに取得した日から受けた果実又は収入」を所有者に返還しなければならない（ラ契 99）。これに対し、「錯誤によって」〔過って〕他人の財物を取得した者は「財物又は財物の価額」を所有者に返還しなければならない、財物の所有者は「財物の保管のために支払われた費用」を利得者に賠償しなければならない（ラ契 100）。

これらの規定によれば、悪意の不当利得者は受けた利得と果実の返還義務を負い、費用を支出しても償還義務はない一方で、善意の不当利得者は果実の返還義務を負わず、費用償還請求権をもつものとされている。悪意者の費用償還請求権を一切否定する点は、悪意者に対する制裁として、ラオス法の特徴といえる。

## 5-12 一般の不法行為の要件と効果

### （1）ベトナム

#### （i）一般不法行為の要件

不法行為に相当する規定は、第 21 章「違法行為による損害の賠償責任」である。一般の不法行為の成立要件として、故意または過失により、他人の生命、健康、名誉、人格もしくは威信または財産の合法的権利・利益を侵害し、損害を与えた者は賠償責任を負うものとされる（ベ民 604 I 前段）。同条は法人または他の主体に対する不法行為責任も規定しているが、被侵害利益は名誉、威信および財産に限られている（ベ民 604 I 後段）。このように、不法行為責任は過失責任が原則であり、法律に規定がある場合には、無過失であっても損害について責任を負う（ベ民 604 II）。

不法行為責任を免れる事由として、正当防衛（ベ民 613）および緊急避難（ベ民 614）が認められている。しかし、いかなる要件によって正当防衛または緊急避難が成立するの

か、条文上は明らかでない<sup>168</sup>。

また、提訴時効が定められており、権利が侵害された日から2年間となっている（ベ民607）。

#### （ii）損害賠償の方法

損害の賠償は全額賠償が基本である。法律に特別の規定がない限り、賠償の回数や賠償を金銭によって行うかどうかについては、当事者間で合意することを認めている（ベ民605 I）。それによれば、数回に分けて賠償する方法や現物または仕事による賠償が可能となる。損害の実質的な回復を目指す姿勢を読み取ることができる。

さらに、過失によって不法行為責任を負った者が、自己の当面のおよび長期の経済力に照らして賠償可能な損害よりも、大きな損害を発生させた場合には、裁判官の裁量で賠償額の減額を認めている（ベ民605 II）。これは裁判官（国家）が不法行為責任の内容を加害者の賠償資力によって調整することを認めるものであり、一般的には矯正的正義（または回復的正義）が妥当するものと解されている不法行為法に、一種の配分的正義の原理を導入しているものとみることができ、ベトナム民法典の大きな特色といえる。このルールが実際にどのように用いられているか、一般的には裁判官の裁量が極めて大きくなると考えられるが、事件類型に応じた大体の標準が形成されているか等、きわめて興味深い。

また、賠償額が実際に合致しなくなった場合、被害者または不法行為者は裁判所等の権限がある国家機関に対し、賠償額の変更請求権を認めている（ベ民605 III）。このように、損害の賠償方法については柔軟な処理がなされており、現実が発生した損害が適切に賠償されるような制度設計になっている点が特徴的である。

#### （iii）責任能力

ベトナムでは18歳以上の者が成年者と扱われるため（ベ民18）、18歳以上の者は自ら不法行為責任を負う（ベ民606 I）。一方、未成年者や民事行為能力喪失者の場合は、異なる扱いがされている。

未成年者の場合、その子が15歳未満か、15歳から18歳未満かどうかで賠償責任が変わる。15歳未満の未成年者が損害を起こした場合、その父母が子に代わって損害の賠償責任を負う（ベ民606 II 前段）。そして、父母の財産だけでは、賠償に足りない場合であり、かつ未成年者が自己の財産をもつときは、621条（学校等の管理下における15歳未満の人および民事行為能力喪失者が起こした損害の賠償）の場合を除いて、未成年者の財産で

---

<sup>168</sup> 刑法上の正当防衛および緊急避難との関係もさらに調査が必要である。

不足分を賠償する（ベ民 606Ⅱ前段）。これに対して、15歳から18歳未満の未成年者が損害を起こした場合、その未成年者が自己の財産で賠償する（ベ民 606Ⅱ後段）。未成年者の財産だけで損害を賠償できないときに、父母がその不足分を賠償するという仕組みになっている（ベ民 606Ⅱ後段）。

さらに、不法行為責任を負う未成年者または民事行為能力喪失者に後見人がある場合、後見人は被後見人の財産を使って賠償する（ベ民 606Ⅲ）。被後見人に財産がない場合または財産が賠償するのに不足する場合、後見人は自己の財産をもって賠償しなければならない（ベ民 606Ⅲ）。ただ、後見人において自己に過失がないことを立証できたときは、自己の財産をもって賠償する責任を免れる（ベ民 606Ⅲ後段）。このように、後見人が自己の財産をもって賠償する責任は、無過失の反証によって責任を免れるものとされている点で、中間責任の1つと評価できる。

このように、ベトナム民法典は、未成年者や民事行為能力喪失者に不法行為責任が成立する場合、その監督者である父母や後見人も責任を負うことを認めている。しかし、その一方で、未成年者の財産や民事行為能力喪失者の財産による賠償を認めているため、未成年者や民事行為能力喪失者の保護という観点からみると厳しい規定に読める。しかし、逆に未成年者であってもその年齢や財産に応じて損害賠償責任を負うという制度設計は社会主義的な要素を持ち合わせており、非常に特徴的である。

#### （iv）損害の確定

ベトナム民法典は、被侵害権利・利益ごとに損害の範囲を具体的に規定する特徴がある。条文上、財産権（ベ民 608）、健康（ベ民 609）、生命（ベ民 610）、名誉権等（ベ民 611）について規定されている。具体的には、例えば、被害者の生命が侵害された場合、①死亡前にかかった療養介護費、②埋葬費、③被害者の扶養義務者に対する給養金が損害として規定されている（ベ民 610Ⅰa～c）。扶養義務者に対する給養金は慰謝料と区別されており、相続順位が最も高い被害者の近親者には慰謝料請求権が認められている（ベ民 610Ⅱ）<sup>169</sup>。

生命または健康を侵害された場合については、損害賠償の受領期間について独立した規定を設けている（ベ民 612）。被害者が完全に労働能力を失った場合、被害者は死亡する時まで損害賠償額の受領権を有する（ベ民 612Ⅰ）。扶養権利者に給付するために扶養義務者が受け取る給養金についても定めている。未成年者または死亡者の胎児であって生存して

---

<sup>169</sup> 条文に規定された損害以外の損害（例えば、弁護士費用等）も賠償範囲に含まれるかどうか、さらに調査が必要である。

いる者は18歳まで給養金を受領する権利がある（ベ民612Ⅱ）<sup>170</sup>。ただし、15歳から18歳までの未成年者が就業し、自活するのに十分な収入を得るようになった場合は受領権限を失う（ベ民612Ⅱ但書）。成年者であっても労働能力を欠く者については、死亡時まで給養金を受領できる（ベ民612Ⅱb）。この規定も、扶養権利者の必要性に応じた権利を認めるものとなっており、ベトナム民法典の特色といえる。

過失相殺に相当する規定として617条がある。「被害者も損害を起こした場合、損害を与えた人は、事故の過失の程度に相当した損害分だけを賠償する。被害者の完全な過失により損害が与えられた場合、損害を起こした人は賠償しなくてもよい」と規定する<sup>171</sup>。

## （2）カンボジア

### （i）一般不法行為の要件

不法行為については724条から765条が規定する。743条は一般の不法行為責任について定める。過失責任が原則である（カ民743Ⅰ）。カンボジア民法典742条は故意と過失について定義する。特に過失の定義規定が特徴的である。カンボジア民法典は過失を「行為者と同等の職業または経験のある者ならば通常結果発生を予見できたにもかかわらず、注意を怠ったために結果発生を予見せず、かつその結果を回避すべき義務を負っているにもかかわらずその義務に違反した行為を行うこと」と定義する（カ民742Ⅱ）。結果発生の予見可能性の判断にあたって「行為者と同等の職業または経験のある者」を基準にすることで、客観的に予見可能性があったか判断できる条文構造になっている。

不法行為は故意または過失によって他人の権利または利益を違法に侵害し、これによって損害が生じた場合に成立するが（カ民743Ⅰ）、加害者の故意または過失、加害行為と損害との間の因果関係、および生じた損害については、損害の賠償を請求する側が立証責任を負う（カ民743Ⅲ）。民法典に立証責任の分配規定を置いている特色がある。なお、一定の作為義務を負う者が、その作為義務を怠ったために、損害が発生したような場合には不作為による不法行為の成立を認める。この場合、743条1項の規定が準用される（カ民743

---

<sup>170</sup> ここでは2つの場合が想定され、①生存する被害者（例えば、母）が扶養義務者である場合と、②被害者（例えば、母）が死亡したが、「死亡者の胎児」の場合がある。②の場合、給養金を受け取るのは、被害者＝死亡者に代わって扶養義務を負う者となるか、確認が必要である。また、③被害者が死亡し、未成年者が残された場合も規定がなければならぬが、その場合も誰が「扶養義務者」として給養金を受け取るのかという問題が生じる。さらに、②、③の問題の前提として、死亡した者の損害賠償請求権が相続されるのかという問題もあり、これらの点も含めて、さらに調査が必要である。

<sup>171</sup> 損害の計算方法、控除の仕方を具体的に調査・確認する必要がある。



II)。例えば、救護義務を負う者が、病人に対して何もしなかったために、病人が死亡したような場合を想定していると解される。

不法行為の成立を妨げる事由については、756条が規定する。①被害者の同意があるとき、または危険の引受がある場合（カ民756I）、②正当防衛または緊急避難が成立するとき（カ民756II、755）、③社会的相当性のある行為による場合（カ民756III）、責任を免れる。危険の引受到該当する場合としては、被害者がリスクが伴うことを承知しながら、あえて行為に及んだような事案（登山や危険なスポーツへの参加）が考えられる。もっとも、被害者の同意と危険の引受けを厳密に区別することは難しい。なお、被害者の同意や危険の引受が、社会的に相当なものでない場合は免責されない（カ民756I但書）。正当防衛および緊急避難の成立要件は755条が規定する。加害者に正当防衛等が成立した場合、加害者は責任を負わず、防衛行為や避難行為の原因となった違法行為を行ったものが責任を負う（カ民756II）。社会的に相当性のある行為の具体例としては、隣地から伸びてきた木の枝を切除した場合が考えられる。カンボジア民法典は、隣地の竹木の枝が延びて、土地の境界を超えた場合、所有者に切除権を認める（カ民142）。隣地の所有者の財産権の侵害はあるものの、所有者の切除権は社会的に相当性のある行為のため、免責されると解される。

不法行為に基づく損害賠償請求権には消滅時効がある。被害者またはその法定代理人が加害者に対して損害賠償請求ができることを知った時から、3年、不法行為の時から10年経過した場合、時効によって消滅する（カ民765）。

#### （ii）損害の賠償方法

金銭賠償が原則である（カ民757I）。金銭によっては適切な救済が得られない場合には、原状回復または差し止めを請求することができる（カ民757II）。雑誌に名誉毀損記事が掲載された事案において、当該雑誌の回収や出版の差し止めを請求する場合、企業に対する公害訴訟において、工場の操業の差し止め請求などが想定される。名誉毀損の場合、被害者は謝罪広告などの名誉回復措置を求めることができる（カ民757III）。

#### （iii）責任能力

責任無能力者は満14歳未満の未成年者、精神上の障害またはその他の事由により加害行為時に自己の行為の責任を認識し判断することのできる能力を欠く者である（カ民745I、II本文）。この場合、監督義務者である親権者や未成年後見人、成年の場合、一般後見人が損害賠償責任を負う（カ民746I）。746条1項の監督義務者の責任は無過失責任であ

る（カ民 746Ⅲ参照）。

カンボジアでは、18歳未満の者が未成年者とされる（カ民 17）。14歳以上18歳未満の未成年者の不法行為責任のあり方が問題となる。カンボジア民法典は、この場合、未成年者であっても責任能力を否定しない。しかし、監督義務者も連帯して責任を負うと規定する（カ民 746Ⅱ）。一般的に、未成年者には損害を賠償できるだけの資力を期待することはできないが、監督義務者も連帯して責任を負わせることで、被害者の救済につながる構成になっている。もっとも、2項に基づいて責任を負う未成年者の監督義務者は日常的に監督義務を果たしていたことを立証することで、自己の損害賠償責任を免れることができる（カ民 746Ⅲ）。立証責任の転換が図られており、中間責任の一種と評価できる。

このように、カンボジア民法典は責任無能力者や14歳以上の未成年者が不法行為を起こした場合、監督義務者についても責任を負わせることによって被害者の救済を図ろうとしている。しかし、14歳以上の未成年者の監督義務者の場合、日常的に監督義務を果たしていたことを立証して免責を認めるのに対し、14歳未満の未成年者や一般被後見人が不法行為を起こしたような場合は無過失責任とする。被害者救済を重視した条文ではあるが、監督義務者にとっては厳しい規定となっている<sup>172</sup>。

#### （iv）損害の確定

カンボジア民法典は、損害額の算定の原則規定を設けている（カ民 758）。財産的損害の算定の場合、不法行為がなかったならばそうであったであろうと推測される財産状態と不法行為後の現実の財産状態との差額を損害として評価される（カ民 758Ⅰ）。その算定にあたっては、統計その他の資料をできるだけ活用しなければならない（カ民 758Ⅰ）。客観的に損害額を確定しようという立法意思が読み取れる。精神的損害の算定の場合は、加害者の行為の故意または過失の程度、被害の種類および程度、加害行為後の加害者の行為などの諸事情を勘案して慰謝料額を評価する（カ民 758Ⅱ）。

また、被権利侵害の内容ごとに、賠償を請求できる損害の範囲を具体的に規定している点が特徴的である（カ民 759～762）。例えば、生命侵害による損害賠償請求の場合、被害者は死亡までに生じた財産的損害と精神的損害について賠償の請求を認めるが、財産的損害に含まれるものとして、支出した医療費等の出費や、得られなくなった収入などを具体的に規定している（カ民 760Ⅰ）。列挙された項目以外（例えば弁護士費用など）の請求も可能だと解される。何が損害に含まれるのか争点になる局面はカンボジアでも多いと考え

---

<sup>172</sup> もっとも、この点の適否は抽象的に論じることはできず、この規定の社会的背景や実務的運用、裁判例の動向も考慮に入れて、検討する必要がある。

られる。民法典に関する教科書や裁判所の統一的解釈が不足しているカンボジアの法制度環境を鑑みると、このように一定の基準を定めた規定の存在は有益だと考えられる。

損益相殺（カ民 763）、過失相殺（カ民 764）についても規定がある。

### （3）ラオス

#### （i）一般不法行為法の概観

契約内外債務法は不法行為に関し、①一般的不法行為（ラ契 83～91）、②特殊的不法行為（ラ契 92～94）、③物から生じた責任（ラ契 95 条）について規定している。①と③を区別は、行為者の行為による責任と無生物責任とを区別するフランス民法の規定の影響を受けたものであるとみられる<sup>173</sup>。

自己の行為によって他人に損害を生じさせた者は、自らが生じさせた損害を賠償する責任を負う。その例外は、①自己防衛、②合法的な職務の執行、③被害者の過失によって生じた損害である（ラ契 83）。これに対し、緊急避難によって生じた損害は「現実の状況に応じて」賠償されなければならない（ラ契 89）。

#### （ii）一般不法行為の成立要件

不法行為の成立要件は、①故意または不注意によって他人に損害を与える作為または不作為（ラ契 86）、②損害の発生（ラ契 84, 85）、③財産的原因と損害の因果関係（ラ契 87）である。このうち、②賠償すべき損害は、財産的損害、生命または健康上の損害、および精神的損害であり（ラ契 85）、かつ確実性を有する損害である。それは、既に生じている損害のほか、「将来において確実に生じる」損害に及ぶとしていることが注目される（ラ契 84）。

#### （iii）不法行為の効果

不法行為の効果は損害賠償請求権の発生である。「損害賠償及び慰謝料」の算定は、「加害者の過失に適合するように」行わなければならない（ラ契 I）。ここで「慰謝料」といわれるのは、「被害者の逸失利益又は違法行為によって生じた被害者の追加支出等」とされている（ラ契 91 II）。

被害者に過失があった場合は過失相殺が認められる（ラ契 91 III）。

また、権利の行使であっても、「故意に自己の権利を濫用した者」は、それによって生じ

---

<sup>173</sup> 野澤 2012: 140 頁。

た損害を賠償する責任を負う（ラ契 84）<sup>174</sup>。

（iv）共同不法行為

さらに、数人の者が「共同して損害を生じさせた」ときは、損害賠償について「連帯して」責任を負わなければならない。これに基づいて、裁判所は、複数の加害者の中の 1 人または一部の者に全ての損害を賠償させる判決を下すことができる（ラ契 90）。

5-13 特殊の不法行為の類型の有無と内容

（1）ベトナム

第 21 章第 3 節が特殊の不法行為について規定する。類型としては、①アルコールなどの刺激物を用いた人が起こした損害の賠償（ベ民 615）、②使用者責任（ベ民 618～620、622）、③学校、病院または他の組織の管理下における 15 歳未満の者および民事行為能力喪失者が起こした損害の賠償（ベ民 621）、④高度危険源が起こした損害の賠償（ベ民 623）、⑤環境汚染によって生じた損害の賠償（ベ民 624）、⑥家畜の所有者の損害賠償（ベ民 625）、⑦樹木によって生じた損害の賠償（ベ民 626）、⑧建造物等によって生じた損害の賠償（ベ民 627）、⑨死体または墓の侵犯による損害の賠償（ベ民 628、629）、⑩消費者の権利の侵犯による損害の賠償（ベ民 630）がある<sup>175</sup>。

特に使用者責任は（a）法人の構成員が起こした損害の賠償（ベ民 618）、（b）幹部、公務員が起こした損害の賠償（ベ民 619）、（c）訴訟機関における権限のある者が起こした損害の賠償（ベ民 620）、（d）使用者等が起こした損害の賠償（ベ民 621）の 4 類型に細分することができる、詳細に規定されている。国家公務員や官僚、訴訟機関における権限のある者または被用者が損害を与えたことにつき過失がある場合、被害者に賠償した国、訴訟機関および使用者は、加害者に対して求償権を有する（ベ民 619 後段、620 後段、622 後段）。これに対して、法人が損害を賠償する場合、過失の有無を問わず、法律の規定がある場合に限り、構成員への求償が認められている（ベ民 618 後段）。

（2）カンボジア

特殊の不法行為については、カンボジア民法典 746 条から 754 条が規定する。類型とし

---

<sup>174</sup> ここでの「故意」がいわゆる害意に相当するものであることを要すると解されているかどうかは、さらに裁判例等の調査が必要である。

<sup>175</sup> 消費者の権利侵害の場合、当事者適格をもつのは誰か、例えば、消費者団体のような団体も提訴できるのか、調査する必要がある。

ては①監督義務者責任（カ民 746）、②使用者責任（カ民 747）、③法人の不法行為責任（カ民 748）、④公務員の不法行為（カ民 749）、⑤動物の占有者の責任（カ民 750）、⑥製造物責任（カ民 751）、⑦危険物責任（カ民 752）、⑧土地工作物責任（カ民 753）、⑧共同不法行為（カ民 754）がある。日本の場合、会社法や国家賠償法、製造物責任法などの特別法で規定されている不法行為責任の種類も、民法典で規定されている。

使用者責任（カ民 747）、法人の不法行為（カ民 748）、公務員の不法行為（カ民 749）は求償権が認められている。もっとも求償権の行使要件やその範囲はそれぞれ異なる。使用者責任の場合、使用者または代理監督者は、被用者に対してその過失の程度に応じて求償できるのに対し（カ民 747Ⅲ）、法人の不法行為責任の場合、法人は加害行為を行った代表者に全額の求償を認める（カ民 748Ⅲ）。公務員の不法行為の場合、国または公共団体が求償できるのは、公務員の結果回避義務違反の程度が重大であるときに限られる（カ民 749Ⅱ）。

### （3）ラオス

#### （i）使用者の責任

使用者は、「自己の被用者が委任に従って職務を遂行するとき」に、他人に加えた損害を賠償しなければならない（ラ契 92Ⅰ）。「自己のために他人を働かせるとき」も、同様である（ラ契 92Ⅰ）。注目すべきは、これらの場合において、被用者が被害者に対して賠償責任を負うのは、「重大な過失」によって損害を生じさせた場合に限られるという点である（ラ契 92Ⅱ前段）。その背景には、使用者の自己責任的な理解が前提にあるとも考えられる<sup>176</sup>。損害を賠償した使用者は、被用者に求償することができる（ラ契 92Ⅱ後段）。

#### （ii）両親・後見人・監督者の責任

両親、後見人または保育園・病院・その他の監督者は、「自己の管理下にある未成年者又は精神障害者の過失によって生じた損害」に対して責任を負う（ラ契 93）。この場合の責任が、過失責任か無過失責任かは明確にされていない<sup>177</sup>。

#### （iii）動物の所有者・占有者の責任

動物の「所有者又は占有者」は、その「過失」により、動物が加えた損害を賠償しなければならない（ラ契 94）。

#### （iv）物から生じた損害に対する責任

<sup>176</sup> この点は、裁判例を含め、さらに調査が必要である。

<sup>177</sup> この点は、裁判例を含め、さらに調査が必要である。

物の「所有者又は占有者」の「過失」によって物から生じた損害については、その物の「所有者又は占有者」が賠償責任を負わなければならない（ラ契 95）。

(v) 小括

特殊な不法行為の類型は限られている。また、多くの場合、過失が要件とされている。その中で、両親・後見人・監督者の責任については、それが無過失責任と理解されているか、あるいは監督義務の懈怠を要件とする過失責任と理解されているかは明確でなく、さらに調査が必要である。

5-14 無過失責任の類型。中間責任の類型

(1) ベトナム

特殊の不法行為類型は、無過失責任なのか、中間責任なのか、不明確なものが多いため、さらに調査を要する。条文上、明らかに無過失責任に分類されるものは、①高度危険源が起こした損害の賠償（ベ民 623）、②環境汚染によって生じた損害の賠償（ベ民 624）である。特に、高度危険源（稼働中の工場や機械化された交通輸送手段、送電システム等）によって生じた損害についての所有者等の責任（ベ民 623）や環境汚染（ベ民 624）に対する損害賠償責任（ベ民 630）は、経済成長とそれに伴う弊害のバランスを調整するための象徴的な規定であると解される。なお、環境汚染によって生じた損害はその不法行為の特殊性ゆえに、環境保護法に従って損害の賠償の具体的内容が決定される。

中間責任として規定されている類型は、①学校、病院または他の組織の管理下における 15 歳未満の者および民事行為能力喪失者が起こした損害の賠償（ベ民 621）、②家畜の所有者の損害賠償（ベ民 625）、③樹木によって生じた損害の賠償（ベ民 626）、④建造物等によって生じた損害の賠償（ベ民 627）である。学校、病院または他の組織は自らの管理に過失がないことを証明できた場合、その責任を免れるが、15 歳未満の未成年者の親、民事行為喪失者の親および後見人が賠償をする（ベ民 621Ⅲ）<sup>178</sup>。家畜、樹木、および建築物の損害は被害者に完全な過失があった場合、所有者はその責任を免れることができる（ベ民 625～627）。しかし、被害者に完全な過失があったことを立証しなければならず、厳しい規定であると解される。なお、樹木による損害および建築物による損害は不可抗力も免

---

<sup>178</sup> 学校等の管理下における 15 歳未満の人および民事行為能力喪失者が起こした損害の賠償は具体的にどのような場合に成立するのか明確でない。子供が放課後や休日に事故を起こした場合に学校も責任を負うのか、それとも学内での事故に限られるのか（授業中に他の子供と喧嘩をした等）今後調査を要する。

責事由に含まれている（ベ民 626, 627）。

## （2）カンボジア

無過失責任とされるのは、①監督義務者の責任のうち、14歳未満の未成年者または精神上の障害により、事故の行為の責任を認識し、判断することのできる能力を欠く状態にあるものを監督すべき法定の義務者の損害賠償責任（カ民 746 I）、②使用者責任（カ民 746 I）、③法人の不法行為（カ民 748 I）、④公務員の不法行為（カ民 749 I）、⑤動物の占有者の責任（カ民 750）、⑥製造物責任（カ民 751）、⑦危険物責任（カ民 752）、⑧土地工作物責任における所有者の責任（カ民 753 I）がある。

ただ、製造物責任の場合、開発危険の抗弁が認められ、欠陥が製造当時の科学水準をもってしても認識することが不可能なことを証明した場合、免責される（カ民 751 I 但書）。危険物責任の場合も、損害が不可抗力によって生じた場合、または危険物の管理に瑕疵がなく、かつ被害者もしくは第三者の行為によって引き起こされた場合も免積される（カ民 752 但書）。

中間責任と解される類型は、①14歳以上18歳未満の未成年者の監督義務者の責任（カ民 746 III）、②使用者責任のうち代理監督者の責任（カ民 747 II 但書き）、③土地工作物責任における管理者の責任（カ民 747 I 但書き）の3つがある。自分が監督義務や管理義務を尽くしていたことを立証することで責任を免れる。

## （3）ラオス

契約内外債務法では、無過失責任の類型は明示的に設けられていない。前述した両親・後見人・監督者の責任（ラ契 93）がそれに当たるかどうかは、裁判例を含め、さらに調査が必要である。

## VI 担保法

### 6-1 物的担保

#### （1）ベトナム

##### （i）概観

ベトナム民法典が民事義務履行担保の方法（ベ民 318）として掲げるのは、①財産の質、

②財産の抵当，③手付け，④寄託，⑤供託，⑥保証，⑦信託による抵当<sup>179</sup>である。

このうち，物的担保に当たるのは，①財産の質，②財産の抵当，③手付け，④寄託<sup>180</sup>，⑤供託<sup>181</sup>である。⑦は人的担保に属する。以下では，①と②について概観する。

#### (ii) 財産の質

財産の質とは，一方当事者（以下，質権設定者）が民事義務履行のために，自己の所有に属する財産を，他方当事者（以下，質権者）に引き渡すことである（ベ民 326）。財産の質には文書（融資を受ける際の証書に記載されてもよいし，別の文書でもよい）を作成しなければならない（ベ民 327）。そして，財産の質は質権者に財産を引き渡した時点から効力を生じる（ベ民 328）。質権者は，質財産を占有し，法律の規定に反してその質財産を使用している者に返還を請求し，質財産から天然果実および法定果実を収取しうる（ベ民 333）。

#### (iii) 抵当

財産の抵当とは，一方当事者が（抵当権設定者）が，他方当事者（抵当権者）に対する民事義務履行の担保のために自己の所有に属する財産を用いるが，それを抵当権者に引き渡さない場合である。従物付きの場合はその従物も抵当財産に属する。将来形成される財産も抵当財産とすることができる。抵当権設定者は抵当財産を留置する。第三者に占有させることを合意することができる。土地所有権の抵当は 715 条～721 条および関連法律の規定に基づいて行われる（ベ民 342）。財産の抵当には文書（融資契約書に記載されてもよいし，別の文書にしてもよい）が作成されなければならないが，この抵当文書は公証，確証

---

179 「信託による抵当」とは，地域の政治・社会組織が，政府が定める規定に従い，貧しい者および世帯が生産・経営・サービス業を営むために銀行，その他の信用組織から一定の金額を借り入れる際に，それができるように担保するものである（ベ民 372。いわば当該政治・社会組織の信用力をもって抵当財産とするに匹敵する）。融資者は，信託による抵当の担保をもって金銭を貸し付けるときは，文書を作成し，貸付金額，貸付の目的，貸付期間，金利，借入人，貸付銀行・信用組織および担保組織の権利・義務・責任を明記しなければならない（ベ民 373）。

180 ここにいう「寄託」とは，一般の寄託契約とは異なり，動産の賃借人が賃借動産の返還を担保するために，一定期間，一定の金額，貴金属，宝石または価値のある他の物（寄託財産）を賃借人に引き渡すことである。賃借人は未払の賃料を寄託財産から差し引いた残りを引き取ることができる。賃借人が賃借動産を返還できなくなった場合，寄託財産は賃借人に属する（ベ民 359）。

181 ここにいう「供託」とは，弁済供託と異なり，義務者が民事義務履行を保証するために，銀行の凍結口座に一定の金額，貴金属，宝石または有価証券を預けることである。義務者が義務を約定どおり履行しない場合，権利者は銀行手数料を控除した後，供託銀行から精算を受け，義務者が生じさせた損害の賠償を受けることができる。供託の方法及び精算手続は，銀行に関する法律によって定められる（ベ民 360）。



または登記されなければならない（ベ民 343）。

抵当権者は、①抵当財産の価値が低下または滅失するおそれがあるときは、349 条 5 項に規定する賃借人、使用借人にその使用の中止を請求すること、②抵当財産を直接調査し、または検査すること（ただし、抵当財産の使用、開発を阻止、妨害してはならない）、③抵当財産の実状に関する情報提供を抵当権設定者に要求すること、④抵当財産の開発・使用によって抵当財産の価値が消失または低下する恐れがあるときは、抵当財産の価値を保全する措置を講じるよう抵当権設定者に要求すること、⑤義務履行の期限内に義務者が約定どおりに義務を履行しなかった場合、抵当財産を処分するために、抵当権設定者または財産を預かっている第三者に抵当財産を引き渡すよう要求すること、⑥将来形成される財産が抵当財産として設定される場合、当該財産の形成過程を調査または検査すること、⑦355 条または 324 条 2 項の規定に従って抵当財産の処理を要求し、優先的に精算を受けることができる（ベ民 351）。

土地使用权等の抵当は、銀行等による融資実務でも頻繁に利用されている。

（iv）銀行実務での抵当の利用について——A 銀行ホーチミン支店での調査

（ア）調査概要

2015 年 11 月 23 日（月）10 時から 11 時 30 分まで、A 銀行ホーチミン支店 3 階の会議室でインタビュー調査を行った。回答者は、外国協力部の Q 副部長である。また、同銀行支店の外国相談部門の日本語に堪能な行員が同席し、ベトナム語・日本語通訳を行った。

（イ）A 銀行ホーチミン支店およびその業務について

同支店は、ベトナム南部における A 銀行最大の支店であり、その出張所もある。

主な顧客は、企業が約 90%であり、個人は数%にすぎない。企業の中には、FTA に参加する大企業、中小企業、貿易会社等がある。第 2 区の開発企業に対しても、A 銀行は融資をしている。外国企業にも融資をしており、例えば、ニャベ、第 7 区等の経済特区、産業特区における企業にはその例がある。ベトナム全体の FTA 企業に対する融資のうち、約 20%を A 銀行が融資している。

1 企業に対し、貸出残高として 50 億ドル（約 6150 億円）まで融資が可能である。

利息、融資期間等の融資条件は、顧客のブランド・資産・規模により、契約ベースで決めている。短期は 12 か月以内、中期は 12 か月～60 か月、長期は 60 か月以上であるが、プロジェクト融資の場合はプロジェクトの〔建設、運営が軌道に乗るまでの〕期間も可能であり、例えば、20 年という期間もありうる。また、金利は、例えば、貸出期間が 1 か月

～1年の場合に1～3%、1年以上の場合に3%～（USドル金利）等のケースがある。個人向けの住宅ローンでは、6.5%（ドン金利）の例がある。しかし、銀行間の競争も激しくなっており、顧客により、ドン建て金利をもっと安くすることもある。

（ウ）担保の設定について

融資の担保としては、短期プロジェクトの場合は不動産、商品（の価値）に担保を設定し、長期プロジェクトの場合はプロジェクト（の価値）それ自体を担保にすることが行われている。

**抵当権の設定**に際しては、契約書はA銀行が原案を作成し、土地使用権の権利証を添えて、登記所で登記している。

例えば、外国企業に融資する場合、外国企業がベトナム政府から設定を受けた土地使用権（存続期間は、例えば、50年）を担保にすることが行われる。そのうち、①当該企業が毎年国家に地代を支払っている場合には、土地使用権は担保にならない〔担保価値がない〕ので、建物のみが担保になる。したがって、この場合には、建物に担保権を設定するが、土地使用権に抵当権を設定することはないので、当該企業がA銀行に土地使用権の権利証を預ける必要はない。これに対し、②当該企業が50年分の家賃をすでに国家に支払っている場合には、土地・建物の双方に担保権の設定が行われ〔融資額もそれだけ多くなる〕、土地使用権に対する抵当権の設定に際しては、**抵当権設定後に登記所から戻される土地使用権の権利証は銀行が預かって、保管している**。当該企業が、土地上に建築、その他の開発行為を行う場合、①のケースではA銀行に何ら報告する必要はないが、②のケースでは、当該企業はA銀行に預けている権利証がないと、土地の転貸等の利用による開発ができない。

担保物の価値により、融資額が異なる。一概にはいえないが、担保物が売りやすい物件であれば、物件価値の70～80%、売りにくい物件であれば、同70%以下になることが多い。平均では約70%である。

ちなみに、担保価値を越える融資をしてはならないという規制は、銀行にとっては自由な業務を拘束している感があり、法改正によってそうした規制が撤廃されることは、銀行としては「もちろん、歓迎である」。実際、大企業やグローバルに活動する多国籍企業に対しては、「担保目的物の価値の99%」を融資するという実務は、そうした要請の存在を如実に反映している。

担保価値の評価は、融資銀行（ここではA銀行）内部の者が行うことはできないので、

別の会社に頼んでいる。といっても、A 銀行の場合は、関連会社である A 銀行 Asset Management Company (A 銀行 AMC) に依頼して行うことも多い。もともと、A 銀行 AMC の評価は比較的厳格であることから、より判断が緩やかな別の会社に依頼することもある。そのための依頼先リストを A 銀行は要している。

すでに抵当権が設定されている物件について、それに担保価値がある場合に、A 銀行が後順位抵当権を設定し、融資をすることも、不可能ではない。しかし、その場合、つまり、**同一物件に複数の抵当権（後順位抵当権）を設定するためには、1 番抵当権者の同意により、権利証を預かり、2 番抵当権を設定したうえで、その権利証を A 銀行（2 番抵当権者）が預かることができる場合（そのことも含めて、1 番抵当権者が同意する場合）でなければ、後順位抵当権を設定して融資することは行わない。**

#### （エ）債務不履行について

借主が債務不履行（返済不能）となるケースは、ほとんどない（おそらく 0.00...1% 程度）。これは、A 銀行の顧客がほとんど大企業であるからという事情にも起因する。リスクが高い企業に対しては、融資しない方針をとっているという事情にも起因する。

担保権の実行方法としては、借主との合意に基づく売却としての私的実行、および裁判所に提訴しての実行の双方がある。

#### （オ）融資先の審査について

融資先が反社会的勢力である等が判明した場合、銀行としては、一般的には、直ちに融資をストップし、貸金の返還を求める。企業の経営者が反社会的活動をする者であることが判明したときも、融資の即時ストップ、返還請求を行う。ある企業の従業員が反社会的活動をする者であることが判明したときは、融資をめぐる権利・義務はそのまま有効であるが、当該情報を企業に通告する。A 銀行ホーチミン支店としては、そのような事態に直面したことはない。

銀行が融資する開発プロジェクトに対する反対運動は、実際に起きている。強制収用が行われ、警察が動員されることもある。そのような場合でも、開発プロジェクトが合法的であれば、融資がストップすることはない。住民の反対運動に対しては、融資先が対応する問題であり、銀行として対応することはない。

## （2）カンボジア

### （i）概観

カンボジア民法典は、第6編債権担保において、①留置権、②先取特権、③質権、④抵当権、⑤譲渡担保権、⑥保証、⑦連帯債務の規定を置いている。①～⑤が物的担保に該当する。そこでは、譲渡担保権が明文で規定されている点に特色がある。

(ii) 抵当権

抵当権は、債権者と不動産を担保に提供する債務者または第三者との間の合意によって成立する(カ民844。諾成主義)。抵当権の設定登記は抵当権の成立要件でも効力要件でもない。抵当権者は「抵当権設定契約が公正証書によって行われ、土地登記簿に登記されなければ、抵当権を設定者以外の第三者に対抗することができない」(カ民845)。抵当権設定登記は第三者対抗要件である<sup>182</sup>。これは、売買等の合意による不動産所有権の移転においては登記が効力要件であること(カ民135)と大きな違いである。

(iii) 抵当権の実務——国土省でのインタビュー調査から<sup>183</sup>

(ア) 抵当権の状況について(その①)——設定の状況

カンボジアではgage(質)が主要な担保権として利用されてきたが、抵当権が設けられたことにより、gageから抵当権へ設定が変わってきているようである。抵当権の設定は増加傾向にあり、プノンペン地籍管理所だけで2015年11月だけで1000件あった。2015年12月は1200件に上るとの見解が示された。根抵当権も利用され始めている。抵当権設定の申請件数と登記件数はほぼ同じである。申請から登記までかかる時間は地区によって変わるが、最短で1週間である。 Chol Chhn Vong 地区や Tourl Kock 地区、 Cham Kar Mon 地区のように登記件数が多い地区では時間がかかるようである。

後順位抵当権の設定状況について聞いたところ、見たことがないという回答があった。

**国土省は抵当権設定登記後、権利書を申請者や弁護士に返還するが、1番抵当権者である金融機関が権利書を預かるという運用実態**があるようである。一旦預かった権利書を金融機関は返却しないため、後順位抵当権の設定が実際にはできないようである。

(イ) 抵当権の状況について(その②)——執行について

抵当権の執行について課題があった。カンボジアの場合、抵当権を設定する場合、権限官署(コミューンの長)が作成した書面も公正証書として取り扱われる(カ民法適用法9II)。

<sup>182</sup> 抵当権設定契約が公正証書によって行われる部分まで含めて第三者対抗要件というべきか否かが問題になりうるが、抵当権設定登記が公正証書によって行われていなければ登記申請が受理されないとすれば、両者が対抗要件といっても、設定登記が対抗要件といっても実質的相違はないと考えられる。

<sup>183</sup> 4-7(2)(ii)で引用した2015年12月24日国土省で行った金武アドバイザーとのインタビューに基づく。

しかし、執行名義となるものは公証人が作成した公正証書に限定されている（カ民訴 350 II ⑥）。そのため、設定した抵当権に公証人による公正証書がない場合、確定判決を得るためにわざわざ裁判を起こすというケースが存在し、抵当権の利便性が損なわれているという課題があった。民事訴訟法 350 条の解釈を変えるか、民事訴訟法の改正が必要ではないかという意見があった。ただ、現在、カンボジアでは公証人の育成が始まっており、公証人の数が増えるのであれば、改正ではなく、適用法による手当の道もあるのではないかという意見があった。

### （3）ラオス

#### （i）抵当権

物的担保については、契約履行担保法（1994 年。2005 年改正。ラ担）<sup>184</sup>が、土地使用権および建物に抵当権を設定することを認めている（ラ担 20, 21）<sup>185</sup>。

同一不動産への複数の抵当権設定も制度上は可能である<sup>186</sup>。しかし、取引実務では、土地登記証（権利証）を債権者に交付する慣行の普及により、同一不動産への複数の抵当権の設定は實際上稀である。また、設定者は担保価値維持義務を負うが、目的不動産（権）を売却・譲渡する権利をもたない（ラ担 24, 25）。これが担保的利用の足枷になっていると実務意識されていないか、検証する必要がある<sup>187</sup>。

#### （ii）登録担保制度

契約履行担保法は、登録担保制度を導入し、書面による登録主義を採用している（ラ担 31）。その際、特定の有体物のほか、倉庫物品等の流動物（ラ担 17）、プロジェクトから将来発生する無形資産も客体とすることができる（ラ担 19）。しかし、登録制度に必要な首相令が検討中のため、まだ実施されていない。実務上は買戻特約付売買契約、譲渡証書の授受による譲渡担保が用いられている。

#### （iii）担保取引の実務

ラオスにおける担保取引の実務の現状を知るために、2015 年 8 月 24 日、B 銀行の本店

---

<sup>184</sup> その制定に際しては、世界銀行を構成する国際金融公社(IFC)の専門家等のアドバイスを受けた。松尾 2012a: 162 頁。

<sup>185</sup> 建物は土地使用権と共に担保権の対象として記載するのが一般的である（前掲注 125 参照）。

<sup>186</sup> 土地使用権に複数の抵当権を設定する場合、既存の抵当権者の承諾の下、目的土地を図面上 2 分し、その各々に担保権を設定するという手続上の処理が行われている。

<sup>187</sup> ベトナム民法 349 条 4 項も、抵当権設定者は抵当権者の同意がなければ抵当財産を売却・交換・贈与できないとする。

(ヴィエンチャン) でインタビュー調査を行った。その概要を整理すると、以下のとおりである<sup>188</sup>。

担保方法は、法令によれば様々な種類があるが、現実に行われているのは約 90%が不動産の担保である。不動産という場合には、土地（使用权）およびその上の建物を含むのが通常である。

その他の担保形態として、プロジェクト・ファイナンスを行っている。例えば、比較的大規模なプロジェクト自体（例えば、ダム建設事業、電力売却事業等が生み出す利益）を担保にすることがある。

他方、動産を担保にすることは、非常に稀である。その理由は、動産は担保としての管理が困難だからである。担保登録システム（前述（ii）参照）はまだ実施されていない。

1 筆の土地（使用权）を複数の債権の担保に使うことも法律上は可能なように見える。しかし、現実には極めてリスク（債権回収不能のリスク）が高いとみられている。土地のポテンシャル次第であると考えられる。実際の例としては、B 銀行では行っていない。實際上、担保権を設定する際に登記済権利証を預かってしまい、登記済権利証は 1 通しかないのので、新たに担保権を設定しようとしても、債権者が同意してくれない限り、新たに担保権を登記することができないからである<sup>189</sup>。もっとも、オンラインでの登記管理ができるようになれば、可能になるのかも知れない。

債務者は担保物件を売却することができない。そのことを（融資・担保権設定契約の）契約書上に明記している。

さらに、土地の所有者（設定者）が担保権の対象である土地を改良することができるか

---

<sup>188</sup> 被聴取者は、L1, L2, L3 ほか 1 名である。

<sup>189</sup> なお、4-7 (3) (i) で引用した天然資源省環境省ボリカムサイ県登記事務所でのインタビュー調査によると、登記事務所も 1 筆の土地を複数のローンの担保にすることは、実際にはできないと理解しているようである。その理由は債権者が土地登記証（バイターディン）を預かってしまうからである。加えて、もしもすでに担保が設定されている土地を担保に新たにお金を借りるくらいなら、まずはその借りた金で先のローンを完済すべきであるという考え方が一般化しているとの説明があった。もっとも、土地の担保余力が大きい場合は、不都合ではないかとも考えられるが、もし全関係者が納得してそうしようというのであれば、複数の担保を登記することも可能であろうが、現実にはそのようなケースは存在していないとの回答があった。

どうかは、融資者 B 銀行（債権者）との交渉次第である。もし改良によって土地の価値が上がるのであれば、債権者側も受け容れる。現実にはその交渉で拒否したことはなく、通常は同意しているので、実際に設定者にとって土地の利用が困難になるということはない。

担保権の実行については、第 1 に、顧客の資力を審査する。事業（ビジネス）を改善する余地があるのであれば、担保権を実行する前に、（担保物を用いて）それをしてもらうことにしている。

他方、事業の改善が期待できないときは、交渉になる。少なくとも 3 回は交渉の機会を持ち、返済のための他の財源を探して貰うことにしている。3 回目の交渉には、債務者が所属する村の村長も招待する。

それでも解決しない場合、案件は「NPL」と呼ばれ、事件の解決は訴訟手続に移行する。実際、債務不履行（デフォルト）となった金銭消費貸借（ローン）の約半数が「NPL」と認定され、訴訟に至る。その比率としては、ローン全体の約 3% である。訴訟期間中も利息を計算する。加えて 5% の損害金も計算する。損害金は NPL になったら課すことになる。

借主が債務不履行になった場合、BCEL が担保となっている土地の使用権を取得することはない。

ある土地（使用権）を担保にして金銭を借り入れ、その後同じ土地を担保にして金銭を借り増すことも可能である。

土地登記簿が作成されていない土地についても、担保とすることがある。その場合、まずは村長に確認し、証明証を発行して貰う。加えて、村に対し、同人に同土地を処分させないよう書面で通告する。このようなケースは主として遠隔地の地方にある土地を担保とする場合に行われる。

担保権設定に際しての土地の査定については、通常は 2 つの方法を組み合わせで行っている。①第 1 に、政府の土地価格表であり、②第 2 に、市場価格である。①は情報としてやや遅れがちであり、現実より安く表示されている。通常は①と②の間において評価している。

その結果、実際に訴訟を通じて、強制的に売却した結果、ローン残高より低い額しか回収できなかったというケースは、稀である。もっとも、そのような回収不能の問題はかつてはしばしば起こったが、行員のトレーニング等を徹底した結果、査定が厳格になり、回収不能の事態はなくなっている。

なお、強制売却の結果、ローン残高に満たない額しか回収できないおそれがある場合に

は、予想される差額分をまず交渉によって返済してもらうことを行っている（天引き的な処理か）。

## 6-2 人的担保

### (1) ベトナム

ベトナム民法典は、人的担保として、保証（ベ民 361～371）について規定している。保証は、第三者である保証人が債権者に対して、債務者が期限到来後も債務を履行しない場合に、債務者に代わって債務の履行を約することによって成立する契約である（ベ民 361 前段）。ベトナムでは連帯保証が原則となっており、当事者が補充性の合意をした場合に限り、単純保証となる（ベ民 361 後段）。保証契約の締結は要式契約である（ベ民 362）。法律の規定がある場合、公証または確証が義務付けられる（ベ民 362）<sup>190</sup>。

根保証についての規定はない。

特殊な人的担保として、信頼による抵当（ベ民 372, 373）がある。信頼による抵当とは、「地域の政治・社会組織が生産・経営・サービス業のために、銀行または他の信用組織で一定金額を借りようとする貧しい人及び世帯のために、その信頼を抵当として担保すること」と定義されている（ベ民 372）。地域の政治・社会組織が有する信頼を金融機関等への担保にすることで、貧困層の小規模事業への参入を促す制度であると解される<sup>191</sup>。もっとも、2015年11月19日に行ったベトナム司法省民事執行総務局での聞き取り調査によれば、回答者が知る限り、信頼による抵当が実際に行われているというケースはほとんどないという説明があった<sup>192</sup>。

### (2) カンボジア

カンボジア民法典は、第6編の債務担保編の第7章に人的担保として、保証についての規定を置く。保証は、保証人が債権者との間で、主債務者による債務の履行がない場合には、主債務者とともにもその全部または一部を履行することを約し、債権者がこれを承諾する契約と定義される（カ民 900 I）。ベトナムと同じく連帯保証が原則である（カ民 908 II）。

<sup>190</sup> 法律によって公証または確証が義務付けられる場合があるか、さらに調査を要する。

<sup>191</sup> 地域の政治・社会組織とはどのようなものか、その実態を調査する必要がある。実際には、政治における票集め制度という話もある。どれくらい利用されているか、小規模事業者や貧困層が債務不履行に陥った場合、組織に対して金融機関は執行するか。

<sup>192</sup> 2015年11月19日にベトナム司法省民事執行総務局で行ったインタビュー調査より。



保証契約は当事者の合意のみで成立する（カ民 901 I 参照）。書面により保証契約を締結する場合、書面上、保証債務の内容が特定されていなければならないとする（カ民 901 III）。ただ、特定を欠く場合の契約の取り扱いについては明らかでない。

要式性が要求されていないため、保証人が契約の内容を理解しないまま、契約が成立すると、保証人に不利益が生じるおそれがある。このような問題に対して、民法典は債権者に対する義務を規定や保証人に契約の撤回権を認めることで調整を図っている。債権者は保証人となるものが保証することをその事業の内容としていない場合（個人が保証人になる場合など）、保証人となることについての重要な情報を提供し、保証人となる者に熟慮する機会を与えなければならないとする。債権者には、情報提供義務および熟慮機会提供義務がある（カ民 900 III）。情報提供義務および熟慮機会提供義務に違反は、保証契約の取消事由となる（カ民 900 IV）。また、書面によらない保証はいつでも撤回でき（カ民 901 I 本文）、金銭債務を保証する場合、書面による保証であっても、保証債務の額が保証人の手書きによって記載されていない場合は 1 項と同様に撤回を認める（カ民 901 II）。

902 条は根保証について定める。根保証は、901 条 2 項および 3 項の規定にかかわらず、主たる債務の発生基礎となる継続的法律関係が特定されている限り、契約は有効となる。期間の定めのない根保証契約は、契約締結から相当期間が経過した後、根保証人に将来に向かっての契約解除権を認める。主債務者の営業状態または資産状況が、根保証契約締結時と比べて著しく悪化した場合にも、根保証人は将来に向かって契約を解除することができる（カ民 902 III）。なお、根保証人が死亡した場合の根保証契約の相続が問題となるが、死亡時において発生している主たる債務についてのみ、根保証契約は相続される（カ民 902 IV）。これに対し、保証契約については、特に規定がない。相続の一般規定に従い、相続財産に含まれるか判断されると解される。

904 条は保証債務の附従性について規定する。附従性を前提として、905 条は保証人に認められる権利を具体的に列挙した（カ民 905 I ~ V）。例えば、主債務の消滅時効の援用（カ民 905 I）や主債務者の有する抗弁の援用（カ民 905 III）などがある。保証人について生じた事由は原則として主債務者に影響を及ぼさない（カ民 909 本文）。ただし、主債務者から委託を受けた保証人に対する請求その他の時効中断事由については、効力が及ぶ（カ民 909 但書）。

保証人が保証債務を履行した場合、主債務者に対して求償権が認められる。求償の範囲は、日本と同様に委託を受けた保証人かどうかで変わる。委託を受けた保証人は、出捐額

および利息ならびに損害額を全額求償できる(カ民 911 I, II)。一定の事由が生じた場合、事前求償も認められる(カ民 911 III ①～④)。例えば、過失なくして債権者に弁済すべきであるという判決の言渡しを受け、それが確定した場合(カ民 911 III ①)などがある。

これに対して、委託のない保証人の場合、保証人は主債務者に対して求償権を有するが、主債務者は、その利益を受けた限度で求償に応じれば足りる(カ民 912 本文)。主債務者の意思に反して保証契約が締結された場合、主債務者は、現存利益の限度で求償に応じればよい(カ民 912 但書)。なお、保証人が主債務者に対して弁済することの事前・事後の通知を怠ったまま、弁済した場合の求償については、913 条が規定する。求償権の行使によって、保証人の満足が図られるよう 916 条から 920 条は弁済による代位について規定する。

### (3) ラオス

契約履行担保法は、個人および法人による保証に関する規定を置いている(ラ担 26～30)。保証契約は書面で締結されなければならない(ラ担 26 I)。

保証人は、特約のない限り、元本に限って弁済義務を負う(ラ担 27 I)。また、保証人は催告の抗弁権をもつ(ラ担 27 III)。保証人および債務者は、債務に関して実施した返済について相互に通知する義務を負う(ラ担 27 IV)。

共同保証も可能であり、共同連帯保証の合意をした場合は、債権者は共同保証人の何れからでも債務の全額を請求できる(ラ担 28 II)。

## VII 家族法（狭義。親族法）

### 7-1 家族法（狭義。親族法）の位置づけ

#### （1）ベトナム

ベトナム民法典は、家族法（狭義の親族法の意味）に関しては、婚姻権（ベ民 39）、夫婦の平等権（ベ民 40）、家族の構成員間の世話を享受する権利（ベ民 41）、離婚権（ベ民 42）、父・母・子の認定権、不認定権（ベ民 43）、養子を養う権利及び養子と認められる権利（ベ民 44）等、僅かな規定を置くにすぎず、まとまった規定は婚姻家族法（2000 年、2014 年）の規律に委ねている<sup>193</sup>。

他方、相続法は民法典第 4 編相続（ベ民 631～687）に編入されている。

#### （2）カンボジア

カンボジア民法典は、第 7 編親族（カ民 938～1144）、第 8 編相続（カ民 1145～1304）であり、この点では、ドイツ民法典、日本民法典と同様のパンデクテン体系の特色を取り入れている。

もっとも、カンボジアの一般国民にとって国家・社会における家族の位置づけや、相続による財産の分配・取得と一般的な経済取引との関係がどのようなものと考えられているかについては、さらに検討の余地があるものと考えられる。

#### （3）ラオス

ラオス家族法（1990 年。2008 年一部改正。66 か条）は、婚姻、親子等に関して比較的簡潔な規定を置いている。条文数は少ないが（66 か条）、ラオスの政治事情等を反映して、フランス法、ロシア法、中国法、ベトナム法等の影響を受けるとともに、それらに対する独自の解釈も加わった結果、独特のハイブリッド的な法となっている<sup>194</sup>。

### 7-2 婚姻の成立要件

#### （1）ベトナム

##### （i）婚姻の成立要件

---

<sup>193</sup> 前述 3-4（1）参照。

<sup>194</sup> 西 2015: 120 頁。そこでは、同一内容についての異なる側面からの規定、国家の政策等に関する規定、刑事法等の公法的な規定等が含まれている点も指摘されている。これらは家族法に止まらず、ラオス法一般に見られる。

ベトナム法における婚姻適齢は、男性の場合は満 20 歳、女性の場合は満 18 歳である（ベ婚 8 I a）。結婚は男性と女性の自主的意思決定に基づくものでなければならず（ベ婚 8 I b）、自由意思が要求される。

自由意思を欠く結婚、例えば、強要や詐欺に基づく場合、違法結婚となり（ベ婚 3VI）、取消事由となる（ベ婚 10）。違法結婚の取消請求は、裁判所に対して行われる。請求権を有する個人は、①本人（ベ婚 10 I）、②配偶者がいるのに他の者と結婚する者の配偶者、違法結婚した人の父、母、子、後見人または他の法定代理人である（ベ婚 10 I, II a）。さらに、③家族に関する国家管理機関、④子どもに関する国家管理機関<sup>195</sup>、⑤婦人連合会という組織にも、婚姻取消請求権を認める点が特徴的である（ベ婚 10 II b～d）。家族制度に対して国家の監督管理を及ぼそうとする姿勢が顕著である。

結婚は婚姻家族法および戸籍法の規定に基づく管轄国家機関<sup>196</sup>に対して登記しなければならない（ベ婚 9 I）。管轄国家機関は違法結婚について取消権を有していると解されるので、実質的な審査権がかなりの程度認められているのではないかと解される

結婚の登記は、管轄のある国家機関に対してなされなければならない（ベ婚 13）<sup>197</sup>。管轄違いの請求があった場合、管轄国家機関は結婚証明書を回収、破棄し、管轄国家機関に再登記するよう双方に対して要求する（ベ婚 13）。9 条 1 項に基づく結婚の登記との関係については、「前回の結婚登記日」から確立される（ベ婚 13 後段）。

なお、登記されていない結婚は法的価値を有しないと規定されている（ベ婚 9 I）<sup>198</sup>。

#### （ii）婚姻障害事由

婚姻適齢以外の婚姻障害事由としては、①民事行為能力を喪失していないこと（ベ婚 8 I c）、②偽装結婚（ベ婚 5 II a, 8 I d）、③早婚、結婚の強要、結婚詐欺、結婚阻害（他人を脅迫、虐待または財物を要求するなどして、結婚を妨害する行為。ベ婚 5 II b, 8 I d）、④重婚（ベ婚 5 II c, 8 I d）、⑤近親婚（ベ婚 5 II d, 8 I d）<sup>199</sup>、⑥同性婚（ベ婚 8 II）である。これらの障害事由に該当した場合も違法結婚となるが（ベ婚 3VI）、違法結婚の取消し

<sup>195</sup> これらの機関が具体的に何を指しているか、実際にどのような監督をしているか（例えば、違法な婚姻の取消請求をどの程度しているか等）は、さらに調査を要する。

<sup>196</sup> 社級（村級）人民委員会を指すか。そこでの手続実務および実質審査権の有無と内容については、さらに調査を要する。

<sup>197</sup> これと、前記婚姻家族法 9 条 1 項の規定する登記（前注該当本文参照）との関係について、さらに調査を要する。

<sup>198</sup> もっとも、事実婚として保護される余地があるかは別途問題となりうる。実際、事実婚がどの程度保護されているかは、さらに調査を要する。

<sup>199</sup> 近親婚が禁止される具体的範囲については、ラオス、カンボジアのケースと比較検討する必要がある。

について定めた10条は取消請求できる場合を自由意思に基づかない婚姻家族法8条1項b違反の場合に限定している<sup>200</sup>。

(iii) その他

事実婚は「夫婦同然の同棲」と定義され、「男女が同棲し、互いに夫婦として認め合う」場合に成立する(ベ婚3V)。結婚登記がない場合、夫婦間の権利義務は発生しない(ベ婚14I)。しかし、子供がいる場合、婚姻家族法の「父母と子の権利・義務」に関する規定が適用される(ベ婚14I後段, 15)。婚姻と親子の関係を分けて考える姿勢がみられる。また、財産、義務および契約関係については、原則当事者の合意に基づき解決すると規定するが、合意がない場合、民法典および関係法律の規律に従って処理するとし、法的規律が全く及ばないわけではない(ベ婚14I後段, 16)。また、財産関係の解決にあたっては当事者間の合意によるとする一方で、16条2項は「婦人と子の合法的権利、利益、家内の仕事および所得のある労働とみなされる他の関係する仕事を保障しなければならない」と規定し、妻や子に不利益が及ぶ合意を排除しようという姿勢がみられる。

(2) カンボジア

(i) 婚姻の成立要件

カンボジアでは、成人(18歳)に達していなければ婚姻することができない(カ民948本文, カ民17)。従って、婚姻適齢は男女ともに18歳である。もともと、当事者の一方が成人に達しており、他方が16歳以上の未成年者の場合には、その親権者または未成年後見人の同意を得て婚姻することができる(カ民948但書)。男女の区別をしないため、男性が16歳、女性が18歳のような婚姻も親権者等の同意があれば、認められる。婚姻には、婚姻意思および婚姻の届出が必要である(カ民958参照, 955)。婚姻は届出をし、公告および戸籍吏の面前での婚姻契約並びに婚姻登録によって効力を生じる(カ民955I)。婚姻登録は身分登録令の手続に従って行われる(カ民955II)。

一般被後見人の婚姻の場合、婚姻をするのに必要な祭祀方言度の石能力を有する場合には一般被後見人の同意を要せず、婚姻することができる(カ民954)

(ii) 婚姻障害事由

人違い、強制その他の事由によって当事者間に婚姻意思がない場合(カ民958I)または、当事者が婚姻の届出をしない場合(カ民958II)、婚姻は無効となる。

---

<sup>200</sup> これらの事由に該当した場合、無効になるのか、それとも取消事由になるのか明らかでないため、調査を要する。

婚姻の取消対象となるのは、不適法婚（カ民 948～952）と詐欺・強迫による婚姻（カ民 963）である。不適法婚とされるものは、①婚姻適齢違反（カ民 948）、②重婚（カ民 949）、③女性が再婚禁止期間に反し結婚した場合（カ民 950）、④近親婚（カ民 951）、⑤姻族間の婚姻（カ民 952）の 5 つである。日本と同様に、女性には再婚禁止期間が設けられている。前婚の解消または取消の日から 120 日経過明日後でなければ、再婚することができない（カ民 950）。日本と同様、その趣旨は父性推定の重複を回避し、父子関係をめぐる紛争の発生の未然防止にあると解される。日本では、この規定の合憲性を巡って争いがあるが、カンボジアの場合は明らかでない。もっとも、カンボジアの医療水準は低いため、この規定を設ける合理性はあると解される。

不適法婚の取消権を有するのは、当事者、その親族または検察官である（カ民 960 I 本文）。重婚の禁止および再婚禁止期間を理由とする場合、当事者の配偶者または全配偶者も取消権を有する（カ民 960 II）。婚姻適齢期間および再婚禁止期間は取消権の制限がある。不適齢が適齢に達したとき、再婚禁止期間を経過したときまたは再婚後に懐胎したときは取消権の行使できない（カ民 961, 962）。婚姻の取消は将来に向かって、その効力を有し、財産分与の規定が準用される（カ民 964 I, V, 980）。さらに、2 項および 3 項は、不当利得に準じ、財産の返還義務を定めている。婚姻の当時、取消原因があることを知らなかった当事者が婚姻によって財産を得たときは現存利益の返還義務を負う（カ民 964 II）。取消原因があることをについて悪意の当事者は、婚姻によって得た利益の全部を返還する義務を負い、相手方が善意だった場合、損害を賠償する義務を負う（カ民 964 III）。

### (iii) その他

カンボジア民法典は第 7 編第 2 章には、婚約に関する規定が設けられている。なお、カンボジア旧民法にも、婚約に関する規定があった。

婚約は、男女間において、将来婚姻を締結することを相互に約束し、婚約の儀式を行うことによって成立する（カ民 944）。「男女が将来婚姻することについて相互に約束」することが婚約の要素となっている。当事者の自由意思によるものでなければならない。

婚約が解消された場合、婚姻の成立を期待して結納を授与した当事者は、相手方に対して当事者間で授受された結納の返還を求めることができる（カ民 945）。また、当事者の一方が正当な理由なく、婚約を破棄した場合には、他方はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる（カ民 946）。この損害賠償請求権の法的性質は債務不履行、不法行為双方から解釈することが可能である。婚約解消に伴うこれらの請求権には提訴時効が定

められている。婚約解消の時から1年以内に訴訟を提起しなければならない（カ民947）。

カンボジアでは、ベトナムのように事実婚に関する規定はない。しかし、実際には、結婚式を挙げ、夫婦同然の生活をし、しかもコミューンの長もそれを知っているが、婚姻の届出および登録を欠く事実婚の夫婦が存在する。現在、カンボジアの裁判実務では、夫婦が事実婚を解消した場合の取扱いが問題になっている。当事者は法的には独身であるため、事実婚を解消した場合、特別な手続を経ることなく、新たに結婚することが可能である。しかし、前述した通り、コミューンの長は夫婦の存在を知っており、しかも夫婦も法的な夫婦と思っていたため、婚姻の届出に必要な独身証明書を出さないという実態がある。そのため、新たな婚姻の届出をするために、事実婚を解消したことの確認の訴え（事実婚の離婚訴訟）の提起がされている。コミューンの長は裁判所の判決があれば、独身証明書の発行を認めるようである。ほとんどの裁判所は、この訴えを受理するようであるが、中には受理しない裁判所もあるようである<sup>201</sup>。

### （3）ラオス

婚姻の実質的要件として、①婚姻適齢は男女とも18歳（成年年齢と同じ）であり、②「愛情関係にあつて」自発的な合意があること、③現在婚姻していないこと、④精神障がい・重度の病気・伝染病に罹っていないことが挙げられている（ラ家9）。④は、配偶者や子の生命や健康を脅かすことが理由とみられる（ラ家10①参照）。同性婚は禁止されている（ラ家10①）。一定の近親婚も禁止されている（ラ家10②・③）。

婚姻の形式的要件として、村を通して郡または自治区の家族登録官に書面による申請書を提出し、登録官が受理後1か月以内に審査して要件具備を確認後、当事者および3人の証人の前で婚姻登録を行う（ラ家11）。結婚式についても規定されているが、むしろそれが任意であつて簡素にすべきであり、婚姻の効果は登録によって生じることを注意的に規定している（ラ家12）。

婚姻要件を具備していない段階で行いうる婚約および婚姻要件を具備した後にのみ行いうる婚姻の申込みは、何れも男性側からのみ行うことができる（ラ家6, 6/1）。これは慣習を反映したものと解される。内縁ないし事実婚に関する規定はない。これは理想社会を前提とする社会主義法の特徴であるとも考えられる<sup>202</sup>。

<sup>201</sup> カンボジア人への聞き取り調査に基づくが、その取扱いの実態については、さらに広範な調査が必要である。

<sup>202</sup> ロシア法、ベトナム法には事実婚を保護する規定はない。西2012:121頁参照。例え

男女が婚約したにもかかわらず、十分な理由なしに婚約を破棄した場合の結納の帰属ないし返還（ラ家 7）、未払結納金の支払義務（ラ家 7/1）、婚前交渉があった場合の男女の権利・義務に関する規定も設けられている点は、ラオス法の特色といえる。

### 7-3 婚姻の効果

#### (1) ベトナム

##### (i) 婚姻の効力

婚姻関係が効力を有するのは、結婚の登記がされた時からである（ベ婚 13 参照）。

夫婦は、身分に関する権利を有し、義務を負うとともに（ベ婚 17～23）、財産に関する権利を有し、義務を負う（ベ婚 24～46）。

##### ①身分に関する権利・義務

身分に関する権利・義務の規定は 17 条から始まるが、これは夫婦間の権利・義務の平等に関する規定である。また、20 条は夫婦の居住地の選択について規定し、風俗や習慣、行政的境界線に拘束されず、合意によって決められることを規定する。

ベトナム婚姻法では、同居・扶助義務にとどまらず（ベ婚 19 I, II）行為規範的な規定が多い点も特徴的である。具体例としては、「互いに愛し合い、尽くし合い、尊重し合い、関心を持ち合う」夫婦の相互敬愛義務（ベ婚 19 I）、夫婦間の名誉、品位および信用の尊重義務（ベ婚 21）、社会活動等に参加する権利義務（ベ婚 23）などがある。

##### ②財産に関する権利義務

夫婦間の代理権については、24 条が一般的に規定する。1 項は夫婦間の契約の締結、履行または終了における夫婦間の代理が認められることを一般的に確認し、2 項では夫婦双方の合意がある場合、法律の規定に定められた契約の締結、履行または終了について互いに委任することができるとし、そのような委任の要件について規定する。

夫婦の連帯責任については、27 条が定める。1 項は取引についての連帯責任を定め、夫婦の代理権（ベ婚 24～26）に基づく取引以外では、「家族の必要不可欠の需要に応じるための取引」（ベ民 30）について連帯責任を負うと規定する。2 項は債務の連帯責任について定める<sup>203</sup>。具体的には、家族の必要不可欠の需要に応じるために履行した債務（ベ婚 37 II）などが挙げられる。

##### (ii) 夫婦の財産制度

---

ば、ベトナム法では、事実婚の場合「夫婦間の権利・義務を発生させない」（ベ婚 14①）。

<sup>203</sup> 婚姻家族法 27 条 1 項と 2 項の違いについては、さらに調査を要する



ベトナムでは、法定財産制度（ベ婚 33～46）だけでなく、合意による財産制度（ベ婚 47～50）も認められている。どちらの財産制度を利用するかについては夫婦に選択権があるが（ベ婚 28 I）、29 条から 32 条の夫婦財産制度の共通規定は、夫婦の財産制度一般に適用される（ベ婚 28 II）。

#### ①夫婦財産制度の共通規定

夫婦の共同財産は、その形成原因について家庭内労働と勤労所得を区別せず、夫婦が共同財産について有する権利および義務は平等である（ベ婚 29 I）。これは、日本民法 762 条と異なる点であり、妻の家事労働についても、共同財産の形成原因として法的に評価している点特徴的である。

日常の家事債務に相当する規定として、30 条がある。夫婦は家族の「必要不可欠の需要」に応じるための取引を履行する権利・義務を有する（ベ婚 30 I）<sup>204</sup>。なお、この取引については債務のみならず、履行についても連帯責任を負う（ベ婚 27 I, II, 37 II）。必要不可欠の需要に応じるために共同財産が不足している場合、自己の財産の抛出義務を負う（ベ婚 30 II）。

夫婦という特殊な人的関係ゆえ、民法典には見られない第三者保護規定も存在する。32 条 1 項は登記をする必要がない銀行口座や証券口座（以下銀行口座等）について善意の第三者が夫婦と取引をした場合について規律する。夫婦が銀行口座等の名義人であれば、夫婦は銀行口座等に関する取引をする権利があるとみなされると規定する。善意の第三者による権利取得を認めるものと評価できる。さらに、32 条 2 項は善意の第三者との間での動産の処分について規定する。これによると、善意の第三者保護規定がある場合において、夫婦が登記不要な動産を占有している場合、夫婦はその動産について処分する権利があるとみなされる<sup>205</sup>。

#### ②法定財産制度

法定財産には、共同財産（ベ婚 33）と個別財産（ベ婚 43）がある。このうち、共同財産に含まれるものは、婚姻が成立した日以降に夫婦によって作り出された財産、勤労、生産、経営活動等によって形成された財産である（ベ婚 33 I 前段）。夫婦が婚姻後に取得

---

<sup>204</sup> 必要不可欠の需要の判断基準については、いくつかの事例を通じた確認が必要である。

<sup>205</sup> これらの規定は 2000 年の婚姻家族法には見られない。夫婦の特殊性を重視したゆえ 2014 年婚姻家族法に入れられたのか、それとも 2015 年の民法典改正を見越して入れられた規定なのか、さらに調査を要する。この点は、夫婦の特殊性というよりも、むしろ善意の第三者による権利取得の保護、さらに一般的には（市場）取引の安全確保の要請が強まってきたということも考えられるかも知れない。

した土地所有権は夫婦の共同財産であり（ベ婚 33 I 後段）、財産証明書には、夫婦双方の名義が記載されなければならない（ベ婚 34 I 本文）。もっとも、共同財産に属するが、夫婦の一方名義で登録されている財産証明書等もある。このような財産が処分された場合、26 条によって処理される。すなわち、26 条 1 項は土地所有権等の処分について、夫婦の一方が代理権をもつ場合（ベ婚 24, 25）、代理契約として処理すると規定する。しかし、夫婦間の代理の規定に反し、第三者と取引をした場合、善意の第三者を保護する規定がない限り、当該契約は無効となる（ベ婚 26 II）。ベトナム民法典では、土地の所有権の処分について第三者保護規定を欠くため、無効になると解される。

共同財産は、家族の需要を保証し、夫婦の共同義務を履行するために用いられ、その所有形態は合一的共有である（ベ婚 33 II, ベ民 219）。

共同財産の占有、使用および処分は夫婦の合意によってなされるが、不動産や登記が必要な動産等の処分については文書によらなければならない（ベ婚 35）。

夫婦が負う財産上の共同義務については 37 条が規定する。具体例としては、①夫婦が互いに合意した取引によって発生した債務および法律に基づき夫婦がともに責任を負わなければならない損害賠償債務（ベ婚 37 I）、②妻または夫が家族の必要不可欠の需要に応じるために履行した義務（ベ婚 37 II）等がある。なお、この債務は連帯債務である（ベ婚 30）。

さらに、夫婦には婚姻中に共同財産の全部または一部を各自の個別財産に分割する分割請求権が認められている（ベ婚 38）<sup>206</sup>。

夫婦の個別財産については 43 条が規律する。結婚する前に各自が有していた財産、婚姻後に個別に相続した財産および個別に贈与された財産、そして婚姻中に共同財産から個別財産に分割した財産が含まれる（ベ婚 43 I）。なお、個別財産を夫婦の共同財産に組み入れることも可能である（ベ婚 46）。

### ③合意による財産制度

合意による財産制度を選択する場合、夫婦は結婚前にその合意を文書でし、その合意文書について公証または確証を得なければならない（ベ婚 47）。夫婦財産契約の一種と解されるが、合意を欠く事項等については法定財産制度の規定が補充的に適用されること（ベ婚 48 II）、合意内容の修正および補充権を認めている（ベ婚 49）ことから、柔軟な制度設

---

<sup>206</sup> 贈与ではなく、あえてこのような規定を設けた趣旨について調査を要する。

計になっている<sup>207</sup>。

## (2) カンボジア

### (i) 婚姻の効力

カンボジアでは、夫婦同姓と夫婦別姓のどちらも認める（カ民 965）。

夫婦には同居扶助義務がある（カ民 966）。また、親族であるため（カ民 938Ⅱ）、家族間の権利の尊重義務（カ民 943Ⅰ）および家庭内暴力の防止義務（カ民 943Ⅱ）も負う。ベトナム同様に、夫婦の職業選択の自由および独自に政治文化社会活動に参加する権利も認める（カ民 967）。なお、未成年者が婚姻した場合、成年とみなされる（カ民 968）。

### (ii) 夫婦の財産制度

#### ①夫婦財産契約

夫婦は、扶養請求権および遺留分の規定に反しない限り、婚姻の前後に夫婦財産契約を締結することができる（カ民 969Ⅰ）。婚姻の届出後に夫婦財産契約を締結することはもちろん、婚姻の届出前に締結した夫婦財産制度を婚姻届出後に変更することも可能だと解される。婚姻の届出前に限って認める日本とは異なり、それぞれの夫婦の経済状況などに合わせて柔軟に対応できる条文となっている。夫婦財産契約は書面による要式契約である（カ民 970Ⅰ）。第三者に対して契約の効力を主張する場合、登記が必要である（カ民 970Ⅱ）。夫婦財産契約が締結されない場合、法定財産制度（カ民 971～977）が適用される。

#### ②法定財産制度

夫婦の財産は特有財産（カ民 972）と共有財産（カ民 973）に分けられる。特有財産となるのは、配偶者から婚姻前から有する財産（カ民 972①）や婚姻期間中、配偶者が贈与、相続、遺贈により取得した財産などである（カ民 972②）。共有財産は特有財産以外の財産で、婚姻期間中に夫婦双方または一方が取得したあらゆる財産である。

カンボジア民法典 974 条は、夫婦の共有財産および特有財産に対する管理および利用権について規定する。共有財産に対して、夫婦は使用、利用および管理において、平等な権利を有し（カ民 974Ⅰ 前段）、生活上の必要に基づき共有財産を必要な範囲で利用することができる（カ民 974Ⅱ）。974 条 3 項および 4 項は共有財産の管理義務について規定する。

カンボジア民法典 975 条は、夫婦の連帯債務について規定する。共同生活の維持費用お

---

<sup>207</sup> なお、婚姻後に法定財産制度から夫婦共同財産制度に変更することは可能か。また、公証と確証の判断（形式的か実質的か）およびその違いは何か。さらに、利用実態（どういった者が使うのか、若者、国際結婚カップル、資産家等）を確認する必要がある。

よび子の教育費や医療費、監護費など(975①)や夫婦双方が婚姻中に書面により債権者と合意した債務、そのほかの義務(975②前段)、夫婦の一方が他方の書面による同意を得て負担した債務(975②後段)などがある。

976条は共有財産の不可分性について規定した。共同財産の処分は、双方の同意がなければ原則できない(カ民976Ⅰ)。ただ、例外として、婚姻共同生活を営み、生計を維持する上でやむを得ない事情がある場合、裁判所の許可を得ることで、共有財産を単独で処分することができる(カ民976Ⅱ)。共有財産が同意なく、かつ裁判所の許可を得ずにしてなされた場合、居住用の不動産の場合、処分を知った時から2年、その他の財産であるときは処分を知ったときから1年、処分の取消しを裁判所に対して請求することができる。居住用の不動産の提訴時効を長く設定しているのは、他方配偶者の居住権を保護するためである。処分の取消が請求された場合、取引の相手方の保護が問題となる。976条2項は、提訴時効を設けることで、取引の安全を保護している。さらに進んで、976条2項に基づいて、夫婦の一方が取消権を行使した場合、取引の相手方が保護される余地があるのか検討する必要がある。動産の場合、「動産の善意取得」(カ民193)によって保護される可能性がある。不動産の場合、登記が①単独名義でなされているか、②共有名義でなされているかで変わると解される。単独名義の場合、取引の相手方は不実の情報の類推適用(カ民348Ⅲ但書き)や虚偽表示(カ民353Ⅱ本文)の類推適用によって保護される余地がある。共有名義の場合、夫婦の一方の説明により、同意があると誤信していたときは、347条3項但書の類推適用によって保護される余地がある<sup>208</sup>。

共有財産と区別される特有財産については、各配偶者が使用、利用および管理権を有することを確認した(カ民974Ⅰ後段)。もっとも、夫婦の一方に特有財産への居住権を認め(カ民977Ⅰ)、仮にそれが処分されたとしても、居住している場合、居住を継続できる(カ民977Ⅱ)。977条2項は居住権の第三者対抗力(カ民277Ⅱ)について確認した規定と解される。

### (3) ラオス

婚姻の効果として、夫婦は「家庭内の全ての面において」平等な権利・義務をもつ<sup>209</sup>。「配偶者は相手を愛し、尊敬し、世話し、プライドを尊重し、許し、かつ助け合い、共同で子を世話し、かつ教育し、結束、幸福があり、かつ発展性に富んだ家庭を作る義務を有

<sup>208</sup> そのような裁判例があるか、確認する必要がある。

<sup>209</sup> この点は、ロシア法、中国法、ベトナム法と共通である。西2012:121頁。

する」(ラ家 13)。また、夫婦は「政治的、経済的、文化的及び社会的活動をする権利」をもつ(ラ家 14 I)。

氏に関しては、選択的別氏制を採用している(ラ家 15)<sup>210</sup>。

財産に関しては、後得財産共通制を採用している(ラ家 26, 27)。法定財産制であり、夫婦財産契約は認められていない<sup>211</sup>。

#### 7-4 離婚の要件と効果

##### (1) ベトナム

##### (i) 離婚の要件

夫または妻および双方は裁判所に対して離婚〔紛争?〕解決請求権を有する(ベ婚 51 I)。協議離婚(ベ婚 55)もあるが、裁判所に請求をした上で、裁判所がその協議離婚を公認するという制度設計になっているため、裁判上の離婚に限定されていると解される。また、夫婦の一方が精神病等を患って自らの行為を管理することができず、かつ家庭内暴力の被害者である場合であって、生命、健康および精神に対して甚大な影響があるときは、父、母または他の親戚にも離婚請求権が認められる(ベ婚 51 II)。夫婦以外の第三者が離婚請求権をもつ場合は極めて限定されているが、夫婦関係について第三者が介入できる仕組みは特徴的である。

離婚における子供の不利益については、より实际的に配慮した規定も存在する。具体的には、妻が妊娠し、出産または月齢 12 ヶ月未満の子を養育する場合、夫に離婚請求権は認められない(ベ婚 51 III)。また、ベトナムでは事実婚についても、親子の関係については婚姻家族法を適用するという立場をとっているため(ベ婚 15)、事実婚の解消が請求された場合についても離婚請求状を受理する(ベ婚 53 II)。裁判所によって、夫婦関係の非公認が宣言される一方で、子について 15 条が適用される(ベ婚 53 II)。これらは、子の福祉を尊重した規定と評価できる。

##### (ii) 離婚手続の流れ

裁判所は離婚請求者からの離婚請求状を受理し(ベ婚 53 I)、受理後、和解を試みる(ベ婚 54)。

グラスルーツ和解が奨励されており、和解はグラスルーツ和解に関する法律の規定に基

<sup>210</sup> ロシア法に近いとされる。西 2012: 121 頁。

<sup>211</sup> ロシア法、中国法、カンボジア法は夫婦財産契約を規定する。ベトナム法は、かつては夫婦財産契約を認めていなかったものの、現在はこれを認めている(ベ婚 47~50)。

づいて行われる（ベ婚 52）。グラスルーツ和解は「グラスルーツ和解の組織および活動に関する法令」および「グラスルーツ和解の活動に関する法令の一部を施行するために規定する政府決議」に従って実施される。グラスルーツ和解とは「指導、補助、説得をすることを通じて、紛争当事者が、小さな法律違反や紛争について互いに自主的な解決に達すること」を目的とするものであり（グラスルーツ和解 1）、和解組または住民集落における人民のその他の適当な社会組織によって実施される（グラスルーツ和解 2）。和解が地域のコミュニティによって行われており、夫婦という小さな共同体を伝統的なコミュニティが支えるという特色がある。和解は各当事者が合意に達し、その内容を任意に履行することを約束した時に終了し（グラスルーツ和解施行令決議 16 I）、各当事者が合意に達することができず、和解を継続しても結果に達することができない場合には、和解組の組員は紛争を解決する権限を有する国家機関に対して解決するよう提議するために必要な手続を執るよう各当事者に指導する（グラスルーツ和解施行令決議 16 II）<sup>212</sup>。

夫婦とも離婚を請求する場合において、任意の離婚であること、財産分与や妻および子の正当な権利保護を踏まえて合意したと認められるとき、裁判所は協議離婚を公認する（ベ婚 55 前段）。合意が成立しない場合または妻および子の正当な権利保護を保証しない場合、裁判所が離婚を解決する（ベ婚 55 後段）。

夫婦の一方による離婚請求であって、和解が成立しない場合、家庭内暴力または夫婦の権利・義務に対し重大な違反があつて、それによって婚姻が深刻な状況に陥り、共同生活の持続ができず、婚姻の目的を達成することができないと認められれば、裁判所は離婚を許可する（ベ婚 56 I）<sup>213</sup>。

婚姻関係は裁判所の離婚判決、決定が確定した日に終了し（ベ婚 57 I）、裁判所は確定判決または決定を、結婚登記を行った機関、当事者、民事訴訟法典および他の関係法律に規定される他の個人等に対して送達しなければならない（ベ婚 57 II）

### （iii）財産分与

財産分与は、法定財産制度か夫婦の合意に基づく財産制度かによって処理が異なる。

#### ①法定財産の場合

法定財産制度の場合、財産の分与は原則当事者の合意によって行われる（ベ婚 59 I 前段）。

---

<sup>212</sup> ベトナムにおけるグラスルーツ和解の実際については、現地調査が必要である。

<sup>213</sup> もっとも、離婚の手続的流れにおける和解と裁判所の関係、グラスルーツ和解による離婚という解決方法がありうるか、それが協議離婚に吸収されうるか、確認する必要がある。

合意に至らなかった場合、裁判所が法律の規定に従って財産分与を進める。夫婦の共同財産は折半が原則であるが、その際、①家族や妻および夫の事情、②貢献度、③離婚後の生活保障、④有責性などが考慮される（ベ婚 59Ⅱ）。清算、扶養、慰謝的要素は財産分与に含まれていると解される。

なお、第三者に対して夫婦が有する権利・義務は離婚後も原則そのまま効力が維持される（ベ婚 60）。

家族と同居する夫婦の場合、夫婦の共同財産と家族の財産の区別が難しい場合が想定される。そのような事態に備えて、61条は「夫婦が家族と同居する場合における財産分与」について規定する。家族の共同財産中にある夫婦の共同財産を特定できない場合、妻または夫は共同財産の維持および発展とともに家族の共同生活に対する貢献の度合いに応じて、家族の共同財産からその一部の分割を受けると規定する。

家族の共同財産中に存在する土地使用権については特別の規定が用意されているが、特に農地や水産物養殖地の土地使用権の分割方法について詳細に規定する（ベ婚 62Ⅱ）。農業や水産業など第1次産業に携わる家庭が多いため、条文で詳細に規定する必要があるものと考えられる。

一方配偶者の生活保障のために、居住地に関する困難がある場合、婚姻関係が終了した日から6か月間住居に残留する権利が認められている（ベ婚 63）。

#### ②夫婦の合意による財産制度の場合

夫婦の財産制度が合意によるものの場合、離婚時の財産解決はその合意に基づいて処理される（ベ婚 59Ⅰ後段）。合意が不十分または不明確の場合、法定財産制度の財産分与と同様に処理される（ベ婚 59Ⅰ後段）。

#### （iv）離婚後の子供の養育

子供のいる夫婦が離婚する場合、子供の看護、介護、養育および教育については81条から84条の規定に基づいて決定される（ベ婚 58）。父母は未成年の子、民事行為能力を喪失し、または労働能力がなく、自分を養う財産がない成年の子を看護、養育、教育する権利・義務を離婚後も負う（ベ婚 81Ⅰ）。夫婦の一方が直接養育者となり、共同親権は認められていないと解される（ベ婚 81Ⅱ）。裁判所は子の全面的利益に基づいて、父または母のいずれに引き渡すか決定するが、満9歳以上の子の場合、子の希望が考慮される（ベ婚 81Ⅱ）。

なお、月齢36月未満以下の子の場合、母に看護、介護、養育および教育するための十

分な条件がないか、父母に合意がある場合を除いて原則母親に直接引き渡される（ベ婚 81 III）。

子を直接的に養育しない父または母も、子に対する給養義務を負うが（ベ婚 82 II）、親の権利として無条件の訪問権（ベ婚 82 III）が認められている。ただ、直接養育者側には、訪問権の濫用により、子供の看護、介護、養育および教育を阻害しまたは悪影響を及ぼす場合、訪問権の制限の申立てを裁判所に対してすることができる（ベ婚 82 III 後段）。

父、母または親戚、家族に関する国家管理機関等は直接的養育者の変更を裁判所に請求することができる（ベ婚 84 I）。

以上の取扱いは、離婚後、親権または監護教育権をもたない親の面接交渉権がかなり抑制的に認められている日本の法実務と比較すると、興味深い制度構成になっている。その運用の実際（特に、訪問権が制限される場合があるか、どのような場合に制限されているか等）を確認しつつ、その背景について検討する余地がある。

## （2）カンボジア

### （i）離婚の要件

カンボジアには、離婚原因に基づく離婚（カ民 978）と合意による離婚（カ民 979）がある。合意による離婚であっても、裁判所に訴えを提起しなければならないという特徴がある。半ば追い出されるような形で離婚される、いわゆる「追出し離婚」のような事態を避けるためである。

離婚原因となるものは、①不貞行為（カ民 978 I ①）、②正当な理由のない遺棄（カ民 978 I ②）、③1年以上継続して婚姻の本旨に反する別居をしているとき（カ民 978 I ④）などがある（カ民 978 I ①～⑤）。裁判所は、配偶者または子供に著しい生活の困窮等をもたらすときや、離婚の請求をしている配偶者に有責性があり、その請求が信義に反すると認められるときは、離婚の請求を棄却できる（カ民 978 II, III）。

### （ii）離婚手続の流れ

離婚の訴えは民事訴訟法 10 条 1 項の規定に従い、配偶者の住所地または居住地を管轄する始審裁判所に対して、離婚の訴えを提起する（カ民 982 II, カ民訴 10 I）。また、当事者は住所地または居住地のコミューンまたはサンカット・カウンシルに対して、離婚の申立てをすることができる。離婚の申立てを受けたコミューン等は 15 日の間に和合調整を行うことができる。和合不調となった場合、コミューン等は、訴えの提起があったもの



として、管轄権を有する裁判所に訴状を回付しなければならない（カ民 982 II）<sup>214</sup>。

訴えを受理した裁判所は、必要があれば、当事者の申立てまたは職権により、別居、子の監護、財産の維持管理等に関する保全処分をすることができる（カ民 983）。なお、裁判所は和解の勧告ができる（カ民 984 I）。

#### （iii）財産分与

財産分割（以下財産分与）について 980 条が規定する。980 条 1 項は、夫婦の合意による財産分与が原則としているが、協議が調わない場合には 2 項の定めに従って財産分与がなされる。夫婦の財産のうち特有財産は、その所有者である配偶者が取得する。共有財産は、原則 2 分の 1 ずつ分与される（カ民 980 II 本文）。もっとも、特別の事情があり、かつ夫婦の一方の請求があった場合、裁判所は、財産取得、維持、増加に対する各当事者の寄与の度合い、婚姻期間、婚姻中の生活水準、各当事者の年齢、心身の状況、職業、収入および稼働能力、子の利益等一切の事情を考慮して共有財産の分割を行うこともできる（カ民 980 II 但書）。ベトナムと同様に家事労働も家庭外労働と同じ価値をもつものとして評価しなければならないと規定する（カ民 980 III）。

#### （iv）離婚後の子供の養育

夫婦が離婚する場合、父母の協議により、父母の一方を子の親権者と定めなければならない（カ民 1037 I）。子の出生前に父母が離婚した場合は、母が親権者となるが、子の出生後に、父母の協議により、父を親権者と定めることもできる（カ民 1037 II）。何れの場合も、父母の協議が調わないとき、または協議することができないときは、裁判所が子の利益を考慮して親権者を定めることになっている（カ民 1037 III）。このように夫婦が離婚した場合、カンボジアは日本と同じく（日民 819, 765 参照）、単独親権制度をとっている。その結果、離婚後に親権者とならなかった者の子に対する権利・義務が問題になる。そこで、カンボジア民法典は、離婚後に親権者でなくなった親は子との面会交流の権利をもつ一方で、監護費用の分担義務を負うことを定めている（カ民 1040 I）。面会交流の方法および監護費用の分担方法は、父母が離婚する際に協議して定めなければならない（カ民 1040 II）。面会交流の方法等の協議が調わない場合、裁判所は、父または母の請求によってその方法および分担義務の内容を定める（カ民 1040 IV）。

カンボジア民法典は、日本民法と異なり、合意による離婚の場合も、裁判所の判決を必要としている（カ民 979）。その理由は、①離婚が身分関係の重要な変更であり、両当事者

---

<sup>214</sup> なお、カンボジア民法典 982 条 2 項は、民事訴訟法 10 条 1 項と 3 項を引用するが、民事訴訟法 10 条 1 項と 2 項の誤りか。

の利益状況に大きな変更を生じさせることから、慎重を期させることと、②夫婦間の力関係の格差等により、合意離婚が事実上いわゆる迫出し離婚となることを回避するために、両当事者の意思を裁判所が確認することにある（前述（i）参照）。しかし、その結果、離婚については両当事者間に争いはないが、親権者について争いがある場合、親権者を未決定のまま、離婚を確認する判決のみを分離して行うことができるかどうか議論されている。これはカンボジア民法典 979 条・1037 条の解釈問題である。未成年者の利益を最優先し、父母の離婚が裁判上認められたにもかかわらず、親権者が何れになるか争われる不安定な状態をできるだけ回避するということが起草趣旨であったとすれば、合意による離婚を確認する判決は協議による親権者の決定と不可分であり、前者は後者を前提とするという解釈も可能と考えられる。ちなみに、カンボジア非訟事件手続法では、協議による離婚の確認の申立てをする際に、親権者の確認の申立ても行うものとはしておらず、それに関する規定は置いていない。しかし、実務上はこの解釈が統一的に浸透しているわけではなく、離婚について合意した父母の協議によって親権者の決定していないにもかかわらず、合意による離婚の確認判決のみを下したり、裁判所が親権者も決定して離婚の確認判決を下している実態があるようである。もっとも、カンボジアの法律家の話を聞くと、合意による離婚の場合、①離婚を認めるかという点と、②親権者をどうするかという点の双方について裁判所が決めなければならないという認識をもっている者が多いようである。しかし、前述した通り、非訟事件手続法は合意による離婚の申立てに際して親権者の決定に関する規定を設けていないこともあり、実務が混乱している状況にある。この点については、1カンボジア民法典 979 条・1037 条の起草趣旨、2合意による離婚と親権者の決定方法をめぐる現在のカンボジアにおける当事者および裁判所の対応の実情の双方を踏まえたうえで、最も妥当な解釈を導き出す必要がある。そのためには、今後カンボジアにおいて、①未成年者の利益を十分に考慮した目的論的解釈と、②実体法・手続法を含む関連条文間の整合性をも考慮に入れた体系的解釈が展開されることが望まれる。そして、解釈論としての限界が認められるのであれば、実体法および手続法の改正のあり方も議論する必要がある。

### （3）ラオス

#### （i）婚姻の終了原因と離婚

婚姻の終了原因は、婚姻の無効、離婚、配偶者の死亡、死亡宣告等である（ラ家 16）。

## (ii) 協議離婚の承認と手続

離婚については、2008年改正前は裁判離婚（ラ家20）のみであったが、2008年改正法は協議離婚を認めるに至った（ラ家21/1）<sup>215</sup>。ただし、夫婦の合意によって容易に離婚を認めるものではなく、比較的厳格な手続的要件を満たすことが必要である。すなわち、①夫婦双方の親、親戚、3人以上の証人の面前で離婚申請書を作成し、居住する村の村長に提出しなければならない。②これを受け取った村長は「夫婦が仲直りするように教育」しなければならない。それに応じない夫婦には3か月の再考期間が与えなければならない。それでも夫婦が仲直りできない場合は、村長が離婚記録を作成し、郡または自治区の家族登記官に送付し、家族登記官が離婚登録をしたうえで、夫婦に各1通ずつ離婚証明書を発行する（ラ家21/2）。

## (iii) 裁判離婚

裁判離婚、すなわち、夫婦の一方の意思に反しても判決によって離婚が認められる場合の離婚原因は、不貞行為、暴力行為等、合意なしの3年以上の失踪や出家、失踪宣告、5年以上の実刑判決、共同生活の妨げとなる危険な病気の罹患や精神障害、性的不能、共同生活の継続を不可能にする不誠実・精神的苦痛の付加等に及ぶ（ラ家20）。

妻が妊娠中または子が1歳未満の場合は、夫側からの離婚請求を禁じている（ラ家22）。

## (iv) 離婚の効果

離婚の効果は、子の保護者の決定、養育費支払（ラ家23）、離婚後扶養（ラ家24）等である。夫婦が離婚した後の子の保護と養育について合意できないときは、裁判所は父または母の何れか一方が子を世話すべきことを決定しなければならない（ラ家23 I）。

離婚に際しては、財産関係の清算も行われる。当初財産は引き続き各所有者の財産であるのに対し、婚姻後に取得した財産（後得財産）は、夫婦が離婚した後に分与される。その分与割合は原則として折半である。しかし、有責配偶者、後得財産を詐取または横領しようとした配偶者は、後得財産の3分の1のみを受領しうる（ラ家28 I）。未成年の子が両親の一方と生活している場合、当該親は子の養育費として、後得財産の3分の1を受領する権利をもち、その残りを夫婦が折半する（ラ家28 II）。

## 7-5 実親子関係

### (1) ベトナム

---

<sup>215</sup> これは、ロシア法、中国法、ベトナム法等に倣ったものとみられている。

ベトナム婚姻家族法は第 5 章「父母と子との間の関係」で実親子関係および養親子関係を規律している。

まず、実親子関係の特定に関しては、①父母の婚姻中に出生し、または妻が婚姻中に妊娠した子は、当該夫婦の共通の子となる。②婚姻終了時から 300 日以内に出生し子は、妻が婚姻中に懐胎した子とみなされる。③婚姻登録日以前に出生し、かつ父母が認知した子は、当該夫婦の共通の子となる（ベ婚 88 I）、というルールが設けられている。

前記①・②以外で、父母が子として認めない場合、子は自らの父または母であることを認知するよう、裁判所に請求することができる（ベ婚 88 II, 89 I）。他方、①・②によって子の父母と認められている者は、その子が自分の子でないことを認めるよう、裁判所に請求することができる（ベ婚 89 II）。なお、リプロダクション支援技術によって出産した子の父母の特定は、証拠をもって裁判所に特定を申し立てることによって行われる（ベ婚 93）。

つぎに、出生した子（実子）は、「父母の婚姻状態に左右されず」、実父母に対して同等の権利・義務がある（ベ婚 68 II）。

父母は子を愛し、子の意見を尊重し、「子が家族の親孝行の子、社会の有益な国民になるよう、子が身体、知恵、道徳的に健全に発展するために学習、教育」の面倒をみる義務と権利をもつ（ベ婚 69 I）。父母は「子が温かく、平穏な家族環境に暮らせる環境を整え、全面的に子の良い模範となり、子の教育において学校、機関と緊密に連携」すべきものとされる（ベ婚 72 I）。一方、子は父母を「敬愛、尊敬し、恩を知り、親孝行し、奉養し、家族の名誉、優良な伝統を守る義務」がある（ベ婚 70 II）。こうした親子関係の規律の一端だけからでも、ベトナム政府が家族を良い国家・社会をつくるための細胞としていかに重視しているかが窺われる。

父母は子を教育する義務・権利（ベ婚 72）とともに、他に後見人または法定代理人がない限り、①未成年の子および②民事責任能力を喪失した子の法定代理人であり（ベ婚 73 I）、自ら、①・②のみならず、③労働能力がなく、自分を養う財産がない成年の子の必要不可欠の需要に応じるために取引を履行する権利をもつ（ベ婚 73 II）。

子は個別財産（固有財産）を所有する資格をもつ。子の個別財産は、個別相続、個別贈与、子の勤労による所得、個別財産の果実等から構成される（ベ婚 75 I）。満 15 歳以上の子は、自己の個別財産を自ら管理することを父母に依頼できる（ベ婚 76 I）。

## (2) カンボジア

実親子関係の特定に関して、母子関係は、子を分娩した女性がその子の母とされる（カ民 987）。父子関係は、①妻が婚姻中に懐胎した子は夫の子と推定する、②婚姻成立日から 180 日後または婚姻の解消日もしくは取消日から 300 日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する、③再婚禁止期間（120 日。カ民 950）の規定に違反して再婚をした女性が子を分娩した場合において、①・②によってその子の父を定めることができないときは、子は後婚の夫の子と推定する、というルールを適用して特定される（カ民 988）。しかし、その結果に対して、夫または子は父子関係を否認する余地が認められている（カ民 989～992）。

前記①～③によって父子関係が決定できない場合、子の父は子を認知することができる（カ民 993）。父は未成年の子を自ら認知することができる（カ民 995 I）。胎児を認知するときは母の承諾を要し（カ民 995 II）、成年の子を認知するときは、その子の承諾を要する（カ民 996 I）。死亡した子の認知は、その子の直系卑属（父より先順位の相続人）があるときに限って行いうる（カ民 996 II）。

未成年の子に対してその父母（親権者）は、子の身上を監護し、子の財産を管理する権利をもち、義務を負う（カ民 1034）。親権者には子を教育する権利・義務（カ民 1043）、居所を定める権利・義務（カ民 1044）、子の懲戒（カ民 1045）、職業・営業の許可を付与する権利（カ民 1046）等がある。

## (3) ラオス

実親子関係に関しては、婚内子及び婚外子の実父子関係の成立に関する規定（29 条）と婚外子の父の任意認知・強制認知に関する規定（30 条）が存在するのみである。

親子関係の効果に関しては、子の氏・名及び国籍（31 条）、親権または「子の権利」の剥奪・回復（32 条）、親の法定代理権（33 条）・財産管理権（34 条）、親の監護養育・扶養義務（35 条）、子の親に対する扶養義務（36 条）等、網羅的な規定がおかれている。

### 7-6 養親子関係

#### (1) ベトナム

ベトナム養子法（法律番号：52/2010/QH12）は、養子縁組の要件・効果について定めている。その特色は、養子が代替家族を得て、その中で保護を受けて成長してゆくための

制度という観点から、規律が設けられていることである。

代替家族の選別に際しては優先順位があり、①子供の継父、継母、実の叔母か叔父、②国内に永住するベトナム国民、③ベトナムに永住する外国人、④海外に在住するベトナム国民、⑤海外に永住する外国人の順となる（ベ養 5）。養親となる権利をもつ者（ベ養 6）に対しては、孤児、捨て子等の恵まれない状況にある子の養子縁組が推奨される（ベ養 7, 8 IV）。

養子となることができる者は、16歳未満の者、または16歳以上・18歳未満の者で、かつ養親となるのが継父もしくは継母、または実の叔父もしくは叔母の場合でなければならない（ベ養 8 I・II）。

養親は、原則として1人であるが、夫婦である2人の者も可能である（ベ養 8 III）。養親となる者は、①行為能力をもち、②**養子となる者より 20 歳以上年上**であり、③健康面・経済面・住居面において養子の世話・養育・教育をすることが十分に可能で、④道徳的性質を備えている者である（ベ養 14 I）。加えて、⑤未成年者に対する親権が制限されている者、⑥教育機関または医療機関で行政上の処分を受けている者、⑦刑務所に服役中の者、⑧他人の生命・健康・尊厳・名誉に対する意図的侵害、自分の祖父母・両親・配偶者・子・孫に対する虐待や迫害、未成年者に法を犯すよう唆したり強制したりした者、未成年犯罪者を匿い、子供を人身売買、不正交換または借金の肩代わりにする犯罪を犯した者は、養親となれない（ベ養 14 II）。ただし、継父母が子を養子にする場合と実の叔母・叔父が甥姪を養子にする場合は、⑥・⑦を適用しない。

養子縁組には、実親（実親が死亡・行方不明・行為能力喪失の場合は後見人）および養子となる者本人（満9歳以上の場合）の同意が必要である（ベ養 21）。養子縁組が成立し、養子の受け渡しが行われた時から、養子と養親の間には親子の権利・義務関係が発生する。養親と実親との間に別段の合意がない限り、養子の受け渡しの日から養子と実親との間には親子の権利・義務はなくなる（ベ養 24）。

## （2）カンボジア

カンボジア民法典は、養子縁組について、実親と養子との親族関係を終了させる完全養子縁組（カ民 1007～1019）と、実親と養子との親族関係が存続する単純養子縁組（カ民 1020～1033）を認めている。

完全養子縁組は、養親となる者——配偶者のある者で（カ民 1008 I）、25歳以上であり、

かつ少なくとも養子より 20 歳以上年長でなければならない（カ民 1009）——の申立てにより、原則として配偶者とともに行われ（カ民 1008Ⅱ）、養子となる者——原則として 8 歳未満であり（カ民 1010）、原則としてその実父母の同意がある者（カ民 1011）——との間で行われるものである。これは、実父母による監護が著しく困難または不相当である等の特別事情がある場合において、養子となる者の利益のために特に必要があると認めるときに（カ民 1012）、裁判所によって行われる（カ民）1007。完全養子縁組の成立により、養子と実親との親族関係は終了し（カ民 1014）、養子は実親の実子と同一の身分を取得する（カ民 1015）。

これに対し、単純養子縁組は、養親となる者——25 歳以上でなければならない（カ民 2020）——が養子となる者——養親となる者の尊属または年長者であってはならない（カ民 1020Ⅰ）——とともに、裁判所に申し立て（カ民 1020）、裁判所が、当事者が真に親子関係を成立させる意思をもつと確認できる場合に限り（カ民 1023）、その決定によって成立する。配偶者のある者が単純養子縁組をするためには、その同意を得なければならない（カ民 1022）、未成年者を養子とするためには、配偶者とともに裁判所に申し立てなければならない（カ民 1021）。

これらは、日本の特別養子縁組と普通養子縁組の関係に類似した面もあるが、カンボジアの伝統的な養子縁組制度とどのような連続性をもっているか、また、実際にどの程度用いられているか、実務上の問題が生じていないか、追跡調査が必要である。

### （3）ラオス

養親子関係については、ロシア法と同様、断絶型養子縁組のみが認められている。成立要件として、養子が未成年であること、本人の同意（38 条）、村長による審査（39 条）等、効果として、親族間の権利義務の終了（37 条）、養親の氏への変更（41 条）等が規定されている。縁組解消事由も列挙されており（42 条）、養親の側からの離縁請求も可能である。

## 7-7 継親子関係に関する規定の有無と内容

### （1）ベトナム

ベトナム婚姻家族法は、「家族の構成員」の定義の中に、継父・継母、妻または夫の連れ子を明示的に含めている。すなわち、「家族の構成員は、妻、夫、実父母、養父母、継父、継母、妻の父母、夫の父母、実子、養子、妻又は夫の連れ子、嫁、婿、実兄弟姉妹、異母

兄弟姉妹、異父兄弟姉妹、実姉の夫、実妹の夫、実兄の妻、実弟の妻又は異母兄弟姉妹、異父兄弟姉妹の配偶者、父方祖父母、母方祖父母、息子孫、娘孫、叔母、伯母、叔父、伯父、及び甥、姪をいう」(ベ家 3⑩)。

そして、「継父、継母及び妻又は夫の連れ子の権利、義務」と題する婚姻家族法 79 条は、一方で、「継父、継母は、本法第 69 条〔父母の義務及び権利〕、第 70 条〔子の権利及び義務〕、第 71 条〔介護、養育の義務と権利〕及び第 72 条〔子を教育する義務と権利〕の各条の規定に基づいて、自分らと同居している相手側の連れ子を看護、介護、養育、教育する権利、義務がある」(ベ婚 79 I) とする。また、他方で、「連れ子は、本法第 69 条及び第 70 条に基づいて自分と同居している継父、継母を介護、扶養する権利、義務がある」(ベ婚 79 II) とする。

もっとも、法定相続の場合における相続人の中には、第 1 順位・第 2 順位・第 3 順位の何れにも、継子も継父母も含まれていない (ベ民 676)。

## (2) カンボジア

親族は、6 親等内の血族、配偶者および 3 親等内の姻族であり (カ民 938)、継父母にとって継子はひとまず親族の範囲に入る。

なお、カンボジア民法典は、「家族構成員」は相互の権利・義務を尊重し、相互に扶け合わなければならず、家庭内での暴力を防止し、人権侵害が生じることがないようにしなければならない (カ民 943) とするが、この「家族構成員」の範囲、およびその中に継子・継父母関係が入るか否かは、明確でない。「家族構成員」の範囲およびその趣旨について、さらに確認する必要がある<sup>216</sup>。

法定相続における相続人の中には、第 1 順位・第 2 順位・第 3 順位の何れにも、継子も継父母も含まれていない (カ民 1156, 1159, 1160)。

## (3) ラオス

継子も、実子および養子と平等に相続権をもつものとされている (ラ相 10①, 15 I ②, 15 II)。

### 7-8 親族間の扶養の権利・義務の内容およびその範囲

<sup>216</sup> ベトナム婚姻家族法 3 条 16 号は、「家族構成員」の範囲を具体的に明示している。前述 (1) 参照。



## (1) ベトナム

ベトナム婚姻家族法は、第6章「家族の他の構成員間の関係」において、家族構成員間の扶助の権利・義務について定めている。すなわち、「家族の構成員らは互いに配慮、介護、補助、尊重する権利、義務を負う」（ベ婚 103 I）とする。特に「同居する場合」は、「家族の構成員らは、家事に参加し、所得創出のために勤労し、自らの実能力に応じて、家族の共同生活維持のために功労、金銭又は他の財産を拠出する義務を負う」（ベ婚 103 II）。そして、祖父母と孫の権利・義務（ベ婚 104）、兄弟姉妹の権利・義務（ベ婚 105）および叔母・叔母、叔父・伯父と甥姪の権利・義務（ベ婚 106）について、別個に規定している。

また、婚姻家族法の第7章「給養」では、「給養義務は本法の規定に基づいて、父、母と子との間、兄弟姉妹間、父方祖父母、母方祖父母と孫との間、父方叔母、母方叔母、父方叔父、母方叔父、父方伯父、父方伯母と甥姪との間、妻と夫との間で履行される。給養義務は他の義務により代替することはできず、他人に引き渡してはならない」（ベ婚 107）とする。そのうえで、父母の子に対する給養義務（ベ婚 110）、子の父母に対する給養義務（ベ婚 111）、兄弟姉妹間の給養義務（ベ婚 112）、祖父母と孫の給養義務（ベ婚 113）、叔母・叔母、叔父・伯父と甥姪の給養義務（ベ婚 114）、夫婦間の離婚時の給養義務（ベ婚 115）について、個別に規定している。給養義務を果たさない者に対しては、被給養者、その父母または後見人等が、給養義務の履行を求めて、民事訴訟法に基づき、裁判所に請求しうる（ベ婚 107 II, 119）。

## (2) カンボジア

カンボジア民法典は、第7編親族の最終章・8章「扶養」（カ民 1140～1144）において、扶養の権利・義務の内容および範囲について定めている。「親族」は、①同居の親族、②直系血族、③兄弟姉妹の順序で扶養義務者になる（カ民 1140 I）。これに加え、裁判所は「特別の事情があるとき」は、3親等内の親族に扶養の義務を負わせることができる。一方配偶者の死亡によって婚姻が解消した場合における、生存配偶者と死亡配偶者の親族との間の扶養についても同様である（カ民 1140 II）。

扶養の程度・方法については、「当事者間に協議が調わないとき、または協議をすることができないときは、扶養権利者の生活上の必要性、扶養義務者の資力その他一切の事情を考慮して、裁判所が、これを定める」（カ民 1142）とする。

以上は、日本民法典をベースにしているが（日民 877～881）<sup>217</sup>、カンボジアにおける伝統的な扶養制度との整合および実務への定着について、さらなる調査が必要である。

### （3）ラオス

これに対し、ラオス法では、親族間の扶養義務等に関する規定はない。それは、法規定がなくとも、親戚相互間においては、自発的に扶養・面倒見が行われているため、特に規定する必要がないと考えられたためである、とも説明されている<sup>218</sup>。

## 7-9 後見制度の種類と内容

### （1）ベトナム

ベトナム法における後見は、婚姻家族法ではなく、民法典に規定されていることに留意する必要がある。

「後見」とは、①未成年者および②民事行為能力喪失者（以下、①・②ともに被後見人）の世話および合法的な権利利益の保護を行うために個人、組織または国家機関（以下、①・②の何れに対しても後見人）が法律に定められ、または選定されることによって行う職務である（ベ民 58 I 参照）。

被後見人は、①すでに父母がない、父母を確定できない、父母ともに民事行為能力を喪失しているもしくは民事行為能力が制限され、裁判所によって父母の権利を制限されている、または父母が、その未成年者を世話し、教育することができず、父母によって要求される場合の未成年者、および②民事行為能力喪失者である（ベ民 58 II）。

①未成年者に対する後見人には、当然後見人の場合と選定後見人の場合がある。

**未成年者の当然後見人**は、1) 実の兄姉に別の合意がなければ、成年者の長兄または長姉は、未成年者の弟妹の後見人となり、長兄または長姉が後見人となる条件を整えていない場合、次の兄姉が、後見人になる。2) 実の兄姉がいない、または実の兄姉が後見人となる条件を整えていない場合、父方の祖父母、母方の祖父母が後見人になり、これら親族に後見人となる条件を整えた何人もいない場合、父方伯父・伯母、父方叔父・叔母、母方伯父・伯母、母方叔父・叔母が後見人となる（ベ民 61）。

**未成年者の選定後見人**は、このような当然後見人が未成年者にいない場合、被後見人が

<sup>217</sup> カンボジア王国民法典・第7編第8章「扶養」前注参照。

<sup>218</sup> 西 2012: 122 頁。ちなみに、ロシア法、中国法等には親族間における扶養の権利・義務について規定がある。

居住する村，街区，町人民委員会によって選定されるか，または後見を担当するよう一組織に提言することによって決定される（ベ民 63）。

②民事行為能力喪失者に対する後見人には，当然後見人の場合と選定後見人の場合がある<sup>219</sup>。

**民事行為能力喪失者の当然後見人**は，1）妻が民事行為能力を喪失する場合，夫は，後見人になり，夫が民事行為能力を喪失する場合，妻が後見人となる。2）父母ともに民事行為能力を喪失したか，または一方が民事行為能力を喪失し，他方は後見人となる条件を整えていない場合，長子が後見人になり，長子が後見人となる条件を整えていない場合，次子が，後見人になる。3）民事行為能力を喪失している成年者がまだ婚姻していない，子がまだいない，または婚姻していて，子がいるが，その人の妻又は夫，子が後見人となる条件を整えていない場合，父母が，後見人になる。

**民事行為能力喪失者の選定後見人**は，このような当然後見人が民事行為能力喪失者にはない場合，被後見人が居住する村，街区，町人民委員会によって選定されるか，または後見を担当するよう一組織に提言することによって決定される（ベ民 63）。

## （2）カンボジア

カンボジア民法典の後見制度は，未成年後見ならびに一般後見，および保佐からなる。

未成年後見は，親権者を欠く未成年者に対して行われる。①未成年者に対して最後に親権を行う者は，遺言で，未成年後見人を指定することができる。②①によって未成年後見人となるべき者がいないときは，裁判所は，未成年者の4親等内の親族，未成年者の住所地の属するコミュニオンもしくはサンカットの長，公的児童福祉施設の長または検察官の請求により，未成年後見人を選任する。未成年後見人が欠けたときも，同様である（カ民 1068 I・II）。

一般後見は，一般後見開始の宣告（カ民 24）によって開始する。それは，精神上の障害により自己の行為の法的な結果を認識し判断する能力を欠く常況にある者について，裁判所によって行われる。

保佐は，保佐開始の宣告（カ民 28）によって開始する。それは，精神上の障害により自己の行為の法的な結果を認識し判断する能力が著しく不十分な者について，裁判所によって行われる。

---

<sup>219</sup> なお，このほかに，民事行為能力制限者（ベ民 23）の民事取引に同意を与える法定代理人がある。

(3) ラオス

家族法は、子および行為無能力者の後見について規定している（ラ家 43～46）。

後見人は、子または行為無能力者のために契約を締結する等の財産管理権をもち（ラ家 45 I）、その世話・教育・健康・勉学等に配慮し、その権利と利益を保護する義務を負う（ラ家 45 II）。

## VIII 相続法

### 8-1 相続制度の構成

#### (1) ベトナム

ベトナム民法典第4編（第22章～第25章）は、相続について規定する。第22章が総論、第23章が遺言による相続、第24章が法定相続、そして、第25章が遺産分割について規定する。「遺言による相続」が法定相続より先に規定されている点が注目される。また、条文の内容としても、法定相続は遺言がない場合や遺言が不適法な場合に補充的に適用するという構造になっている（ベ民675）。このように規定の構造上は、遺言による相続を原則とする制度設計であるようにみられるが、条文構造だけでは遺言による相続が主な相続方法だと結論付けることはできない。しかし、少なくとも遺言による相続を重視している姿勢は窺うことができる<sup>220</sup>。

相続は、被相続人が死亡した時点で開始する（ベ民633 I）。相続人になる資格を有するのは個人の場合、①相続開始時点の生存者、②被相続人が死亡する前に胎児であり、相続開始時点後に出生した人である（ベ民635）。なお、遺言に基づく相続の場合、機関や組織も相続人になれるが、相続開始時点において存在することが要件になる（ベ民635 後段）。

相続人は被相続人が残した財産の権利および義務を相続開始時点で取得する（ベ民636）。ベトナムの相続法は、包括承継（個々の財産毎の承継手続を要しない）かつ当然承継（被相続人の権利・義務を清算せずに承継する）である。遺産には、被相続人の固有財産のみならず、他人との共有財産のうち被相続人の財産持分も含まれる（ベ民634）。

遺言による相続は、646条から673条が規定する。遺言者は、①相続人の指名および廃除権、②相続人が複数いる場合の遺産を遺言でどのように処分するかについての決定権、③遺贈、祭祀のために遺産の一部の保存権、④相続人への債務引受け決定権利、⑤遺産保管者等の指名権を有する（ベ民648）。遺言者には遺言の自由が認められているが、適法な遺言であることが要求される（ベ民652）。形式面のみならず、「法律、社会道徳に反しない」遺言内容でなければならない、内容面についても規制が及ぶ点に特徴がある（ベ民652 I b）。

#### (2) カンボジア

カンボジア民法典第8編（第1章～第8章）が相続について規定する。第1章が総則、

---

<sup>220</sup> この点については、実際に遺言相続がどの程度行われているか、調査を要する。

第 2 章が法定相続、第 3 章が遺言相続、第 4 章が遺留分、第 5 章が相続の承認および放棄、第 6 章が相続財産の管理および分割、第 7 章が相続人の不存在、そして第 8 章が相続回復請求である。

1145 条 2 項が、法定相続と遺言相続について定義する。しかし、条文からは、法定相続と遺言相続のどちらが原則なのか明らかでない。

相続は被相続人の死亡によって開始し（カ民 1145 I）、相続人は相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する（カ民 1147 I）。包括承継かつ当然承継である。

法定相続の場合、相続人になるのは、①被相続人の子（カ民 1156）、②被相続人に直系卑属がない場合、被相続人の直系尊属（カ民 1159）、③被相続人に相続人となるべき直系卑属および直系尊属のいずれもがない場合には、被相続人の兄弟姉妹が相続人となる（カ民 1160）。被相続人の配偶者は常に相続人となる（カ民 1161）。

遺言による相続は 1168 条から 1229 条が規定する。遺言者には遺言能力がなければならない（カ民 1168 I、1169）。遺言能力がある者は成人および未成年後見または親権から解放された未成年者である（カ民 1168 I）。

遺言には要式性が要求されている。民法典に定められた方式に従わない遺言は無効である（カ民 1170 II）。方式としては、公正証書遺言（カ民 1173）、私製証書遺言（カ民 1174）、秘密証書遺言（カ民 1175）などがある。遺言者は、相続分の指定（カ民 1182）、遺産分割方法の指定等（カ民 1183）、財産の譲渡（カ民 1184）、遺言執行者の指定（カ民 1186）ができる。また、その他の事項（カ民 1187）について遺言することが認められている。その他の事項の具体例としては、家族の調和を図るための言葉などが挙げられるが、このような条文は日本民法にはない。遺言者からの家族に対する言葉は遺産分割と直接関係があるわけではないが、遺言内容の解釈基準となる「遺言者の意思」を判断する一つの要素になると解される。要式や方式は、日本と同様に厳格である（日民 960、967～984）が、どのような遺言を遺すのかという内容に着目してみると、遺言者の自由が尊重されていると評価できる。なお、遺言は遺言者の死亡した時から効力を有するが（カ民 1194）、それまでは、遺言者はいつでも遺言の内容を取り消すことができる（カ民 1189）。

### （3）ラオス

相続、遺言等に関する法規として、遺産及び相続財産基準法（1990 年制定、2008 年一

部改正。67 条) が存在する。

ラオス法の相続は、法定相続と遺言による相続の 2 種類からなっている (ラ相 8)。法定相続は、①遺言が作成されなかった場合、②遺言が無効である場合、③受遺者が相続開始前に死亡し、または相続を放棄した場合のほか、④遺言による相続の遺産のほかに遺産が残っていない場合も、法定相続が行われる (ラ相 9)。實際上、遺言が作成されることは稀であるために、法定相続が中心である。

遺産とは、被相続人に属した「一切の財産」であり、権利・義務の双方を含む。ただし、「死亡した者が生前に自分自身で履行しなければならない権利・義務であると法律又は契約で定められている場合は、この限りでない」(ラ相 3)。

## 8-2 法定相続人の範囲 (遺言による変更の可否) と法定相続分の内容

### (1) ベトナム

法定相続人の範囲については、676 条が第 3 順位まで規定する。第 1 順位は、①被相続人の配偶者、②実父母、③養父母、④実子、⑤養子である (ベ民 676 I a)。第 2 順位は、①被相続人の父方の祖父母、②母方の祖父母、③実の兄弟姉妹、④実孫である (ベ民 676 I b)。第 3 順位は、被相続人の①曾祖父母、②叔父叔母、③伯父伯母、④被相続人と血縁関係のある甥、姪、⑤実曾孫である (ベ民 676 I c)。同順位にある相続人の法定相続分は同等である (ベ民 676 II, ベ民 632)。第 2 順位または第 3 順位の相続人は、先順位の相続人がいない場合にのみ遺産相続する (ベ民 676 III)。なお、遺言によって相続人の指定および廃除をすることが可能である (ベ民 648 I)。

代襲相続については 677 条が規定する。

法定相続に関するその他の特別な規定として、「養子と養父、養母と実父母との相続関係」(ベ民 678) と「継子と継父、継母との相続関係」(ベ民 679) がある。

678 条は、実父母がいたとしても、養子と養父母は互いの財産を相続できることを確認した規定である。一方で、679 条の「継子と継父・継母の相続関係」は若干異なっている。継子と継父・継母は「親子のように面倒を見て、扶養している関係であるとき」に限り、互いの財産を相続できると規定する。実質的な人的関係を重視しているという特色を窺うことができる。

### (2) カンボジア

第1順位の法定相続人は、相続人の子である（カ民1156）。相続人の子は実子または養子を問わず、同等の相続分を有する（カ民1156Ⅱ）。カンボジアには、非嫡出子という法概念がないため、実子間での法定相続分の区別はない。第2順位の法定相続人となるのは、被相続人の直系尊属である（カ民1159Ⅰ本文）。相続分は均等である（カ民1159Ⅱ）。第3順位の相続人は兄弟姉妹である（カ民1160Ⅰ）。兄弟姉妹の相続分は原則均等であるが（カ民1160Ⅱ本文）、異母兄弟の場合、父母を同じくする兄弟姉妹の相続分は父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の2分の1である。

相続人の配偶者は常に相続人となる（カ民1161Ⅰ）。配偶者以外の者が相続人となる場合、配偶者の順位はその者と同順位である（カ民1161Ⅱ）。

配偶者がいる場合の各相続人間の相続分については1162条が規定する。配偶者と直系尊属が相続人の場合、相続分は均等である（1162Ⅰ）。配偶者および、被相続人の父母が相続人である場合は、配偶者が3分の1、父母が3分の2である（カ民1162Ⅱ本文）。配偶者よりも父母の相続分が多くなるように規定されている。もっとも、生存しているのが、父母の一方の場合、配偶者との相続分は均等になる（カ民1162Ⅱ但書）。配偶者と被相続人の父母以外の直系尊属（被相続人の祖父母など）または兄弟姉妹若しくはその代襲者が相続人である場合、配偶者の相続分は2分の1、被相続人の父母以外の直系尊属等の相続分は2分の1である（カ民1162Ⅲ）。もっとも、日本と同様に法定相続分は、特別受益（カ民1163～1165）や寄与分（1166）によって調整される。遺言により、法定相続分の変更は可能である（カ民1182）。

代襲相続については、1157条と1158条が規定する。

### （3）ラオス

ラオス法上、相続人は①子、②配偶者、③直系尊属、④兄弟姉妹等の傍系血族、⑤法人（僧院等も含む）、⑥国家である（ラ相10, 19）。注目すべきは、「子」には継子（いわゆる連れ子。被相続人と養子縁組をしていなくとも相続人となる）が含まれていることである（ラ相10①）<sup>221</sup>。中国・ベトナム法等と同様、「子」には養子縁組をしていない連れ子（継子）も含まれる。さらに、相続人が存在しないか、行方不明の場合、使用人として3年以上被相続人の世帯に居住していた者は、相続人となりうる（ラ相17Ⅰ）。その一方で、使用人が相続人なしに死亡したときは、世帯主が使用人の遺産を相続することができる（ラ

<sup>221</sup> 配偶者の連れ子（継子）が養子縁組をしていなくとも相続人と認める例は、中国法、ベトナム法等にもある。西2012:122頁。



相 17Ⅱ)。

代襲相続についても規定を設けている(ラ相 21, 22)。法定相続人が被相続人よりも先に死亡した場合、相続権をもつ当該法定相続人の子が相続しうる。この代襲者が死亡した場合、再代襲も可能である。

相続分は、被相続人の特有財産と夫婦共有財産とで異なる。特有財産の場合、被相続人の子が4分の3、生存配偶者が4分の1を相続する(ラ相 12Ⅰ)。共有財産の場合、生存配偶者が2分の1、子が2分の1を相続する(ラ相 12Ⅱ)。注目すべきことに、何れの場合も婚外子の差別はない(ラ相 15Ⅰ)。その一方で、被相続人が死亡するまで介護し、葬儀の手配等を行った子(実子・養子・配偶者の連れ子〔継子])は他の子の相続分の2倍を相続することができる旨の規定(ラ相 15Ⅱ)も、2008年改正で加えられた<sup>222</sup>。

相続分に関し、2008年改正法は生存配偶者の相続権の強化を図った(ラ相 12Ⅰ・Ⅱ)。

### 8-3 相続権の喪失事由の有無と内容

#### (1) ベトナム

相続権の喪失事由は、643条の「遺産を享受する権利のない人」が規定する。具体的には、①被相続人の生命または健康を故意に侵害し有罪となった人、または②著しく苛め、虐待し、その人の名誉または人格を著しく侵害する行為に関し有罪となった人、③被相続人に対する扶養義務を著しく侵犯した人、④遺産の全部または一部を得る目的で、他の相続人の生命を故意に侵害した行為に関して有罪となった人、⑤遺言の作成において、遺言者に対して詐欺、強迫または遺言作成の妨害行為をした人、⑥遺産の全部または一部を得る目的で遺言書の偽造、変造または破損した人は相続権を有しない(ベ民 643Ⅰa~d)。しかし、ベトナムの場合、たとえ相続権喪失事由に該当したとしても、「遺産を残した人が、それらの人の行為を知っているが、遺言に従って遺産を受け取らせる」場合には、遺産の相続を認める(ベ民 643Ⅱ)。死者の意思をなるべく尊重しようという姿勢が、色濃く表れた特徴的な規定である。しかし、652条1項bとの関係で遺言が不適法とされる余地も考えられる。例えば、被相続人である父に対して扶養義務を負う子供が、父を虐待していたような場合、父がそのことを認識しつつも、子のために遺産を残そうと遺言に書いたとき、その子に相続を認める内容自体が「社会道徳」に反するとして不適法となる余地はないか、

<sup>222</sup> もっとも、実際上この増加分を取得できるのは1人に限定され、親と同居して面倒を見た子に与えるのが一般的であるとされる。西 2012: 123頁。

さらに検討する余地がある<sup>223</sup>。

## (2) カンボジア

1150 条 1 項から 5 項が相続欠格者について規定する。例えば①直接的または間接的に、故意に被相続人また先順位もしくは同順位にある者を紙に至らせ、または至らせようとしたために、刑に処せられた者（カ民 1150 I）、詐欺または強迫によって、被害者が相続に関する遺言をし、これを取り消し、またはこれを変更することを妨げた者（カ民 1150 III）、相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、または隠匿した者（カ民 1150 V）などである。

遺留分を有する推定相続人が 1151 条 1 項各号の行為をした場合、被相続人はその推定相続人を相続から廃除することができる。廃除事由となるのは、①被相続人に対する虐待（カ民 1151 I ①）、②被相続人に対する重大な侮辱（カ民 1151 I ②）、③被相続人が病気の時に、可能でありながらその世話をしなかった（カ民 1151 I ③）などがある。

廃除は裁判所に対する申立てか遺言によってすることができる（カ民 1151 I）。相続人は廃除事由の存否について争うことができる（カ民 1151 II）。なお、遺言により廃除をした場合、遺言執行者は、遺言が効力を生じた後に遅滞なく裁判所に廃除を申し立てなければならない（カ民 1152）。被相続人はいつでも推定相続人の廃除の取り消しを裁判所に申し立てることができる（カ民 1154）。

その他の相続に関する制限として、外国人が相続人に含まれている場合の規定がある。外国人は土地の所有権を取得できないため、土地の相続や遺贈を受けることができない（カ民 1155 I）。先順位の相続人が全員カンボジア国籍を有さない場合には、土地は法人となり、先順位の相続人はその管理処分を行い（カ民 1155 III）、3 ヶ月以内にその土地を処分した場合、売却代金が相続財産となる（カ民 1155 IV）。3 ヶ月以内に処分できない時は、次順位のカンボジア国籍を有する者が土地の相続人となる（カ民 1155 V）。

## (3) ラオス

相続法は、第 IV 部・第 2 章で相続権の喪失について定めており（ラ相 47～51）、その中

---

<sup>223</sup> 652 条 1 項 b と 643 条 2 項との関係については、さらに調査を要する。その際には、相続欠格者に対する「宥恕」の可能性のをめぐる裁判例（★広島家審平成 22 年 10 月 5 日家月 63 卷 5 号 62 頁等）と比較検討する余地がある。ここに規定を置いていること自体に特色が見出される。

で、実質的に相続欠格（ラ相 48, 49）および相続人の廃除ないし相続権の剥奪（ラ相 50, 51）に関する規定を設けている。

まず、自己の相続分以上の遺産を騙取、隠蔽または横領した相続人は、その相続分を承継することができない。そして、騙取、隠蔽、横領した遺産を他の相続人に返還しなければならない。騙取、隠蔽、横領した遺産が自己の相続分より少ない場合は、その得られるべき相続分を取得することができない（ラ相 48）。

次に、裁判所の判決によって親権を失った者は、その子の遺産を相続することができない。一方、かかる子も、未成年者の場合を除き、親の遺産を相続することができない（ラ相 49 I）。

さらに、裁判所の決定により、子を育成する義務を有する親がその義務を遂行しなかったときも、子の遺産を相続することができない。一方成年者である子が裁判所の決定により、親の世話をする義務を遂行しなかったときは、親の遺産を相続することができない（ラ相 49 II）。

また、以下の者は、財産の所有者たる被相続人が、その意思を文章により表示して初めて相続権を喪失する。すなわち、①遺産を奪取する目的で、故意に財産の所有者または相続人を死亡させ、大怪我をさせたことを、裁判所によって判断された者、②遺言の全部または一部を破壊、隠蔽または偽造した者、③被相続人と同県または同市に住んでいる者で、被相続人の死亡を知りまたは知ることができるにもかかわらず、理由なく、被相続人の葬儀に寄与しない、またはそれを自己の代わりに行う代理人を選任しない者、④遺言の全部または一部を作成、取り消しまたは訂正するよう、財産の所有者を強迫する者、⑤被相続人の生命、身体に対し非行を行い、被相続人に大怪我または身体に障害を負わせた者を蔵匿した者、⑥刑法 163 条が定めるような仕方で、財産所有者または相続人を中傷した者である（ラ相 50 I, 50 II）。

被相続人たる財産の所有者は、証拠又は証人を伴って意思表示することにより、前記①～⑥の者に対して行った相続権を喪失させる旨を取り消すことができる（ラ相 51）。

#### 8-4 相続の承認と放棄の制度の有無と内容

##### (1) ベトナム

相続の承認について積極的に規定した条文はみられない。

相続の放棄に相当する規定として「遺産受領の拒否」がある（ベ民 642）。相続人は原則、

遺産受領拒否権を有するが（ベ民 642 I 本文）、自己の財産に関する義務の履行を逃れる目的での受領拒否は認められていない（ベ民 642 I 但書）。遺産受領拒否権は完全な一身専属権ではないと解される。

遺産の受領の拒否は文書によることが義務付けられ、他の相続人や、遺産分割の任務を引受ける人、公証機関または相続開始の場所における村・街区・街の人民委員会にその財産受領の拒否を通知しなければならない（ベ民 642 II）。拒否期間は相続開始の日から 6 か月以内であり、それを過ぎても遺産受領の拒否がないときは、相続について同意したとみなされる（ベ民 642 III）。

## （2）カンボジア

1254 条から 1261 条が相続の承認と放棄について規定する。相続人は、原則として自己のために相続の開始があったことを知った時から 3 か月以内に、単純承認もしくは限定承認または放棄をしなければならない（カ民 1248 I 本文）。この 3 か月間は熟慮期間である。ただし、被相続人の経済活動が複雑かつ広範囲にわたっていたり、相続財産が分散しているなどして、3 か月間の熟慮期間内に相続財産の調査をするには困難を来すことも考えられる。その場合は、相続人が裁判所に申し立てることにより、熟慮期間を伸長することができる（カ民 1248 I 但書）。

さらに、この熟慮期間の伸長とは別に、カンボジア民法典は熟慮期間の起算の特則を設けている（カ民 1251）。被相続人の生活や財産の状況等によっては、たとえ一定の時間をかけて相続財産の調査をしたとしても、把握することが困難な債務が存在し、それが相続の承認の効果が発生した後に発覚することもありうる。そこで、そのような場合に、一定の要件の下で相続人を保護するための規定を 1251 条が定めている。すなわち、①被相続人の生活の状況、財産の状況、その他諸般の事情により、相続人が「存在を知り得なかった」相続債務の存在が発覚し、かつ②当該相続債務の額が相続財産によって弁済可能な額を超えていた場合は、相続の承認または放棄の期間（カ民 1248）は、相続人が当該債務の存在を知った時から起算するとするものであり、1248 条 1 項の特則である（カ民 1251 I）。

その際、1251 条 2 項は、相続財産の全部または一部を処分したことにより、単純承認の効果がいったん生じた場合（カ民 1255①の法定単純承認）でも、当該相続財産の処分が相続債務の弁済に充てるためであったときは、1251 条 1 項の適用により、熟慮期間が改めて起算されることから、当初の法定単純承認の効果に拘束されない旨を規定している。

もっとも、同項の存在理由およびそれが意味することについては、解釈の余地がある。すなわち、一方では、(a) 1251 条 1 項が、たとえ相続人が単純承認または限定承認をした場合であっても、相続人が覚知し得なかった相続債務の存在が発覚し、かつそれが相続財産によって弁済できる額を超えていたときは、いったん行われた承認の効果は否定され、当該相続債務の存在を相続人が知った時から改めて熟慮期間が起算されるということの意味するのであるとすれば、1251 条 2 項は当然ことを定めたにすぎない規定（せいぜい確認規定）ということになる。もっとも、この場合には、いったん生じた単純承認または限定承認の効果が事後的に否定されることになり、1251 条は 1248 条の特則であるのみならず、1252 条 1 項（承認・放棄の撤回不能）の特則を意味することにもなる。それは相続債権者、その他の第三者に対する影響が大きすぎるという問題も生じさせる。

他方では、(b) 1251 条 2 項が、相続財産の処分による法定単純承認の場合（カ民 1255 ①）には 1251 条 1 項の適用が排除されないことをあえて規定しているということは、1251 条 1 項は承認・放棄をせずに熟慮期間が経過してしまった場合の法定単純承認の場合（カ民 1255 ②）を前提としており、相続人があえて単純承認または限定承認をした場合は、そもそも 1251 条 1 項は適用されない（相続人があえて単純承認または限定承認をする際には、覚知不能の相続債務が存在しうるリスクも引き受けている）と解する余地もある（なお、カ民 1255 ③の法定単純承認は、相続財産を隠匿等した相続人に対する制裁規定であるから、やはり 1251 条 1 項は適用されないと解する余地がある）。

このように、1251 条 1 項の適用範囲については、論理的には、解釈の幅が残っている。何れが妥当であるかは、1248 条 1 項の熟慮期間の例外を設ける趣旨をどのように解釈すべきか、その規範的含意を確定することによらざるをえないであろう。相続人が単純承認または限定承認をした場合でも、相続財産によって弁済不能な覚知不能の相続債務の存在が発覚したときは広く例外を設けるという趣旨であれば、前者（a）の解釈が妥当であろう。しかし、相続人は熟慮期間内に相続財産の調査をすることができ（カ民 1248 II）、熟慮期間内に調査困難な事情があれば、その期間の伸長も可能なのであるから（カ民 1248 I 但書）、そのうえであえて単純承認または限定承認をした場合は、それが撤回不能であることにも鑑みて（カ民 1252 I）、覚知不能の相続債務の存在のリスクを引き受けたものと解すべきであるとするれば、後者（b）の解釈が妥当であろう。ここでは、問題点の指摘にとどめざるをえない<sup>224</sup>。

---

<sup>224</sup> ちなみに、カ民 1251 I の日本語版「コメント」で参照されている、★最判昭和 59 年 4

日本と同じく、承認には、単純承認（カ民 1254）、法定単純承認（カ民 1255）、限定承認（カ民 1256）がある。限定承認は熟慮期間内に、財産目録を作成して、これを裁判所に提出し、限定承認の申立てをしなければならない（カ民 1257 条）。相続人が複数人いる場合、全員で限定承認の申立てをすることになる（カ民 1256 II）。

相続の放棄は裁判所に対する申立てによって行う（カ民 1260）。放棄の効力により、相続人は初めから相続人とならなかったものとみなされる（カ民 1261）。

いったん行われた相続の承認および放棄は取り消す（任意に撤回する）ことができない（カ民 1252 I）。取消権の行使を制限する趣旨は、被相続人の債権者や後順位相続人など利害関係人の法律関係に重大な影響を及ぼすおそれがあるからである。もっとも、意思表示の瑕疵を理由とする取消権の行使は妨げられない（カ民 1252 II）。例えば、他の共同相続人に強迫され、放棄をしたような場合などは、強迫を理由に放棄の意思表示の取消しが認められる余地がある。ただし、この取消権の行使期間は追認可能時から 6 か月以内かつ相続開始時から 5 年以内に限定され、かつ取消権の行使方法は裁判所への申立てによらなければならない（カ民 1252 II 但書、1252 III）。

### （3）ラオス

相続法は、第 IV 部・第 1 章で遺産の承継、相続の放棄について定めている（ラ相 38～45）。ラオス相続法は、全体として、清算主義的な色彩の強い独特の構成をとっている。すなわち、（i）法定相続人は遺産を分配する前に、被相続人の財産を清算しなければならない。つまり、①被相続人が生前に他人に貸し出した財産、他人から借り入れた財産、ならびに他人に預けたもしくは担保に提供した財産、詐欺、騙取、横領により取られた財産、および②被相続人の葬儀費用ならびに債務について決済を行い、それらについての収支等の整理が終わってから、相続人は残っている財産のそれぞれの相続分を相続することができる（ラ相 39）。その際、法定相続人は、遺産を承継する前に、被相続人の債権者の請求に応じ、債務を弁済するために、遺産管理人を選任し、弁済をすることができる（ラ相 54 I ②）。しかし、遺産分割前に清算事務を行う者は必置とはされていない。（ii）法定相続人は、相続開始場所が属する村の統治機構に相続の意思を表示することによって初めて遺産を承継することができる（ラ相 42 I）。遺産の承継は相続開始から 6 か月以内に行わなければならない（ラ相 42 III）。相続の放棄についても規定があるが（ラ相 45）、抽象的な相続人の

---

月 27 日民集 38 卷 6 号 398 頁は、相続人が承認または放棄をしておらず、熟慮期間の経過による法定単純承認の効果が問題になった事案である。

地位の遡及的放棄とは捉えられていない点に特色がある。むしろ、いったん取得した相続分の他の相続人、その他の者への譲渡（贈与）のことを相続の放棄と呼んでいる。遺産を譲りたい者または組織が特定されなかった場合、当該遺産は法律の規定に従い、他の相続人の相続分になる（ラ相 45IV）。

## 8-5 遺言の方式・効果・制約

### (1) ベトナム

ベトナム民法典によれば、①成年者（満 18 歳以上の者）は遺言をする権利を有する。ただし、その者が精神病または他の病気に罹患して、自己の行為を認識し、制御することができない場合を除く（ベ民 647 I）。

②満 15 歳から 18 未満の者は、父、母または後見人の同意を得たときは、遺言をすることができる。

遺言の効果が及ぶ事項（遺言によって処分しうる事柄）は、①相続人の指名、相続人が遺産を享受する権利の廃除、②各相続人に対する遺産の分け前の決定、③遺贈、祭祀のために遺産の一部の保存、④相続人に義務を引き受けさせること、⑤遺言を保管する者、遺産管理者、遺産を分割する者を指名することである（ベ民 648）。

遺言は文書によらなければならない（ベ民 649 前段）。文書による遺言は、証人のない文書による遺言、証人のある文書による遺言、公証される文書による遺言、確証される文書による遺言である（ベ民 650）。

しかし、「文書によって遺言することができないならば、口頭で遺言することができる」。また、少数民族に属する者は、民族の文字または言葉によって遺言することができる（ベ民 649 後段）。

### (2) カンボジア

成年（満 18 歳）に達した者および未成年後見または親権から解放された未成年者（カ民 21, 1095）<sup>225</sup>は、遺言をすることができる。

遺言は民法典に定める方式に従わなければ行うことができず、その何れの方式にも適合しない遺言は無効となる。ただし、日付のない遺言は、同一の遺言者が作成した他の遺言

---

<sup>225</sup> 16 歳に達した未成年者または未成年被後見人が独立自活している場合、裁判所は未成年者または未成年被後見人の申し立てにより、それがその者の利益に適うと判断するときは、親権または未成年後見からの解放を宣告することができる（カ民 21, 1095）。

が当該遺言に反するものでない場合に限り、有効となる（カ民 1170）。

遺言の方式としては、①公正証書による遺言（カ民 1173）、②私製証書による遺言（カ民 1174）、③秘密証書（カ民 1175）がある。また、④死亡危急者の遺言（カ民 1177）、⑤被收容者等の遺言（カ民 1178）も可能である。なお、一般被後見人の遺言には医師 2 人以上の立会いが必要である（カ民 1176）。さらに、口がきけない者等の遺言作成も可能である（カ民 1179）。

遺言による処分は、遺留分の制約を受ける。被相続人の直系卑属または父母もしくは祖父母および配偶者は、遺留分として、以下の財産を取得することができる（相続人が複数の場合は、各遺留分権利者は、相続分の割合に従って遺留分を受ける。また、代襲相続〔カ民 1157〕および代襲相続の場合の相続分〔カ民 1158〕の規定は遺留分に準用される）。

①父母または祖父母のみが相続人であるときは、被相続人の財産の 3 分の 1、

②その他の場合には、被相続人の財産の 2 分の 1 である（カ民 1230）。

遺留分を超える遺言処分は、遺留分減殺請求（カ民 1233～1234）の対象となる。

### （3）ラオス

満 18 歳になった者は遺言をすることができる（ラ相 35①）。遺言能力は、契約、婚姻とともに、成年年齢と同じである。

遺言には、本人または他人（ただし、3 人以上の証人の立会いを要する）が作成する文書による遺言（ラ相 27）、および危急時等に行われる口授による遺言（ラ相 28）がある。注目すべきは、遺言によって法定相続人以外の者を相続人とすることができる点である。被相続人は、自分が指定した相続人が遺言の執行より前に死亡した場合または指定相続人が相続を放棄した場合に相続人を補充するために、補充相続人を指定することもできる（ラ相 29）。

遺言による相続人は、その遺言を保管する裁判所書記局または村の統治機構（裁判所書記局のない地域の場合）において、相続の意思を表示することにより、初めて遺産を承継することができる（ラ相 42 I・II）。その意思表示は、相続開始から 6 か月以内に行わなければならない（ラ相 42III）。

遺言の失効（ラ相 34）および遺言の無効原因（ラ相 35）について規定されている。

被相続人の遺言による財産処分には制限が課されている。財産の所有者は遺言のほか、贈与または条件付贈与をする際に、子が 1 人の場合は財産の半分、子が 2 人の場合は財産



の3分の1, 子が3人の場合は財産の4文の1を超えて処分することができない(ラ相 25 I)<sup>226</sup>。これを超えた場合, 超えた部分は遺言, 贈与または条件付贈与が無効になる(ラ相 25 II)。

## 8-6 遺産の管理方法

### (1) ベトナム

遺産を管理するための遺産管理人, および遺産分割を実行するための遺産分割人の制度がある。両者は被相続人が遺言で指名することもできるが, 遺言による指定がない場合, 共同相続人が選任しうる(ベ民 681, 682)。

遺産分割人は, 遺言通りに, または法律による共同相続人との合意に基づいて遺産を分割しなければならない(ベ民 682②)。

### (2) カンボジア

カンボジア民法典は, 相続の当然承継主義をとることから(カ民 1145, 1147 I), 特別の遺産管理人や遺産分割人の制度は存在しない。被相続人が遺言で指定する遺言執行者(カ民 1186), 相続人のあることが明らかでない場合に相続財産法人の事務を管理する相続財産管理人(カ民 1291)があるにとどまる。遺言執行者がいない場合, 相続財産の管理は相続人によって行われる(カ民 1262)。もっとも, 遺産分割まで臨時的管理人(カ民 1264)の選任を裁判所に申し立てることができる。

### (3) ラオス

相続人は, 遺産分割前に, 被相続人が生前に他人に貸した財産, 借りた財産, 預けた財産, 担保に供した財産, 詐欺・横領等によって奪われた財産について整理し, 葬儀費用, その他の債務を弁済し, 債権・債務の清算をしたうえで, 残った財産に対し, 相続分に応じて相続することができる(ラ相 39)。この限りで, ラオスの相続法は清算主義的な面をもっている。もっとも, この間の遺産管理の権利・義務は相続人にあるものと解される。

相続人から遺産管理の要請があった場合, 相続開始場所の裁判所書記官または村長が, 遺産管理人を選任し, 遺産管理のための措置を決定する(ラ相 52)。遺産管理人は, 相続

---

<sup>226</sup> 贈与等の生前の処分も制限の対象となる点, 子の数に応じて処分可能な財産の割合が変わる点等は, フランス法の遺留分制度に近いとされる。西 2012: 123 頁。

人全員の立会いの下で遺産の整理を行い<sup>227</sup>、債権・債務を清算し、相続人に遺産を分配する権利・義務をもつ（ラ相 54 I）。

## 8-7 遺産分割の方法

### (1) ベトナム

遺産の分割は、被相続人の遺言に分割方法の指定があれば、それに従う（ベ民 684）。遺言による分割方法の指定がない場合は、共同相続人が行う。共同相続人間の協議が調わないときは、法律の規定によって分割される（カ民 685）。その際、共同相続人は、遺産分割人（カ民 682）を選任することができる（カ民 682）。遺産の分割人は、遺言の中で指名されるまたは共同相続人の合意によって選定される遺産管理人と同一であってもよい。遺産の分割人は、遺言通りに、または法律による共同相続人との合意に基づいて遺産を分割しなければならない。

遺言者の意思または相続人全員の合意により、遺産を一定期間経過後に分割すべきものとした場合は、その期間が到来した後にのみ、遺産分割が可能になる。

### (2) カンボジア

遺産分割は、①共同相続人間の協議によって行われる。②共同相続人間に協議が調わないとき、または協議することができないときは、各共同相続人が裁判所に分割を申し立てることができる、その場合は裁判所によって分割される（カ民 1266, 1270）。

共同相続人は、相続開始後 1 か月経過すれば、原則として何時でも遺産分割協議を開始することができる（カ民 1266 I 本文）。ただし、被相続人が遺言で遺産の分割を禁止した場合、当該禁止の期間は遺産分割をすることができない（カ民 1266 I 但書）。

### (3) ラオス

遺産分割は、①相続人が遺産の整理をしたうえで、協議によって分割する場合（ラ相 38）と、②遺産管理人の選任を申請し、遺産管理人が遺産を整理したうえで、相続人によって分割する場合（ラ相 54 I ③）。

共同相続人間で遺産分割についての合意が得られない場合、申立てによって裁判所が分

---

<sup>227</sup> 相続人全員の立会いができない場合、遺産管理人は参加できない相続人に通知したうえで、相続人の 3 分の 2 以上の立会いがなければ、遺産の整理を行うことができない（ラ相 I ①）。

割の決定をすることができる（ラ相 58）。

## 8-8 涉外規定

### (1) ベトナム

ベトナム民法典は、第7編「外国的要素をもつ民事関係」をまとめて規定している。「外国的要素を持つ民事関係」とは、民事関係への参加当事者のうち、少なくとも一方が外国機関、外国組織、外国人、海外の定住ベトナム人である民事関係、ベトナム国民、ベトナムの組織が参加当事者である民事関係であるが、その民事関係を確立、変更、終了するための根拠が外国法に依拠する民事関係、または当該の関係に関連する財産が外国に存在する民事関係である（ベ民 758）。

また、婚姻家族法は、第8章「外国的要素のある婚姻及び家族関係」において、涉外的家族関係への同法の適用について規定している（ベ婚 121～129）。

さらに、養子法は、第3章「国際養子」において、外国人が養親または養子となる場合を規律している。

### (2) カンボジア

カンボジア民法典は、基本的に国際私法規定を含んでいない<sup>228</sup>。国際私法の制定は重要な課題である。

### (3) ラオス

家族法は第VI部で、国際的な婚姻・離婚、養子縁組に関する規定を置いている（ラ家 47～51）一方配偶者がラオス人である婚姻、およびラオス人を養子とする養子縁組には、常にラオス法のみを適用するものとしている点に特色がある（ラ家 47, 51）。

---

<sup>228</sup> ちなみに、民法 36 条は「カンボディアに住所を有しない者は、カンボディア人であると外国人であるとを問わず、カンボディアにおける居所をもってその住所とみなす」としつつ、「ただし、準拠法を住所地法とする場合はこのかぎりでない」とする。この民法 36 条但書は、国際私法規定がカンボジアに住所をもたない者の準拠法をその者の住所地法とするならば、カンボジアにおけるその者の居所を住所とみなすものではないことを注意的に規定したものと解される。

## IX 民法整備活動の現状と評価

### 9-1 アウトプット——民法典の制定・施行

本調査研究のまとめを兼ねて、ベトナム、カンボジア、ラオスにおける民法（典）整備の評価について考察する。本調査研究では、民法整備活動（民法整備支援活動を含む）が、①具体的にどのような形（民法典や民法関連制定法令）になって現れたか（アウトプット）、②それが各国の法的発展にどのように寄与したか（アウトカム）、③それが各国の経済成長等の経済的発展や、民主化等の政治的発展にどのように寄与したか（インパクト）という3段階の評価視点から考察する。

これまでみてきたように、ベトナム、カンボジア、ラオスにおける民法典の整備状況は、けっして一様ではない。

ベトナムは1995年民法典を2005年に全面改正し、さらに2015年に改正している。本調査研究の主要対象は2005年民法典であり、2015年民法典の分析は次の調査研究の対象であるが、2015年民法典があくまでも2005年民法典をベースにした改正であり、この約10年間における2005年民法典の適用の結果を踏まえている点は重要である。したがって、2015年民法典の意義を明らかにするためにも、2005年民法典の特色と問題点を踏まえておく必要がある。

2005年民法典（全7編・777か条）は、1995年民法典をベトナム人自身の手によって全面改正した、パンデクテン体系の色彩の濃い本格的な民法典である。もっとも、それは、構造上の特色として、狭義の家族法（親族法）については、未成年者に対する親権ならびに未成年後見、および行為能力の喪失者に対する後見ならびに行為能力制限者に対するサポート（民事取引への同意等）を除いて、多くの部分を婚姻家族法（133か条）、養子法（52か条）等の個別制定法に譲っている。しかも、この狭義の家族法（親族法）の部分は、直近の2015年民法典にも取り込まれなかった。しかし、類似の家族法をもつラオスでは、これをも取り込んだ民法典草案が準備されており、そうした動きが顕在化すれば、将来ベトナムの民法典にも影響を与えることも考えられる。その意味で、ベトナム民法典は未だに完成形態に至っていない（しかも、そのことをベトナム政府があえて意識していると思われる）過渡期の民法典とみることも可能であるように思われる。

これとの対比でみると、カンボジア民法典の完成度の高さは目を見張るものがある。それは単に条文数の多さのみならず、個々の制度（例えば、遺言1つとってもそうであるが）を構成する規定の詳細さと体系性は、一見して少なからぬ差異を感じさせる。しかしなが

ら、本調査研究における分析においても顕著に感じられることは、カンボジアの伝統や慣習との整合性の有無、および（そのことと密接に関連した）実際の取引や生活における実用性である。いわばベトナム民法典の条項から感じ取られるベトナム臭さと比べると、カンボジア民法典の条項からはカンボジア臭さがさほど顕著に感じられないことも事実である。仮にカンボジア民法典とカンボジアに現存する民法制度との間にある程度の距離があるとした場合、そうしたアウトプットをどのように評価すべきかは、極めて難しい問題である。この点は、今後の調査研究において、この距離をより正確に測定し、それが徐々に縮まっているかどうかを見極める必要がある。

さらに、従来の政府による立法活動およびそれに対する法整備支援活動のアウトプットとしてのベトナム民法典とカンボジア民法典の特色を踏まえて、ラオスにおける民法典整備の状況をみると、ラオスの独自性が浮かび上がってくるように思われる。その一端は、既に紹介したラオス民法典草案の体系——パンデクテン体系とインスティトゥティオネス体系の折衷構造——に顕著に現れている。それは、ベトナム民法典ともカンボジア民法典とも様々な面で異なるものである。このことは、ラオスにおける民法関連の現行個別制定法が、条文数の比較的少ない、一見シンプルなものでありながら、ラオスにおける経済取引や日常生活上の必要性に密接に結びついた現実性といわゆるラオス臭さをもつものであること、そして、そうした現行法をベースにして、ラオス政府自身の手で民法典草案の準備が行われていることに由来する。それが実際に民法典草案および民法典の形になることがあれば、最も顕著なアウトプットといえるであろう。もっとも、ラオス民法典草案の分析は次の調査研究の対象であり、本調査研究は現行個別制定法を中心対象としているが、やはり来るべき民法典（草案）の特色を理解するためには、その実質的なベースとなっている現行個別制定法の特色を十分に踏まえておく必要がある。この視点からみると、ラオスの民法関連法令は、ラオスの取引実務で前提とされ、裁判官によって現実問題の解決に実際に適用されており、特に裁判官の中には、現行の民法関連法令を隅々まで熟知して使いこなしている者も少なくなく、実務と法令との距離は比較的近いものと考えられる。このことは、今後の民法典のアウトプット、さらにはそれがもたらすアウトカムやインパクトにも影響しうる。

## 9-2 アウトカム——法的発展への寄与

### (1) 法整備活動のアウトカムとしての法的発展の諸側面

ベトナム民法典の制定・改正がベトナムの法秩序の整備に多大な寄与してきたことは疑うべくもない。しかし、前述したようにそれが完成した民法典とみることは時期尚早のようである。今後は狭義の家族法（親族法）との関係を含め、法典としての体系性および個々の規定の整合性等、民法典それ自体の完全性(integrity)の観点から、その進展を考察する必要がある。と同時に、そうした民法典が裁判等の実務で実際どのように用いられているか、訴訟法・執行法等の手続法と的確に連携しているか、訴えの提起から、審理、判決を得て、執行までにどの程度の時間とコストがかかっているか、そうした手続面、執行面も含む法システムの整備としての法的発展の観点から、民法典整備の意義を検証してゆく必要がある。

カンボジア民法典もまた、それ自体が法典そのものとしての整合性と完成度の高いものであることは、ベトナム、ラオスを凌駕している。それがカンボジアの法体系の発展に多大な寄与をしていることは否定できない。しかし、ここでも、そうした法典が他の関連法令と相俟ってカンボジアの法体系全体の整備にどのように寄与しているか、例えば、カンボジアにおける国際私法規定の整備に役立っているか、土地法令、登記法令との整合性はどうか、民法適用法の規定を取り込んださらなる改正がどのように計画されているか等、民法典整備のアウトカムを検証すべきポイントは多い。さらに、そのうえで、民法典が裁判等の紛争解決実務でどのように実際に活用され、それに基づく判決が確実に執行されて、カンボジアの法システムの一層の整備に寄与しているかどうかを検討する余地がある。

ラオスでは問題状況をやや異にしている。すなわち、現時点における民法関連の個別制定法がラオスにおける法体系の整備にどのように寄与し、さらにそれをベースにした民法典草案の準備プロセスが、ラオス法の発展にどのように寄与しているかを見極める必要がある。とりわけ、現在関連諸法令に分散している実質的な民法の規定を、1つの法典へと編入するプロセスで、現行法令がもつ相互間の矛盾、欠缺等を1つひとつ解消してゆく契機となるとすれば、民法典整備がラオス法の発展にもたらす寄与は多大なものがある。さらに、実務と比較的近い距離にあるとみられる現行個別制定法をベースにした民法典が、その施行後の実務への適用と法システムの整備にどのように役立ってゆくかを確認することは、民法典整備のアウトカムの検証の重要な柱になるであろう。

以上のように多様な姿で現れうるアウトカムとしての法的発展に対して、アウトプットとしての民法典整備がどのように寄与しているかを検討するために、以下ではベトナムとカンボジアにおける最近の事例を取り上げる。

## (2) ベトナムにおける遵法意識と法の支配の漸次的浸透——キンド・タワー事件

### (i) 序説

ベトナムの経済成長は著しく、特に都市部での開発は目まぐるしいものがある。ハノイ市内だけでも、韓国ロッテにより、高層ビル「ロッテ・センター・ハノイ」が2014年9月に開業した。また、2015年10月には日系企業イオンが「イオンモール・ロンヴィエン」をハノイ市周辺に開業している。激しい開発がある一方で、違法建築物の問題も起きている。特に、2015年、ベトナムのニュースを賑わしたディスカバリー・コンプレックス2の問題はベトナムにおける開発と法の支配の浸透の問題を浮き彫りにした事案と言える。

本報告書では、ディスカバリー・コンプレックス2の建築問題を1つの題材に、ベトナムにおける都市開発と建築の問題を、民法典の制定・改正等を通じて本格的に進行する法整備がベトナム社会にもたらしつつある法の支配の浸透という観点から分析し、今後の課題について検討する。

### (ii) 事件の概要

ディスカバリー・コンプレックス2（以下キンド・タワー）は、ハノイ市バーディン区ディエンビエン街区レチュック通り8B番地に建設された、ショッピング・センターやオフィス、マンションなどが入居予定のコンプレックスビルである。2015年末の開業を目指しており、同年9月には躯体部分の工事は完了していた。所有者はキンド開発建設投資株式会社(Kinh Do TCI Group)であり、全長53メートル、建物の形状をくさび形にすることで建築許可を受けていた<sup>229</sup>。しかし、完成した躯体は全長69メートル、地上17階、地下4階のビルであり、形状も当初の計画とは異なる長方形の建物であった。

---

<sup>229</sup> VIETJO 2015年10月8日。



写真 1 キンドー・タワーの完成予定図（左）<sup>230</sup>と実際に完成した躯体（右，2015 年 11 月 18 日撮影）

ところで，キンド・タワーがあるバーディン地区は，ホーチミン廟や国会議事堂，共産党本部などが存在する政治的中枢地区である。実際にキンド・タワーの目と鼻の先にホーチミン廟や国会議事堂は位置しており，タワーのバルコニーからはホーチミン廟や西湖，国会議事堂などの景色が見渡せる。景観の良さは，キンド・タワーの売りの 1 つであった<sup>231</sup>。他方，バーディン地区は景観保護や国防および治安上の観点から，厳しい景観保護が敷かれている。例えば 11 階以上の建築物の建設は禁止されている。また，2014 年に建て替えられた新国会議事堂もホーチミン廟（21.6 メートル）を超えないように建築されている<sup>232</sup>。

<sup>230</sup> DISCOVERY COMPLEX II 67 TRẦN PHÚ, <http://discoverycomplexletruc.com>, (閲覧日 2016.2.27)。

<sup>231</sup> DISCOVERY COMPLEX II 67 TRẦN PHÚ, <http://discoverycomplexletruc.com/vi-tri-chung-cu-8b-le-truc/>, (閲覧日 2016.2.27)。

<sup>232</sup> VIETJO 2015 年 9 月 30 日。



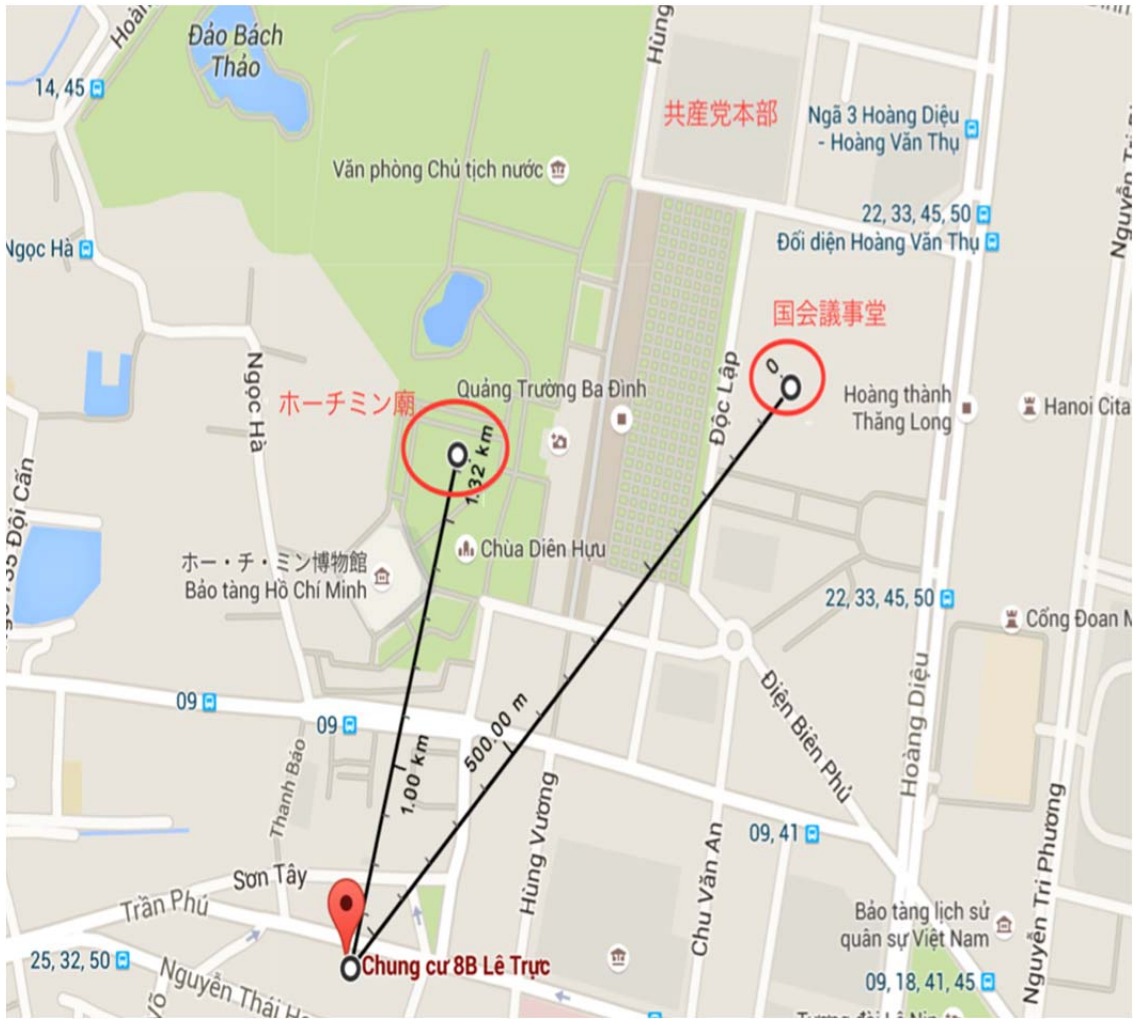


図1 キンド・タワー周辺地図（赤いピンマークがキンド・ビルである）<sup>233</sup>

<sup>233</sup> 国会議事堂やホーチミン廟はキンド・タワーから約1キロ以内の距離にある。

Google map,

<https://www.google.co.jp/maps/place/Chung+cu+8B+Lê+Trực/@21.0357204,105.8349839,16.06z/data=!4m7!1m4!3m3!1s0x3135ab9f7efe7405:0x17d0cbe2c6676848!2zQ2h1bmcgY8awIDhCIEzDqiBUcuG7sWM!3b1!3m1!1s0x3135ab9f7efe7405:0x17d0cbe2c6676848>（閲覧日 2016.2.27）。



写真 2 キンド・タワーのバルコニーから見えるバーディン広場周辺<sup>234</sup>



写真 3 ホーチミン廟から見えるキンド・タワー1 (2015年11月18日撮影)

<sup>234</sup> DISCOVERY COMPLEX II 67 TRẦN PHÚ,  
<http://discoverycomplexletruc.com/vi-tri-chung-cu-8b-le-truc/>, (閲覧日 2016.2.27)。



写真 4 ホーチミン廟から見えるキンド・タワー 2 (2015 年 11 月 18 日撮影) <sup>235</sup>

景観保護条例違反になるのではないかとのマスコミ等の指摘を受け、2015 年 9 月 30 日、ニュースポータルサイト“VIETJO”は景観保護法違反を理由に国が調査を開始したこと、グエン・タン・ズン首相は 9 月中旬までに調査結果を報告するよう関係官庁に命令をしたと報道した<sup>236</sup>。

ハノイ市人民委員会は、2015 年 10 月 6 日、ハノイ市建設局およびバーディン区人民委員会に対し、投資主であるキンド開発建設投資株式会社に違法建築部分の取壊しを促すように指示した。また、管轄官庁に対しても、監視を怠った機関および意図的に違法建築を行った投資主を処分するよう求めた。投資主は調査結果を認め、違法建築部分の取壊しを約束したと報道された<sup>237</sup>。最終的に、ハノイ市バーディン区人民委員会は 1 億ベトナム・ドン（日本円で約 54 万円）の罰金および 11 階以上の部分の撤去命令を下した<sup>238</sup>。また、①キンド・タワーの建築における各規定違反は重大な法令違反であり、プロジェクト投資家および関係組織、個人の違反に対して、法令に基づき厳しく処分すべきこと、②関係機

<sup>235</sup> 場所によっては、同じ高さのビルが並んでいるように見える。

<sup>236</sup> VIETJO 2015 年 10 月 8 日。

<sup>237</sup> VIETJO 2015 年 9 月 30 日。

<sup>238</sup> VIETJO 2015 年 10 月 19 日。

)

関に対し今後の予防対策などを命じる首相結論が 11 月 2 日付で発付された<sup>239</sup>。

現在、11 階を超える部分の取り壊しが開始されているのか不明であるが、2015 年 12 月 31 日の情報によると、内装および外装工事が進んでいるようである<sup>240</sup>。

キンド・タワーは政治的中枢部分周辺に建設されたこともあり、その対応を巡って様々な憶測が流れた<sup>241</sup>。しかし、その後、キンド・タワーの所在地は道路一本分だけ同区域の外側にあり上記建築制限の対象外であること、そして、ハノイ市およびバーディン地区にはこの他に建築物の高さを制限する法令が存在しないことが判明したと言われている<sup>242</sup>。結局、キンド・タワーは建築許可との関係では、違法性があったと言える。しかし、日本円にして約 50 万円という非常に安い罰金で済んだ背景にはこれらの事情があったからだと考えられる。

ただ、16m分を撤去するためには、1 日 30 人の作業員で約 6 か月かかり、日本円で約 5500 万円相当の費用がかかるといわれている。しかも、撤去対象となる建物部分は、既に 1 m<sup>2</sup>当たり日本円約 45 万円で売却済みであり、今後は買主からの賠償請求も問題になりうる<sup>243</sup>。そういった意味では投資家に対して非常に厳しい判断が下されたと言える。

### (iii) 今後の課題

キンド・タワーは、その立地上、首相令まで飛び出す事態にまで発展した。そして、最終的に下された判断は投資家にとって非常に厳しいものであった。

しかし、先にも述べたように、ハノイ市内だけでも多数のビルが建設されており、その全てが建築許可に従って建設されているか自体不明である<sup>244</sup>。同種の違法建築の事案ともバランスを欠いているとの指摘もある。

このような言わば、見せしめ的な処分は投資家間の不公平感を生み出す要素につながり

<sup>239</sup> ベトナム首相府 2015 年 11 月 2 日。

<sup>240</sup> DISCOVERY COMPLEX II 67 TRẦN PHÚ, <http://discoverycomplexletruc.com/tien-do-thi-cong-discovery-complex-2-67-tran-phu-moi-nhat/> (閲覧日 2016.2.27)。

<sup>241</sup> 例えば、建築許可自体が違法であった。また、賄賂を渡して建築許可を受ける前から工事を始めていたなどである。

<sup>242</sup> ベトナム現地プロジェクトオフィスの JICA 長期専門家 X 氏による報告があった。

<sup>243</sup> もっとも、違法建築の建物部分の売買契約に基づく債務不履行（履行不能）を理由とする損害賠償請求は、契約無効等をめぐる論争も予想され（無効な契約の締結をめぐる損害賠償請求。(a)買主から売主に対し、契約の有効を前提とする履行利益の賠償請求、売主から買主の悪意／有過失を理由とする責任の否定／軽減、または(b)買主から売主の契約締結上の過失を理由とする損害賠償責任の追及、売主から買主の過失相殺の主張等）、それ自体が新たな法律問題となる可能性も否定できない。

<sup>244</sup> 違法建築が疑われるビルはキンド・タワーに限られないようである。

かねない。今後、このような事態を防ぐためにも、事前および事後の手の透明性の確保は不可欠である。事前手続としては、建築許可の段階での透明性の確保が挙げられる。また、適宜、行政側の監督も必要であろう。

キンド・タワーの事案を通じて、建物の完成後の違法建築物に対する事後的な対応の重要性が再認識された。この場合、不公平感を煽らない明確な基準を作ることが必要であろう。建物を撤去する場合の社会的利益の考慮、また撤去しない場合における制裁の社会的還元のあり方などが重要となる。国立マンション訴訟にみられるように、日本でも違法建築物の処理を巡って問題となることがある。このような事案において、事後的にどう対応していくのか、ベトナムの対応を注視することは日本にとっても有益だと言え、今後の対応が注目される。

### (3) カンボジアにおける都市開発と補償——バサック川立退請求問題

#### (i) 序説

カンボジアの首都プノンペンの都市開発は 1990 年代から始まった。住民の立退きも行われたが、当初は資金余剰があったこと、件数自体が少ないこともあり、十分な補償がされていた。しかし、2000 年代に突入すると、開発とそれに伴う立退きの件数が増加したため、移転先のインフラや環境整備が不十分なまま住民を移転させるケースや十分な補償金が払われなまま開発を進めるような事案が増加した<sup>245</sup>。補償をするにあたって、住民に所有権があるか問題になる場面は少なくない。しかし、長年居住はしているものの、土地所有権証明書を保持していないため、正当な権利に基づくものなのか分からない場合も多い。そのため、十分な補償がされないまま、強制的に立退きを進める場合もあった。本報告書はカンボジアの抱える課題を浮き彫りにした 2001 年のバサック川の移転問題について取り上げ、今後の開発と補償のあり方を検討する。

#### (ii) バサック川の立退請求問題の概要

2001 年、バサック川とロシア大使館の裏に広がる巨大なスラムで火災が 3 件発生した。火災により、スラムは壊滅した。跡地は公園になることが決定され、住民たちは強制的に立ち退くことになった<sup>246</sup>。本報告書では、5 月と 11 月の火災について取り上げる。

---

<sup>245</sup> Nielsen 2008.

<sup>246</sup> BBC News, “Thousands homeless in Cambodia fire”, BBC (2001.11.26), <http://news.bbc.co.uk/2/hi/asia-pacific/1677469.stm>, (閲覧日 2016.2.28)。

(ア) 5月の火災

2001年5月、プノンペン市チャンカーモン地区 Sotherous Boulevard で火災があった。出火元はバイクまたはマッサージ店とされている<sup>247</sup>。この火災によって 2700 人以上の住民が住宅を失った<sup>248</sup>。跡地は公園になることが決定され、住民たちによる住宅の再建は禁止された。代わりに市内から 17 キロメートル離れた地点へ移転し、土地の割当てが補償としてなされた。しかし、土地の割当てを受けられる者は土地所有権証明書をもつ者に限定され、賃借人等には割当てられないという報道もあった<sup>249</sup>。いずれにせよ、この地区の住民は火災により、立ち退くことになった。

(イ) 11月の火災

2001年11月26日から28日にかけて、プノンペン市チャンカーモン地区 Chhbar Ampoe で火災があった。Chhbar Ampoe はバサック川の裏手にあるバサック劇場からロシア大使館裏に広がるスラムであり、ベトナム人が多く住んでいる<sup>250</sup>。26日の火災によって 2000 戸以上の住居が焼失し、1000 家族以上が住居を失った<sup>251</sup>。27日の火災によって、1000 戸以上の住居が焼失し、国連人権居住センターの発表によると 16500 人が住居を失ったと報道されている<sup>252</sup>。26日の事案ではキッチンにあった天然ガスタンクが、27日は暖を取るために焚かれた火が火災の原因とされている<sup>253</sup>。しかし、27日の火事については放火を疑う住民の声が報道されている。例えば The Phnom Penh Post は 2001年12月7日付けの記事で、ボートに乗った男が地区に向かって火炎瓶を投げ走り去ったという目撃証言を報道している<sup>254</sup>。跡地は5月の火事と同様に公園になる予定である。そのため住民は跡地

---

<sup>247</sup> Sisovann 2001.

<sup>248</sup> The Phnom Penh Post, “Fire site gutted”, (2001.6.22), <http://www.phnompenhpost.com/national/fire-site-gutted>, (閲覧日 2016.2.28)。

<sup>249</sup> The Cambodian Daily, “Gov’t Removes Tenants From Site of Fire”, (2001.6.19), <https://www.cambodiadaily.com/archives/govt-removes-tenants-from-site-of-fire-23464/>, (閲覧日 2016.2.28)。

<sup>250</sup> Vink, “Cambodia: Slum fires. 2001”, Magnum Photos, <http://www.magnumphotos.com/C.aspx?VP3=SearchResult&ALID=2TYRYD1X9IB9>, (閲覧日 2016.2.28)。

<sup>251</sup> BBC News 前掲注 246。

<sup>252</sup> Carmichael = Lon Nara 2001.

<sup>253</sup> BBC News 前掲注 246, CNN, “Thousands homeless after Cambodia fires”, (2001.11.28), <http://edition.cnn.com/2001/WORLD/asiapcf/southeast/11/28/cambodia.fire/index.html>, (閲覧日 2016.2.28)。

<sup>254</sup> Carmichael = Lon Nara 2001 参照。また Vink 前掲注 250 では、当局に対して火炎瓶による放火が原因ではないかと詰め寄った住民が逮捕されたようだと書いている。放火そのものについて言及しているわけではないが、近隣で火事が頻発すること自体の異常性に

に住居を再建できず、市内から 15 キロメートル離れた場所への移転を求められている<sup>255</sup>。なお、移転先で土地の割当てを受けられる者が土地所有権保持者に限られるのかについては不明である。

(ウ) 火災後の開発の様子

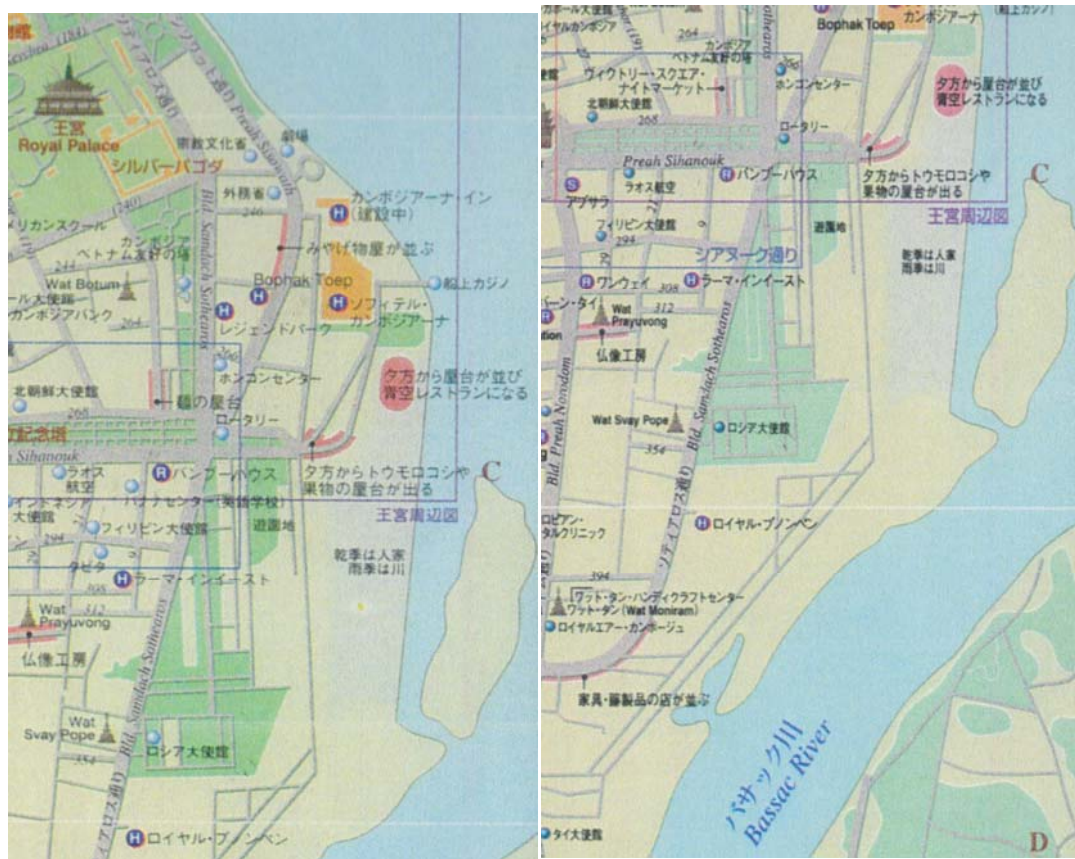
2015 年 12 月 21 日から 31 日まで、プノンペン市内に現地調査に入ったが、火災の痕跡を発見することはできなかった。火災後の開発の様子について、過去の地図を元に確認する。

地図 1 は 1997 年から 1998 年にかけてのバサック川とロシア大使館の地図である。各種報道や地図情報を総合すると「乾季には人家、雨季には川」と記載されているこの周辺が火災の現場だったのではないかと推測される。地図 2 は火災が起きる前の 2000 年から 2001 年の地図である。この地図上でも「乾季には人家、雨季には川」という記載は変わっていない。

---

について指摘する記事として、Radio Australia, “Cambodia slum fire leaves thousands homeless”, (2011.12.19), <http://www.radioaustralia.net.au/international/2008-04-11/cambodia-slum-fire-leaves-thousands-homeless/41316>, (閲覧日 2016.2.28) がある。

<sup>255</sup> BBC News 前掲注 246。なお、移転先については様々な報道がある。ちなみに CNN 前掲注 253 は市内から 20 キロメートル離れた地点を移転先と報道している。また、Vink 前掲注 250 は Chun Ruk にある Prey Sor 刑務所付近または市内から 28 キロメートル離れた Anlong Kngan が移転先であると書いている。



地図 1 1997年から1998年の周辺図<sup>256</sup> 地図 2 2000年から2001年の周辺図<sup>257</sup>

地図 3 は火災が起こった 2001 年から 2002 年の地図である。この地図を見てみると「乾季は人家、雨季は川」と書かれていた部分が、単に「雨季は川」に変化していることが分かる。火災によって、住居がなくなると推測することができる。地図 4 は火災から 4 年後の 2005 年から 2006 年の周辺図である。赤い丸で囲んだエリアが「雨季は川」の部分である。この時期になると、表示もなくなり、整地されている様子が分かる。

<sup>256</sup> 地球の歩き方編集室編著、『アンコール・ワットとカンボジア 1997～1998 年版』、折り込み地図、(1997)、ダイヤモンド・ビッグ社。

<sup>257</sup> 地球の歩き方編集室編著、『アンコール・ワットとカンボジア 2000～2001 年版』、折り込み地図、(2000)、ダイヤモンド・ビッグ社。





地図 3 2001年から2002年の周辺図<sup>258</sup> 地図 4 2005年から2006年の周辺図<sup>259</sup>

最後の地図 5 は 2015 年から 2016 年のこの地区の最新版の地図である。地形自体が変わっているため、一見すると同じ地区に見えないが、ロシア大使館を中心にしてみると、同じ地区だということが分かる。バサック川にある小さな小島(地図上では一番右にある)はダイヤモンド・アイランド(コッ・ペッチ)という巨大な島に開発されている。何もなかった島には遊園地ができています。川の一部は埋め立てられ、島と市内を結ぶ道路網も整備されている。ロシア大使館の隣には「イオンモール」が建設され、高級ホテルも立ち並び。かつてここにスラムがあり、火災によって消滅したことを想像できない変化である。

<sup>258</sup>地球の歩き方編集室編著、『アンコール・ワットとカンボジア 2001～2002 年版』, 折り込み地図, (2001), ダイヤモンド・ビッグ社。

<sup>259</sup>地球の歩き方編集室編著、『アンコール・ワットとカンボジア 2005～2006 年版』, 折り込み地図, (2006), ダイヤモンド・ビッグ社。



地図 5 2015年から2016年の周辺図<sup>260</sup>

(iii) 今後の課題

2001年の住民立退き以降、バサック川周辺の開発が進んでいった。しかし、かつての住

<sup>260</sup>地球の歩き方編集室編著、『アンコール・ワットとカンボジア 2015年～2016年版』、折り込み地図、(2015)、ダイヤモンド・ビッグ社。

民達は地区で自宅を再建することもできず、強制移転している。移転前、移転先での仕事やインフラ整備の面について不安を口にする住民の声も報道されていたが<sup>261</sup>、その後、彼らが移転先でどのような生活をしているのか不明である。

ところで、カンボジアでの都市開発の背景の1つにはスラムの存在があると考えられる。スラムは貧困や病気、犯罪の温床でもあり、存在することは望ましくない。そのため、開発を進めていく必要性は十分に認識できる。しかし、スラムを潰し、再開発をしたとしても、移転先に生活できるだけの生活インフラ（仕事や教育、生活できる安全な環境など）がなければ、仕事を求め再び都市に舞い戻ってきてしまう。やがて、再びスラムが形成され、再開発をするという悪循環に陥りかねない。強制立退きをする場合に十分な補償をする必要があると言える。

ここで、「十分な補償」について再度検討する必要がある。立退きに見合うだけの金銭である場合もあるだろうし、移転先での生活補償などの方法が考えられる。

その他の方法として、住民を強制立退きさせるのではなく、再開発エリアで、住民達も巻き込んで開発するという方法も補償のあり方の1つである。カンボジアでも2003年5月24日、フン・セン首相は強制立退ありきの開発から開発対象地区の住民達が市内で再建できるよう都市開発の政策転換を発表している<sup>262</sup>。そのパイロット地区として選ばれたのがBorei Keila地区である。Borei Keila地区の再開発は立退きを前提としないものであったため、政府、住民、NGOなど各方面から期待を集めた。しかし、結局、全てを政策転換通りには進めることはできなかった。なぜ、政府の政策方針は行き詰まってしまったのか。Borei Keila地区での成果と課題を検討することは今後の課題といえる。

#### （4）インクルーシブな発展のための民法（典）整備の意義

キンド・タワー事件にせよ、バサック川立退請求問題にせよ、民法整備（支援）活動のアウトプットとしての民法典が公布・施行され、それをベースに国家の法整備が進めば、速やかにアウトカムが現れ、政府にも市民にも遵奉意識が芽生え、法の支配が浸透し、権利保障が確実になり、社会問題も解決され、開発と両立する…といった単純な関係にないことをよく示している。では、私たちはこれらの事例から、法整備（支援）活動の意義やベトナムやカンボジアにおける民法典整備の意義を消極的にみるべきであろうか。本調査研究がこれらの事例を取り上げた理由は、むしろこうした現実を目の前にしてこそ、民法

<sup>261</sup> 例えば The Cambodian Daily (2001.6.19)・前掲注 249 など。

<sup>262</sup> Champagne 2004.

(典)整備の意義を掛値なく客観的に評価できるのではないかと考えていることにある。

民法(典)整備のアウトカムの発現形態は漸次的で、多様で、複雑であるが、何よりも重要なことは、私法の一般法としての民法(典)整備が、すべての市民が生まれながらにして平等に私権を享有し、私権の実現および保護を確実に享受するという理念を具体化する実践の積み重ねにより、経済成長と衡平を調整し、より多くの市民に経済的・政治的・社会的発展を促す活動に参加するインセンティブを与えうることである。国家が発展するためには、より多くの一般市民が経済活動に参加する**インクルーシブな開発**が不可欠であり、そのためには民法(典)を整備し、市民の権利・義務を明確にし、それが確実に保護・実現されるという安心感を創出することが何より重要である。

この観点から改めて、キンド・タワー事件やバサック川立退請求問題をみると、ベトナムにおいてもカンボジアにおいても、政府とディベロパーと市民の間に、あるべき問題解決に向けた手探りが行われていることも見逃してはならないことに気づくのであり、そうした粘り強い努力の背景には民法典によって明確化された市民の権利・義務の確実で平等な保護・実現の理念があり、これを意識することは建設的な問題解決のためになくならない足掛かりになるものと考えられる。そのためにも、民法典が公布・施行されたことにより、一般市民が自分たちの権利(私権)がより確実に保護・実現され、安心して生活や仕事ができると感じるようになってゆくことが、発展への大きなインパクトを生み出すことになるであろう。

### 9-3 インパクト——経済的・政治的・社会的発展への寄与

さらに進んで、ベトナムおよびカンボジアにおける民法典整備、ラオスにおける民法関連法令の整備が、ベトナム、カンボジア、ラオスの経済・政治・社会の発展にどのように寄与しているかが問題なる。本調査研究は、これを民法典整備のインパクトの問題として捉えている。それは、民法(典)というアウトプットが、各国の法的発展というアウトカムに寄与したとして、さらに法的発展の領域を超えて、社会の発展の主要な指標である経済発展や政治発展(民主化)にまで寄与しているかどうかである。このインパクトの検証は、法改革を社会の開発・発展の手段として捉える開発法学の視点からは不可避的な重要性をもつ。

既述のように、ベトナム、ラオス、カンボジアは、近隣の他のアセアン諸国と比べても安定的な高成長を継続しており、そうした経済発展に民法(典)整備がどのように寄与し

えているかは、今後の研究の重要な課題である。また、これらの国の政治的安定や民主化の進展度と民法（典）整備の関係をフォローすることも、今後の重要な研究テーマとなるであろう。

#### 9-4 今後の課題

本調査研究は、今後、本報告書の随所で言及した追加調査事項をフォローしつつ、さらに以下の点を考察対象とする。すなわち、――

①ベトナムについては、2015年民法典の内容を分析し、2005年民法典との異同を確認する。

②カンボジアについては、民法典が法学教育および法曹養成の各場面でどのように用いられ、どのような成果を生み出し、また、どのような課題に直面しているか、その普及プロセスの実情を通じて具体的に探求する。

③ラオスについては、民法典草案の最新状況を分析し、民法関連の現行法令との異同を確認し、民法典の制定動向を探る。

これらの点についての考察を加えることにより、民法典のアウトカムおよびインパクトについて、さらに具体的な事案を通じて検証を進めたい。

【参考文献（邦文）】 編著者名の五十音順による。

鮎京正訓「ベトナム」同編『アジア法ガイドブック』（名古屋大学出版会，2009）

飯泉華子＝上田広美「カンボジア慣習法(1)」東京外大東南アジア学 5 巻（1999）

——「カンボジア慣習法(2)」東京外大東南アジア学 6 巻（2000）

——「カンボジア慣習法(3)」東京外大東南アジア学 7 巻（2002）

池部亮「ベトナム，カンボジア，ラオスの電気機械貿易構造の現状分析——中国およびタイとの間の国際分業構造の考察から」アジア研究 61 巻 3 号（2015）53-67 頁

石澤良昭「カンボジア・アンコール時代の法廷と訴訟問題」東洋史研究 43 巻 2 号（1984）  
101 頁

磯井美葉「カンボジアの不動産登記について」ICD NEWS 60 号（2014）33-43 頁。

石田暁恵「移行過程における法・制度」作本直行編『アジアの経済社会開発と法』（アジア経済研究所，2002）104 頁

石塚二葉「ベトナムの市場経済化・工業化と国家の制度能力」黒岩郁雄編『国家の制度能力と産業政策』（アジア経済研究所，2004）169-208 頁

伊藤俊行「アジアの法整備支援」読売新聞 2014 年 2 月 21 日 11 頁

今井明夫・岩井美佐紀編著『現代ベトナムを知るための 60 章』（明石書店，2004）

東京青山・青木・狛法律事務所『アジア・ビジネスの法務と税務——進出から展開・撤退まで』（中央経済社，2011）

上田義朗「ベトナム経済成長の安定化に向けて」流通科学大学論集（経済・情報・政策編）21 巻 1 号（2012）57-72 頁

戒能道厚「総論：『法整備支援』と比較法学の課題」比較法研究 62 号（2001）61 頁

片倉穰『ベトナム前近代法の基礎的研究』（風間書房，1987）

外務省「ベトナム基礎データ」（2014）外務省ホームページ

国際貿易投資研究所『ベトナムの経済発展要因・課題と我が国との経済関係の方向性（平成 20 年度）』（2009）

グエンティエン・ビン／寺村信道訳＝高杉直監訳「ベトナム民法典第二次改正における契約準拠法」同志社法学 66 巻 3 号（2014）925-935 頁

坂野一生「カンボジアの外国人区分所有法」，外国の立法：立法情報・翻訳・解説 258，（2013），

[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8382755\\_po\\_02580010.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8382755_po_02580010.pdf?contentNo=1)

&alternativeNo=, 閲覧日 2016.2.29)

桜井由躬雄＝石澤良昭編『東南アジア現代史Ⅲ ヴェトナム・カンボジア・ラオス（第2版）』（山川出版社，1988）

周達観／和田久徳訳注『真臘風土記——アンコール期のカンボジア』（平凡社，1989）

白石昌也『ベトナム』（東京大学出版会，1993）

鈴木康二『ベトナム民法』（JETRO，1996）

鈴木基義『ラオス経済の基礎知識』（ジェトロ，2009）

スチュアート・フォックス，マーチン／菊池陽子訳『ラオス史』（めこん，2010）

瀬戸裕之「ラオス」鮎京正訓編『アジア法ガイドブック』（名古屋大学出版会，2009）

269-271 頁

地球の歩き方編集室編著『アンコール・ワットとカンボジア 1997～1998 年版，1998 ～1999 年版，1999～2000 年版，2000～2001 年版，2001～2002 年版，2002～2003 年版，2003～2004 年版，2004～2005 年版，2006～2007 年版，2007～2008 年版，2008～2009 年版，2009～2010 年版，2011～2012 年版，2012～2013 年版，2013～2014 年版，2014～2015 年版，2015～2016 年版』（ダイヤモンド・ビッグ社，1997・1998・1999・2000・2001・2002・2003・2004・2005・2006・2007・2008・2009・2010・2011・2012・2013・2014・2015）折り込み地図

西村晶也「ベトナム人の由来」『現代ベトナムを知るための60章』（明石書店，2004）

西希代子「家族，相続」比較法研究 77 号（2015）120 頁

野澤正充「ラオスの契約法と日本民法（債権法）の改正」『松本恒雄先生還暦記念民事法の現代的課題』（商事法務，2012）

野村豊弘「ベトナム民法典の主要な改正点」ICD NEWS27 号（2006）67-68 頁

野村豊弘＝青木清＝大村敦志＝鈴木賢「アジアの民法」ジュリスト 1406 号（2010）26 頁

深沢瞳「制度改革と法整備支援Ⅰ——ベトナムのドイモイ政策路線と 1995 年民法典の關係に焦点を当てて」慶應義塾大学大学院法務研究科リサーチ・ペーパー平成 25 年度

——「制度改革と法整備支援Ⅱ——ベトナムのドイモイ政策の展開と 2005 年民法典改正の關係に焦点を当てて」慶應義塾大学大学院法務研究科リサーチ・ペーパー平成 26 年度

福井勇二郎「仏印法制の複雑性」法時 16 卷 10 号（1942）16-19 頁

- 「仏印法制管見」比較法雑誌 1 巻 4 号 (1951) 19-61 頁
- 古田元夫『ドイモイの誕生』(青木書店, 2009)
- ベトジョー(VIETJO)「ハノイ: 政治中枢に建設中の高層ビル 高さ制限違反か」2015 年 9 月 30 日 (<http://www.viet-jo.com/news/social/150929071501.html>, 閲覧日 2016.2.27)
- 「ハノイ: 高さ制限違反のビル 違法建築部分取り壊しへ」2015 年 10 月 8 日 (<http://www.viet-jo.com/news/social/151007082849.html>, 閲覧日 2016.2.27)
- 「行政サービスの満足度 最下位は土地使用権証明書発行」2015 年 10 月 14 日 (<http://www.viet-jo.com/news/social/151012065144.html>, 閲覧日 2015.10.14)
- 「ハノイ: 高さ制限違反のビル 罰金 54 万円と一部取り壊しで決着」2015 年 10 月 19 日 (<http://www.viet-jo.com/news/social/151016080104.html>, 閲覧日 2016.2.27)
- ベトナム首相府「ハノイ市バーディン区レーチュック通り 8B 番地における建築機関管理及び建築投資プロジェクトに関する政府常任会議における政府首相の結論」(2015 年 11 月 2 日)
- 増川智咲「ラオス: 静かなる高成長国の挑戦」海外投融資 2014 年 11 月号 12-15 頁
- 松尾弘「法整備支援における民法典整備の意義と課題」慶應法学 4 号 (2006) 39-40 頁
- 「ラオスにおける民法の発展」アジア法研究 6 号 (2012a) 162 頁
- 「開発プロセスにおける司法アクセスの改善への統合的アプローチ」慶應法学 23 号 (2012b) 15-30 頁
- 「開発法学のフロンティア(13)」法学セミナー723 号 (2015a) 62-66 頁
- 「開発法学のフロンティア(14)」法学セミナー724 号 (2015b) 66-70 頁
- 「開発法学のフロンティア(15)」法学セミナー725 号 (2015c) 60-64 頁
- 「ラオスにおける民法典編纂と法整備支援 序説/財及び所有権, 物的担保」比較法研究 77 号 (2015d) 106-110 頁, 128-136 頁
- 「開発における立法の意義と課題」法学研究 88 巻 1 号 (2015e) 339-367 頁
- 松本恒雄「インドシナ諸国における民法典の整備と開発」一橋研究 1 巻 2 号 (2002) 390 頁
- 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング「カンボジア経済の現状と今後の展望」(2013 年 3 月 27 日)
- 森嶋昭夫『『法整備支援』と日本の法律学』比較法研究 62 号 (2001) 120 頁
- 「ベトナム民法典の改正と日本の法整備支援」ICD NEWS 27 号 (2006) 65-66 頁
- 安田信之『東南アジア法』(日本評論社, 2000)



- 山田紀彦編『ラオス人民革命と第9回大会と今後の発展戦略』(アジア経済研究所, 2012)
- 山田紀彦「『チンタナカーン・マイ』を再考する」同編『ラオスにおける国民国家建設』(アジア経済研究所, 2011) 11-19 頁, 20-29 頁
- 吉川利治「ラオス, 東北タイ慣習法に見られる仏教戒律」佐々木教悟編『戒律思想の研究』(平楽寺書店, 1981) 265-305 頁
- 「東北タイ及びラオスの古代法」国立民族学博物館研究報告 8 巻 1 号 (1983) 54-59 頁
- 四本健二「カンボジア」鮎京正訓編『アジア法ガイドブック』(名古屋大学出版会, 2009) 199-200 頁
- リエン, ホアン・テェ「ベトナム 2005 年民法典制定過程におけるベトナムと日本の協力について」ICD NEWS 27 号 (2006) 52-64 頁

【参考文献（欧文）】 編著者名のアルファベット順による。

Anonym, “Gov’t Removes Tenants From Site of Fire”, *The Cambodian Daily*, 19 June 2001, <https://www.cambodiadaily.com/archives/govt-removes-tenants-from-site-of-fire-23464/> (閲覧日 2016.2.28).

Anonym, *The Cambodia Daily*, 24-25 Aug 2013

Anonym, “Second fire sweeps through slum in Cambodian capital”, *The Irish Times*, 28 November 2001, <http://www.irishtimes.com/news/second-fire-sweeps-through-slum-in-cambodian-capital-1.405389> (閲覧日 2016.2.28).

Anonym, “Fire site gutted”, *The Phnom Penh Post*, 22 June 2001, <http://www.phnompenhpost.com/national/fire-site-gutted> (閲覧日 2016.2.28).

Anonym, *The Phnom Penh Post*, 19 Aug 2013

Anonym, “5-year economic development plan doesn’t win economists hearts,” *Viet Nam Net Bridge*, 27 September 2011 (閲覧日 2016.2.28).

Anonym, “TIMELINE Phnom Penh’s decade of land evictions”, 3 October 2008, <http://www.phnompenhpost.com/national/timeline-phnom-penhs-decade-land-evictions> (閲覧日 2016.2.28).

BBC News, “Thousands homeless in Cambodia fire”, BBC, November 26 2001, (<http://news.bbc.co.uk/2/hi/asia-pacific/1677469.stm>, 閲覧日 2016.2.28)

Carmichael Robert, Lon Nara, “Capital’s worst slum fires make thousands homeless”, *The Phnom Penh Post*, 7 December 2001, (<http://www.phnompenhpost.com/national/capitals-worst-slum-fires-make-thousands-homeless>, 閲覧日 2016.2.28)

Chakrya, Khouth Sophak, *Accusations traded in Kandal lake ‘land grab’*, *The Phnom Penh Post*, 7 January 2016, (<http://www.phnompenhpost.com/national/accusations-traded-kandal-lake-land-grab>, 閲覧日 2016年1月18日)

Champagne, Bethay, “Massive redevelopment for Phnom Penh slums”, *The Phnom*

*Penh Post* 2 January 2004,

(<http://www.phnompenhpost.com/national/massive-redevelopment-phnom-penh-slums>,  
閱覽日 2016.2.28)

CNN, “*Thousands homeless after Cambodia fires*”, (November 28 2001),

<http://edition.cnn.com/2001/WORLD/asiapcf/southeast/11/28/cambodia.fire/index.html>

(閱覽日 2016.2.28).

Decree No. 108/ND-CP

Decree No. 23/2007/ND-CP

DISCOVERY COMPLEX II 67 TRẦN PHÚ,

<http://discoverycomplexletruc.com/vi-tri-chung-cu-8b-le-truc/> (閱覽日 2016.2.27)

—— <http://discoverycomplexletruc.com/tien-do-thi-cong-discovery-complex-2-67-t-ran-phu-moi-nhat/> (閱覽日 2016.2.27)

Gillespie, John, “Concept of law in Vietnam: transforming statist socialism,” in: Peerenboom, Randall (ed.), *Asian Discourses of Rule of Law*, Routledge Curzon, 2004, pp. 146-182

Gottesman, Even, *Cambodia: After the Khmer Rouge*, Yale University Press, 2002

LICADHO, *Land Grabbing & Poverty in Cambodia: The Myth of Development*, A LICADHO Report May 2009

Ministry of Justice, Vietnam, “Procedures of Marriage Registration with Foreign Elements”,

[http://moj.gov.vn/tthc/TTHCEn/Lists/AdministrativeProcedures/View\\_Detail.aspx?IdTTHC=2](http://moj.gov.vn/tthc/TTHCEn/Lists/AdministrativeProcedures/View_Detail.aspx?IdTTHC=2) (閱覽日 2015.10.10)

——Notarizing House Leasing Contract

[http://moj.gov.vn/tthc/TTHCEn/Lists/AdministrativeProcedures/View\\_Detail.aspx?IdTTHC=78](http://moj.gov.vn/tthc/TTHCEn/Lists/AdministrativeProcedures/View_Detail.aspx?IdTTHC=78)

Ngaosyvathn, Mayoury, “An Introduction to the Law of Khun Borom,” in: Andrew Huxley (ed.), *Thai Law: Buddhist Law*, Orchid Press, 2006, pp. 73-80

Nielsen, Thomas Gam, Chrann Chamroeun, “As Prices rise, the slums move out”, *The Phnom Penh Post*, 28 November 2008,

(<http://www.phnompenhpost.com/national/prices-rise-slums-move-out>, 閱覽日

2016.2.28)

Rose, C. V., "The 'New' Law and Development Movement in the Post-Cold War Era: A Vietnam Case Study," *Law and Society Review*, Vol. 32, 1998, pp. 93-140.

Sidel, Mark, "Vietnam," in: Poh-Ling Tan (ed.), *Asian Legal Systems*, Butterworths, 1997, pp. 356-389.

Sisovann, Pin and Brian Calvert, "*Too Little Water at Squatter Commune Fire*", The Cambodian Daily, (May 26 2001),

<https://www.cambodiadaily.com/archives/too-little-water-at-squatter-commune-fire-22982/> (閲覽日 2016 年 2 月 28 日)

Radio Australia, "*Cambodia slum fire leaves thousands homeless*", (December 19 2011),

(<http://www.radioaustralia.net.au/international/2008-04-11/cambodia-slum-fire-leaves-thousands-homeless/41316>, 閲覽日 2016.2.28)

Vink, Jonh, "Cambodia: Slum fires. 2001", *Magnum Photos*,  
<http://www.magnumphotos.com/C.aspx?VP3=SearchResult&ALID=2TYRYD1X9IB9>,

(閲覽日 2016 年 2 月 28 日)